



第 3 部 各産業の現状・建議

第 3 部 各产业的现状及建议

第1章 農林水産業・食品

中国の加工食品市場は年率二ケタもの成長を続け、3兆元にせまる世界でも有数の規模となっている。その内容も嗜好の多様化を反映し、より高付加価値化が進む。一方中国製食品の安全性を疑わせる報道は収束するきざしが見られない。中国政府は食の安全を国の重点課題として取り組み、2014年には食品安全法をさらに厳格化した改正案も提示された。中国で安全、安心な食品が流通されるためには関連する法整備、適正な取り締まりと合わせて、なによりも食品事業者のモラル向上が望まれる。

2014年の動向および回顧

中国政府の腐敗防止の取り組みの結果、超高級の料理や酒類の消費は落ち込むかわら、国民の所得の向上、豊かで多様な生活を求める消費行動により、日本食など外国料理、加工食品の消費は増え続けている。一方著名な食肉加工メーカーが期限切れ肉を使用する等中国の食に関する問題は根深く、偽装、汚染、有害食品の報告は一向に無くなる気配がない。

2014年は食に対する関心の高まりを背景に中国政府も食の安全を国の重要な課題として取り組んできた。食品安全法の抜本的見直しが進められ、一義的な責任者を食品製造販売者とし、食品安全法を遵守しなかった場合の罰則の強化など改正案が示された。中国日本商会も主に公正、現実的な対応という観点からパブリックコメントを提出してきた。中国で販売される食品が安心して消費者に届くようになることは、食品事業に携わるものとして喜ばしいことであり、ぜひパブリックコメントを十分に考慮いただき、適正な法整備と公正な運用を求めたい。

在中国日系企業が直面している問題点

生産許可関係

一言で食品と言ってもその分野は多岐に渡り、一部の食品について中国政府の関係機関が詳細まで把握できておらず、既存の食品分類にない新分野への対応ができていない。例えばQS認証カテゴリーでは、以前から中国従来食品を定義したものが多く、「弁当」「サラダ」といったカテゴリーが存在しなかった。食品分類には「その他食品」という分類があるが、標準類が設定されていないため新分野の食品認証手続きがなかなか進まない、あるいはQS取得における審査対象としても認められないといったケースがあった。また標準策定や許認可手続きに関するスケジュールが示されることも少なく、新規分野へ

の参入計画が策定しにくい。さらに過去には許認可申請の過程において当該食品と関連の無いと思われる資料を要求される等、手続の効率が悪く許認可を得るまでの時間がかかっている事例もあった。

食品の生産許可証について、地域により運用が異なり中国内の複数の地域で事業を展開する企業が混乱する事例があった。例えば、同一企業が既に許認可を受けた製品を他省で生産するため許認可申請をしたところ、これまでの実績が全く勘案されず、許認可を得るまでに非常に長い時間を要したケースもあった。また食品を管轄する部署が中国国家食品薬品監督管理総局に変更になったことにより、一時期管轄する部署が政府のどの機関なのか混乱する事例もあったが、この点に関しては現在徐々に正常化してきている。

輸入食品中の樹脂製容器の可塑剤溶出が問題となった際、新たな標準値が設定されたが、その値が中国内の分析技術に則さない値だったため、問題の有無を証明する方法がなかったという事態も発生した。さらに分析技術については公的試験・検査機関における検査結果が企業の分析結果と乖離している場合や、検査結果そのものも示されない事例もあった。世界的には分析技術の向上により微量成分の分析や一斉分析ができるようになっており、実態に応じた技術レベル向上が望まれる。

模倣品の取り締まりに関しては各地政府の協力により摘発されるケースも増えてきた。しかし模倣品業者の撲滅には至っておらず、市場には未だに模倣品が散見される。さらに一度摘発されたにも関わらず場所を変えて再び犯罪行為に及ぶ悪質業者も後を絶たない。

食品輸出入関係

食品輸入に関して、通関業務の運用が地域によって異なり、国内の複数地域で事業を展開する日系企業が混乱するケースが起きている。例えば通関時に適用される標準が地域によって異なり、企業側の判断を困難にしている場合がある。通関後衛生証書発行までの手続についても通関によって異なり、震災後の輸入規制についても地域で輸入可能品に差異が生じている。運用の統一が輸入手続の円滑化につながると考える。

食品・食品添加物の輸入から衛生許可書発行までに時間がかかりすぎるのも継続した問題である。通関する場所によっても異なるが、ある場所では中国到着後約10日間で通関が終わり、その後サンプル検査が開始され、検査に2週間を要した。この点については、検査日数の短縮が図られるなどの一定の改善が見られたが、衛生証明書

が届くのに10営業日を必要とし、食品を客先に提供できる日数は約1カ月もかかったままである。さらに同じ品目を複数回輸入しても同様の手順を必要とし短縮されることはない。商品は衛生証書がないと流通できないため、賞味期限が短いものは廃棄せざるを得ないケースもあり、企業収益を悪化させる一因となっている。

食品の輸出業務については、ペーパーレス化等手続簡素化の動きはあるものの、現場では運用されておらず、さらに輸出食品の検査日数に関してはむしろ延長された事例もあり、業務効率化の妨げとなっている。

2011年の東日本大震災、福島第一原子力発電所の事故から4年が経過したが、依然として輸入規制を受けており、これは他国の対応と比較しても非常に厳しいものである。2014年には中国日本商会からも科学的なデータを基に規制範囲を縮小する要望書を国家質量監督検閲検査総局へ提出した。一刻も早く規制が解除され震災復興に中国でビジネス展開する日系関係企業も貢献できる日を望んでいる。

また香港などからの密輸食品が依然存在していることも継続した問題である。密輸貨物は税金を逃れているため価格が低く正規商品ではありえないような価格設定で販売されている。正規の輸入業者が不利とならないよう厳格な取り締まりを望む。

食品物流関係

中国の小売業はコンビニエンスストアをはじめとする量販チェーンが増えており、かつそれらの店舗の多くがチルド商品を扱うようになってきている。チルド網は北京・上海等の大都市のみならず、高速道路の延伸と共に地方都市へも徐々に整備されつつある。チルド商品を扱う物流業者は増えているが、管理がずさんな業者も少なくなく、チルド温度帯を保持できていない場合が散見される。チルド商品を確実に管理できる物流業者がさらに増えることで中国国民の食生活がさらに豊かになることを期待したい。

<建議>

<生産許可関係>

- ①新しい業務分野の標準策定や企業標準の更新など、敏速な対応ができるよう政府内の体制を整えてほしい。
- ②食品分野の許認可申請において、地域による不統一な運用を改善いただき、公平かつ効率的なものとしてほしい。
- ③食品分野の分析について、測定技術の現状を踏まえて標準を作成し、公的試験機関の検査結果については開示していただく等、透明性を向上させてほしい。
- ④模倣品の取り締まりについては、各地の政府機関で情報を共有する等さらに強化し、著名な商標に対しては登録申請時に却下するなど厳

格な運用をお願いしたい。

<食品輸出入関係>

- ⑤食品輸入手続に関して、地域による不統一な運用を改善し、公平かつ効率的なものとしてほしい。
- ⑥食品および食品添加物の輸入から衛生証書発行までの時間については、手続の迅速化によるさらなる短縮を要望したい。
- ⑦食品輸出に関して、手続のペーパーレス化、検査期間の短縮等、効率的な運用ができるようにしてほしい。
- ⑧東日本大震災後の日本産食品の輸入規制については、まずは食品輸入上問題となっている事項を明確化し安全証明の必要書類に対して統一見解を出していただき、科学的に合理的な範囲まで縮小してほしい。また地域または時期によつてのCIQの取り締まりに差が生じないことを要望したい。
- ⑨香港等からの密輸食品取り締まりについてはさらなる強化を希望する。

<食品物流関係>

- ⑩道路貨物輸送に関して、大都市だけでなく地方においても安定したチルド配送網の構築に支援をお願いしたい。
- ⑪小売業の発展形態に則して対応できるよう管轄当局間の調整がスムーズとなるよう配慮いただきたい。

第2章 鉱業・エネルギー

1. 石炭

2014年は中国の石炭業界にとっては正しく激動の1年であった。石炭火力がその8割を占めると言われる中国の火力発電量だが、近年では、中国の経済成長の減速、ここ数年の経済成長に合わせての石炭生産増による供給過多、石炭火力に対する環境規制、さらには水力発電量の台頭に影響を受けて、中国国内の発電用一般炭価格の指標である環渤海指数(5,500NAR)の下落が顕著となっている。当該指数は、2011年11月の853元/トン进行ピークとして以降下落が進み、2014年に入ってもその下落は止まらず、年初の610元/トンから水力発電量も多い夏場の8月下旬時点で478元/トンを記録。これが2010年10月の環渤海指数設立以来の最安値となった。その後、年末の冬場需要、水力発電量の減少、国内大手サプライヤーと需要家間の2015年の年間契約価格交渉に向けて指数は上昇していったが、2015年に入り国内年契約交渉が一段落すると、指数は執筆時点の2015年4月上旬で469元/トンと、早くも昨年記録した最安値を下回り、下落を続けている。

図1：環渤海指数5,500NAR推移



出所：秦皇島海運煤炭交易市场

目まぐるしく移り変わる 中国の石炭を取り巻く環境

発電需要の低迷

中国の経済成長の減速も影響し国内では電力発電量が伸び悩みを見せている。確かに引き続き国内総発電量は伸び続けてはいるが、2014年の前年比伸び率はここ数年と比較して明らかに鈍化している。特に火力発電量に至っては、ここ十数年で初めて前年比減少に転じた。

又、注目すべきは総発電量に対する火力発電量の割合低下であり、火力発電量の約8割が石炭火力であるため、石炭需要減少に直結し国内の石炭価格低迷の主要因の1つとなっている。

表1：中国の電源別発電量推移（単位：百万kWh）

暦年	火力 発電量	水力 発電量	その他 発電量 (風力・ 原子力 等)	総発 電量	火力 発電量 割合(%)	総発 電量 前年比 伸び率 (%)	火力 発電量 前年比 伸び率 (%)	GDP 成長 率(%)
2008	27,900.8	5,851.9	816.5	34,569.1	81%	5%	2%	9.6%
2009	29,827.8	6,156.4	1,162.3	37,146.5	80%	8%	7%	9.2%
2010	33,319.3	7,211.7	1,540.6	42,071.6	79%	13%	12%	10.4%
2011	38,337.0	6,989.5	1,803.7	47,130.2	81%	12%	15%	9.3%
2012	38,554.5	8,608.5	2,214.7	49,377.7	78%	5%	1%	7.8%
2013	42,358.7	9,116.4	2,500.7	53,975.9	78%	9%	10%	7.7%
2014	42,049.3	9,439.5	3,148.8	54,637.6	77%	1%	-1%	7.4%

出所：中国国家统计局

注釈：2014年の発電量は執筆時点では未公表のため、執筆者独自の集計による推定。

供給過多の深刻化

中国では2013年まで、石炭の国内生産量と海外からの輸入量（併せて供給量）は顕著な伸びを示していたが、消費量（需要量）に関しては供給量の伸びを見せておらず、その結果、生産量は原炭ベース、消費量は精炭ベースという差異はあるが、年間で数億トンもの石炭が供給過多となっていることがデータから見て取れる。この慢性的な供給過多の状況は、昨今の継続的な石炭価格の低迷を導く要因となっている。

多くの石炭企業の限界生産コストは約500元/トンと言われているが、(1)で論じたように2014年後半以降の国内石炭価格は、冬場の一時を除いては既にそれを下回っており、2014年通年では中国の石炭生産者の実に8割が赤字になったと見られている。

その現状を危惧した中国政府は、国内の石炭生産者を救済すべく2014年期中からさまざまな政策の施行を開始した。①その第一弾となったのが生産量の削減であり、8月には神華集団、中国煤炭、同煤集団等の大手石炭者に対して前年比約10%の生産量削減を命じ、結果として2014年の石炭生産量は前年比で1億トン（2.5%）減少した。②ほぼ同時期に前年比で合計5,000万トンの輸入削減も指示しており、大手電力会社各社に対して合計で約2,000万トンの輸入削減を指示した。③10月には、ゼロとなっていた石炭の輸入課税を2007年以来再開し（褐炭は既に2013年から3%課税導入済み）、原料炭・無煙炭に3%、一般炭に6%、その他の石炭（亜瀝青炭）に5%の輸出税が課されることとなった（尚、イン

ドネシア等FTA締結国は所定手続を踏めば免税。オーストラリアとは2014年11月にFTAに合意済みも、2015年4月上旬の執筆時点では正式締結はされておらず引き続き課税対象国である）。

多様な政府主導による環境変化の結果として、2014年の石炭輸入量（褐炭も含む）は10数年振りの前年比減となり、約2億9,200万トン（量にして3,500万トン・率にして10.8%減）に止まった。

表2：中国の石炭需給推移（単位：百万トン）

暦年	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
供給量	生産量	2,716	3,050	3,413	3,463	3,650	3,969
	輸入量	44	133	185	224	289	327
	合計	2,760	3,182	3,598	3,687	3,939	4,296
輸出量	45	22	19	12	9	7	6
需要量 (消費量)	2,811	2,958	3,122	3,430	3,526	3,610	3,505
供給量 －(輸出量 ＋需要量)	-97	202	457	245	403	679	651

出所：中国国家统计局、中国海関総署、中国煤炭市場網
注釈：輸入数量には褐炭を含む

石炭に対する品位管理規制の施行開始

現在、中国の石炭関係者の間で注目されているのが、2015年1月1日から施行が開始された石炭に対する品位管理規制策である。

本政策は2014年9月中旬に政府から概要が発表され、その具体的な運用基準・方法が年末にかけて明らかとなり、最終的には予定通り2015年1月1日から施行が開始された。そもそもは環境保護の観点から石炭品位を規制するものとして政府が打ち出したものであるが、表3にある政府が設定した規制値に対し、それぞれの分析値の内どれか1項目でも数値が規制値を超えてしまった場合には、輸入・販売・遠距離輸送が出来ないこととなる。灰分、硫黄分、正味発熱量に関しての規制はさほど厳しい設定では無いものの、これまで揚げ地で積極的に分析が行われていなかった5つの微量元素（水銀、ヒ素、燐、塩素、フッ素）が分析項目に加えられたことの影響が大きい。中国への石炭輸入を行っていた海外サプライヤー、トレーダー、国内需要家にとっては、品位検査で不合格となった場合のシブバックのリスクを考えると輸入を控えざるを得ない大きな懸案材料となった。

表3：石炭に対する品位管理規制の概要

品位 DB : Dry Basis ARB : As Received Basis	規制値			
	褐炭		その他の炭種(褐炭以外)	
	通常 距離輸送	遠距離輸送	通常 距離輸送	遠距離輸送
	600km以下	600km以上	600km以下	600km以上
灰分(DB), %	30%以下	20%以下	40.0%以下	30.0%以下
硫黄分 (DB), %	1.5%以下	1.0%以下	3.0%以下	2.0%以下
正味発熱量 (ARB) MJ/kg	-	16.5MJ/kg 以上	-	18.0MJ/kg 以上
		3,941kcal/ kg以上		4,330kcal/ kg以上
水銀 (DB)	0.6 μ g/g以下			
ヒ素 (DB)	80 μ g/g以下			
燐 (DB)	0.15%以下			
塩素 (DB)	0.3%以下			
フッ素 (DB)	200 μ g/g以下			

政策が施行されてから3カ月間が経過したが（執筆時の2015年4月初旬時点）、本政策による影響は通関統計の数字にも顕著に表れている。中国の2015年1～2月の褐炭を含む石炭輸入量は合計で3,204万トンとなり、前年同期比で実に45.3%の減少に転じている。

本規制策は輸入炭・国内炭共に対象となるはずであるが、国内炭に関しては遠距離輸送され対象となっている石炭であったとしても実際に検査されたという報告は無い。

石炭業界の今後の展望

2014年の中国の褐炭を含む石炭輸入量は、ここ十数年来で初めての減少となる約2億9,000万トンであったが、今年2015年の輸入量は前年比15%程度減少し2億5,000万トンを下回り、場合によってはそれよりもさらに大きく減少するのではないかとの見通しもある。石炭消費量を減少させ、再生可能エネルギーの使用比率を上昇させることで、環境に配慮した取り組みを推進させていることを世界に示そうとしている中国であるが、世界最大の石炭消費国である中国での石炭需要減退、各種政策による消費・輸入量減少は、既に中国のみならず世界の石炭業界全体に大きな影響を及ぼしている。

中国炭輸出復活の可能性

世界一の石炭生産量、並びに石炭消費量を誇る中国であるが、2000年代前半までは世界でも有数の石炭輸出国であった（石炭輸出量のピークは2003年の約9,400万トン）。

現在、中国国内では石炭の販売に対しては17%の増値税が設定されているが、輸出を拡大し始めた1990年代後半からは、輸出に対しては一定率の増値税還付が認められ、政府も輸出を奨励していた。しかしながら2006年9月に増値税還付は取り消され、2カ月後の2006年11月には原料炭に対して当初は5%の輸出税を設定。その後、国内需要の拡大を背景に、2008年8月には全ての石炭に10%の輸出税が課され、これが中国炭の国際市場における価格競争力を失わせ、輸出量を減少させた大きな

要因の一つとなった。

昨年2014年12月に、中国政府は低迷する国内石炭市況へのテコ入れと国内石炭企業の救済の観点から、石炭の輸出税率を現行の10%から3%に引き下げを正式に発表。輸出税率は2015年1月1日から実際に3%に引き下げられた。しかしながら、この7%の減税分を加味しても現状の中国炭輸出コスト・価格は世界市況から大きく乖離しており、輸出量を回復させる条件は整っていない。

ここ数年、世界市場でも石炭は供給過多という状況になっており、国際市況低迷下で中国炭が輸出競争力を発揮することは難しい環境ではあるが、近距離ソース・或いは供給ソース多様化を考え、今でも多くの日本の需要家が中国炭の輸出復活を期待している。中国炭輸出復活のためには、まずは輸出税の完全撤廃、さらには増値税還付制度の再施行が期待される。中国、日本両国の友好関係強化、ひいては石炭ビジネスを通じた互いの発展のためにも、中国炭が再び国際市場に登場し、日本向けにも過去の実績に迫る数量でもって長期安定的に供給される日を待ち望むばかりである。

<建議>

①石炭輸出における輸出関税の“完全”撤廃および増値税還付の再開

中国の石炭輸出においては、2006年9月に増値税の還付が取消され、2006年11月から原料炭のみ5%、2008年8月からは原料炭・一般炭ともに10%の輸出関税賦課となっていたが、2014年12月にその税率を10%から3%に引き下げることがようやく正式決定され、2015年1月1日より施行が開始された。高コスト体質といわれる中国の石炭企業は、近年の石炭市況の低迷に苦しめられており、実に全体の80%の会社が赤字に陥っているともいう。そのよ

うな中での本政策の施行は、赤字に苦しむ多くの石炭企業に対して、中国政府として、少しでも彼らが販売を増やし利益を享受できる環境・機会を提供しようという狙いが背景にあると思われるが、価格面で見ても7%の“減税”程度では、国際市況において中国炭にはほとんど競争力が生まれないというのが実情である。

中国国内の発電用一般炭価格の指標である環渤海指数(5,800NAR)の2015年4月上旬の価格は514元/トン、輸出税賦課前で約83ドル/トン。それに対し豪州一般炭価格の指標であるGlobal Coal Index(6,000NAR)の同時期における価格は約58ドル/トン(6,000NAR)で、価格比較のために単純に発熱量等価すると、約56ドル/トン(5800NAR)。一方で、中国炭には2015年1月以降は3%の輸出税が適用となるので、中国炭の価格は約86ドル/トンとなり、その差はFOB価格(5800NAR等価)比較で実に約30ドル/トンとなる。日本までの海上輸送運賃で、近距離である中国炭に7～8ドル/トン(2015年4月上旬パナマックス船スポットベース)の分があったとしても、日本着の価格では20ドル/トン以上の差となり、中国炭にはほとんど競争力が無く、中国炭の輸出増にはつながっていない。

日本では2016年の4月にも電力小売りが「完全」自由化されると言われており、各電力会社はいかに安く原料を調達できるかが、競争力のカギとなるであろう。その中でも火力発電の原料となる石炭は、他の燃料と比較しても価格面での優位性が有り、また原子力発電の見通しが立ちにくい中では、日本における発電用一般炭需要は今後も高まっていくものと思われる。そのような環境下、過去に中国炭にまだ価格競争

表4：中国の石炭輸出量、輸出税推移 (単位：百万トン)

暦年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
輸出量合計	58.8	85.9	85.8	93.9	86.6	71.7	63.3	53.2
日本向け数量	16.5	26.7	27.6	31.3	29.0	23.2	20.6	15.7
日本向け割合	28%	31%	32%	33%	33%	32%	33%	30%
増値税還付率 (施行開始月)	13%	13%	13%	13%	一般炭/無煙炭:11% 原料炭: 5% (1月～)	一般炭/無煙炭: 8% 原料炭: 5% (5月～)	増値税還付 ゼロ(9月～)	
輸出税 (施行開始月)							原料炭: 5% (11月～)	原料炭: 5%
暦年	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015年
輸出量合計	45.4	22.4	19.0	12.1	9.3	7.3	5.8	-
日本向け数量	13.4	6.4	6.5	6.3	4.0	3.1	2.2	-
日本向け割合	29%	29%	34%	52%	44%	42%	38%	-
増値税還付率 (施行開始月)								
輸出税 (施行開始月)	全ての 石炭: 10% (8月～)	全ての 石炭: 10%	全ての 石炭: 10%	全ての 石炭: 10%	全ての 石炭: 10%	全ての 石炭: 10%	全ての 石炭: 10%	全ての 石炭: 3% (1月～)

出所：中国国家统计局

力があつた際の取引実績や、有事の緊急調達のための近距離ソースとしても、中国炭が再び日本向けに本格輸出されることを望む需要家の声も多い。ゆえに、両国経済関係のさらなる発展のためにも、中国での石炭輸出における輸出関税の“完全”撤廃、ひいては増値税還付の再開を強く要望する。

②石炭関連政策の発表における明確な内容と運用基準

中国政府は2014年に国内石炭市況の回復と環境保全を主眼として、国内石炭生産量の削減、輸入量の制限、輸入税の導入、輸出税の減税、販売・輸送・使用品位規制、資源税率の改定等のさまざまな政策を打ち出した。しかしながら、それら政策は時として公示から施行までの時間が短かったり、その適用が不明瞭であったりした。特に石炭の販売・輸送・使用品位規制については、発表時点でもその解釈が議論を呼び、その運用詳細が判明するまでに時間がかかり、施行開始後によりやく運用実態がつかめるというような項目もあり、中国向けに石炭販売を行っている関係者は対応に苦慮したというのが現状である。

今や世界一の石炭輸入国となった中国において、そのよう品位規制は世界の石炭市況にも大きな影響を与えるものでもあるので、今後の各種政策の発表においては、より明確な内容と運用基準を伴って開示されることを強く要望する。

2. レアアース

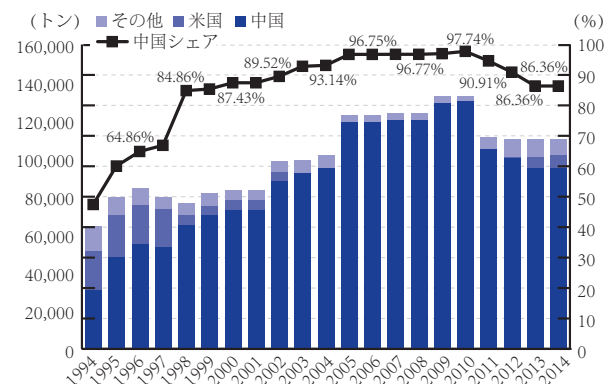
レアアース（希土類）は、永久磁石、ガラス研磨剤・添加剤、自動車排ガス等の助燃媒、蛍光体などに使用され、ハイテク産業分野を中心に現在の日本の産業界にとって不可欠な金属資源である。世界生産の9割以上を中国が占め、日本もレアアース資源の大部分を中国からの輸入に依存しているため調達リスクが高く、供給面での不安定性が指摘されてきた。ここ数年は、世界経済の低迷や省使用の推進によりレアアース需要は鈍化、また米・豪をはじめとした供給源の多様化が再び進展し、日本の対中依存度も低下傾向にある。

レアアースは主に、軽希土類（La:ランタン、Ce:セリウム、Nd:ネオジム 等）と、重希土類（Y:イットリウム、Tb:テルビウム、Dy:ジスプロシウム 等）に分類される。一般的にレアアース鉱床は中国にしか存在しないと思われがちだが、重希土類を豊富に含むイオン吸着型の鉱床は中国南部一帯にしか存在しない一方で、軽希土類の鉱床は世界中に広く分布している。しかし、国別の生産量を見てみると、鉱床が広範分布する軽希土類も含めて、レアアースの生産は極端に中国に集中している状況が続いている。

中国レアアース産業と政策

中国レアアース産業は1970年代に始まり、80年代の大規模鉱床の発見、精製・分離技術の発達で開発が加速、高利益産業であったこと等を背景に90年代に急速に拡大した。90年代半ばになると、中国からの安価なレアアースの供給増加を受けてレアアース価格は下落、米・豪などが生産から撤退し、中国の独占状態が作られた（図1）。中国国内の産業も、価格下落から規模拡張に走り、効率の低下、収益性の悪化、環境負荷の増大といった矛盾が生じた。

図1：世界のレアアース生産量の推移



出所：USGS Mineral Commodity Summaries

改革開放期のレアアース政策は、急激な経済発展の波に乗ってやや粗放であった感がある。例えば、鉱産品輸

出に対する税還付が行われていた状況の中で輸出割当制度が導入されるなど、方向性が異なる政策が同時に実施されていた時期もある。

生産が盲目的に拡大し、同時に“闇の生産ルート”が跋扈する状況が問題視され始めた2000年代半ば以降は、生産規模の抑制と生産効率の向上、乱掘や違法採掘への対策、環境保護など管理監督強化がレアアース政策の柱となった（表1）。これらの政策は一定の成果を得るも、産業内の矛盾点の多くは残されたままである。

表1：中国政府による主なレアアース産業政策

開始時期	内容
1985年2月	レアアース鉱産品輸出に対する税還付を開始(還付率17%)
1999年1月	レアアース製品の輸出割当制度が開始
2004年1月	レアアース鉱産品輸出に対する税還付を廃止(還付率13%→なし)
2006年11月	レアアース金属鉱および酸化物の輸出関税の徴収開始(税率10%)
2007年	レアアース鉱産品および精錬分離製品を指令性生産計画対象品目に指定
2007年～2012年	レアアース資源の輸出関税を鉱種ごとに順次引き上げ(10%→15～25%)
2010年5月	国務院「稀土業界の持続的かつ健全な発展に関する若干の意見」発表
2011年	レアアース企業の環境保護検査を開始、合格企業リスト公表
2011年4月	レアアース資源税の税率引き上げ(3元/トン→軽希土60元/トン、重希土30元/トン)
2012年	レアアース業界参入条件を新たに規定
2012年6月	レアアース資源専用の増値税領収書を導入
2013年	レアアース等鉱産資源の合理的な開発に関する“三率”基準を制定
2014年	落後(立ち遅れた)生産能力の淘汰目標の対象品目にレアアースを追加
2014年	レアアース違法産業チェーン取り締まり特別活動を実施
2015年1月	輸出割当品目からレアアースが対象外に

出所：各種報道より筆者作成

WTOパネル報告書を受けた各種輸出規制の撤廃

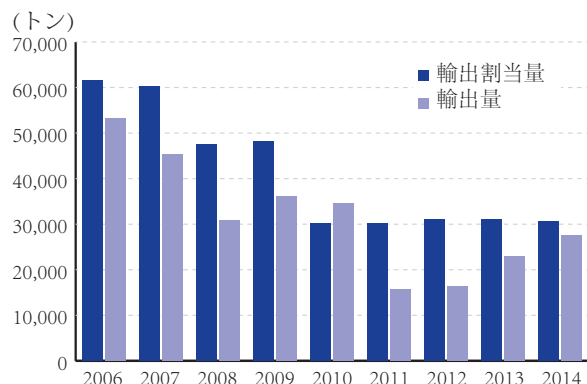
2006年にレアアース輸出関税の賦課が開始されたが、2010年の第二期からはレアアース輸出割当量が大幅に削減され、また2011年3月にはレアアース鉱石の資源税も大幅に引き上げられた。中国税関での最低輸出価格指導に加え、供給減を見越した投機筋の資金流入も相まってレアアース価格も急騰し、世界的に供給懸念が広まった。

これに対して、米国、EUおよび日本は、輸出割当制度や輸出関税賦課など中国のレアアース、タングステン、モリブデンの輸出を制限する一連の措置がWTO規則に違反するとして、2012年3月に協議要請を行い、4月に協議を行ったが解決に至らなかったため、同年5月、WTOに対して本件に関する紛争処理小委員会（パネル）の設置を要請、翌月紛争解決機関会合でパネル設置が承認された。その後、パネル会合を経て、2014年3月、中国のレアアース輸出を制限する一連の措置はWTO規則に違反するとの報告書が公表された。4月に中国はパネル報告書の内容を不服として上級委員会に上訴したが、2014年8月にパネル報

告書を支持する内容の上級委員会報告が公表され、同月の紛争解決機関会合で正式に採択された。このWTOパネル報告書を受け、2014年12月、商務部は、2015年の輸出割当品目からレアアース製品を除外している。

輸出割当制度に関しては、割当量が前年比で大幅に削減された2010年を除けば、実際の輸出量が割当量に満たない状況が続いており（図2）、今回の輸出割当の撤廃が世界市場に大きな影響を及ぼすことはないとの見方が強い。一方、中国国内では輸出割当の撤廃により、いまだ存在するレアアースの“闇の生産ルート”による輸出が容易となるなど、違法生産行為へ対する監督管理が難しくなるとの懸念の声も上がっている。

図2：中国の輸出割当量と輸出実績量の推移



出所：『中国稀土』（安泰科）

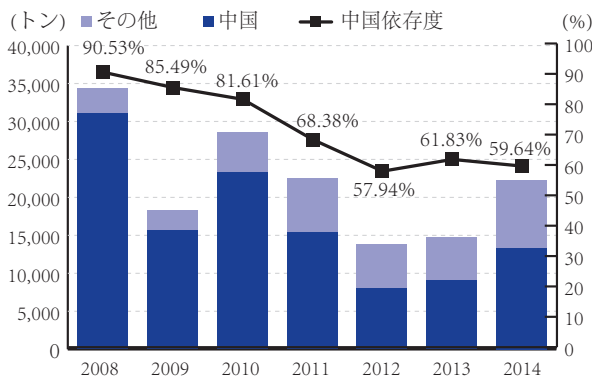
中国依存からの脱却

過度の中国依存からの脱却を目的として、2010年以降、米国、オーストラリア等でレアアースの生産が再開した。米Molycorp社や豪Lynas社なども近年では生産量、販売量ともに拡大させており、これに伴って世界生産総量に占める中国の割合も減少傾向にある（図1）。

日本のレアアース資源の調達先も多様化に向かいつつあり、一時90%近くであった中国への依存度も2008年頃を境に低下を続け、近年では60%前後まで下がっている（図3）。

世界的な供給源の多様化が再び進展することは、日本をはじめとしたレアアース消費国にとって資源の安定供給の面から歓迎すべき状況であり、中国国内においても「資源保護に繋がる」として歓迎する声が聞かれる。

図3：日本のレアアース輸入先の推移



出所：財務省通関統計

レアアース価格と消費動向

供給元の多様化が進む一方で価格下落は続いている。ランタン、セリウムは2015年に入り2011年の急騰以前の水準まで落ち込んでいる。磁石用のプラセオジウム、ネオジム、ジウム等は急騰以前の水準までは戻っていないが価格下落傾向は続いている。また、2011年の急騰以降、数度にわたって投機資金流入により価格が高下するトレンドが見られており、今後も投機筋の影響を受ける場面も想定される。

ここ数年、中国国内では、泛亜非鉄金属取引所（雲南省）、天津渤海商品取引所（天津市）、南方レアメタル取引所（湖南省）、包頭レアアース取引所（内モンゴル自治区）など、レアアースを取り扱う取引所が次々と設立され、または既存の取引所がレアアースを対象品目に追加している。公平・公正な取引環境が期待される一方、投資家による投機資金が流入しやすい環境ができているという側面も持つ。需給バランスによる適正な市場価格を保持するための制度設計と運営が求められる。

レアアース需要が低迷しているとはいえ、消費量が大きく落ち込んでいる訳ではない。2011年の価格高騰により2012年の消費は一時的に大きく落ち込んだが、翌2013年には回復し、2014年も前年比で微増している。世界消費量のうち中国が占める割合は、2011年の約72%をピークに減少し2014年には68%以下まで落ち込んでいる。

中国レアアース産業政策の方向性

中国政府は引き続き、生産規模抑制や生産効率向上、乱掘や違法採掘対策、環境保護など管理強化を政策として進めているが、レアアース産業の高度化、高付加価値化に向けては、応用技術や高度加工などの研究開発水準の向上も求められる。

2014年7月、財政部と工業情報化部の共同運営により「レアアース産業補助資金」が創設され、採掘、選鉱、製錬や高度実用化、環境保護などの技術開発への国家による資金援助スキームが強化された。中国アルミや五鉱集団傘下の研究部門、有色金属研究総院、包頭レアアース

ス研究院など、既存あるいは新設された専門研究機関による技術開発の加速が期待される。

レアアース産業の構造改革、管理強化を目的とした政策の一環として現在、6社の大規模集团公司を軸とした産業再編が進められている。2014年末時点で既に工業情報化部の認可を得て設立準備段階に入っており、6社はそれぞれ、得意鉱種、研究開発、海外連携パートナーの選定などで独自性を打ち出そうとしている。

日本企業の進出と政府間協力

近年では、それら集団企業と日本企業との連携事例も見られ始めている。

TDKと東海貿易は2013年5月、広東稀土産業集団の母体となる広晟有色金属との共同出資により広東省梅州市に稀土類磁石製造企業を設立、2015年には供給を開始する予定である。また、村田製作所は2014年3月、五鉱稀土公司の母体となる五鉱集团公司傘下企業との共同出資により広東省仏山市にセラミック加工企業を設立、同年6月より生産を開始している。福建稀有稀土集団の母体となる厦門タングステン業にはアライドマテリアルおよび三菱商事が出資をおこなっている。

またこの他、レアアース業界老舗の三徳は2001年に内モンゴル自治区包頭市に現地企業と合弁企業を設立、2011年には江西省贛州市に五鉱集團傘下企業との間で合弁企業を設立し、現地生産を開始している。2012年には信越化学が独資にて福建省で稀土類磁石用合金製造を開始、日立金属も今年2月、稀土類磁石製造の合弁企業設立に向け現地企業と交渉に入ったと報じられるなど、日本企業の中国への進出、レアアース産業への参入も加速している。

日中両国間では、1988年から定期的に「日中レアアース交流会議」が開催され、主に経済産業省と発展改革委員会を中心に政府間協議、情報交換が行われてきたが、2009年以降は開催されていない。また、2012年にはレアアースに関する官民協議会の設置が合意されたが、現時点では実現に至っていない。

国内におけるバランスのとれた産業配置や、各地の交易所の適切な運営により、中国において中長期的に安定したレアアースの生産、供給が実現することを期待する。

<建議>

- ①レアアース製品類、タングステン、モリブデンについて、2015年より輸出割当対象品目から除外された点、ならびに2015年5月1日より同品目の輸出関税が完全に撤廃された点について歓迎する。輸出関税の撤廃に伴い、レアアース鉱産品に賦課される資源税が過度に増額されないこと、過渡期における混乱が生じないように適切な税制見直しが行われることを期待する。
- ②近年、中国政府の主導により、6大集団企業体制へ向けたレアアース産業の再編や、非鉄金属資源を専門とした交易所の設置が進められ

3. 電力

電力需要は至近10年平均10%前後で伸び続けてきたが、2014年は3.8%の伸びの5兆5,233億kWhに留まった（図1参照）。今後の見込みとして、国民生活レベルの向上を反映し、第三次産業と民生用の伸び率は引き続き6%前後で推移する一方で、第二次産業はエネルギー効率の低い企業の淘汰が進み伸び率は漸減、全体では第12次五カ年計画（以下12・5計画）目標の8%を下回り4%前後の成長になるものと思われる。

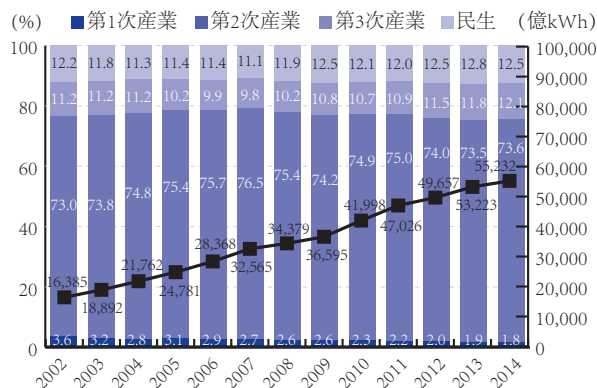
長年の課題であった電力の安定供給は概ね実現した一方、大気汚染が慢性化し社会問題となっている。省エネとクリーンな電力エネルギー、停電が少なく品質の良い電気の提供など電気事業が新しい発展段階に突入したことは衆目の一致するところである。具体的には発電分野の環境対策、送配電分野ではスマートグリッド構築が注目される。

2014年の動向および回顧

電力設備については、2014年に約1億3,000万kW程度の新規電源が運開し、2014年末の総発電設備容量は13億6,019万kW(国家能源局速報値)となった（図2参照）。内訳をみると総発電設備容量に占める火力発電の比率は67.3%に低下している。火力発電の設備利用率は電力消費量の伸びや水力発電の状況で左右され、2011年は60.4%と高かったが、2013年は53.7%に低下している（設備利用率＝能源局発表利用小时(時間)/8,760(時間)）。

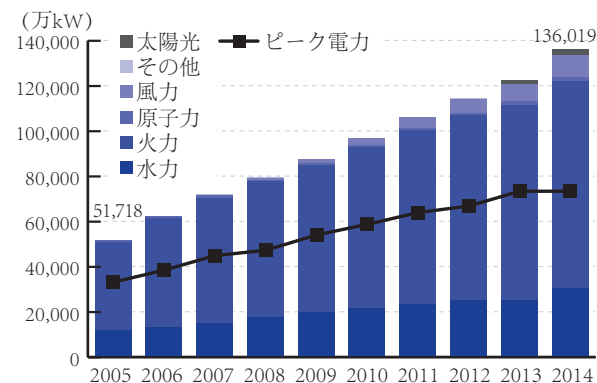
西電東送を実現する特高压送電線の建設も順次行われており、発電設備容量不足による電力不足は基本的に解消されている。

図1：電力消費量の推移



出所：中国電力年鑑、2014年は電力統計速報値(国家能源局)

図2：発電設備容量と最大電力の推移



出所：中国電力年鑑、2014年は電力統計速報値(国家能源局)

全国最大の電力需要（ピーク）は2014年中に更新の報道がなく、更新されていないと思われる。ピークシフトや電力使用制限が一部計画的に行われた程度であった。しかしながら精密電子機器のメーカー等からは瞬時電圧低下が増加傾向との声がある。これは大気汚染対策のため大都市部の発電を控え、電力を遠隔地から送電する広域運用の結果ではと推測される。

なお2014年の電力設備投資の内訳は電源分野3,646億元、流通小売分野4,118億元であった。火力電源への投資額は減少傾向にある。

2014年もpm2.5に象徴される慢性的な大気汚染による健康被害や環境破壊の顕在化が1960～70年代の日本同様、国民の不満を高めており、中央政府は2013年9月に

図2：発電設備容量と最大電力の推移

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
太陽光					3	26	222	328	1,556	2,652
その他	30	67	87	3	0	1	82	16	5	46
風力	126	207	420	839	1,760	2,958	4,623	6,083	7,650	9,581
原子力	685	685	885	885	908	1,082	1,194	1,257	1,466	1,988
火力	39,138	48,382	55,607	60,286	65,108	70,967	76,834	81,917	86,473	91,569
水力	11,739	13,029	14,823	17,260	19,629	21,606	23,298	24,890	25,073	30,183
ピーク電力	33,220	38,575	44,974	47,360	54,114	58,823	64,022	66,910	73,461	73,461

出所：中国電力年鑑、2014年は電力統計速報値(国家能源局)

「大気汚染防止行動計画」2014年9月に「石炭火力の省エネ・排出削減グレードアップと行動計画」を制定し積極的対策を打ち出した。

在中国日系企業が直面している問題および中国政府への改善要望

電力事業においては環境問題への取り組みが今後の大きな課題であり、12・5規画では2015年に非化石エネルギー発電設備比率33%、また2014年11月発表の「エネルギー発展戦略行動計画(2016-2020)(以下、エネルギー行動計画2020)」では2020年に一次エネルギー消費に占める非化石エネルギー比率20%と目標設定されている。日系電力関係企業は高度な省エネ・環境技術や、電力設備の保守管理技術などでさまざまな実質ある貢献が期待できる。

電力ユーザーの視点からは、環境問題の改善そのものより数値目標の達成が重視され、強制的な節電や、2,000km超の電力系統での自然災害等による停電増加の懸念も指摘されている。

化石燃料発電のクリーン化

- 石炭火力の電源の主役としての座は変わらない。2014年9月に「石炭火力の省エネ・排出削減グレードアップと行動計画」が発表された。石炭消費率やばいじん、SOX、NOXへの規制値を規定、立ち遅れた設備の淘汰促進などが謳われている。脱硫装置は2013年末の設置率95%、脱硝装置については50%となっている。しかし不良品や効果の出ない運用例などが聞かれ、事業者の意識改善と、装置の品質や運用管理面の向上が必要と推量される。
- 天然ガスは効率的でクリーンな石炭代替エネルギーとして12.5規画で熱電併給自家発電設備を中心に推進が謳われているものの発電利用への位置づけは低い。背景には天然ガスが高価で現在の電気料金では採算が合わないという現実がある。ただし今後、補助金制度や国内非在来ガスの開発が進めば見直される可能性がある。

非化石エネルギーの推進

- 12.5規画およびエネルギー行動計画2020の電源種別の開発目標は(表1)のとおりである。中央政府は2013年9月、小売り料金への再エネ普及負担金を0.015元に値上げ(従来は0.008元)した。本来託送コストの高い家庭、農業向けは除かれており、政策的に小売価格を低く抑えた印象がある。また再エネ事業者への卸電気料金の補助金の支払い遅延が生じている。

表1：分野別の主な非化石エネルギー発展目標
(発電設備容量)

	12.5規画			エネルギー行動計画2020
	2014年 (実績)	2015年	2020年	2020年
水力	3.02億kW	2.9億kW	4.2億kW	3.5億kW (揚水除く)
風力	9,581万kW	1.0億kW	2.0億kW	2.0億kW
バイオマス	不明	1,300万kW	3,000万kW	記載なし (代わりに地熱 利用規模5,000 万標準炭トン)
太陽光	2,652万kW	2,100万kW	1.0億kW	1.0億kW
原子力	1,988万kW	4,000万kW	7,000万kW	5,800万kW (建設中3,000万kW)

出所：中長期発展計画、12.5規画、能源局速報等

- 風力発電：2014年末の速報値によると、全国の系統連系済風力発電設備容量は9,581万kWと世界最大である。建設認可済みのものが少なくとも5,500万kW程度と大量にあり、グリッドの充実や海上風力開発が課題である。
- 太陽光発電：2014年末の速報値によると、設備容量は2,652万kWである。分散型の普及が課題である。
- 原子力発電：中国の原子炉はPWRが主で、運転中の原子力発電所は、11発電所、22基、合計1,988万kW（能源局速報。国家核安全局発表は1,993万kW）である。2014年中の新規着工はなかった。

現在、第三世代PWRのAP1000を世界に先駆けて建設中で、海外輸出をにらんだ国産・低コスト化も進められている模様である。12.5規画に掲げた容量達成は難しいが、推進の姿勢は基本的に変わっておらず、今後は内陸部の計画再開に向けて安全の徹底はもちろん、情報公開と理解獲得努力が課題と思われる。

送配電設備

- スマートメーターの導入：各区域電網公司以都市・農村開発と一体となったスマートメーターの導入が始まっている。プリペイド式デジタルメータが基本である。電気料金徴収は電気事業の要であり、電力量計には高い精度と信頼性が要求されるが、年7,000万から1億台ベースで急ピッチに工事を進めている点の特徴である。
- 特高圧送電線の整備：国家電網では2020年までに「五縦五横」ならびに±800kV直流送電線27線路の建設を実施する。また南方電網は2014年までに、「八交八直」と名付けた基幹送電網16回線3,500万kWを実現する計画である。長距離直流送電の故障時に現在は発電機トリップで対応していると推測するが、交流迂回ルートの整備で西電東送のさらなる活用が期待できる。
- 電気自動車(EV)の導入：EVの利用促進策や電網公司が中心となった蓄電池交換スタンド整備を実施中。一層の利用促進のため充電スタンド方式の整備も進

む可能性が高い。

- ・分散型電源の系統連系に積極的な対応を見せており、今後連系事例が増えていくと思われる。

＜建議＞

①市場経済ルールの整備と適正運用

- ・石炭に比べ高い燃料を利用する天然ガス発電の推進や、クリーンな発電での直接供給の推進に向け、政策的助成金の充実、託送料金制度の標準化などで発電のクリーン化を力強く押し進めることを要望する。また、非効率で環境対策の遅れた発電所はもちろんのこと、対策を実施していても不適正な運用を続けている発電所があれば、稼働を抑えるなどの改善措置を図られたい。
- ・風力発電や太陽光発電等の再生可能エネルギーに関しては、稼働率上昇とさらなる発電設備容量増を進めるためのグリッド設備の充実や、系統安定機能を持つ大型蓄電池などに対する補助金等の充実を要望する。揚水発電の建設を促す料金ルール等の整備も必要と考える。
- ・発電会社の経営安定と電力安定供給に向け、卸および小売電力料金の適正化、託送料金制度の標準化を引き続き要望する。また再エネ事業者への卸電力料金の政府補助金支払いが一部遅延しており、早期精算に向け検討を進めていただきたい。

②過剰な政府規制の緩和

- ・原子力発電所の情報公開の推進を要望する。
- ・環境、省エネ関連分野での情報交換を要望する。環境対策、USC、IGCCなど石炭クリーン発電、特高圧送電やスマートメーターなど多方面で、ウィンウィンの協力関係の強化発展を希望する。

③内外無差別とグローバルスタンダードの採用

- ・スマートグリッド推進や電気自動車普及に向けた充電設備構築では、国際標準化へ向けた活動の継続と、各国関係各機関とのさらなる協調を要望する。
- ・合わせて電力流通設備への投資や設備調達では日系企業に対してもプロジェクト参画機会を与えていただけることを要望する。

④その他

- ・再生可能エネルギーや大型電源の新規設置と並行した送電網整備を着実に進めるとともに、実施に於いては発電所が連系しやすく高効率で高信頼度に運用できるシステムとなるよう、連系電圧や直流交流を適切に選定したネットワークを建設することを引き続き要望する。

- ・配電網、電力メーターについては信頼性に加え、耐久性や美観にも適した設備の構築を要望する。
- ・高度な工業製品を生産する工場等では、瞬時電圧低下等、従来にも増した高品質な電力が必要となっている。また一般需要家からは非化石エネルギー比率目標や大気汚染対策等で電力の利用制限が行われることへの懸念の声もきかれる。その一方で電力供給がまだ十分でない地域も一部ではあるが存在し、無電化地域解消も重要な使命である。こういった多様な需要家ニーズに配慮した電力供給を電気事業者が協力して実現することを期待する。

第3章 建設業

1. 建設

2014年の不動産投資額は9.5兆元、前年比で10.5%増と、2009年1～7月期以来の低水準となり、2014年のGDP成長率が24年ぶりの低水準の7.4%となった要因の一つとなった。2014年の新規着工面積は17.9億㎡と前年比で10.7%減となり、14年1～11月の9%減から減少ペースが加速した。また固定資産投資全体では、2014年度の都市部の固定資産投資額が50兆2,005億元（注1）で、前年比で15.7%増加と、2011年の23.8%、2012年の19.3%、2013年の19.6%に比べ、低い伸び率となった。今後も製造業の設備投資の低調さを主因として、増勢鈍化が続く見通し。

注1: 国家統計局発表資料による。

今後の投資は、「新常态」下で、省エネ、環境、中低所得者向け住宅（保障房）等、社会公益や新たな発展分野に向けられると思われる。投資の方向性の転換、地方政府債務問題等も相俟って、中国建設業のあり方は大きな転換点を迎えている。

このような状況下、進出日系建設会社が直面する問題点と改善要望に関して述べる。

建設業にかかわる問題点と改善要望

土地使用に関する法規と実態が乖離している問題

工業プロジェクト用地に関する国の規制が企業活動の実態に合っておらず、外資企業の参入障壁になっている。国土資源局の規定で、地区・業種毎に定められている必要投資額が、現実に必要な投資金額を相当上回っており、遵守が困難な一方で、地場企業はこの規定を遵守せず土地を購入し、事業を行っている例が散見される。

入札に関する問題

「入札法」（主席令第21号）、「工事建設項目入札募集範囲および規模の標準規定」（国家発展計画委員会第3号令）では、インフラ施設・公用事業・国有資金投資・国家融資・国際組織または外国政府の資金使用等のプロジェクト等については入札募集が必要であると規定されている。

上述規定では省政府レベルで入札募集範囲、規模を規定できるため、上海市、江蘇省等では、外資民間投資プロジェクト（非国有投資）では入札手続が不要な一方、

北京市、天津市等においては、入札募集が必要であり、地域毎にばらつきがある。

入札手続については資格を有する入札代理機構が実施し、入札評価も第三者機関が実施するため、発注者の意向通りの発注ができない可能性が有る他、入札手続に時間を要する、少なからぬ入札代理報酬の発生等、プロジェクト遂行に影響が出ている。

建造師資格に関する問題

2008年2月の住宅都市建設部通知（建市[2008]48号）により、項目經理（プロジェクトマネージャー）制度が建造師制度に変更されたことで、日本人を含む外国人項目經理に対する扱いが変更となり、外国人が現場責任者となる場合、「建造師」試験を受験、合格するしか方法が無くなった。

後述の建設会社の資質認定標準でも、この「建造師」有資格者数が関係するため、「一級建築士」など日本の公的資格を保有し、中国人の建造師資格保有者と同等の技術水準にある日本人技術者を「建造師」人数に算入できないことは、建設業の資質維持の観点から経営上の問題であると同時に、外国人技術者に対する不平等となっている。

営業税の納付先に関する問題

（上海市における問題点）

上海市内で工事施工時、企業登録地と施工場所の管轄税務局が異なる場合がある。原則的には、「登録地の税務局で営業税を納付するとされている」が、工事場所の管轄税務局より営業税の納付を求められるケースがある。また、国务院令第540号14条では、建築業役務を提供する納税者は課税役務発生地で納税との考えが示されている。上海市以外で施工を行う場合、施工地の税務局へ納税することから問題はないが、上海市の区の場合はこの国务院令の発布を機に登録地に加えて施工地の税務局から要求されることで、対応が困難となっている。

外資企業の設計資質、 外資独資建築企業についての問題

外国の設計事務所が、中国国内で設計業務を請負う場合、建市[2004]78号により、中国での設計資質を有する中国の設計事務所（設計院）との合作設計が必要である。また、外国の設計事務所が中国国内で設計会社を設立する場合、「外商投資建設工程設計企業管理規定」により、常駐外国人技術者（中国居住期間が1年間で6ヵ月以上）の数が、独資の場合技術者総数の4分の1、合弁

の場合8分の一を下回ってはならないとされており、常駐技術者数維持が負担となっている。

また、外資独資建築企業については、「外商独資建築企業管理規定」により、請負可能な工事について、①100%外資、海外無償援助 ②国際金融機構による借款、③外資50%以上の中外聯合建設、外資50%未満であるが技術的に困難で、省、自治区、直轄市政府が許可した中外聯合建設、等の工事に限られており、国内建設投資の主要部分である中国資本100%の工事については、中国企業では施工が技術的に困難な場合のみ省、自治区、直轄市政府の許可を得て中外建築企業は受注可能であるが、外資独資建築企業へは門戸が開かれていない。この結果、中国の建設市場は日系建設会社にとって魅力的な市場となっておらず、また保有する先進的技術を活かす機会を失っている。

一昨年9月に発足した「中国（上海）自由貿易試験区」では、試験区内で設立された外資独資建築企業は上海市で外資50%未満の工事の請負が可能となった。従来の規制の緩和という点では歓迎できるが、既に試験区外に設立されている外資独資建築企業には適用されないこと、また施工エリアが上海に限られること、依然中国資本100%の工事には適用されないこと等、日系建設会社が規制緩和の恩恵を受けるには不十分であり、今後のさらなる規制緩和に期待したい。

新建築業資質標準についての問題

中国の建設業者は、外資企業も含め「資質」と呼ばれる等級の取得が義務付けられている。資質取得には特級から三級までの等級毎に各種要件が定められており、また等級毎に請負可能な工事範囲、規模が定められている。2014年11月に、一級から三級までの資質標準が改訂された（建市〔2014〕159号）。今回の改訂には、頻発する不良工事問題や農民工の処遇改善への対応が背景に有ると思われるが、以下で今後直面することが想定される問題点を挙げたい。

- ①各建築資質で等級に応じ労務技術者資格保有者数が資格要件に追加となった。進出日系建設会社の多くが保有する「建築一級元請負」資質の場合、最低150名の労務技術者の直接雇用が要求されており、市場の縮小が続く中で、費用負担増が懸念されている。
- ②従来の標準では特級を除き請負可能金額について「資本金の5倍」までという制限が設けられていたが、これが撤廃された一方で「建築一級元請負」では3,000万元という下限が設けられた。既実施の案件における3,000万元未満の小規模改造工事について、今後も継続して受注可能なかどうか現時点では不明であり、既存顧客対応の面で懸念が有る。
- ③「建築二級元請負」では、受注可能な延床面積が「4万㎡以下」と従来の「12万㎡以下」と比べ大幅に減少しており、工事受注機会の逸失が懸念される。

これら懸念される問題点について柔軟な運用や基準の緩和を要望すると共に、住宅都市建設部として各地建設

行政機関が追加制限を実施しないよう運用統一の指導を要望したい。

品質終身責任追及制の問題

14年8月に住宅都市建設部より公布された「建築工程五方主体項目負責人質量終身責任追及暫行弁法」（建質〔2014〕124号）により、建築プロジェクトにかかわる五方（発注者、勘察会社、設計会社、施工会社、監理会社）のプロジェクト責任者個人は、工事対象物の設計使用年限（通常50年）において品質の終身責任を負うことになった。

この責任は個人が所属会社を離職した場合でも継続して追及され、品質問題が生じた場合は資格停止処分等行政罰の他、刑事罰を負うことも規定されている。

工事品質を重視するという政策意図は理解できるものの、経済のソフト化進展により建設業への従事希望者が年々減少している中で、このような政策はさらに建設業が敬遠される一因となることを懸念しており、規定の撤廃を含め今後の見直しに期待したい。

施工許可申請における諸問題

建設工事施工許可は、施工地の建設行政機関に申請を行うが、地方により以下のような各種要求・指導が行われ、プロジェクト工程に影響が出ている。さらに要求条件によっては当該地域への進出断念、工事受注機会の喪失といった問題に直面しており、解決が望まれる。

分公司（支店）の設立に関する問題

一部施工地の行政機関から分公司の設立を条件とされることが有る。この場合、農民工保証金の納付、法人名義口座維持、一定面積の事務所維持等が必要となり、工事費に影響が有る。また、地方により必要な条件、書類が異なる等手続が煩雑で、適時に分公司設立が出来ない場合、工程に多大な影響が出ている。2011年住宅都市建設部発出の意見書（建市〔2011〕86号）では、外地企業の地方進出時に当該地方での子会社（子会社）設立の要求を禁止している。中国の建設会社への聞き取りではこの意見書発布後、各地方政府の子会社設立要求は緩和されているようだが、依然要求されることが有るようで、さらなる改善指導および分公司設立要求についても中央政府としての見解が明確に示されることに期待したい。

工事登記人員（現場施工管理有資格者）の社会保険証明についての問題

日系建設会社の進出地域のほとんどで、現場施工管理有資格者が自社従業員である証明として社会保険証明の提出が求められている。ただし、各地の社会保障局発行の社会保険証明は書式・記載内容にばらつきが有り、往々にして施工地の建設行政機関の書式・記載内容要求を満たせず、解決に時間を要している。この他、分公司名義で納めた社会保険証明を認めない、直近5年間の納付証明でなければ認めない等の地域も有り、年々厳しくなるそれら諸要求につき、制限の緩和・運用の統一に期待したい。

工事ボンド(担保状)についての問題

工事ボンド(担保状)とは、工事費支払ボンド、請負者契約履行ボンド等、請負契約当事者双方の債務不履行を担保するものであり、契約条件により相手方に差入れるものである。しかし、当事者間で差入不要と約定しても、一部地域では建設行政機関より差入(契約条件の変更)を指導されることが有る。

要求されるボンド種類・金額は地域により異なるが、契約当事者双方で一工事1,000万円以上の費用(ボンド費用)が発生する地域も有り、工事費増加への影響が有るため、契約当事者間の合意を尊重した運用に期待したい。

施工契約モデル書式についての問題

上記③と類似の問題であるが、一部の地域では工事請負契約約款について、施工地行政機関から「モデル書式」(住宅都市建設部・各地建設局制定)の使用を強制されることが有る。

一方、日系を含む外資系工事の発注者からは、全世界の拠点で統一して採用している契約約款(FIDIC約款等)の使用を強く主張され、建設会社もこれに応じることが多い。しかし、当事者間で合意して発注者指定の契約約款を使用して契約締結しても、さらに当局要求により、「モデル書式」による申請用契約の締結が必要となることが有る。

これにより、両者の整合性確認に多大な時間・労力を要する他、紛争発生時に混乱が生ずるリスクが有るため、これも契約当事者間の合意を尊重した運用に期待したい。

<建議>

- ①企業活動の実態に即した工業プロジェクト用地に関する国の規制について、実態に即した見直しと法令の整備を要望したい。
- ②建設業の本社所在地以外の地域への進出、および同地における施工許可申請取得のために子会社(子会社)、分公司(支店)設立を条件とすることの撤廃を要望したい。
- ③子会社(子会社)、分公司(支店)設立に関して、中央政府による統一的な法整備により、地域格差の無い統一性の確立を要望したい。
- ④外資系工事(非国有民間投資プロジェクト)において、勘察(事前探査)・監理・設計・施工それぞれの業者決定にあたり発注者による入札実施が必要であることの見直し、手続の簡素化を要望したい。
- ⑤建設業に従事する外国人社員と現地社員との資格取得制度の不平等な取扱の是正と法令の整備が必要である。外国人社員が、中国人社員と同等な取扱をされる制度への見直しを要望したい。具体的には日本の一級級建築士、施工管理技士などの資格を中国の建造師資格等

と同等に取り扱うことを要望したい

- ⑥納税制度の地域格差の是正と見直しが必要。建設業という業態にあった法令の整備を要望したい。
- ⑦納税や保証金の支払において二重払いが課せられる状況が見受けられるので、改善を要望したい。
- ⑧外資企業の設計資質取得規制(中国設計院との合併、常駐外国人設計士の人数等)について緩和を要望したい。
- ⑨外資独資建築企業について受注規制(中系客先工事受注制限)の緩和を要望したい。
中国(上海)自由貿易試験区に新たに法人を設立した場合には、受注規制が緩和されるが、既存中国法人の域内支店に対してもこの規制緩和の適用を要望したい。
- ⑩2014年11月6日付けで公布された建設業企業資質標準における、新しい認可要件と受注制限内容に関し、以下をはじめとして、各種の柔軟な運用や緩和を要望するとともに、住宅都市建設部として各地建設行政機関に追加制限を実施しないよう運用統一の指導を要望したい。
・認可要件として追加された「一定数の技能工の雇用義務付け」基準の緩和。
・建築工程施工総承包1級資質における「受注下限金額3,000万元」の改善。
・同2級資質における「延床面積制限4万㎡以下」の緩和 など。
- ⑪中国における建築技術水準向上に資する建設関連資格制度の広範な普及を促進するという観点から、「プロジェクトに携わる発注者・勘察・設計・施工・監理責任者個人に対する品質終身責任制」の撤廃を要望したい。
- ⑫施工許可申請時における以下の諸要求の緩和・地方毎の運用ばらつきの改善を要望したい。
・工事登記人員(現場施工管理有資格者)の社会保険証明書提出。
・当事者間(発注者-施工業者)では不要と合意している工事ボンドの発行要求。
・請負契約締結にあたっての「施工契約モデル書式」の使用強制 など。

2. 不動産

2014年中国不動産マーケットの概況

オフィスマーケット

2014年、中国大陸での総新規供給面積は、2013年の大量供給を超える約600万㎡に達した。全体的には堅調な需要が続いているが、大量の新規供給に伴って空室率は16%程度にまで上昇した。

経済の減速が指摘される中、中国国内企業の拡張意欲は引き続き非常に旺盛で市場の動きを牽引した。主に外資系企業のMNC(多国籍企業)の新規投資や面積拡張は、やや減速気味の傾向にあった。業種別に見ると、金融機関などは控えめながら堅調な需要を示し、製造業はコスト削減のための郊外移転や、ビルグレードを下げての移転が目立った。法律事務所や会計事務所などの専門職オフィスは需要の回復傾向にあり、ITやハイテク関連企業は活発な動きを見せている。大きな傾向としては外資系企業は契約更新かコスト削減移転、中国国内企業はビルグレードアップ、スペース拡張のための移転が目立った。

2003年第3四半期と、2014年第3四半期の賃料インデックス比較では、深圳：約1.85倍、北京：約1.7倍、上海：約1.6倍、2級都市群：約1.4倍、広州：約1.2倍となっており、金融危機の影響や各エリア毎の動向に違いはあるものの、全体的には右肩あがりの傾向を堅持している。空室率では上海(約5%)・北京(約4%)・広州(約10%)・深圳(約5%)が低く、成都(約37%)・重慶(約38%)・無錫(約39%)・長沙(約40%)などは非常に高い。平均では1級都市群で約6%前後、2級都市群では約25%となっている。

今後の新規供給では、2017年までの間に、上海(既存約1,000万㎡、新規約400万㎡)・北京(既存約700万㎡、新規約200万㎡)・広州(既存約600万㎡、新規約250万㎡)・深圳(既存約550万㎡、新規約300万㎡)と、既存オフィス面積に対して約50%程度の割合で追加新規供給が見込まれ、重慶(既存約300万㎡、新規約300万㎡)、天津(既存約200万㎡、新規約400万㎡)、長沙(既存約200万㎡、新規約300万㎡)などは、約100%~200%の大量新規供給が計画されている。2級都市群の平均新規供給割合は、既存面積に対して約90%程度となっている。

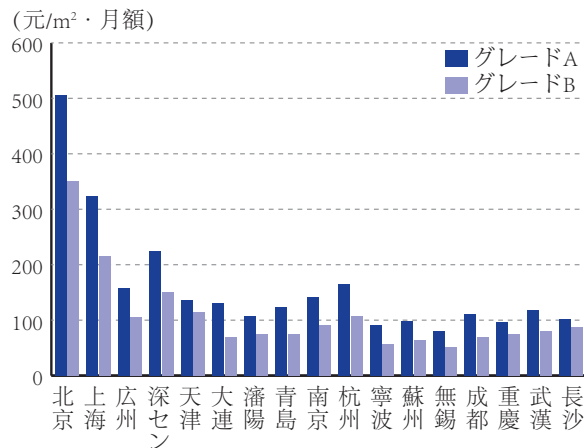
ただ中国では意図的、あるいは意図的でないにしても新規物件の竣工遅れはよく見られる傾向であり(2010年以降、実に40~50%の新規物件の竣工が遅れている)リース契約の更新やオフィス移転の検証はできるだけ早めに開始し、今後の経済情勢との相関関係をじっくり見極めた上で、方針決定をする事が非常に重要だと思われる。

ここ数年、中国内資企業の顕著な伸びが目立っているが、未だ各都市の主要オフィスビルの大半の面積を使用しているのは外資系企業であり、それらは今後数

年、大幅な新規投資や人員増強をする傾向には無いと思われ、今後も巨大な中国マーケットをターゲットとする新規進出や業務拡大は続くと思われるが、既にMNCの多くは進出済みであり、近年顕著な伸びを見せているものの第3次サービス産業や中・小企業が賃貸する面積がマーケット全体に与えるインパクトは限定的だと思われる。一方、内陸の急速な発展は魅力的であり、未だ空室率の高い成都、今後空室率の上昇が見込まれる重慶や長沙などは、高グレードのオフィス物件に廉価な価格で入居できるチャンスであり、検討に値すると思われる。現在、同じく空室率の高い瀋陽、今後空室率の上昇が見込まれる天津、杭州、広州、南京などは、賃貸交渉においてより良い条件を引き出せる可能性の高い、テナント有利のマーケットと言えるだろう。

今後も、基本的にはCBD(セントラル・ビジネス・ディストリクト/市内中心部)の賃料高騰は継続していく傾向にあるため、コスト削減を意図した新興DBD(ディセントラル・ビジネス・ディストリクト/やや郊外)エリアの新築オフィスや、ビルグレードを落とした移転が増加していくと思われる。

表1：オフィスの新規募集賃料



出所：CBRE

商業施設マーケット

2014年、中国での総新規供給面積は、過去最高だった昨年には及ばなかったものの600万㎡以上に達した。昨年来、供給過剰が指摘されているが、大量な供給があつたにも関わらず、旺盛な需要は堅調に続いており、全体市況の空室率はやや下がって8%前後で推移している。2003年第3四半期と2014年第3四半期の募集賃料(1階スペース)比較では、上海：約2.5倍、深圳：約2倍、北京と広州：約1.8倍、2級都市平均でも約1.6倍の上昇を記録している。

ただ、典型的な事例として瀋陽市鉄西区に見られるように、ごく限られたエリア内で、85万人程度の定住人口に対して、ここ数年で新規開発された(一部現在も建設中の面積を加味すると)ショッピングモールとデパートメントストアの新規供給面積が約100万㎡に達するという、そもそもの都市計画に問題があるのでは無いか、という状況も生

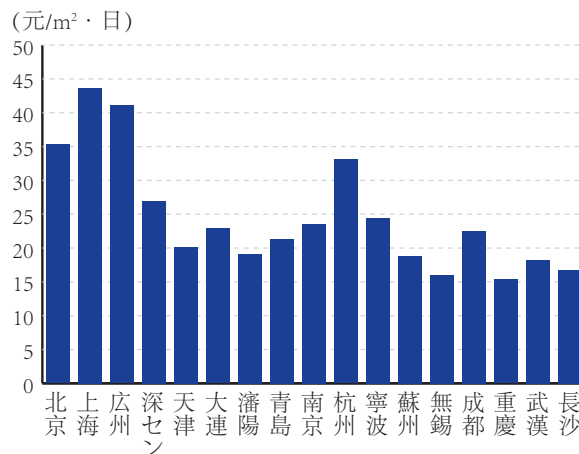
まれてきており、今後は各エリア、各プロジェクト毎により鮮明に明暗が分かれてくると思われる。

2014年第1四半期時点での、世界の商業施設新規開発計画の面積比較では、トップ20に中国の都市13（上海、成都、深圳、天津、武漢、北京、南京、広州、杭州、瀋陽、重慶、青島、大連）が入っており、今後も大量の新規供給が投入される予定。今後の新規供給等を総合的に鑑みると、投資リターンの側面では上海、北京、杭州が魅力的だと言えるが、供給過剰の傾向が強い地域では投資リスクが高いと思われる。

需要の内訳を考察してみると、体験型の施設：アイススケートリンク、ボーリング場、シネマコンプレックス、トレーニングジム、各種娯楽施設などが、非常に顕著な伸びを示している。ハイエンドのレストラン等は、少しターゲットを下げ、より広い層に受け入れられるよう自己変革をしてきており、ユニクロ等のファストファッション、デザイナーズブランド、ブリッジブランド（ハイエンド・ブランドやインポート・ブランドと、ドメスティック・ブランドとの中間的なブランド群）などが躍進してきている。反対にインターナショナルなラグジュアリーブランド、中国国内ブランド、デパートメントストアなどは苦戦を強いられている。新規参入と拡張路線の外資系リテラーと、ポジショニングの再構築を迫られている国内リテラーというトレンドが続いている。

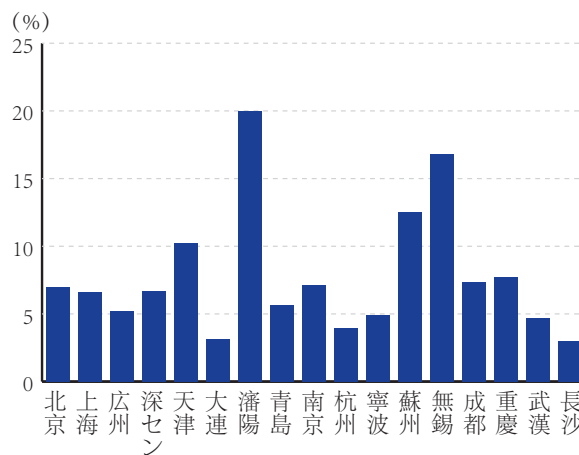
同様の好立地にあるa)運営経験の豊富な商業施設オペレーターと、b)経験の乏しい商業施設オペレーターの収益賃料インデックス比較によると、プロジェクト成長期には約2.5倍、安定期には約3倍程度の大きな開きが見られ、運営成否は必ずしも立地だけで決まるとは言えない事が伺える。因みに、運営経験の豊富な商業施設オペレーターによるa)好立地プロジェクトと、b)好立地ではないプロジェクトとの比較では、成長期には約2倍、安定期には2.2倍程度になっており、好立地でないプロジェクトでも、a)運営経験の豊富なオペレーターが手掛ける場合、その実績はb)好立地という優位性があるにも関わらず経験の乏しいオペレーターの実績を上回っている。この事からも、特に商業施設マーケットにおいて、競合プロジェクトとの熾烈な競争を勝ち抜くためには、市況でのポジショニング、ターゲット層の設定、プロモーションやテナントミックスの工夫など、兎にも角にも戦略とそれを基にした運営がキーになってくると言えるだろう。

表2a：商業施設1階の平均新規募集賃料



出所：CBRE

表2b：商業施設1階の空室率



出所：CBRE

物流施設マーケット

ここ数年来同様、昨年もEコマース企業が爆発的な急成長をみせ、倉庫施設の開発デベロッパーも一挙に手持ちの土地に新規の倉庫施設を竣工させた。最大手の2社（GLP社、GOODMAN社）の新規開発スペースは2014年（GLP社650万m²、GOODMAN社430万m²）、2012年の開発面積（GLP社270万m²、GOODMAN社210万m²）と比べて2倍以上となった。

その他の大手倉庫開発デベロッパーも順次建設を進めており、また自社倉庫の開発にも乗り出してきている各Eコマース企業の新規スペースがあるにも（基本的には自社使用で外部への貸し出しはしていない）関わらず、マーケットの需要は非常に旺盛で、1級都市群、2級都市群の双方とも賃料は右肩上がりの傾向で堅調に推移している。2003年第3四半期から、2014年第3四半期までの賃料インデックス推移を見ると、2008年第3四半期（2003年第3四半期と比べて約1.3倍まで上昇していた）は金融危機の影響で若干の調整が入ったものの、2010年第1四半期には底打ち、その後の反転以降は継続して上昇している。2014年第3四半期には、2003年第3四半期と比べて約1.6倍（平均賃料は、1級都市群と2級

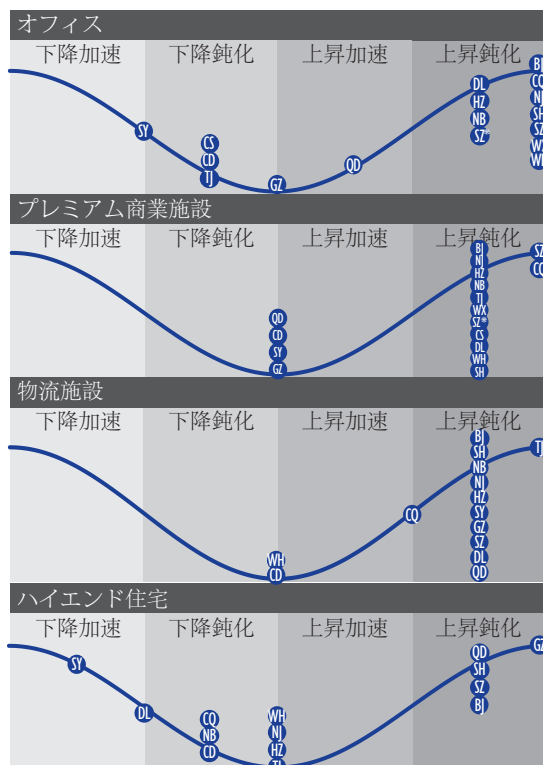
都市群で殆ど差が無い) まで上昇してきている。

2013年までの主要な倉庫所在地を見ると、華北エリア：遼寧省・北京・天津、華東エリア：江蘇省・上海・浙江省、華南エリア：広州と沿岸部に集中していたが、2016年末までの新規計画を見ると、既存のエリアに加えて新たに華北エリア：河北省・山東省・河南省、華東エリア：安徽省、華中エリア：湖北省・湖南省、華南エリア：福建省、華西エリア：四川省・重慶と、特に内陸・西側へ向けての伸張が顕著に現れている。その中でも廊坊市、重慶市、済南市などは急激な倉庫スペースの新規供給が見られる。

工業施設マーケット

人件費の継続的上昇、事業関連コストの高騰、競争激化による利益の減少により、特に製造業を中心に中国での生産見直し、統廃合の計画が進んでおり売買案件が増している。会社清算には保有不動産の売却が欠かせないが、新しい買主に対してエリア行政から間接・直接問わず、実質的な要求がある場合が大半であり、また昨今の綱紀粛正の影響も相まって、難易度の高い課題となっている。行政との直接交渉は、特殊な事情を除けば、有利にレバレッジを掛ける事が殆どできないため、客観的な市場価値を評価しながら、専門家を交えた体制で交渉に臨まれるのが最善と思われる。

表3：各セクターの賃料サイクル（都市別）



【都市名表記】

BJ 北京 TJ 天津 DL 大連 SY 瀋陽 QD 青島 SH 上海
NJ 南京 HZ 杭州 NB 寧波 SZ* 蘇州 WX 無錫 GZ 広州
SZ 深セン CD 成都 CQ 重慶 WH 武漢

出所：CBRE

<建議>

- ①不動産の賃貸借・売買に関する関係法令の整備や管轄官庁の対応の統一を進めていただきたい。
- ②抵当権が設定された不動産の賃借において、賃借人のリスクが不明確である。賃貸人またはエージェントに対し説明義務を設けていただきたい。
- ③2012年11月に消防審査のルールが厳格化したが、要する期間が不明確であり移転スケジュールを確定することが困難な場合がある。ルール運用の明確化をお願いしたい。
- ④工場やオフィス等の移転に伴う、商業不動産登記（移転）申請方法が複雑で時間がかかる。改善を要求したい。
- ⑤オフィス移転の際、住所変更申請に関する手続きがタイミング・方法とも不明瞭であり、窓口相談すると窓口担当者によって回答が異なり、どれが正しい方法かわからない。早急な改善を要望したい。
- ⑥北京において現登記住所と異なる区に移転を検討した際、異なる区にオフィス移転することは出来ないと政府機関に指導されたケースがあるが、明確な法に基づく根拠がない。行政の秩序ある対応を要望したい。
- ⑦ある企業の納税管轄区税務局と現在の事務所所在地が異なる場合、この相違が問題にならないのか不明である。納税に関する明確で統一した対応を要望したい。
- ⑧工業団地内の不動産売却の際、工業団地側が売却に際し、制限とも思われるさまざまな条件を伝えてきた。厳格な法令・ルールの順守の実践を要望したい。
- ⑨オフィスやサービスアパートの急激な賃料の上昇に困惑している。物件の供給を増やす施策（外資参入の規制緩和・容積率の緩和・インフラの整備など）を期待する。
- ⑩不動産ブローカーとの間で不当な金銭（接待を含む）のやり取りが散見している。業界の秩序を保つべく、両者（ユーザー・ブローカー共）への罰則規定の厳格化を要望する。

第4章 製造業

1. 繊維・アパレル

中国経済のキーワードを「新常态（ニューノーマル）」とし、さまざまな歪みを抱えながら高度成長を続けるのではなく、安定成長と構造改革の両立を目指すのが党指導部・中央政府の経済政策の最重要課題となっている。繊維・アパレル産業においても、無秩序な増設・増産と新規出店が不可逆的に需給失調と過当競争を生み出していた時代に終わりを告げ、持続成長可能なビジネスモデルへの転換が模索されている。中国紡織工業聯合会の王天凱会長は2015年1月北京で開かれた「第10回中紡円卓フォーラム」での挨拶で「『新常态』とは経済原則に則り行動すること」と述べ、安定成長を維持しながら内部矛盾を解決し、外部環境の変化に対応していくことの重要性を強調した。

日本の産業界もこの中国事業環境認識を共有するものであり、日中の繊維・アパレル産業が貿易・投資面で重要パートナーであるという相互理解の下、両国産業の発展について継続的な協力を行っている。

中国の繊維・アパレル産業動向

2014年の生産動向

表1：2014年繊維製品生産量

	単位		前年比 増減%	'12/'11 増減%	対象 企業数
紡績糸	万トン	3,379	5.6	7.2	NA
生地	万疋	7,036,842	-0.5	4.6	3,819
うち先染め※	万疋	263,847	1.2	5.5	251
綿製	万疋	3,882,050	-4.0	5.1	2,182
綿混製	万疋	1,274,876	4.3	2.4	1,001
化繊製	万疋	1,879,624	4.1	4.8	1,111
後染め生地	万疋	5,367,357	-2.5	-2.2	1,080
毛織物	万疋	60,003	0.4	-1.6	170
不織布	万トン	361	10.7	12.4	515
衣類	万点	2,992,060	1.6	1.3	10,916
うちニット製	万点	1,441,360	2.9	-1.1	4,224
布帛製	万点	1,550,700	0.5	3.8	7,554
化学繊維	万トン	4,390	5.5	7.9	NA

注：出所：国家統計局。年商20百万元以上の企業が対象
※デニムを含む。

かつては全品目で前年比2ケタ増の増産が続いていたが、2014年生産統計では、需要増が続いている産業用繊維のみが2ケタ増で、多くは1ケタ、品目によっては減産も見られる。

無秩序な増設・増産の筆頭格はポリエステル長繊維であった。中国化繊信息网によると2006年の年産能力1,483万トン、生産量991万トンが2013年にはそれぞれ3,015万トン、2,100万トンと7年で約2倍に達した。しかし2014年は年産能力3,163万トン、生産量2,118万トンで増加率は4.9%、0.9%に止まった。年産能力は148万トン増であるが新設が208万トンあるとされ、低効率の老朽設備が60万トン廃棄されたことになる。輸入量は前年並みの11万トン、輸出量は24%増の160万トンで、生産量に輸入量を加え輸出量を差し引いた国内ミル消費量は1,969万トンとなり、前年に比べ0.7%減少した。擦糸や織布、編立てなど川中の稼働率が低迷したことなどが影響している。その中で活況を呈したのが産業用ポリエステル長繊維。年産能力は167万トン、生産量は135万トンで、それぞれ前年比10.8%、22.7%増加した。

因みに日本が2014年に生産したポリエステル長繊維は13.6万トンだった。

表2：2014年中国服装生産量（省別）

順位	省区市	万点	前年比 増減%	シェア
	全国	2,992,060	1.6	100.00%
1	広東省	636,477	5.5	21.30%
2	江蘇省	462,853	2.2	15.50%
3	浙江省	398,455	-0.5	13.30%
4	福建省	374,528	7.6	12.50%
5	山東省	306,885	-1	10.30%
6	河南省	138,281	13	4.60%
7	江西省	122,430	-31.2	4.10%
8	安徽省	109,263	5.8	3.70%
9	湖北省	106,302	0.3	3.60%
10	遼寧省	63,033	-2.6	2.10%
11	河北省	58,916	3.9	2.00%
12	上海市	49,975	-2.4	1.70%
13	湖南省	36,158	12.2	1.20%
14	吉林省	26,251	24.3	0.90%
15	広西	21,694	14.8	0.70%
16	天津市	19,222	12.6	0.60%
17	四川省	18,559	10	0.60%
18	重慶市	10,700	-4.2	0.40%
19	北京市	8,515	-15.7	0.30%
20	黒龍江省	6,386	5.9	0.20%
21	内モンゴル	4,312	-1.6	0.10%
22	貴州省	4,289	82.2	0.10%
23	陝西省	2,219	-3.2	0.10%
24	雲南省	1,697	37.9	0.10%
25	山西省	1,537	7.8	0.10%
26	新疆	941	-2.9	0.00%
27	寧夏	837	32.6	0.00%
28	甘肅省	692	63.1	0.00%
29	青海省	615	11.2	0.00%
30	海南省	38	-27.5	0.00%
31	西藏	NA	NA	NA

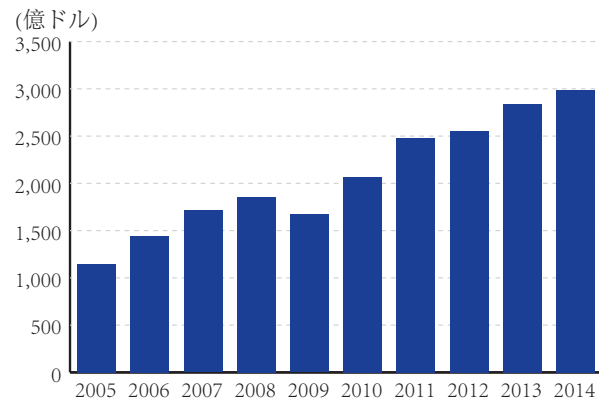
出所：国家統計局、網掛けは中部8省

衣類生産量は前年比1.6%増の299億点となった。国家統計局は年商2,000万元以上の企業を統計対象にしており、対象外の小規模零細企業の生産量は不明だが、中国全体では前年比微減の400億点弱が生産されたと推定される。

縫製など衣類生産業は典型的な労働集約型産業で、人件費高騰の影響を直接受けるため、沿海部から内陸部への生産移転が見られる。2014年の省別生産量を前年比で見ると、沿海部の上位5省は山東省・浙江省が微減で、他の3省は全中国の伸びを超える増加となっている。一方中部8省は、吉林省の24.3%増から江西省の31.2%減に至るまで凹凸が激しい。しかし中期的に見ると2008年に10%だった中部8省の全国シェアは2014年には18.4%と、着実に上昇している。

2014年の繊維品貿易

図1：中国繊維品輸出の推移



出所：中国海関統計

2014年の中国繊維品輸出は前年比5.1%増の2,985億ドルとなり、5年連続で過去最高を更新した。近年伸び率は鈍化しているが、この10年間で規模は3倍を超えた。日本においては縫製業を中心に中国生産の魅力は薄れつつあるように見えるが、欧米向けは依然増加基調にあり、繊維に関して「世界の工場」は健在である。

繊維品輸入は1.7%減の266億ドルで貿易黒字は5.8%増の2,716億ドルに達した。全貿易黒字への繊維品貢献度は71%。前年に比べ28ポイント低下したとはいえ、外貨の稼ぎ頭という位置は変わっていない。

表3：2014年中国繊維品輸出（地域別）

相手国地域	輸出額 (億ドル)	前年比 増減%	シェア
全世界	2,984.91	5.1	100.00%
うちASEAN	361.01	5.5	12.10%
うちEU	586.64	13.6	19.70%
① 米国	447.39	7.5	15.00%
② 日本	245.12	-9.1	8.20%
③ 香港	164.77	-15.7	5.50%
④ ベトナム	158.13	19.8	5.30%
⑤ ロシア	131.85	6.1	4.40%
⑥ イギリス	115.18	3.9	3.90%
⑦ ドイツ	114.14	3.8	3.80%
⑧ 韓国	82.31	2.8	2.80%
⑨ アラブ首長国連邦	80.23	1.5	2.70%
⑩ オランダ	62.02	28.3	2.10%

出所：中国紡織品進出口商会

主な市場別ではEU、ベトナム、米国が好調で、日本と香港が落ち込んだ。最大市場であるEUは金融危機の影響で2012年に11.9%減となったが、13年の8.2%増に続き14年は13.6%増と牽引役となった。米国は13年の7.0%増に続き14年も7.5%増と堅調に推移。13年に28.3%増と激増したASEANは5.5%増と鎮静化した。縫製用素材が多いベトナムも13年の45.0%増に比べると鈍化したとはいえ、19.3%増と高水準だった。

日本は円安・元高と縫製品のASEANシフトが影響し9.1%減。大陸からの直接輸出の増加で中継基地としての存在感が弱まる香港は15.7%減。国・地域別ランキングでは4位ベトナムに7億ドルの差まで迫られ、今年の逆転はほぼ確実になった。

商品別では、紡績糸、テキスタイルなど「繊維品」が4.9%増の1,122億ドル、アパレルなど「服装」が5.2%増の1,863億ドルで素材4：製品6というバランスをほぼ維持している。中国では繊維品貿易にカウントしない化合繊維長・短繊維など「繊維原料」が29億ドルあり、日本式にこれを含めると3,000億ドルの舞台に乗ったことになる。

アパレル国内消費

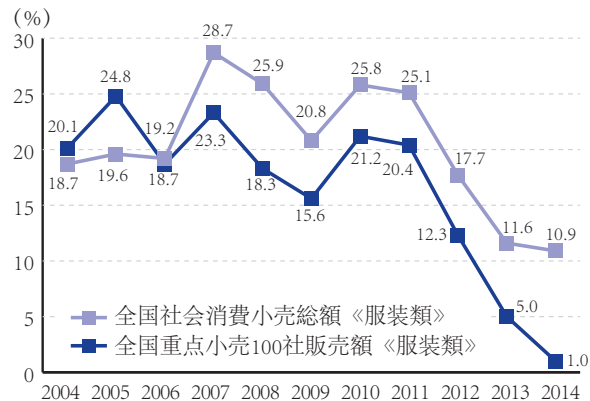
2011年まで国内のアパレル販売額は20%台で右肩上がり続けていたが、12年以降減速が鮮明になっている。14年の増加率は、国家統計局による全国社会消費財小売総額の服装類が10.9%、中華全国商業情報センターによる全国重点小売企業100社の服装類が1.0%となった。2013年までほぼ同じトレンドを示していたのが14年に差が大きくなった原因は、前者がインターネット通販を統計対象に加えたためとみられる。

表4：2014年中国繊維品貿易（商品別）

	数量単位	輸出				輸入			
		数量	前年比増減%	金額(億ドル)	前年比増減%	数量	前年比増減%	金額(億ドル)	前年比増減%
繊維原料	万トン	133.1	24.8	29.3	9.4	425.5	-28.7	102.9	-27.1
綿花	万トン	1.3	100.1	0.3	98.3	244.1	-41.2	50.0	-40.9
繭糸	万トン	0.8	-2.5	3.9	-6.8	0.3	0.5	0.1	0.4
羊毛	万トン	1.8	12.4	0.9	5.1	33.2	-4.9	24.3	-12.1
ウールトップ	万トン	4.8	9.2	5.1	0.4	1.1	8.9	0.8	2.5
化学繊維	万トン	123.9	25.9	19.0	15.7	65.6	-7.5	20.5	-9.7
その他繊維	万トン	0.5	-30.9	0.1	10.3	81.2	8.4	7.2	32.6
紡織品				1,121.8	4.9			203.9	-5.9
紡績糸	万トン	399.9	8.4	120.7	-0.3	270.0	-3.2	89.0	-7.3
綿糸	万トン	43.1	-17.6	20.6	-18.0	201.1	-4.2	62.3	-8.7
絹糸	万トン	0.5	-20.2	2.3	-10.6	0.0	-31.2	0.1	-51.7
毛糸・獣毛糸	万トン	3.3	2.3	10.1	-4.8	1.6	-0.6	2.2	3.5
化繊紡績糸	万トン	271.9	13.2	76.1	4.8	39.6	-8.0	20.7	-6.8
その他紡績糸	万トン	81.0	11.9	11.5	14.7	27.6	14.1	3.9	10.2
テキスタイル				544.4	4.9			72.4	-9.7
綿織物	億メートル	83.8	-8.1	142.1	-5.4	6.5	-17.1	14.3	-18.4
絹織物	億メートル	1.6	-7.0	9.0	-6.0	0.1	-27.4	0.5	-16.7
毛織物	億メートル	0.8	0.8	6.2	4.0	0.4	-3.7	4.8	2.1
化繊織物	億メートル	177.9	7.8	202.1	10.2	12.1	-10.4	24.8	-5.0
その他テキスタイル	億メートル	116.2	10.1	185.0	8.9	14.5	-12.2	27.9	-10.4
製品				456.7	6.3			42.4	4.9
家庭用製品				194.5	4.3			1.7	14.0
絨毯	億平方メートル	6.3	6.4	26.8	7.0	0.4	14.5	1.6	7.7
産業用製品				76.1	3.1			20.2	2.0
不織布	万トン	120.0	12.2	46.0	11.3	18.9	7.7	13.1	9.9
その他製品				113.4	10.0			5.8	1.4
服装				1,863.1	5.2			61.6	15.8
ニット製衣類	億点	222.1	-2.0	817.3	-6.0	2.8	37.9	19.6	26.0
綿製	億点	100.6	-9.4	363.4	-17.1	2.0	45.9	10.6	35.3
絹製	億点	0.5	-81.6	2.8	-55.3	0.0	-8.1	0.1	-11.7
毛製	億点	1.3	16.4	22.1	17.0	0.0	-1.8	2.2	7.2
化繊製	億点	99.1	6.6	358.9	4.4	0.5	23.2	4.6	21.9
その他製	億点	20.5	10.2	70.1	13.1	0.2	22.4	2.0	19.5
布帛製衣類	億点	133.0	25.0	776.6	20.3	2.6	96.0	33.5	14.6
綿製	億点	43.3	22.6	292.9	19.5	0.6	11.2	11.7	9.4
絹製	億点	0.4	13.7	7.5	8.4	0.0	12.7	1.0	12.4
毛製	億点	0.6	-1.3	19.6	-1.2	0.0	-12.0	4.1	5.0
化繊製	億点	76.7	31.2	373.4	27.4	1.8	182.8	14.2	21.5
その他製	億点	12.0	3.0	83.1	3.2	0.1	50.7	2.4	20.8
毛・皮革製衣類	億点	0.2	-2.4	33.4	23.1	0.0	-14.2	1.5	-7.3
付属品				160.0	3.5			4.9	0.8
帽子				45.3	2.1			0.5	15.6
その他服装	億点	7.4	1.2	30.5	1.2	0.2	17.5	1.6	6.4

出所：中国紡織品進出口商会

図2：中国アパレル販売額の伸び率推移



注：年別、前年比%

出所：A) 国家統計局 B) 中華全国商業信息中心

個人消費全体の伸びが鈍化する中、百貨店を始めとする実店舗販売の苦戦とネット通販の好調の対比がますます鮮明になっている。商務部によると2014年のネット通販は前年比25%増で、ネット通販のうち20数%がアパレルとされる。11月11日「独身の日」にB2Cサイト「天猫」等を運営するアリババグループが仕掛けた特別セールスの成約額は24時間で571億元と、前年の350億元を大きく上回った。

繊維・アパレル企業収益

国家統計局によると、統計対象となる繊維製造業3万8,319社の2014年の売上高は6兆7,220億元で前年より6.8%増加した。利潤総額（税引き前利益に近い）は6.1%増の3,663億元だった。13年は11.5%増収、15.8%増益だったことから、中国繊維製造業全体の成長

が減速していることが分かる。赤字企業比率は11.5%と前年並みだが、赤字総額は212億元と12.4%増加した。

この大きな流れの中で個別企業の2014年業績は明暗がくっきり分かれた。カジュアル衣料チェーンでは「センマー」の浙江森馬服飾が売上高81.6億元（前年比12%増）、純利益10.9億元（21%増）、一方「メーターズ・ボンウェイ」の上海美特斯邦威服飾が66.2億元（16%減）、1.5億元（64%減）。両社とも2012年に上場以来初の減収減益を計上していたが、森馬は2013年から回復して2年連続で増収増益なのに対し、美邦は3年連続の減収減益だった。この業界は「ユニクロ」「H&M」「ZARA」など外資系の出店攻勢を受け、競争がひととき激しい。不採算店閉鎖や在庫圧縮などリストラの進捗具合や商品政策で差がついた。森馬の場合は、子供服事業も大きく貢献した。

スポーツウエア・用品業界では安踏体育用品が明、李寧が暗となった。安踏は売上高89.2億元（23%増）、純利益17.0億元（29%増）で2年続いた減収減益から脱したのに対し、李寧は純損失7.8億元を計上した。最終赤字は3年連続となる。

メンズアパレル業界でも中国利郎が2013年の減収減益から、2014年は増収増益に転じたのに対し、福建七匹狼実業は2年連続で2ケタ%の減収減益となった。

固定資産投資

表5：2014年繊維製造業固定資産投資
（農村部含まず）

	投資額 (億元)	前年 比増 減%	施行 件数	前年 比増 減%	新規 着工 件数	前年 比増 減%	竣工 件数	前年 比増 減%
総計	10,363	13.4	18,069	-0.1	13,646	-0.5	13,558	6.3
紡織	5,306	12.9	9,301	-1.1	7,125	-0.7	7,098	5.7
服装 服飾	3,704	18.5	7,351	2.1	6,530	0.9	5,485	7.2
化繊	1,081	4.9	938	-1.3	654	-4.5	616	5.3

出所：国家統計局

生産と同様、新增設など固定資産投資もスローダウンしている。国家統計局によると繊維製造業の2014年投資額は1兆362億元で前年比13.4%増加したが、伸び率は3.9ポイント低下した。新規着工件数は1万3,646件で0.5%減少、13年は5.9%増だった。業種毎に新規着工件数の増減率をみると、紡織が0.5%減、服装が0.9%増、化繊が4.5%減となっている。

2015年の展望

量的な拡大を優先せず、産業の構造改革を進める中で、市場ニーズに合わせた質的向上を図るという流れは益々強まると予想される。川上の素材分野ではポリエステルやレーヨンなどの汎用繊維で老朽設備の廃棄が進む一方、炭素繊維やアラミド繊維など高機能繊維の開発が進むだろう。織布・編立てや縫製など川中・川下分野では、沿海部の人件費高騰や労働力不足、FTA/EPA交渉の行方も睨んで、ベトナムやカンボジアなどASEAN諸国への進出が加速する。国内アパレル販売では、市場の安定

成長時代にふさわしいサプライチェーンへの再編が急務になっている。

2015年は第12次五カ年計画の最終年でもある。年内に策定作業が行われる第13次5カ年計画では、「新常态」に即した繊維産業の青写真が描かれるとみられる。

具体的な問題点と改善要望

日本の繊維産業にとって、中国は輸出・輸入ともに最大の貿易相手国であり、日本企業による中国への直接投資（現地生産）も多い。また中国から見ても日本は最大の輸出先（2000年前後は日本が1位、現在順位は後退したが依然として3兆円規模）の一つである。この様に相互に最重要パートナーとの認識の下、両国繊維業界は、日本繊維産業連盟と中国紡織工業連合会の業界間国際会議「日中繊維産業発展・協力会議」を2004年から開始させ、相互の産業発展、貿易拡大のための各種情報、意見交換を行ってきた。

その後、アジアの繊維先進国同士の新たな協力関係構築を目指して、韓国を加えた「日中韓繊維産業協力会議」を2010年から立ち上げ、協力関係をさらに発展させ、繊維先進国として相応しい見識と豊富な経験を活かして意見交換を深め、相互の繊維産業の発展に結びつく方策を見出している。

環境保護、省エネを織り込んだ産業政策と製品安全対策

昨今大きくクローズアップされている大気汚染に代表されるように、中国にとって環境問題は喫緊の課題となっている。中国政府も本年から改正環境保護法を施行させるなど最重点で取り組んでいるが、日本の繊維産業界は世界に先駆けて環境問題に直面した実績があり、長年培った繊維技術や特殊機能を付与した繊維製品は、大気・水環境の保全、浄化に大いに貢献するものである。既に中国の繊維業界とも各種の情報交換を行っているが、政府としても環境対策のために有効な繊維技術、繊維製品が積極的に導入、活用されるような法制度作りを推進するよう要望する。

中国は既に世界最大の繊維生産国であり、繊維産業自体の環境問題への対応も重要である。地球温暖化対応（CO2削減）の観点からの省エネ、リサイクル、非石油由来の各種繊維開発、有害化学物質の排出削減、大気汚染、水質汚濁防止等への徹底した取り組みが必要である。

また繊維製品オペレーションのボーダレス化が進む中、製品安全にかかわる情報交換、業界基準と運用に関する情報の共有を推進し、共有の懸案課題の検討を実施していくことも重要なテーマとなっている

知的財産権保護について

知的財産権保護の問題は日中の繊維産業界双方とも重要な課題と認識、2008年末に日本繊維産業連盟と中国紡織工業協会（現联合会）の間で覚え書きを締結した。知的財産権侵害の内容はさまざまであるが、繊維産業に

において最も多く深刻なのは i) 商標の冒認登録 ii) インターネットサイト等での模倣品の横行の2点。冒認登録とは、例えば日本のアパレルの著名商標が、中国の第三者によって中国で登録されてしまい、現地での販売行為に支障を来すもの。模倣品は、日本アパレルのブランドやデザインを無断でコピーした商品であり、そのブランド価値や企業イメージを毀損するもの。

現在、覚え書きに基づいてこうした問題の解決・予防策を協議中であるが、中国国内企業、国民へのさらなる啓発が必要である。今後の日本企業の中国への投資活動を促進する上でも知的財産権保護に関する協力が重要であり、昨年度に引き続き商標登録審査の厳格化、模倣品に対する取り締まり強化を希望する。

自由貿易協定（FTA等）に向けた取り組み

前述の通り日中間の繊維貿易は巨大であり、貿易自由化の効果も非常に大きい。貿易自由化、特に関税撤廃による国内産業への影響は慎重に検討しなければならないが、日本の繊維産業界は中国からの輸入拡大の脅威より、成長する中国市場向けの輸出ならびに投資機会の拡大に期待を置く。その上で2012年11月に合意された日中韓FTA交渉の開始を歓迎、その重要性を認識し「日中韓繊維産業協力会議」における専門家委員会を通じて情報交換を進め、マーケットアクセス、原産地規則に関するそれぞれの考え方を整理し、報告書を取りまとめた。

一方、去る2015年2月に仮署名された日中韓FTAの繊維分野は、関税撤廃除外と長いステージングが多くあるなど、留意を要する点もある。この内容が日中韓FTAにも影響するとASEANにおける商流構築が加速し、特に中国にとっては、日本からの直接投資の大幅減、高度なサプライチェーン構築への悪影響が出るものと危惧される。

中国政府として、高レベルの自由貿易構築こそが互いの繊維産業を将来の繁栄に導き、投資も増大させ、今後世界繊維先進国としてのさらなる発展を実現するという認識を新たにしていきたい。加えて知的財産権保護の問題、製品安全基準の統一等の非関税障壁についても情報交換や共同研究をさらに進める必要があり、推進についての積極的な支援を希望する。

投資、事業運営に関する障害、各種問題点の是正

―昨年度から引き続き要望する問題点

- ・外貨決済による中国を産地とした三国貿易において、仕入先に対する決済のタイミングを、売り先からの入金確認がない段階でできるよう改善を要望しているが、現状変化はない。中国からの輸出拡大の奨励策として引き続き規制緩和を求める。
- ・アパレル製品に関する品質表示基準について、依然として商品の下げ札に記載する品質表示基準が不明確で、各省により異なったルールが運用されている。また品質表示は、混率や組成状況および商品品質の分類記載も必要以上に細かく求められているため、遵守する企業は限られている。中国全土での統一基準の制定

を要望すると共に、品質表示をより簡素化し、遵守可能なルール運用をしていただきたい。

- ・品質管理基準については、自社の基準を企業基準として登録できる対象を、生産型企業に限定せず、非生産型企業も対象とするルール改正を引き続き要望したい。また国内販売する商品の品質検査は、CNAS（中国適格評定国家認定委員会）とCMA（中国内販試験検査機関）双方から認定・認証を受ける必要があり、これにより企業はほぼ同内容の監査を2度受け入れなければならない。品質検査機関への認定・認証はCNASとCMAのどちらか片方で済むような改正を要望する。

＜建議＞

- ①環境保護、省エネ、製品安全対策を織り込んだ産業政策が望まれるが、喫緊の課題として環境問題の解決に貢献する繊維製品・技術の導入強化（例としてグリーン購入制度の導入）、ならびに製品安全にかかわる情報交換を希望する。
- ②知的財産保護について、引き続き商標登録審査の厳格化、模倣品に対する取り締まり強化を希望する。
- ③繊維製品の広域経済連携、特に日中韓FTA交渉に向けた取り組みに関し、関税の相互即時撤廃を含めた高いレベルを目指して、中国政府としての積極的な推進支援を希望する。
- ④外貨取引における仕入先への決済時期の改善を引き続き希望する。
- ⑤アパレル製品の品質表示法に関しては、全国統一かつ簡略化してルール遵守可能な法律の運用を希望する。
- ⑥品質管理基準について、生産型企業以外でも自社基準を適用できるよう、また品質検査機関への認定・認証はCNASまたはCMAいずれかとするよう希望する。

2. 化学品

2014年の中国の石油・化学工業市場は、主要製品の生産の堅調な伸びなどを背景に売上総額は前年比6%増の約14兆元となったが、経済成長の鈍化や設備過剰による市況低迷が影響し利益総額は過去10年で初の前年割れとなる約8,200億元となった。2015年は「新常态」と呼ばれる中国経済の新たな局面への移行や「一带一路」などの国家戦略の推進によって生まれる成長機会がプラスに作用することなどが見込まれており、売上は前年比7%増の15兆元前後、利益は前年比6%増の8,800億元前後と予測されている。一方でマクロ経済の下振れ圧力が依然として高いことに加え、設備過剰の問題も顕在化しており、環境・省エネルギーや高付加価値化など時代のニーズに即した量から質への転換をいかに図っていくかが課題となっている。

原油輸入依存度は引き続き増加

2014年の中国原油需要は、前年の成長率から大きく増加し前年比6.1%増の5.2億トンに達した。原油輸入量は前年比10%増の3.1億トンと過去最高を突破したが、この背景には、原油安を追い風とした備蓄量の積み増しがあるとみられ、内需の回復にともなうものとは言い難い状況である。一方で国内生産量はほぼ横ばいの2.1億トンで、輸入比率は59%に達している。中国石油・化学工業連合会（CPCIF）では2015年の原油消費量を前年比5%増の5.4億トンと予想しており、輸入比率はさらに高まるが見込まれる。

また、中国石油経済技術研究院によると昨年の中国のエネルギー消費総量に占める非化石エネルギーの割合は、前年比1.5ポイント増の11.3%となった。中長期的には、引き続き非化石エネルギーの増加に取り組むとともに、エネルギー自給率を維持向上させていくため、シェールガスをはじめとする非在来型を含め、天然ガスの生産量の増産や海外における資源確保の加速に取り組んでいくものとみられる。

表1：原油 (単位：億トン)

	11年実績	12年実績	13年実績	14年実績
原油生産量	2.03	2.07	2.08	2.10
純輸入量	2.51	2.69	2.80	3.08
消費	4.54	4.76	4.88	5.18
輸入依存度 (%)	55	56	57	59

出所：中国国家统计局、中国通関統計

エチレン生産量は史上最高に

化学品の基礎原料であるエチレンは、中西部における石炭からのオレフィン生産（CTO）やメタノールからのオレフィン生産（MTO）の新規設備稼働のほか、2013年半ばに稼働を開始した中国石化（SINOPEC）グループの武漢石化（湖北省）の年産80万トン設備がフルに寄与

したことなどにより、2014年は2年連続で前年の生産量を上回り、1,700万トンを超え史上最高となった。

プロピレンについては、需要がエチレンの伸び率を上回る傾向があることや、ポリプロピレン以外の誘導品用途の新増設が本格化していることなどから、メタノールを原料にしたMTPまたはMTOなどによる生産やプロパン脱水素といった、プロピレンを選択的に生産する計画が多く打ち出されている。2014年については生産量が前年比19.1%増の約1,929万トン、消費量は前年比18.6%増の2,234万トンとなった模様である。

表2：エチレン (単位：万トン)

	11年実績	12年実績	13年実績	14年実績
生産	1,528	1,487	1,623	1,704
輸入	106	142	170	150
輸出	1	0	0	0
消費	1,633	1,629	1,793	1,854
消費対前年 (%)	8.9	-0.2	10.1	3.4

出所：中国国家统计局、中国通関統計

表3：プロピレン (単位：万トン)

	11年実績	12年実績	13年実績	14年実績
生産	1,467	1,534	1,620	1,929
輸入	176	215	264	305
輸出	0	0	0	0
消費	1,642	1,749	1,884	2,234
消費対前年 (%)	10.9	6.5	7.7	18.6

出所：CPCIF、中国通関統計

設備過剰問題が深刻化

高純度テレフタル酸（PTA）、フェノール、カプロラクタムなどの誘導品については、過剰設備の問題を受け厳しい事業環境が続いている。ポリエステル繊維の原料であるPTAは、2014年に年産1,000万トン程度の新増設が行われ、国内の総生産能力は年4,000万トンとなった。年間の輸出量が前年比およそ3.7倍の46万トンに達するなど既に中国のPTAが海外市場にもあふれ出しているなかで、2015年も数百万トン規模の増強が計画されている。フェノールについては2014年は一部に新設計画の遅れがみられたが、2015年以降それらが相次いで立ち上がってくる予定であることから、近々に自給可能な体制になるとみられ、これまで中国に輸出していた周辺諸国への影響が懸念される。カプロラクタムについては、2014年は市況低迷要因などで生産能力の増強率に減速感がみられたものの、国内総生産能力は内需を上回る211万トンに達している。既に顕在化しているこれら一連の誘導品の過剰設備問題は、改善の見通しが見えないまま深刻さを増しており、危急の課題となっている。

化学産業分野における具体的な問題点と改善要望

中国の経済成長モデルが転換期を迎える状況の下、化学産業においても、量的拡大に加えて、高度化の必要性が高まっている。こうした中、化学産業が持続的に発

展するために、生産性向上、品質確保、環境対策を重視する政策方針が今後も堅持されることが必要である。化学品は中国の多くの産業のサプライチェーンを支えており、省エネ、環境保護や、化学品管理などの規制が合理的な基準をもって整備され、円滑且つ公平に運用されることも中国の経済発展に不可欠である。また、化学産業の過剰設備問題は危急の課題である。以上の諸策の実効を挙げるためには、レスポンシブル・ケアの活動を普及推進し、広く社会との対話により相互理解を深めることが重要である。

省エネ、環境保護への対応

化学産業の役割は環境の保全とエネルギーの効率的な利用を促進し、社会が求めるニーズに対応することおよび新しい価値を提供することにより、社会の持続的な発展に貢献することである。

今後の環境規制の策定と実施に当たっては、公平性と透明性が不可欠である。

即ち、法令を遵守し、自主的努力により排出物削減やエネルギー効率利用に実績のある企業が、新規導入により不利にならないよう公平性が確保されること、および、化学業界との十分な意見交換により、規制と運用が合理的なものとなる必要がある。

環境規制、炭素税・炭素取引および環境保護総合リストについて、上述の観点から数点の建議を提案する。

化学品管理

①危険化学品規制に関しては、第一に、危険化学品登記を実施する事業者の円滑な経済活動のため、少量危険化学品の登記を免除し、企業自有データを承認する等の運用の改善を強く要望する。第二に、危険化学品判定基準を始めとする危険化学品規制全体に対する関係部門および事業者の理解を一層促進する等により、政府関係部門間で整合性が取れ、地域或いは国際的に調和した制度が構築され、合理的に運用されることが必要である。以上の観点から、9項目の建議を提案する。

②新化学物質規制に関しては、第一に、登記証取得後の年度報告や登記内容変更等、事後手続の改善又は明確化が必要である。第二に、外国で取得された試験データの採用や申告免除要件の緩和等、新化学物質申告制度の改善を要望する。以上の観点から、6項目の建議を提案する。

過剰設備問題への対応

過剰設備解消の重要性、緊急性に対する認識の深まりを背景に、鉄鋼、セメント、電解アルミ等の重点業種では、中央政府の指導の下で、生産能力削減に向けた政策措置が推進されている。

近年、化学産業においては、一部製品で、技術的に劣化する生産能力の淘汰や需給バランスの改善の兆しが伺えるものの、全体としては依然として生産能力の調整過程にある等設備過剰の矛盾が顕在化しており、市場の原理に加え、政府の適切な指導により市場秩序が回復され

ることが望まれる。

こうした状況下、生産能力の総量規制、参入条件の厳格化等の措置により、盲目的な生産能力の拡張を抑制する政策が引き続き推進されることが重要である。また同時に、汚染物排出やエネルギー消費の少ない企業を優遇することで、化学産業の技術水準の高度化を促進するとともに、環境規制に適応していない企業や、技術劣位企業の退出を促進する法規制を整備することにより、公平な競争ができる基盤を早急に整備することが化学産業が持続的に発展するために不可欠である。

社会との対話と共存（レスポンシブル・ケア）

化学産業は、多くの日常生活で使われている製品を提供するとともに、今後とも社会のニーズに応えた優れた製品を提供することにより、市民生活の向上と、中国経済の発展に貢献していく使命を持っている。

中国の化学産業が社会と調和し、持続的に発展するためには、健康、安全、および環境それぞれの面で、管理の水準を不断に向上することが重要である。例えば、物性、安全性、環境面での正しい知識に基づき、生産（技術、製造プロセス）、使用、リサイクル/廃棄という製品のライフサイクルを通じて、適切な管理が継続的に維持向上されることである。

そのために、政府、事業者と地域社会間の透明な対話を通じて、科学的且つ合理的な管理のための法規制が整備され、平行して企業の法令遵守と適切な情報公開が促進され、地域社会の理解、信頼を得るとともに社会の意識を向上させることにより、化学産業が社会と調和共存し、持続的な発展ができるよう、関係当局の理解と積極的な支援をお願いする。

<建議>

中国の経済成長モデルが転換期を迎える状況の下、化学産業においても、量的拡大に加えて、高度化の必要性が高まっている。化学産業の持続的発展のため、生産性向上、品質確保、環境対策を重視する政策方針が今後も堅持されることを期待したい。

化学品は中国の多くの産業のサプライチェーンを支えており、省エネ、環境保護や、化学品管理などの規制が合理的な基準をもって整備され、円滑且つ公平に運用されることも中国の経済発展に不可欠である。また、化学産業の過剰設備問題は危急の課題である。

以上の諸策の実効を挙げるためには、レスポンシブル・ケアの活動を普及推進し、広く社会との対話により相互理解を深めることが重要である。

以下に4項目に分けて建議を提案する。

＜省エネ、環境保護への対応＞

化学産業の役割は環境の保全とエネルギーの効率的な利用を促進し、社会が求めるニーズに対応することおよび新しい価値を提供することにより、社会の持続的な発展に貢献することである。

1. 環境規制

1) 公平性と透明性

今後の環境規制の策定と実施に当たっては、公平性と透明性が不可欠であると考ええる。

①現在までの削減実績の反映

CO2やCOD等の総量規制は、現状からの一律削減ではなく、現在に至るまでの企業の自主的削減実績を反映させることが公平である。合理的で実態に即したきめ細かい施策の実施を関係当局に強く要望する。

②法令遵守の徹底

環境法令の実際の運用に際しては、違法操業を厳しく取り締まり、法令を遵守している企業が不利にならないような、公平な取り締まりや指導をすることが、企業間の健全な競争と環境の保全につながると考えている。

③規制の策定については、化学業界と積極的に意見交換することを通じ、合理的な政策が実行されることを要望する。

2) 排出規制に関する具体的な意見

①固体廃棄物について

現状では固体廃棄物処理の資格がある機構（処理会社）は数と処理能力ともに発生量に対して不足しており、処理できない固体廃棄物が蓄積されることが懸念されている。従って、助成金等の活用により、適切な処理レベルと必要な処理能力を持った処理機構の数を増やす施策を強く要望する。

②大気汚染防止法について

企業が作成する必要がある大気汚染防止管理制度（第7条）の内容を前広に且つ具体的に明らかにしていただきたい。

③水汚染防止法について

数年後に計画されている法改正の意見募集については、意見募集期間を少なくとも1ヵ月以上に設定することを要望する。

④土壌汚染防止法について

今後公布される予定の土壌汚染防止法の制定に際しては、規定（土壌のサンプリング方法、測定方法等）や基準が、実態に即した合理的なものとなるように広く関連業界に意見聴取することを要望する。併せて、十分な意見募集期間を設定することを要望する。

2. 炭素排出取引および炭素税

現在の炭素排出の割当量は過去の実績平均値のみが基準となっているため、排出削減努力が反映されず、また、企業の経済活動の変動を吸収できず、割当量と実際の排出量には大きな乖離が生じる可能性が大きい。従って、推奨される削減努力を反映するべきであり、企業の経済活動の変動を加味した合理的な割当量の分配方法を設定することを強く要望する。

3. 環境保護総合リスト

- 1) 環境保護総合リストは2013年版から意見募集がされているが、意見募集の期間は1週間しかなく、関連業界が十分に検討し意見纏めができるように、意見募集の期間を少なくとも1ヵ月に延長することを要望する。
- 2) 現在は高汚染、高環境リスク製品のリストを公表する際は、製品名と除外プロセス名だけが公表されているが、高汚染、高環境リスク製品と判断した合理的な根拠も同時に公表することを要望する。
- 3) 優遇政策の対象であった環境友好プロセスは、2014年版のリストから削除されたが、企業が先進的なプロセスを採用することをさらに促進するため、引続きリストアップし、優遇政策を講じることを要望する。

＜化学品管理＞

1) 危険化学品関係

①少量危険化学品の登記免除

少量の危険化学品については、事業者の円滑な商業行為のため、危険化学品登記を免除するか、或いは登記に代わる簡便な制度を導入することが望ましい。例えば、年間の生産又は輸入量が1トン以下の危険化学品に対する登記免除、或いは、備案制度（備案提出後即時生産、輸入可能）の導入を強く要望する。

②企業自有データの承認

危険化学品登記において、GHS分類(物理化学危険性)に必要なデータおよび登記表上の記載必須物理化学データについて、外国GLP実験室の試験データ、国内の鑑定資質を有する試験機構の試験データ、および権威あるデータベース掲載データ以外に、企業の自己責任で、企業自有データの利用を認めることを強く要望する。また、企業自有データに基づくGHS分類により危険化学品に該当する場合は、化学品物理危険性鑑定を不必要とする等の手続簡素化も併せて検討願いたい。

③鑑定サンプル輸入手続の明確化

危険化学品登記のために鑑定用サンプルを輸入する場合、登記証未取得で輸入することになり、制度上の整合性が取れていない。この問題への対応方法を明確化(例えば、鑑定サンプル輸入の備案制度の導入)し、周知することを強く要望する。

④危険化学品登記の全面開始および移行期間

危険化学品登記管理弁法(第53号令)施行後、一部の下位文書等が未公布のまま、各地方個別の運用が先行しているため、事業者側に運用状況に対する認識の相違が見られる。下位文書が公布された段階で、登記業務の全面開始時期を文書により公表していただきたい。また、全面開始後一年間程度を移行期間と位置付け、当局と事業者双方が本制度に対する理解を深めるとともに、企業の経済活動に支障がでないよう、十分な準備を実施する期間としていただきたい。

⑤危険化学品判定基準の継続的検討

危険化学品目録記載の危険化学品定義および確定原則によれば、GHS注意喚起語「危険」および「警告」相当の危険有害性区分が該当することになる。「警告」の区分を含めると、対象化学品が膨大な数となり、事業者、行政双方の管理負担が過度に大きくなる恐れがあるため、「危険」の区分のみを危険化学品の確定対象とする検討を継続していただきたい。

⑥危険化学品法規制に対する理解促進

目録で特定される危険化学品と、GHS分類(危険化学品定義および確定原則)で判定される危険有害性を有する化学品に対する規制内容を、関係部門および事業者十分に周知することを要望する。特に、輸入化学品のGHS分類結果が中国と仕出地で異なる場合、通関時に中国国内

法に適合させるための対応、例えば、輸入者によるSDS・ラベルの差し替え、が円滑に実施できるような配慮を要望する。

⑦輸送規制のさらなる整備と簡素化

危険化学品の輸送については、複数の部門から種々の法令が公布され、詳細に行政手続を定めている。特に劇毒化学品の省を跨る輸送において、各部門に対し、或いは各地域で実施する手続の量が多いことに加え、調和が取れていない場合があり、事業者の負担となっている。部門間或いは地域間で規制の調和を図り、国連危険物輸送勧告等の国際標準との整合性を高め、同時に行政手続の簡素化をお願いしたい。

⑧部門間で整合したSDS審査

国家標準に準拠して正しく作成したSDS・ラベルであれば、危険化学品登記(安全生産監督管理部門)、新化学物質申告(環境保護主管部門)および通関検査(質量監督検閲検疫部門)でそのまま通用するような部門間で整合した運用を要望する。

⑨危険化学品環境管理登記

危険化学品環境管理登記弁法(試行)による、危険化学品環境管理登記および排出移動量報告の制度設計および運用に際しては、運用性を高めるため、対象となる危険化学品を合理的な範囲に限定することが望ましい。数量範囲に加えて、濃度範囲を設定することを要望する(例えば、重点環境管理危険化学品であれば生産と使用量100キログラム以上且つ含有濃度0.1%以上、それ以外の危険化学品であれば1トン以上且つ1%以上を危険化学品環境管理登記の対象とする)。

2) 新規化学物質関連

①他国試験データの採用

一部の生態毒性試験については、中国の生物により国内施設で実施した試験データしか認められていない。国際整合性の観点から、生態毒性に関する外国で取得された然るべき根拠のある試験データ(外国政府に認可された実験室又はGLP実験室の試験報告書)を採用することを強く要望する。

②登記証記載事項の変更手続の簡素化

登記等級内での登記数量の変更、或いは用途等の情報を変更する場合には、当該変更情報のみを変更申請票に記載して提出する等の簡便な手続で変更できるような仕組み

の導入を強く要望する。

③既存モノマーから重合されたポリマーの申告免除

既存モノマーから重合されたポリマーの申告とその後の年度報告は、対象ポリマー数が多いことから、事業者の重い負担となっている。既存モノマーから重合されたポリマーの申告を免除する検討を継続していただきたい。

④試験機関の処理能力向上

試験従事者の育成、試験設備の充実および拡充による処理能力の向上を試験機関により強く働きかけるとともに、指定試験機関数の増加をめざした施策を要望する。

⑤簡易基本申告における試験データ取得免除

簡易基本申告に必要な生態毒理学試験データを将来は不要とするについて、継続的検討をお願いしたい。

⑥年度報告の締切期限の延長

年度報告制度はかなり定着してきているが、毎年一定数の事業者が年度報告を期限（2月1日）内に完了することができていない。1カ月では準備期間が十分ではないため、年度報告期限を変更（例えば3月1日）することを検討していただきたい。

＜過剰設備問題への対応＞

過剰設備解消の重要性、緊急性に対する認識の深まりを背景に、鉄鋼、セメント、電解アルミ等の重点業種では、中央政府の指導の下で、生産能力削減に向けた政策措置が推進されている。近年、化学産業においては、一部製品で、技術的に劣後する生産能力の淘汰や需給バランスの改善の兆しが伺えるものの、全体としては依然として生産能力の調整過程にある等設備過剰の矛盾が顕在化しており、市場の原理に加え、政府の適切な指導により市場秩序が回復されることが望まれる。こうした状況下、生産能力の総量規制、参入条件の厳格化等の措置により、盲目的な生産能力の拡張を抑制する政策が引き続き推進されることが重要である。また同時に、汚染物排出やエネルギー消費の少ない企業を優遇することで、化学産業の技術水準の高度化を促進するとともに、環境規制に適応していない企業や、技術劣位企業の退出を促進する法規制を整備することにより、公平な競争ができる基盤を早急に整備することが化学産業が持続的に発展するために不可欠である。

＜社会との対話と共存(レスポンシブル・ケア)＞

化学産業は、多くの日常生活で使われている製品を提供するとともに、今後とも社会のニーズに応えた優れた製品を提供することにより、市民生活の向上と、中国経済の発展に貢献していく使命を持っている。中国の化学産業が社会と調和し、持続的に発展するためには、健康、安全、および環境それぞれの面で、管理の水準を不断に向上することが重要である。例えば、物性、安全性、環境面での正しい知識に基づき、生産（技術、製造プロセス）、使用、リサイクル/廃棄という製品のライフサイクルを通じて、適切な管理が継続的に維持向上されることである。そのために、政府、事業者と地域社会間の透明な対話を通じて、科学的且つ合理的な管理のための法規制が整備され、平行して企業の法令遵守と適切な情報公開が促進され、地域社会の理解、信頼を得るとともに社会の意識を向上させることにより、化学産業が社会と調和共存し、持続的な発展ができるよう、関係当局の理解と積極的な支援をお願いする。

3. 医薬品

医療分野における 日中の連携強化の重要性

中国共産党第18期中央委員会第三回全体会議において「中国共産党・改革の全面的深化をめぐる若干の重要問題の決定」が策定され、その中の「11の重点改革分野」において「医療衛生体制」が重点分野として挙げられている。

これは「より公平で持続可能な社会保障制度の構築」を2020年までに目指すものであり、特に社会保障制度における医療分野の日中官民連携強化は重要性を増して来ている。

中国日本商会および医薬業界組織としては、中国政府のこれら取り組みに積極的に関与して貢献していくべきと考える。

医療政策と医薬品市場の状況

「医療衛生体制改革重点实施方案（2009年～2011年）」において中国政府は、2009年より3年間で約12兆円（8,500億元）を投じて、薬価制度・医療保険償還制度・医薬品入札制度等の新制度構築、公立病院の効率化、流通再編を実施した。

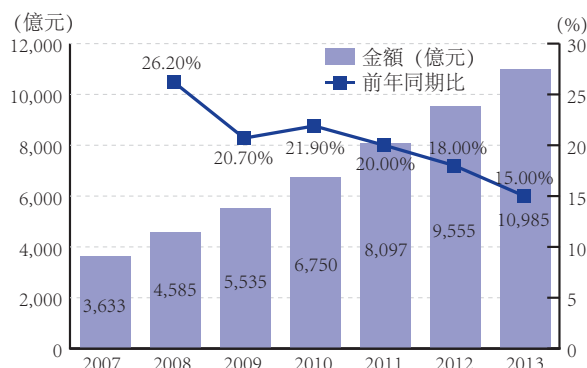
また、それに引き続き2011年から2015年までの五カ年計画である「第12次五カ年計画（十二五）」の重点項目、すなわち①国家基本薬物制度の全面的な整備、②公立病院の改革、③基本医療保障の強化、④医療ネットワークの充実、⑤重大疾患の監督管理強化、⑥中国特有の医療・医薬の発展推進、⑦医療機関運営の開放、⑧医師の診察・医療行為の自由化の実施による加速化、そして2020年に向けての目標である「健康中国2020」では、今後の医療制度改革、国家医療戦略、2020年までの国民の健康維持管理にかかわる事業発展計画、医薬品・食品安全管理、医療設備投資などの取り組みを示している。

上記の連続且つ複合的な政策方針に則り、「医薬品価格に関する法整備」「新GMP」「GSP規定」、「低価格医薬品管理政策」（発改委[2014]856号）、「医薬品購買と入札管理政策」（食薬監弁財[2014]120号）、「県級公立病院総合改革」（国衛弁体改函[2014]504号）等々各種の新しい関連法規が公布されており、制度化は着実に進んでいる。

市場を見ると、2013年医薬品流通業界総売上高は前年比16.5%増で、1兆3,018億元まで達した（中国商務部初步統計データ）。医薬品販売端末市場規模は「第11次五カ年計画（十一五）」期間中では、年平均成長率（CARG）の20%まで立ち上り、「第12次五カ年計画（十二五）」期間中の2012年、2013年はそれぞれ18%、15%の増長率であった。CFDA南方医薬経済研究

所の統計により、2013年中国医薬品端末市場（注1）の規模は1兆985億元に達した（図1）。中国全体GDP成長の鈍化に伴い、医薬品市場の成長率も減速されているが、中国医薬品市場は依然大きく、潜在力のあるものである。医療改革の強化により、民間資本は医薬市場に参入し、民営医療施設の増加、医療機構システムの健全化が見られる一方、医薬品製造および販売企業間の買収、新薬の増加、インターネット経由の医薬品販売システムの構築等進んでいる中、医薬品業界の競合もより激しくなっている。

図1：2007-2013 中国医薬品端末市場規模推移



出典：CFDA南方医薬経済研究所広州標点医薬情報有限公司端末データベース

注1：この統計は化学原料薬、化学製剤、生物製剤、医療機器、衛生消耗材、漢方薬、漢方加工薬など全種類の総計である。また、「端末」とは、各級公立病院、社区卫生サービスセンター、衛生院等すべての公立医療機関および各級薬局を全て含んでいる。

日本企業が直面する問題点

日本の医薬品企業は多くの革新的で有用性が高い医薬品を中国の患者に提供してきており、また、中国の改革開放に伴い、多くの日本医薬品企業が積極的に中国に投資してきた。2013年に設立された中国日本商会メディカルグループは、2014年化粧品企業の正式加盟によりライフサイエンスグループとなり、グループ53社の内、医薬品は22社となっている。これらメーカーは事務所・研究開発・生産・販売または投資会社を設立し、中国の医療・人々の福祉に積極的に貢献している。今後も、中国日本商会・官民訪中などの活動を通じて、日本の経験が中国の医療改革に役立つよう積極的に交流活動を行っていく予定である。

この様に中国で活動し、中国の医療に日々貢献している日本医薬品企業も以下の諸問題に直面しており、中国政府に改善を希望する。

法規の実施細則作成と改正時の対話促進

中国当局は、医療改革を推進するなかで各種法規・ガイドラインの作成・整備を進めているが、その運用に当たっては事前通知と実施細則の作成による周知徹底が望まれる。

また、日中間の政府・民間レベルでの対話は定期的・不定期的なものを含め実施されており、中国関係当局も

日本との対話に前向きである。中国日本商會を窓口とした対話の実施を希望する。

新薬開発における審査・許認可制度の改善

CFDAは2013年2月に「医薬品の審査・承認制度の改革を深化させ、イノベーションを一段と奨励することに関する意見」を発表したが、この方針に基づいた早期の関連法整備、医薬品の特許にかかわる優遇措置、ならびに研究開発の推進を期待する。それに、国内外未承認の輸入薬は一类新薬（生物製剤および化学医薬品）として開発する時、審査と承認段階のプロセスと優遇措置の公開が望まれる。

2014年12月にCFDAが発表した「2013年度中国医薬品審査報告」によれば、審査開始までの待ち時間は年々延びている。CFDA・CDE審査担当者の増員・育成、申請前の事前相談制度の充実、申請者との対話などによる審査期間の大幅な短縮を期待する。

長い臨床試験と審査待ち段階に発生した変更（製造場所・製造方法・剤形含量など）と追加（安定性試験データ・安全性データ）に関する資料提出の随時受け入れ或いは柔軟な対応が望まれる。それに、国外既承認国内未承認薬品にとって、IND提出後の変更を考慮して、輸入薬の登録検定も国産品と同じくNDA段階で行うことを希望する。

資源節約の観点から、申請書類の簡素化とe-CTD申請資料フォーマットのさらなる推進を期待する。

薬価新政策の推進

2014年末に国家発展改革委員会から、最高小売価格を撤廃し自由競争により薬価形成を行う、保険償還制度を整備するという薬価新政策が発表された。現在、最高小売価格の撤廃が先行しているが、医薬品管理法や価格法等の関連する法規との整合性を取り、日系製薬企業などの意見を募集しながら、法整備が進むことを要望する。

現行法規では、新薬創出時の研究開発・特許・品質・市販後調査・安全性情報収集等に要する費用を薬価に反映させる評価基準が未確立である。そのため世界的な新薬と海外の製造・管理基準を満たさない後発品の価格差が問題となり、新薬の価格を引き下げようとする動きが顕在化している。今回の政策が過剰な新薬薬価の引き下げを誘導するのであれば、安全で信頼できる医薬品を供給しようとする企業努力を阻害することになる。また、単純な薬価引き下げは市場の拡大を抑制し、結果として後発品市場を縮小する可能性がある。新薬の供給推進ならびに後発品保護のために、新薬の薬価算定方法の分離が望まれる。

今後、保険償還薬の薬価は償還価格を基に設定されていくと聞いている。償還価格設定によっては、医療機関との交渉時に過剰な値下げ圧力につながり価格の公平性が失われる可能性がある。適切な償還価格設定と価格交渉制度整備を推進していただきたい。

昨年末より各地で新しい医薬品集中購買制度が試行さ

れ始めている。従来の入札制度と同様に多様な制度となれば、医薬品の供給に地域差が生まれる。安定した供給を達成するために、制度運営方法の全国的な透明化と統一を要望したい。これまで突然の入札公示後、登録期間が短いため、輸入薬の場合、資料を取り寄せ提出する時間が足りない場合があった。輸入薬が対応できるように実施予定を明示し、登録期間を設定いただきたい。オリジナル薬と後発品の品質差を適正に評価する制度の構築も要望したい。

保険償還薬リストについては、原則2年に1回となっている改定が、2009年から5年間改定されていない。品目数は改定毎に増えているものの、化学薬品は甲乙リスト合わせて1,164品目であり、患者が最適な薬を選択できているとは言い難い。リスト収載後も、医院ごとの対応が異なり半年以上も償還が実施されない場合がある。このように新薬の市場への投入後、保険償還されるまでに長い時間がかかっており、患者は新薬の使用機会を制限されている。患者がより早く最適な新薬を使用できるよう、人力資源社会保障部に対し、償還リスト更新の短縮およびより多くの品目の償還リスト収載を求めたい。収載の基準や過程について明確にいただければ我々製薬企業は基準を達成するために努力する。

MAH制度の導入

今日、医薬品製造は、国境を跨いだ委託生産が広く行われており、日本を含む主要国は全て販売承認（Marketing Authorization Holder）制度を導入済である。一方、中国においては未だ国内企業が国内で製造することを前提とした製造承認制度を続けている。MAH制度を導入できれば、医薬品供給（製造と販売）に対する企業の責任の明確化や生産体制の合理化が期待できる。医薬品の品質および安全性確保や新薬研究開発への経営資源投入を活性化し、医療サービスのさらなるレベルアップを図るためにも、グローバル基準に沿ったMAH制度の早期導入が望まれる。

安全で信頼できる医薬品の供給

医薬品の製造企業および流通企業に対しては、それぞれ「薬品生産品質管理規範」（新版GMP、2011年1月公布）および「医薬品経営品質管理規範」（GSP、2013年2月公布）に指定期限内に対応することが要求されており、医薬品企業の資質向上や品質安全保障におけるレベルアップが図られている。これら製造および流通における医薬品の品質および安全性向上への取り組みを今後も継続して行くことが望まれる。

上記の品質および安全性向上への努力がなされている一方で、医薬品の安定供給という面では課題もある。なかでも許認可における課題は企業の国籍を問わない共通の課題である。

まずは一つの医薬品承認に対し一カ所の製造場所しか登録できないことによる製造所移転や製造トラブル発生などの際の市場での医薬品欠品リスクが挙げられる。日本など主要国では一承認に対し複数製造所での製造が認

められている。安定な医薬品供給のため、中国においても同様な制度が取り入れられることが望ましい。

次に許認可更新の遅延に起因する許認可切れ期間発生による市場での医薬品欠品リスクが挙げられる。更新遅延の原因としては更新前に申請した補充申請の審査手続の遅れによる更新審査の中断や更新審査手続自体の遅れがある。従って医薬品欠品のリスクを防ぐためにも、審査迅速化・時間厳守による審査遅延の解消が望まれる。また、審査手続の遅延による許認可切れ期間が発生した際の救済措置として臨時輸入許可の回数制限撤廃や更新審査結論受領までの「品目許可証」の期限延長などの制度の充実も望まれる。

OTCの承認審査簡素化とスイッチOTC

海外の多くの国で承認されている使用経験が長く安全性が高いOTC製剤については、医療費低減に繋がるセルフメディケーションを浸透させるため、新規OTC製剤に現在要求されている新薬と同じ申請要件の軽減化（資料の軽減化と臨床試験の省略化）と既承認Rx製剤のスイッチOTC化を推進することにより、患者が選択できる製剤数を増大させることが望まれる。

<建議>

新薬を一日も早く中国国民に供給すること、安全で高品質の医薬品を中国国民に供給すること、医薬品製造業の発展を願い、以下の改善を提案したい。

①法規作成・改正時につき以下の改善を要望したい。

- a. 法規公布・改正時、中国日本商會を日系企業との窓口とした対話の実施。
- b. 法規実施細則の作成と周知徹底。

②新薬開発の審査・許認可制度につき以下の改善を要望したい。

- a. 臨床試験実施に関する障害軽減。
 - 1) CFDA・CDE審査担当者の増員による臨床試験許可までの期間の大幅な短縮。
 - 2) CFDA・CDE申請前相談制度の充実。
 - 3) 申請者との対話によるCDE審査の事務手続期間短縮。
 - 4) 輸入薬登録薬検をIND段階ではなく、NDA段階で実施。
 - 5) CDE審査待ち段階での補足資料の受け入れ。
 - 6) 申請者向けCDEのガイドラインの充実。
 - 7) 検体の海外輸送規制の簡素化。
 - 8) 審査過程で発現する問題点と対応事例の公開。

- 9) 輸入品一類医薬品（バイオおよび化学医薬品）登録申請の承認。

b. 申請資料要件のグローバル化。

- 1) 申請書類の簡素化と英語資料の受け入れ。
- 2) eCTD申請資料フォーマットの推進。

③検討中の薬品の価格政策につき以下の改善を要望したい。

a. 薬価政策

- 1) 医薬品価格政策に関連する法規の整備と幅広い意見募集。
- 2) 新薬創出時の研究開発費・特許・品質・市販後調査・安全性情報収集等に要しているコストの薬価への反映。
- 3) 償還価格/価格談判方式等政策の推進。

b. 医薬品集中購買

- 1) 実勢価格を決定する集中購買制度運営方法の透明化と統一。
- 2) 集中購買実施時期の明示、および輸入医薬品に対する資料提出期間の猶予。
- 3) 医薬品の「品質」評価の強化。

c. 医療保険償還

- 1) 保険償還薬リスト改定間隔の短縮。
- 2) 保険償還薬リスト収載品目選定過程の透明化。
- 3) 保険償還薬リスト収載後、医療機構での速やかな償還の実施。

④MAH制度の導入を要望したい。

⑤安全で信頼できる医薬品を供給するために以下の改善を要望したい。

- a. 医薬品、原体の品質向上への継続努力。
- b. 医薬品許可更新の時間厳守と許可内容の速やかな通知、および審査遅延品目に対する救済措置の充実。
- c. 安全供給を図るための、1製品複数製造での供給。

⑥OTC専用の承認審査制度の確立とスイッチOTCの推進を要望したい。

4. 医療機器・体外診断用医薬品

中国の医療機器・体外診断用医薬品産業状況

人口13億人を超え、社会の近代化、国民所得の向上を背景として、高齢化や健康管理への関心の高まりなどによって多くの患者が存在しており、巨大な医療需要が見込める市場である。医療機器・体外診断用医薬品市場は、10年以上高い成長率で成長しており、現在もその成長率は衰えていない。また、今後は都市部だけではなく農村部での医療設備の充実も期待されている。

近年、医療保険をはじめとするさまざまな医療制度改革、高齢化の進展、人間ドックや家庭での健康管理への関心の高まりなども追い風となり、医療関連サービスに対する需要は拡大している。特に高齢者割合の増加に関しては、2010年の60歳以上の高齢者は既に全人口の13%を越えており、2011年以降も高齢化は進み、60歳以上の人口比率が2040年には全人口の28%に達すると言われている。また、PM2.5等の環境汚染からの健康への影響などもある。この様なことから、中国の医療機器・体外診断用医薬品市場は急速に成長している。医療機器市場は、2001年から2010年にかけて年平均24.4%増と、世界の平均8%増をはるかに上回るペースで拡大し、2010年には1,200億元に達した。近年も高い成長率を維持しており、2014年には2010年の2倍となる2,400億元を超える見込みである（出典：日本貿易振興機構(JETRO)「中国の医療機器市場調査（基礎データ収集）」）。

一方、都市部と農村部の医療サービスの格差は顕著になっており、2014年12月に習総書記が江蘇省鎮江市丹徒区の衛生院を視察した際、「医療衛生業務の重心を地方に移し、医療資源を地方に配置することで、都市と農村の医療サービスの均等化を推進しなければならない」とコメントしている。今後は農村部も急速に医療設備の充実に進む可能性がある。

中国の今後の市場では次のような傾向が予想される。

ハイエンド市場だけでなく、ミドル・ローエンド市場にも注目

中国国内の病院施設数を見ると、全国の約2万の病院施設のうち、ハイエンド（3級）病院は約1,800とその割合は少ないが、診療延べ人数、病床数では大多数がこのセグメントに集中している。すなわち、今後もハイエンド市場の需要は続くと思われる。一方、中央政府はそのような医療資源配置のアンバランスさや農村部の医療アクセスの悪さ（いわゆる看病難・看病費）に対し強い課題意識を有しており、全国の県クラス公立病院強化や農村部を中心とした地域医療の抜本的な改革を推進する方針であり、今後はミドル・ローエンド市場にも大きな財政投資が見込まれている。

慢性疾患向け診断設備に対するニーズ拡大

高齢化の進展と共に、腫瘍、脳血管疾患、心臓病、糖尿病などの慢性疾患が増加しており、医療サービスや医療機器へのニーズが増大する。中国は糖尿病患者の増加ペースが世界一速い国となっている。

日本企業が直面する問題点

監督管理法令の大幅改訂

2014年6月に「医療機器監督管理条例（医疗器械监督管理条例（国务院令第650号））」が改訂され、それに応じて多くの医療機器および、体外診断用医薬品の監督管理法令が変更となった。我々が2014年白書にて強く求めていた更新申請の簡素化に関しても証書期限の延長申請と変更申請という仕組みに変わり、今後の審査の簡素化、期間短縮が期待できると考える。しかしながら、法令改訂後、受付センターやCMDE審査センターに具体的な申請書類に関する質問をしても回答が得られないことや、一日当たりの受理件数が極端に少なくなるなど、運用面では少なからず混乱が生じている。

具体例として、「食品薬品監管総局『医療機器登録管理弁法』および『体外診断試薬登録管理弁法』実施に関する関連事項の通知（食品药品监管总局关于实施《医疗器械注册管理办法》和《体外诊断试剂注册管理办法》有关事项的通知（食药监械管[2014]144号））」において、医療機器の更新申請と変更申請が同時期に発生した際の対応が記載されているが、申請資料の分割と受理の分割の各規定について、受付センターにおいて解釈が混同しており、適切な対応が取れない状況にある。また、医療機器1類・体外診断用医薬品1類については今回届出制へと変更になり、その対象製品はリストに掲載されているが、過去CFDAに1類として認可を得た、またはCFDAが1類として分類した製品において一部リストに載っておらず、それらの製品は新たに分類申請をしなければ受付センターは受理しないとの判断がなされている。既に販売中の製品について更新ができず、病院への供給が止まり、結果として多くの中国国民の方々に影響を与えてしまうという問題が発生している。

さらに、「消毒製品衛生安全評価規定（消毒产品卫生安全评价规定（国卫监督发〔2014〕36号））」の様に、法令発布後、半年を経過しても幾つかの省庁では申請書類が受理できない状況も発生している。我々としては、法令改訂の効果をできる限り早く享受できる様にしたいと望んでおり、中国当局には混乱を早期に治める取り組みをして欲しい。また、法令発布後、申請書類の受理ができない様なことは是非避けていただきたい。

臨床免除や中国での適合性評価の簡略化

2014年度に発布された法令改訂では、GHTF（Global Harmonization Task Force：現IMDRF）ガイダンスで示されている内容が大幅に取り入れられた。これは中国行政のIMDRFへの参加、CIMDRによる国際的な規制、標準への相互の理解を深める活動などの賜物と考える。中国の法令が

グローバルスタンダードに近づくことを大いに歓迎する。しかしながら、GHTF創設国（日本、米国、カナダ、EU、豪州）で承認実績がある品目に関しても実機試験を伴う厳しい適合性評価が求められており、さらには、中国での臨床試験を求める場合があることも規定された。GHTF創設国で承認実績がある品目は、既に適合性評価および臨床評価を済ませた品目であり、改めて中国での評価を行うことは双方に取って負担が大きい。実機試験の省略や臨床試験免除などの簡素化を要望する。

CMDEの体制強化、仕組み改善

日々進歩し続ける医療機器・体外診断用医薬品を適切に審査するためには、CMDE審査官の能力アップは欠かせないことと考える。非常に多くの申請案件を審査するために、CMDE審査官の増員など中国当局も最大限の努力をしていることと思う。しかしながら、増員したCMDE審査官が新しい医療機器の知識や医療現場での知見を身につけることは非常に難しいことでは無いかと思う。CMDE審査官によっては、新しい医療機器・体外診断用医薬品の知識不足や医療現場を知らないことなどから、審査期間が長期化することもある。我々は、日本の多くの医療機器・体外診断用医薬品メーカーが参画した団体であり、最新の医療機器・体外診断用医薬品の知識や医療現場の知見などの情報を提供し、交流することができる。我々としてはさらなる審査期間短縮のため、共に協力してCMDE審査官の能力アップを実現して行きたい。また、中国のCMDE審査センターと類似する組織として、日本にはPMDA（Pharmaceuticals and Medical Devices Agency, Japan）という組織がある。PMDAには審査前の事前相談制度があり、審査期間の大幅短縮に寄与している。CMDE審査センターでも同様に事前相談制度を設けて欲しい。

法令やGB/YY標準を確実に遵守できる様にするために

法令やGB/YY標準の発布後、施行までの期間が非常に短い場合が多々見受けられる。特にGB/YY標準に適用させるためには、設計変更や製造工程変更、品質確認が必要となる場合もあり、遵守に相当な期間が掛かることもある。さらには発布されたGB/YYが入手できないこともある。GB/YYが入手できるようになってから、最低2年程度の猶予期間を設けて欲しい。また、新しい法令やGB/YY標準を発布する際には、事前に十分なパブリックコメント等の意見募集を行っていただきたい。さらに我々は、日本の多くの医療機器・体外診断用医薬品メーカーが参画している団体であり、法令やGB/YY標準の審議に参画することもできる。我々の知見が中国の医療機器および体外診断用医薬品関連法令やGB/YY標準制定に貢献できると確信している。

また、GB/YY標準は国際標準（ISO/IEC）の参照を行いつつあるものの、中国独自の変更が加えられていることや、国際標準の古いバージョンを参照したままの場合がある。そのような場合、他国で既に承認、販売の実績がある医療機器・体外診断用医薬品であっても、中国向けだけに追加の適合性評価を実施する必要がある。国際標準の旧バージョンで要求される試験を改めて中国国内で行わなければならない。国際標準に該当するGB/YY標準は、最

新版の国際標準をそのまま引用する様にしたい。

最近の医療機器ではソフトウェアを搭載している製品も多くなってきている。中国のCFDA登録申請時に求められるソフトウェア情報は、コア情報等、他国に比べ極めて詳細であるため、諸外国と同程度の内容に留めて戴きたい。また、ソフトウェアはさまざまな事情からバージョンアップが必須となる。しかしながら、現在ソフトウェアのバージョンアップに関する中国CFDA登録変更に関する明確な規定が無い。セキュリティ強化やBUG修正など医療行為にかかわる安全性で問題が無い場合は、CFDA変更申請を不要とするかCFDA行政審査のみとして欲しい。

通関手続の統一、簡便化

生物由来原料/純化学製品の輸出入が複雑で時間が掛かる。H.S.コードの変更への対応時間が短いなど、通関手続に苦労している。特に、実機試験および自社内品質管理時に使用する標準物質や上位物質（中国国内調達不可品、CFDA未登録品）の輸入が非常に難しい。さらには、中国には通関拠点数が4,000近くあり、それぞれの税関において法制度やH.S.コードの解釈違いが見られるなどの問題が発生している。地域による通関手続の統一と手続の簡便化をお願いしたい。

2014年度は医療機器監督管理条例の改定に始まり、多くの医療機器および体外診断用医薬品の監督管理法令が大幅に改訂され、中国当局も改善活動に努力されていることが分かる。しかしながらまだ改善していただきたいことはあり、我々としては中国当局と共に協力して中国の医療環境をより良くすべく努力していきたい。

＜建議＞

中国行政のIMDRFへの参加、CIMDRによる国際的な規制、標準への相互の理解を深める活動が行われ、2014年には医療機器監督管理条例を初め、多くの医療機器および体外診断用医薬品の監督管理法令が大幅に改訂された。I類の医療機器および体外診断用医薬品は共に届出制度に変更になったことや、医療機器の更新品が、証書期限の延長申請と変更申請という仕組みに変わり、審査の簡素化、期間短縮が期待できる。大きな進展があったことに、規制当局の努力に感謝したい。しかしながら、法令改訂後の運用面では少なからず混乱していることもある。さらに、安全で高品質の新しい医療機器および体外診断用医薬品を一日も早く中国医療施設などに供給することで、中国の医療発展に貢献することを願い、以下の改善について提言したい。なお、本建議は作成時点のものであり、その後の法令改訂、行政通知等で改善が進められている可能性がある。

①法令の発布や改訂後の混乱を早期に治めて欲しい。

- ・2014年度は、医療機器監督管理条例を初め、多くの医療機器および体外診断用医薬品の監督管理法令が改訂された。しかしながら、法令改訂後の運

用面では少なからず混乱している。CFDA、受付センターとCMDE審査センターが一緒に企業と座談会を開催する等して、混乱を早期に治める取り組みをして欲しい。

- ・新しい法令の発布や改訂が為されても、実施細則が決まっておらず、中国行政側が運用できない（例えば、申請書類の受理ができない）場合がある。法令の発布、改訂時は運用もできる様に準備と周知徹底を要望したい。または、中国行政側が運用できるまでは、法令の発布、改訂を控えて欲しい。

②GHTF創設国で承認実績がある品目は、臨床免除や中国での適合性評価の簡略化を望む。

- ・2014年度に発布された法令改訂では、GHTF（Global Harmonization Task Force：現IMDRF）ガイダンスで示されている基本要件への適合性評価が受け入れられた。GHTF創設国(日本、米国、カナダ、EU、豪州)で承認実績がある品目は既に適合性評価が行われているので、それらの国で承認実績がある場合は、中国での適合性評価は簡略化するなどの措置を要望したい。
- ・2014年度に発布された医療機器登録管理弁法（局令第4号）および体外診断用医薬品登録管理弁法（局令第5号）では、輸入医療機器に関しても臨床試験を求める場合があることが規定された。GHTF創設国で承認実績がある品目は既に臨床評価が行われているので、中国での臨床試験は免除して欲しい。または、臨床試験免除リストの充実を要望する（体外診断用医薬品に関する臨床試験免除リストは非常に少ない）。
- ・医療機器および体外診断用医薬品を実際に試験場に持ち込んで試験を課す実機試験を廃止することを要望したい。廃止が困難であれば、少なくとも他国の承認申請の際に既に実施されている試験については免除する規定を設けることを要望したい（IEC60601-1電気安全性評価等）。
- ・新規申請時、当該製品での「生体適合性評価資料」が要求されている。ISO10993-1や、諸外国の審査要求と同様、新原材料のみ生体適合性の評価対象とし、既存原材料は提出不要としてほしい。若しくは、別製品での同原材料の生体適合性評価資料を受け入れてほしい。

③CFDA/CMDEの仕組み改善、体制強化を進めて、さらなる審査期間の短縮を実現して欲しい。

- ・CMDE審査員の増員と共に、審査レベルの統一、最新科学水準への理解を深めるための育成プログラムの実施等を行い、量・質共に充実させ、さらなる審査期間の短縮を望みたい。
- ・新製品を申請する際、特に中国市場に類似品がない場合、クラス分類や一般名称、中国の関連標準や評価方法が不明のまま申請し、CMDE審査側も

製品内容が不明確なまま審査するため、審査期間の長期化に陥る場合がある。審査期間の短縮、審査業務の効率化や省力化にも繋がるため、CMDEとの事前相談制度を設けてほしい。

- ・GB/YY標準や国際標準のどこにも規定がなくCFDA/CMDE内部規定により通知単が発行されることがある。内部規定の情報公開をお願いしたい。

④メーカーが法規や標準（GB/YY）を確実に遵守できる様、仕組みの改善をお願いしたい。

- ・新標準（GB/YY）発布後、医療機器および体外診断用医薬品ともに、即時の標準適用が困難な場合が多い（設計変更、製造工程変更や品質確認が必要となる）。よって、企業が対応できる様に、新規標準の施行猶予期間を新標準が入手できる日から最低2年設けていただきたい。また、パブリックコメントをホームページで公開し、最低限1カ月以上の回答期間を設けていただきたい。
- ・規制の公布から施行までが即日など、非常に短期間の場合が少なくない。従来規制との変更量にもよるが、6カ月から1年程度の猶予期間（周知期間）を設けて戴きたい。また、パブリックコメントを募集し、十分に期間を取って、広く意見を聞いて欲しい。
- ・国家強制標準のGBがインターネット上で無料検索閲覧できるようになったことは、非常に有難いことである。感謝の意を表す。GB/T、YY標準も同様に無料検索閲覧できる環境を提供していただきたい。
- ・ソフトウェアの変更に關しての審査が厳しくなっている。ソフトウェアは、バグ修正や小規模なバージョンアップなど頻繁に実施されるものである。安全性、有効性に大きく影響しないソフトウェアの変更に關しては、審査不要とするか審査簡易化する様、お願いしたい。
- ・日本の承認を持たない輸出専用の医療機器および体外診断用医薬品（CEマーク品など）があるが、医療機器監督管理条例に「届出人所在国の主管部門が医療機器の販売を承認する証明書類を提出すること」が定められているので、中国では当該医療機器および体外診断用医薬品を登録できない。登録できる様にすることを要望する。

⑤法規、手続などの統一化を実現して欲しい。

- ・地域により異なる通関手続を統一し簡便化してほしい。
- ・医療機器および体外診断用医薬品の一般名称において、CFDA認可時の一般名称、病院での薬価や物価局で記載されている一般名称の統一化をお願いしたい。

5. 化粧品

概況

2013年の中国化粧品市場は、それまで長らく続いていたニケタ成長は達成できなかったものの、日本を越えてアメリカに次ぐ世界第二の市場になったと考えられる。そして今後もこの成長を継続するポテンシャルは十分にあり、日本のみならず全世界の化粧品企業にとって非常に重要な市場であり続けると考えられている。

2014年度の回顧と今後の動向

中国国民の可処分所得の増加、美容意識の高まりに支えられた販売地域、年齢層、所得層の拡大傾向はここ数年変わっていない。中国の「化粧人口」は当面は今後も順調に伸び続けること、そして1990年代生まれの「90後世代」が、化粧品購買においても主役・リーダー役となることが予想されている。

化粧品販売チャネル別の売上構成とその成長率に関しては、ここ数年、チャネルの多様化が進む傾向に変わりはない。しかしながら、直近で最も目立つ特徴は、百貨店チャネルの落ち込みとインターネット販売の急激な伸長である。既に家電品、装飾品などでは見られる傾向であるが、消費者は百貨店、専門店等で商品を見たり、試用したりして自分の欲しいものを決め、同じものをインターネットで検索し、より安価に販売しているところに注文するといった新しい購買行動が出てきていることがひとつの大きな原因であろう。必然的に、化粧品販売企業もインターネット販売に力を入れざるを得ない状況が出てきている。インターネットでの販売は、その産業としての新しさから規制面での対応が十分ではなく、並行輸入品のインターネットでの販売拡大等のさまざまな問題、トラブルが生じている。当局もこの点を重視し、法規の整備を進めようとしている。

次に、売上構成をカテゴリー別に見てみる。主に化粧人口の増加による市場成長を反映し全てのカテゴリーで増加が見られる。そして、スキンケア化粧品が多くを占めるという日本と類似した傾向が続いている。スキンケアにおいては「美白」や「アンチエイジング」といった効能を持つものが人気を集めると同時に、「自然、天然成分」や「敏感肌用」といった、より安全なものを求める傾向も依然として強い。

ところで、中国政府は「法による統治」という基本方針の下、急速かつ積極的に法整備を進めているが、化粧品領域も例外ではない。主なものだけでも2014年に以下のものが発布された。

- ①既使用化粧品原料リスト（中文名：已使用化妆品原料名称目录）2014年6月発布
- ②化粧品監督管理条例(意見募集稿)（中文名：化妆品监督

管理条例）2014年11月発布

- ③化粧品ラベル管理弁法(意見募集稿)（中文名：化妆品标签管理办法）2014年11月発布

中国では、これまでも化粧品に配合可能な原料を収載したリストがいくつか公表されていたが、まとまったリストは存在していなかった。それを一つにまとめたのが、①既使用化粧品原料リストである。このようなリストが作成されたことは、我々企業側にとって大変歓迎すべき状況であるが、従前のリストに収載され本来は本①リストにも収載されるべき原料が収載されていないとか、本①リストの追補・修正に関する運用ルールが明確でない等の問題点が残っている。この点については早急な改善を希望する。

上記②は、化粧品領域の最上位法である現行化粧品衛生監督条例の改正案である。上記③は、後述の通り多くの問題点を抱えながら2014年12月にWTOにTBT通報され、法制化のステップを進んでいる。

上記のような法律法規類の整備は、より安全かつ安心な化粧品を消費者に提供すべきという当局の強い意思に基づくものであると考えられ、2015年になっても「化粧品安全技术規範」、「化粧品生産許可業務指南」、「化粧品生産許可検査要点」および「化粧品新原料申請および評価指南」の意見請求稿の公開等、化粧品関連の法規、基準の整備という流れは変わらないと推測する。

最後に、法規制度の運用面での2014年のトピックスについて概述する。2013年11月に発布された「化粧品の許可・届出管理に関する事項の調整についての通知（中文名：关于调整化妆品许可备案管理有关事宜的通知）」に基づき、2014年7月より国産非特殊用途化粧品の管理がCFDAから省級FDAに移管された。それに伴い、登録手続がインターネット経由となった。この運営上の変更は、我々企業側にとって大変歓迎すべきものであるが、現場ではいくつかの問題に直面した。例えば、地方によって本運用の開始日に違いが生じたり、資料不備等の理由で却下される製品の多発や届出であるのに審査のような指摘を受けるという事例も発生した。2015年も輸入非特殊用途化粧品の管理がCFDAから省級FDAに移管することが予定されている。今回は上記のような問題を生じることなく、円滑に運営されることを期待する。

日本企業が直面する問題

前章で記したように、2013年3月にCFDAが設立されて以降、法規ならびにその運用管理体制の整備が非常に精力的に行われていることは、企業にとって基本的に好ましい方向性であり、先ずここで深く敬意を表すると共に感謝したい。我々日本企業は、中国企業や他の外資企業と同様、化粧品が中国国民の美しさの向上に貢献すること、加えて中国の化粧品産業の健全なる発展に貢献することを強く希望している。

そのような前提に立ち、本章では、日本企業が直面する問題を中国化粧品産業の健全な育成といった観点でい

かに解決するかを述べたい。

まず③化粧品ラベル管理法(意見募集稿)は、特に輸入化粧品に対して不当な差別的取扱いとなりうる内容を含んでおり、消費者保護の観点からも国際貿易の観点からも過剰かつ不当な措置が講じられていると考えられる。特に問題となる点が4項目ある。

第7条では、化粧品表示は「貼り付け、切り取り、消し直し等の方法で修正、補足してはならない」と規定されているが、世界中のどの地域でもその国の法律に従った表示を貼りラベルで記載することが認められており、貼りラベルによる対応については引き続き認めるべきと考える。

第19条では、化粧品効能の宣伝訴求について、「効能評価検証機構」が試験し、かつその試験結果を公表することと規定されている。効能評価方法には各企業のノウハウが含まれており、その公開は企業競争力の低下につながる事が懸念されることから、公開すべきではない。また、「効能評価検証機構」については、その機構としての要件が満たされていれば中国国外の機関や企業でも認められようにするべきである。

第14条および第15条では、生産者の表示について、当該化粧品の品質・安全性について法的責任を負う企業（輸入品の場合は中国国内に所在する企業）の名称および所在地だけでなく、生産の委託先の企業等の名称および所在地の表示も要求しているが、当該製品の品質・安全性に関して最終的な法的責任を負う企業の名称および所在地だけを表示する方式の方が消費者に与える誤解が少なくなる。

第34条に規定する施行期日（2015年7月1日）が要求する内容は、実際の商品開発から販売までのプロセスが考慮された内容とはなっておらず、企業にとって対応が極めて難しい。従って、企業が本法をより遵守できるようにするために、弁法発布から施行まで少なくとも2年の猶予期間が設定されること、さらに企業が中国政府の意図を正しく理解するためにガイドライン（細則）案等の提示を是非検討いただくことを、強く希望する。

二つ目の問題は、新原料登録のハードルが高いことである。2010年4月に「化粧品行政许可申告受理規定」が施行されて以降、4原料が登録されたに過ぎない。

この状況を打破すべく、我々日本企業も独自の取組みを行っている。2015年1月12日には、日本化粧品工業連合会と中国日本商会化粧品連絡会が合同で中国香料香精化粧品工業会と共催の形で、中国化粧品原料管理研討会を開催した。本会では、化粧品の原料管理に関する日中双方の制度、運営要領が紹介された。双方に対して多くの質問が出され双方の理解は深まったが、問題はこれだけで解決できる訳ではなく、双方の理解を深めるような活動を今後も粘り強く展開してゆくことが必要だと考える。

最後に②化粧品監督管理条例(意見募集稿)について記したい。これは日本企業が直面する問題というよりも、中国化粧品市場で事業を営む者としての期待である。この

期待にあっていただくことが、10年先、20年先の中国化粧品産業の健全な発展につながると固く信じている。

本②は、現行化粧品衛生監督条例の改正案である。現行の化粧品衛生監督条例は1989年に発布されたものであり、発布後四半世紀以上を経て改訂されることを強く歓迎する。今回改正の目的は、法規の内容を時代にマッチ、現状の問題点解消、実施細則との一元化であると伝えられているが、それらに加えて中国化粧品産業に関する中国政府のビジョンが明確に示されることを強く期待する。

本②の意見募集稿では、中国市場と企業経営の管理に主眼が置かれている。これらが重要なことは言を待たないが、今後は本化粧品領域における中国化粧品のアイデンティティ確立、即ち中国発のグローバルブランド・グローバル企業の育成を考える時期にあると考える。そのためには、グローバルな主流となりつつある考え方「企業による自主管理の促進」の中で、健全且つ高い競争力を有する中国企業を育成できる法規が制定されることを期待して止まない。

<建議>

2013年3月国家食品薬品監督管理総局（CFDA）が設立されて以降、法規ならびにその運用管理体制の整備が非常に精力的に行われていることに対し、深く敬意を表すると共に感謝する。

化粧品が中国国民の美しさの向上に貢献すること、加えて中国の化粧品産業の健全なる発展に貢献することを期待し、以下に提案する。我々の提案が、当局の法規策定並びにその運用管理に役立つことを、強く希望する。

<法規の制定および改定について>

現在制定・改定作業が進められている下記2法規、および法規の運用について提言する。

①化粧品監督管理条例(意見募集稿)

化粧品衛生監督条例が、発布後四半世紀以上を経て改正されることを歓迎する。

法律の条文は、政府の意思であり、メッセージである。化粧品監督管理条例は、世界第2位の化粧品市場を有する中国の化粧品領域の最上位法として、時代の先を読む先見性・新規性と法規の世界標準として他国から尊敬される普遍性に溢れた条文になることを強く期待する。そのためにこの条例が具備すべき基本要件は、本業界に対する中国政府のビジョン、すなわち10年後、20年後の本業界をどうするのか、それをどのように実現するかが盛り込まれること、グローバル化および国際的ハーモナイゼーションという流れに対して世界の大国としての度量を示すことであり、それを切に希望する。

現行法規では、主に中国市場と企業経営の管理に主眼が置かれてきた。その結果、市場と企業の健全な発展および安定が図られてきた。しかし今後は、従来の要件に加えて本化粧品領域における中国化粧品のアイデンティティ確立、即ち中国発のグローバルブランド・グローバル企業の育成を考える時期にあると考える。

日本や欧米の政府が目指す、企業による自主管理の促進という方向性の下で、健全且つ高い競争力を有する中国企業を育成するために必要なことは、研究開発に対する投資と世界標準下での競争の促進である。その実現を促進するため、科学性、客観性を重視する政府の姿勢を、条文中で示すことを期待する。

②化粧品ラベル管理弁法(意見募集稿)

2014年11月に発布された本弁法は、輸入化粧品に対して不当な差別的取扱いとなりうる内容を含んでおり、消費者保護の観点からも国際貿易の観点からも過剰かつ不当な措置が講じられていると考えられる。また、化粧品効能の宣伝広告に関する条項には、企業のノウハウについて不必要に公開を求める条文があり、公正な企業間競争を損ねる可能性がある。このように本弁法には大きな問題があることから、発出されたパブリックコメントを参考として適正に修正された後に公布されることを希望する。

③法規公布後の猶予期間

公布から施行までの期間や、施行後に認められる猶予期間が市場のサイクルや企業活動のサイクルに合致しない場合、企業に大きな負荷をかけることになる。その行為は、企業の基礎体力を奪うだけに留まらず、コスト面や市場のスピード感の点で、中国の消費者にマイナスの影響を与える懸念があることから、企業活動や市場の実態に即した期間の設定を希望する。

④同一領域の管理法規間の整合性確保

例えば化粧品の表示は、主に「化粧品ラベル管理規定（国家質検総局令第100号）」と「消費品使用説明化粧品通用ラベル(GB5296.3)」によって規定管理されている。それらに加えて、上記の「化粧品ラベル管理弁法(意見募集稿)」や施行が2016年5月まで延期された「消費品使用説明第一部分：総則（GB5296.1-2012）」も、今後は化粧品の表示に対して法的拘束力を有することが予想される。

各種の規定類および国家標準の間で重複や矛盾が生じると、企業が判断に迷うばかりか消費者が混乱する可能性もある。そこで、化粧品の市場投入前の速やかな審査認可と公平な市場管理の実現のため、管理規定や国家標準が統合されることを要望する。統合が実現できない場合

は、例えば化粧品の表示については、CFDA並びに国家質量監督検査検疫総局、さらには国家標準化管理委員会等、異なる部門が発布した法規間で整合が図られることを強く希望する。

＜新原料管理について＞

受理規定発布後、5年間で4原料しか新原料許可を取得できていない状況は、中国の化粧品産業の発展にとって、大きな妨げとなっている。中国の消費者は外国で販売されている最新原料を配合した化粧品を使用できない状況にあり、流行に後れをとることになる。CFDAがこの状況を問題視し改善に向けた法整備を進められることは、業界の要望に沿ったものと評価する。

現状を改善するため、2015年1月12日に開催された「化粧品原料管理研究会」で検討されたような、新原料を安全性上のリスクレベルに応じて分類管理する管理方法の採用を提案したい。

消費者にとって利益のある新技術、新原料を迅速に中国市場に提供するためにも、化粧品原料にかかわる国際的な流通や安全管理の実態等を踏まえた、実効性のある詳細な運用ルール及早急な整備を強く要望したい。

＜平行輸入品について＞

中国における企業活動に多大な影響を与えている外的要因としては、二セモノの横行、商標権の侵害に加えて、並行輸入品の販売が、店頭のみならずネット上でも年々著しく拡大してきていることである。

化粧品に関しては、輸出先より中国国内企業1社のみ授權できるとされているが、授權者が労力を費やし資料を作成し、疑義照会を通じて、厳格な審査を経た上で、登録もしくは認可という流れを経て漸く輸入販売している商品が、全く別ルートで中国国内にて販売されていることは、CFDAが目指す薬事行政と相いれない。

さらに、消費者にとって一番大きな問題は、正規の授權者が、それらの商品について、全く責任を取れないことである。これは、部分最適の最たるものであり、消費者保護の観点、また、薬事行政の視点より、整合性のあるものにしていただくことを強く希望する。

6. セメント

概況

2014年のセメント生産量は、24.8億トンと前年比4,400万トン増（伸び率1.8%）となったものの、固定資産投資鈍化の影響を受けた結果、伸び率は1991年以降の低水準に止まった。

全世界における中国のセメント生産量占有率は、過去最高水準の約6割を引き続き堅持し、30年間連続首位とその地位を揺るぎないものとしている。なお、前年比増加した4,400万トンは、現在の日本の年間総需要に匹敵するレベルである。

環境対策と生産能力過剰解消は、目下セメント産業全体の最重要課題である。

環境対策において、2014年は特に政策の面で動きが活発化した。史上最も厳格と評されている改正環境保護法は4月全人代にて可決され、2015年1月1日より施行された。また関連法の改正、通達も相次ぎ、セメント産業各社は新法令への対応、新基準をクリアするための対策等が求められている。

生産能力過剰解消については、2013年に国务院から生産能力過剰業種に指定され、2014年はその解消にむけた通達が数多く出され、工信部発表では2014年淘汰量は生産能力ベースで8,100万トンであった。

表1：中国セメント生産量の推移

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
生産量 (百万トン)	1,354	1,388	1,617	1,868	2,051	2,203	2,432	2,476
伸び率(%)	9.6	2.5	16.5	15.5	10.4	7.4	9.6	1.8

出所：数字水泥網

2014年動向

セメント生産量・売価関連

2014年の固定資産投資は前年比15.7%増であったが、セメント産業と特に関連性が強い不動産投資は前年比10.5%増（内、住宅投資の占める割合は67.7%で前年比9.2%増）と10年来最低の伸び率であった。特に東北地区における固定資産投資は3.14%の伸び率に止まり、不動産投資に至っては13.27%減とマイナス成長に陥った。

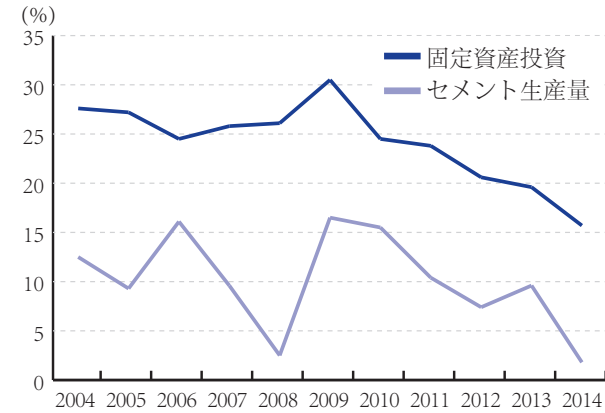
なお、セメント関連の新規投資額（生産ラインの新增設、改造等）は、前年比16%減となり、2011年の大幅下落後、4年連続マイナスとなった。生産能力過剰解消に対する政府政策の浸透が主な原因と考えられる。

このように固定資産投資鈍化の影響を受けた結果、セメント生産量は、24.8億トンと前年比4,400万トンの増加に止まった。伸び率は大幅に減速し通年で1.8%となったが、特に2014年9月から12月の各月は2013年を下回り、マイナス成長となった。地域的にみると、固定資産投資の動向と同様、南高北低が鮮明となり、南部は好調を維

持したものの、北部は総じて低調、特に華北地区は前年比10%減と大幅マイナスとなった（参照：表2「2014年生産量（地域別）」）。

2014年のこれら状況により、中国セメント協会は2013年まで右肩上がりに成長してきたセメント産業においても「新常态」に突入したと表明している。

図1：固定資産投資とセメント生産量伸び率推移



出所：中国水泥網

表2：2014年生産量（地域別）

（単位：万トン）

区域	セメント			クリンカ		
	生産量	前年比	割合	生産量	前年比	割合
全国	247,619	1.77%	100%	141,665	2.88%	100%
華北	23,093	-10.04%	9.33%	12,465	-1.94%	8.80%
東北	14,126	-3.78%	5.70%	7,834	-0.68%	5.53%
華東	79,311	1.42%	32.03%	44,057	3.05%	31.10%
中南	68,185	4.78%	27.54%	36,654	4.66%	25.87%
西南	40,469	7.80%	16.34%	26,461	6.47%	18.68%
西北	22,435	1.28%	9.06%	14,193	-1.90%	10.02%

出所：数字水泥網

セメント価格は例年8-9月まで下降線を辿り、底打ち後第4四半期に上昇し、年初価格程度まで戻るのが一般的である。2014年のP・O 42.5の全国平均のバラ市場価格は、年初の377元/トンから下降し8月度に325元/トンと最低値を付けた。2014年は9月以降の最需要期においても需要減退の影響から価格競争が激化し、12月末時

点においては、329元／トン（前年比48元／トン安）となった。地域的に見てみると華東、中南地区は比較的高値を維持した一方、西南および東北地区は第4四半期においても価格競争が激化した結果、セメント価格は断続的に下落した。

中国セメント企業の動向

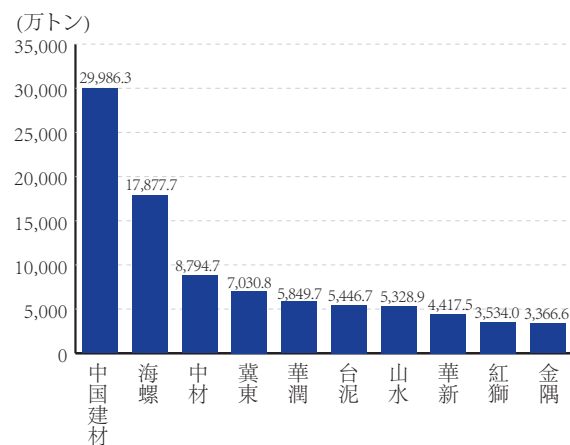
2014年10月に開催された中国建材連合会会合では、第12次五カ年計画で主眼とされていた「走出去」（海外進出）政策において、2014年はその手法の転換期と位置付けた。中国セメント企業の海外進出は、今まで主にセメント設備の輸出販売、セメント工場の建設が中心であったが、2014年は合併会社設立、出資等、資本の輸出が主流となった。

主な事例は、同力セメント（モザンビーク）、華新セメント（タジキスタン）、海螺セメント（インドネシア）が現地合併会社を設立、インドで中材集団、キルギスでは上峰セメントによる現地企業の買収も行われた。

また中央政府は、生産能力過剰解消の観点からもセメント産業における合併、再編を推奨しており、中国国内においても企業合併が活発に行われた。

第12次五カ年計画で「2015年末時点、上位10社で45%」と目標設定している生産集中度については、上位10社で37.1%となった。現段階では目標に達していないため、2015年も引き続き企業の集約化が進むと推測される。また集約形態は中国国内ではこれまでの大企業による中小企業の吸収合併が主体であったが、ラファージュ・ホルシム社のような大型対等合併の形態も視野に入れて統合が進むと中国セメント協会では予想している。

図2：2014年クリンカ生産能力



出所：中国水泥網

外資企業の動向

2014年4月、セメントメジャー筆頭のホルシム社（スイス）と世界第2位のラファージュ社（フランス）は、両社の合併に合意をし、2015年に合併を実施すると発表した。合併後の新会社は、セメント生産能力4億2,700万トン、世界90カ国で事業展開をする巨大企業となる。しかしながら圧倒的な業界首位となる新会社は、各国で合併承認を得るため、合算シェアが高くなる市場では資

産売却を進めており、既に欧州などの一部資産をアイルランド建材大手のCRHに売却（売却総額は65億ユーロ（約8,600億円））したことから、2014年12月欧州委員会において合併が認可された。

中国国内では、ホルシム社は生産能力8位の華新水泥の筆頭株主であり、ラファージュ社は生産能力13位の拉法基瑞安水泥を中心に事業展開をしている。単純合算では、生産能力5位、シェアは3%程度となる。なお2015年3月1日現在、中国での合併批准は下りていない。

生産能力6位と2014年唯一外資系でベスト10に入っている台湾セメントは、近年積極的な合併戦略により規模を拡大しており、2014年も湖南、四川で買収を実施し、拡張を続けている。

日系企業の中国におけるセメント生産事業展開の現況は主に以下の通りである。

太平洋セメント：大連市、秦皇島市、南京市の3合併会社にメジャー出資。

三菱マテリアル：煙台市の合併会社にメジャー出資。

住友大阪セメント：クリンカ生産能力17位の雲南昆鋼嘉華水泥建材に間接出資。

環境保護法改正

史上最厳格と評される環境保護法改正案が2014年4月全人代にて審議、可決され、2015年1月1日より施行された。中国の環境保護関連法体系は、約30の関連法および90程度の行政法規から成り立っており、今後、改正環境保護法を大黒柱として、改正版関連法が続々と発表される見通しである。

環境保護法改正は23年ぶりであり、本法の主な改正の内容は、以下の通りである。

- ・汚染物質の総量規制、環境モニタリングと環境アセスメント、行政区を跨ぐ共同予防システムなどが完備された。
- ・環境保護の管理監督における政府の職責が明確化された。
- ・政府および企業の情報公開、国民の参与が定められた。
- ・環境汚染を引き起こした企業への処罰が明記され、制裁金については、汚染発生日から計算を開始し、処理改善しなければ制裁金が増えていく仕組みに改めた。
- ・法を犯した企業は企業名を公表され、社会的な制裁を受けることとなり、企業幹部に対する罰則も強化された。

環境対策関連事項

2014年10月新疆ウイグル自治区と兵团は11月1日から翌年3月1日まで全新疆地区におけるセメント生産窯停止を発表した。11月下旬には東北三省が冬季における生産停止を発表した。その後、華北地区全体にも自主停止の気運が広がり、2015年1月から2カ月程度セメント生産窯の停止が実施された。これらは、需要減退地域における省エネ、コスト削減、環境対策の一環として自主的に実施されたものであると中国セメント協会では解釈している。

また、APEC開催期間、北京周辺地域では、唯一危険廃棄物処理を担っている金隅集団の北京セメント以外、全てのセメント企業の生産停止が実施された。その他地域においても、例えば南京市における青年オリンピック開催期間における1カ月以上にわたる生産停止等国際イベントや会議等開催期間は地方政府より生産停止等を求められたセメント企業が数多く見られた。

「32.5複合珪酸塩セメント」規格取消

2014年12月国家標準改正通知が公布され、2015年12月1日より「32.5複合珪酸塩セメント」の規格が取消しとなる。同セメントは現規格上、混合比率50%以下となっているものの、一部の中小企業は50%以上の混合物を使用している商品が多いとされ、低品質品の象徴とされている。2014年セメント総生産量約25億トンうち、約13億トン程度が当該品種である。なお、本施策は生産能力過剰対策でもあると一般認識されている。

2015年展望

中国セメント協会によると、2015年の政府経済成長目標は7%程度と2014年を下回る可能性があるものの、積極的な財政政策により国民経済の安定成長が見込めること、また具体的施策として都市化の進展、京津冀協同発展、長江経済帯等戦略も明確化されており、一定の建設投資も確保できると予想し、2015年セメント生産量は、2014年並みと予測している。

売価については2014年9月30日実施の新政策（不動産刺激策）および金利引き下げ等により、不動産投資が再度上昇に転じると予想するものの、在庫解消期間を考慮すると政策浸透は下期以降となり、セメント売価上昇に寄与するのは限定的と捉えている。

また、セメント産業が将来に渡り安定的に維持発展するためには、過剰生産能力の解消と環境問題改善の2つの最重要課題に向き合い解決に導かなければならないと言及している。

2015年は以下の通りセメント産業と関連性のあるさまざまな法律が施行され、各企業は真摯な対応を求められる。多方面の規制強化への対応や社会との共存という観点での廃棄物処理等の拡大も必須となり、コスト増は避けられない時代に突入している。今後は生き残りをかけての合併、海外に活路を求める企業等も増加すると予想される。

- ・改正環境保護法（2015年1月1日施行）
- ・セメント工業大気汚染物排出基準の全面施行
（新規設立会社：2014年3月1日施行、既存会社：2015年7月1日施行）

既存会社の過渡期が7月に終了し、新排出基準に達しない企業は設備改造、新規設備据え付け等対策投資を迫られる。

- ・32.5複合珪酸塩セメント基準取消（2015年12月施行）

- ・炭素排出権取引管理弁法（2015年1月8日施行）

本弁法は管理体系のみの総則的位置づけであり、15年は準備段階と言える。2016~2020年に取引運用に向けた各論的法律が整備される見通し。セメント産業はCO2排出総量の18%前後を占め、火力発電、冶金工業につぎ排出量は3位である。

- ・石炭品質管理弁法（2015年1月1日施行）

灰分（Ad）16%以上等の低品位炭の生産販売に対する抑制が目的。セメント企業は石炭を本法に従い購入しなければならない。

セメント産業の 具体的問題点・改善要望

盲目的な生産停止、閉鎖命令等に関する要望

セメント産業は生産能力過剰5大重点産業の一つに指定され、旧式設備淘汰等生産能力削減は業界の重大課題である。

このような中、ある地域において各法規制を順守して稼働中のセメント製造ラインが法的、科学的根拠を示されずに地方政府から一方的に閉鎖の通告を受けた。環境問題やその改善が必要不可欠である事が背景であろうが、このような閉鎖圧力は、地元従業員の雇用問題の観点、かつ地元経済の発展に貢献していこうとする企業活動の意欲を削ぐものであり、地元政府に対して適切な対処をお願いする。

セメント工業大気汚染物排出基準運用方法に関する要望

セメント産業にかかわる今回の基準改正では、煤塵とNOxの基準を強化し、煤塵の排出基準はセメントキルンのような加熱設備では現行の50mg/m³Nから30mg/m³Nに引き下げられた。NOxについても、現行の800mg/m³Nを400mg/m³Nに引き下げ、世界トップクラスの厳しい基準となった。

セメント産業はその製造過程において一般に認識されるように環境に負荷を与える産業ではあるが、その一方で増大する産業廃棄物や都市ごみ焼却灰、下水汚泥等の都市廃棄物を安全に無害化、資源化できる機能を併せ持っている。

今後、本法を施行する中で科学的根拠、検証を加えながら業界の発展も見据えて運用する事を要望する。

各行政部門における手続の明確化、サービスの向上等に関する要望

2014年設備輸入の際、以前3回と全く同様の設備を輸入したのにも関わらず、関税率の高いHSコードに具体的な説明もなく訂正を求められた。納期の関係上、迅速に通関させることが最優先であり、この段階で当局と交渉する時間はない。

やむを得ない理由により変更を求める場合は、その理

由および説明をきちんと行う等、行政サービスの改善を要望する。

労働行政に関する規制緩和の要望

現在、北京市登録の企業に勤務するための就業証手続をするためには、北京市内の住所が必要不可欠である。

北京市のオフィスおよび居住用マンション、ホテルの賃料は高騰、高止まりしており企業の収益を圧迫している。特に北京市南部、南西部に工場、事務所を有する企業に勤務する場合、市中心部に住み長時間かけて通勤するよりも、市外（河北省や天津市等）に立地するホテル、マンションに居住する方が便利であり、コスト面においても合理的である。

北京市以外に居住していても勤務地が北京市である場合、就業証手続を行えるよう規制緩和を要望する。

<建議>

①稼働中の製造ラインが法的、科学的根拠を示されずに地方政府から閉鎖圧力を受けることがある。このような閉鎖圧力は、地元従業員の雇用問題の観点から問題であり、かつ、地元経済の発展に貢献していこうとする企業活動の意欲を削ぐものであり、地方政府に対する適切な指導をお願いする。

②2015年から工場の汚染物質の排出基準が強化される。特にセメントプラントに関しては、世界で最も厳しい基準となる。今後、法を施行する中で科学的検証を加えながら、業界の発展を見据えて、運用方法の検討をお願いする。

③全く同じ手続を同時期に行っても窓口（担当者）が違うだけで必要書類が異なることが多々見受けられる。行政機関での手続の際、必要書類の統一、手続の明確化、案内等、行政機関のサービス意識向上をお願いする。

例えば次のような事例が挙げられる。

- 1) 設備輸入の際、以前と同じ設備を輸入したにも関わらず、関税率の高いHSコードに訂正を求められた。納期の関係上、迅速に通関させる事が最重要事項であり、粘り強く説明、理解を求める時間はない。変更が必要な場合は相応の納得できる説明をしてほしい。少なくとも過去に輸入しているものは同様に扱ってほしい。
- 2) 房産証名称変更手続の際、1ヵ月の間に同様の手続を2度行ったが、1回目と2回目で必要書類が異なり、結果手続完了に4ヵ月も差が生じた。
- 3) 土地使用权証変更手続において、手続要

領に従い提出書類を準備し、さらに申請前に窓口に行き、担当者に確認し、意見を聞きながら提出書類を用意したが、申請時（申請前にアドバイスを受けた窓口とは別の窓口）に書類不足で受理されなかった。

- 4) 行政手続関連の窓口はどの機関も混雑しており、相応の順番待ちをする必要があり、（昼休みを含む）業務時間の見直しを要望する。少なくとも業務時間内は対応窓口をすべて開き、混雑解消に努めてほしい。また、申請窓口とは別に相談専用窓口を設けてほしい。

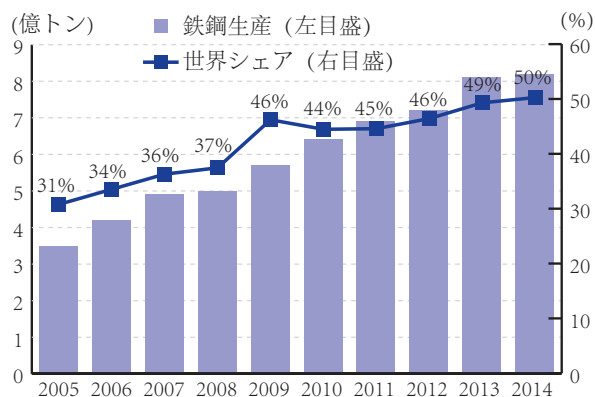
④北京市以外の居住者であっても、勤務地が北京市である場合は、北京市にて就業証手続（発行、変更等）ができるよう、居住場所と勤務地の一致の原則を撤廃願いたい。

7. 鉄鋼

中国鉄鋼業の概況

2014年の中国の粗鋼生産量は前年比1.2%増の8.2億トンとなり、2013年当初予測されていた伸び率（3%増）を下回った。2014年の世界全体の粗鋼生産量（16.6億トン）は5年連続で過去最高を更新し、うち中国のシェアは全体の50%を占めた(図1)。

図1：中国の粗鋼生産量と世界シェア



出所：World Steel Association, 中国国家統計局

中国の粗鋼生産量は1981年以降、毎年前年水準を上回って推移しているものの、2000年以降の急速な拡大局面を経て、近年は供給過剰の状況が深刻化しており、2014年の対前年比伸び率（1.2%増）は1982年以来、最も低い水準となった。内需不振、鋼材市況の下落が続く中、輸出シフトに拍車がかかり、鋼材輸出量は空前の1億トンに迫る規模へと急増した。鉄鋼企業の業績は、鉄鉱石をはじめとする原料価格が大幅に下落したことなどもあり、前年と比べやや持ち直す傾向が窺えたものの、環境保護コストの増加や、資金調達難、資金調達コストの増大、銀行からの貸し剥がしなど、業界全体の経営環境は依然として厳しい状況が続いた。中国鉄鋼業では、従来型の生産規模拡大や価格競争による成長モデルは既に転換点に差し掛かっており、引き続き生産能力削減の取り組みを継続しつつ、製品の高付加価値化や統合・再編の促進、海外進出などに新たな成長点を模索している。

鉄鋼需給～2014年の回顧と2015年の展望

2014年、粗鋼生産は5月に月間過去最高を記録したものの、年央以降は不動産開発投資が調整局面に入ったことが影響し、建材分野を中心に生産量が低迷、また11月のAPEC（於：北京）開催に当たっては、大気環境保全のため一部地域で生産制限措置が採られた。

2014年の主な鉄鋼需要産業は前年と比べ概ね低迷した。固定資産投資額をみると、インフラ関連投資が全体を牽引しているように見えるが、実際の条鋼類を中心とした鋼材生産量は低迷を続け、実体経済面での恩恵には結びつかなかったことが窺える。不動産開発投資の鈍化は製造業の生産活動に

も影響を与え、これまで高成長を続けていた自動車生産・販売の下押し圧力となった。家電は輸出が概ね堅調であった一方、国内向けは低迷が続いた。機械関連では鉱山、重工など能力過剰関連セクター向けを中心に低迷が続いたほか、2013年から新規受注量が回復傾向にあった造船業も年末には急減速をみせた。

工業情報化部（以下、工信部と表記）によると、2014年の粗鋼見掛消費量は前年比4%減の7.4億トンと報告している。2015年の見通しについては、中国冶金規劃研究院によると粗鋼生産量が前年比1.1%減の8.1億トン、鋼材需要量が前年比0.3%減の7.0億トンと予測している。

鉄鋼貿易～2014年の回顧と2015年の展望

2014年の鋼材輸出（前年比50.5%増の9,378万トン）は年初から高水準が続き、年末には月間1,000万トン超へと拡大、暦年では2007年（6,265万トン）の過去最高を7年ぶりに更新した。中国では微量のボロンを添加した合金鋼材は、用途が非合金鋼の汎用鋼材と同じであっても輸出の際には輸出増値税還付（9%又は13%）を享受できるため、近年輸出量は増加の一途を辿っており、2014年には鋼材全体の3割超に当たる約3,000万トンが輸出された。

中国の鋼材輸出の急増に伴い、各国による貿易救済措置（アンチ・ダンピング等）が頻発している。2014年は主要輸出向け先地域であるASEAN諸国のみならず、最大の鋼材貿易相手国の韓国からも新たに形鋼類に対するアンチ・ダンピング措置が講じられたほか、中南米やアフリカ諸国でも新規の調査開始案件があった。さらにアンチ・ダンピングに加え、セーフガード調査についても新規案件が相次ぐなど影響が一段と拡大している。急増するボロン鋼の輸出については、各国からの懸念が高まっていることを受け、中国政府は2015年1月1日より、同鋼材に対する輸出増値税還付の取消しを行った。しかしながら、2015年初の段階にあってもなお高水準の輸出が続いており、引き続き今後の輸出動向が注目される。

鋼材輸入は前年比2.5%増の1,443万トンと2年連続のプラスとなったが、伸び率は前年比0.6ポイント鈍化した。最大の輸入元である日本からは、前年比0.2%減の600万トンと2年ぶりの前年割れに転じた。他方、日本に次ぐ韓国からの輸入は前年比7.8%増の458万トンと2年連続で増加した。中国政府は2014年、加工貿易方式で輸入される一部鋼材に対して保税措置を取り消す旨の通知を出しており、今後の輸入鋼材への影響が注視される。

中国の貿易救済措置については、2014年5月、高温高压用合金鋼継目無鋼管へのアンチ・ダンピング調査につき、米国製、EU製に対しては損害認定の最終決定を行った一方、日本製に対しては輸入数量僅少のため調査を中止した。また、中国による日本・EU製高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング措置（2012年11月）に関しては、WTOの紛争処理小委員会（パネル）にて同措置の整合性について審理が行われている。

中国鉄鋼業の構造改革の動き

中国鉄鋼業は供給過剰の状態が深刻化しており、工信部によると、2014年末の製鋼能力は11.6億トンに達し、今後さらに増加する可能性もあると述べている。この状況に対し、中国政府は2013年10月に、第12次五カ年計画の旧式生産能力廃棄目標を1年前倒しで達成した上に、1,500万トンを上積みして廃棄し、さらに2017年までに主要地域中心に8,000万トンの生産能力を圧縮する目標を掲げている。2014年7月には政府は環境保護のための製鉄所移転プロジェクトであった場合でも、現有能力と同等、或いは縮小を前提としてプロジェクトを審査する方針を打ち出したほか、過去3度に渡り「鉄鋼業規範条件」（参入条件）適合企業リストを公表するなど、生産能力の管理強化に取り組んでいる。2015年3月の全人代では2014年の具体的な廃棄実績は明らかにされなかったが、計画どおりの旧式生産能力廃棄が行われたと報告されている。

また、各省レベルの構造調整計画が続々と発表され、このうち河北省は2017年までに6,000万トンの鉄鋼生産能力圧縮を掲げ、さらに2017年までに500万トン、2023年までに2,000万トンの能力を海外移転させる目標を明らかにしている。これは、インフラ輸出等を中心に中国政府が推進する陸海シルクロード経済帯戦略（「一帯一路」）と歩調を合わせた海外進出計画とも見受けられ、今後の具体的な展開が注目される。

企業の統合・再編関連では、2014年3月に「国務院、企業統合・再編市場環境整備のさらなる最適化に関する意見」（国発[2014]14号）が発表され、税制や土地管理、従業員配置等の行政面の合理化、企業主体の市場化を整備することで企業の統合・再編を促し、ひいてはこれを過剰生産能力解消と産業構造の高度化に結び付けていく考え方を示した。

2014年の企業別粗鋼生産量（表1）をみるとトップ10社の集約率は36.6%となり、前年と比べ2.8ポイント低下した。中国鉄鋼業界では2015年までにトップ10社の集約率60%へと引き上げることを目標としているが、現状では目標達成は極めて困難な状況となっている。

表1：中国メーカー粗鋼生産ランキング トップ5社

（単位：万トン、%）

企業名	14年粗鋼生産量	企業シェア
(1) 河北鉄鋼集団	4,709.4	5.7%
唐山鋼鉄	1,509.5	1.8%
邯鋼集団	1,247.1	1.5%
宣化鋼鉄	702.1	0.9%
承德鋼鉄	834.1	1.0%
舞陽鋼鉄	196.3	0.2%
石家荘鋼鉄	220.4	0.3%
(2) 宝鋼集団	4,334.7	5.3%
宝鋼股份	1,436.3	1.7%
八一鋼鉄	767.0	0.9%
広東韶鋼	628.4	0.8%
寧波鋼鉄	455.3	0.6%
(3) 江蘇沙鋼集団	3,533.2	4.3%
沙鋼集団	2,246.8	2.7%
淮鋼特殊鋼	285.1	0.3%
永鋼集団	761.6	0.9%
鑫瑞特殊鋼	-	-

江蘇錫興	91.5	0.1%
(4) 鞍鋼集団	3,434.8	4.2%
鞍山鋼鉄	2,359.6	2.9%
攀鋼集団	1,075.2	1.3%
(5) 武鋼集団	3,305.3	4.0%
武漢鋼鉄	1,678.0	2.0%
昆明鋼鉄	765.9	0.9%
鄂城鋼鉄	310.8	0.4%
柳州鋼鉄	1,139.1	1.4%
上位5社計	19,317.4	23.5%
上位10社計	30,093.8	36.6%
全国計	82,269.8	100.0%

出所：Mysteel

注：集団計と集団傘下企業合計は必ずしも一致しない。

鉄鉱石について

2014年の鉄鉱石輸入量は、前年比13.8%増の9.3億トンと、3年連続で過去最高を更新した。国産鉄鉱石生産量は前年比3.9%増の15.1億トンと2年連続で過去最高を更新した。

景気の減速と鉄鉱石価格の大幅下落、輸入鉄鉱石の拡大に伴い、国内鉱山企業は苦境に立たされているとされ、政府と鉄鋼業界は共同で「鉄鉱石業界中長期発展計画」の作成に着手するなど、何らかの手立てを講じるものと伝えられている。

2012年5月に発足した中国鉄鉱石現物取引プラットフォームの2014年までの累計取引実績は3,700万トンに止まっており、今後も政府、業界をあげて活用を促すこととしている。

省エネ、環境保護に関する動き

2014年も中国政府から多くの環境政策が発表された中で、中国鉄鋼業界で大きくクローズアップされたのは4月に改正され、2015年1月1日から施行されている新「環境保護法」であった。また、同法施行と同時に強制規格（GB）として規定されている鉄鋼業界の新たな環境基準も引き上げられており、これらの対応のため企業の環境保護コストは大幅に上昇するとみられている。但し、これらの環境規制が強化される以前において、既に鉄鋼企業の約7割が環境基準を満たすことができていないとも言われており、同法施行により、これまでの違法行為や環境基準未達の現状に対し、果たしてそれほど厳格な運用がなされ、改善を促す効果をもたらすのか、今後の影響が注目される。

<建議>

①中国鉄鋼業「過剰生産能力」に対する政策について

中国政府は、2005年に発表した「鉄鋼産業発展政策」以降、関連の政策を次々と打ち出し、旧式設備の淘汰を進め、相当程度の成果を上げたが、実需を大幅に上回る新規設備が建設された結果、製鋼設備の稼働率※は2006年（88.7%）から2012年（72.0%）へ大きく低下した。

こうした中、2013年9月国務院より「大気汚染防止行動計画」、同10月には「深刻な過剰生産能力

の削減に関する指導意見」が発表された。これらの政策の中で、さらなる鉄鋼生産能力の削減が具体的に指示され、同時に生産能力の新規建設は厳しい制約を受けることとなった。

また、2014年4月には新「環境保護法」（2015年1月執行）が公布された。これに違反すれば「違法行為」として処罰されることから、企業は定められた基準を満たすための設備投資、運用が求められ、これを満たせない企業は撤退を迫られると見られている。

中国鉄鋼業界がこれら政策・法律に従って、能力の削減、鉄鋼ミルの統合・再編、環境汚染の改善など、所期の目標を達成し、健全化を実現するよう大いに期待する。

日本鉄鋼業界としては中国政府の政策・法律を全面的に支持し、過剰生産能力削減の進捗に対して特に重大な関心を持って注視するとともに、日本鉄鋼業界の過去の経験を共有するなど協力努力を惜しまない所存である。

※公開資料を基に鉄連北京事務所で算出

②鉄鋼生産について

2014年は、3年連続で7%台のGDP成長率にとどまったが、習近平指導部は中国経済が高速成長から中高速成長へ移行した「新常态（ニューノーマル）」にあるとの認識を示している。

また2014年は国内の鉄鋼需要が前年並みにとどまる中、一部鉄鋼ミルでは依然として生産設備の稼働率や市場占有率の維持を目的に増産を続けており、これが供給過剰を招き、鉄鋼企業の業績悪化につながった。

2015年の鋼材消費も前年比1.4%増の7億2,000万トン（冶金工業規画研究院）とほぼ前年並みとの見通しが示されている。

こうした中、日本鉄鋼業界は、中国鋼鉄工業協会（CISA）と鉄鋼ミル各社が「需要に見合った生産」に積極的に取り組み、健全な鉄鋼市場の構築に向けて尽力されることを期待している。

そのためにも、日中鉄鋼対話などさまざまな機会をとらえて、中国鉄鋼業界との相互交流を維持・促進させ、中国鉄鋼業の発展にさらなる貢献をしていきたい。

③鉄鋼貿易について

2014年の中国の鉄鋼貿易は高水準の生産を背景に、鋼材輸出もこれまでの最高であった2007年の6,265万トンを大幅に上回る9,300万トン強に達し、世界各国で中国からの鋼材輸入に対する警戒感が強まっている。

こうした中、CISAは「現在のような低付加価値製品を主体とした輸出により国内の過剰生産の消化を図ることは、長期的に見て好ましくない」との認識を

示し、CISA会員に改善を求めているところである。

日本の鉄鋼業界としては自由で公正な貿易の堅持が世界経済発展のために不可欠と認識しており、世界各国におけるここ数年の保護貿易的措置の蔓延を憂慮している。とりわけ、世界の鉄鋼生産の半分近くを占める中国が世界市場に与える影響力は莫大なものがあり、中国政府ならびに中国鉄鋼業界に対しては、東南アジアをはじめとする世界鉄鋼市場の持続的な発展と安定を維持・促進することに配慮し、輸出に対する税の仕組みなどの見直しなどを含めた鉄鋼産業政策の立案・推進をお願いしたい。

また日中鉄鋼貿易においてはこれまで長きに亘り培った信頼関係をベースに、鉄鋼対話というプラットフォームを通じ、鋼材貿易に関する議論、相互理解を深めていきたい。

④省エネ・排出削減について

中国鉄鋼業界の省エネ・CO2排出削減については、近年積極的に関連設備を導入すること等により、着実な進展を遂げてきた。

日本鉄鋼業界は、2005年7月にスタートした日中鉄鋼業環境保全・省エネ先進技術交流会（その後の専門家交流会）での議論を通して、中国鉄鋼業界の省エネ・排出削減に貢献したと認識している。同交流会は残念ながら2012年以降中断されているものの、日本鉄鋼業界としては引き続き両国が地球規模での温暖化対策という観点から、同交流会の開催等を通じて協力を続けることが重要であると考えている。

また、中国鉄鋼業界には国際的協力事業の一環である「エネルギー効率向上に関する国際パートナーシップ（GSEP: Global Superior Energy Performance Partnership）鉄鋼WG」等への積極的参画・貢献が期待される。

⑤統計

実需に見合った生産レベルを自律的に維持・確保し、また業界全体の「構造調整」を円滑に推進するためには、広範囲をカバーする鉄鋼関連統計システムの構築が不可欠である。中国鉄鋼業界は、すでに相当程度の鉄鋼関連統計（メーカー在庫を含む）を整備済みであるが、鉄鋼業全体のさらなる質的向上に資する統計システムの整備・拡充を期待している。

日本鉄鋼業界として、2012年以降中断している日中鉄鋼統計交流会の再開等を通じ、これらの目的達成に必要な鋼材需要部門別の用途別受注や流通・ユーザー在庫等に関する統計システムの整備、さらには部門別鋼材消費量の推計等について協力していきたい。

8. 家電

中国の家電業界は大きな変化の時期を迎えていると言える。テレビのコモディティ化による競争激化と販売単価の下落、携帯電話の普及によるデジタルカメラ市場の急激な縮小などAV機器は需要の縮小が続いた。白物家電は比較的安定しているものの、大気汚染を背景にした空気清浄器への中小企業の参入の加速などの競争激化、ネット販売の急拡大、景気・不動産市況の低迷による新規・買い替え需要の減少など急激な市場環境の変化が進んでいる。

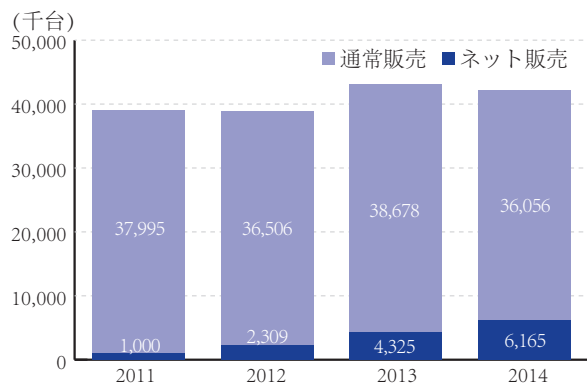
(※業界動向のグラフ、数字データ出所はGfK)

主要商品の概況

薄型テレビ

2014年のテレビ販売台数は約4,200万台と前年より減少した。3Dテレビ、スマートテレビの盛り上がりも一巡し、曲面OLED(有機EL)テレビなども発売されているが市場の盛り上がりには欠けている。大型テレビの価格下落にともない売れ筋も次第に大型へシフトしている。携帯電話で有名な小米や動画配信の楽TVなどのいわゆるネット企業など他業種からの参入が引き続き増加しているが、機能・性能による差別化も非常に難しくなってきたおり、価格勝負のコモディティ化はさらに進行していくと予想される。ネット販売は中・小型にとどまらず、大型テレビにも拡大している。

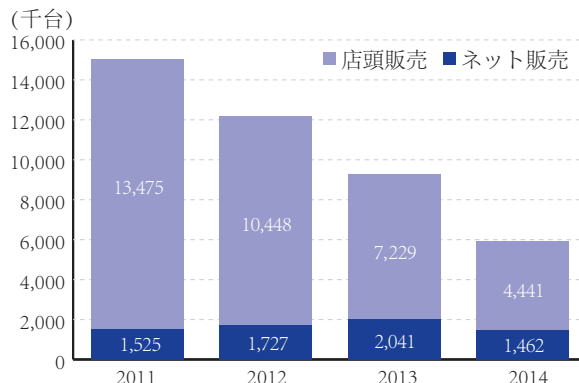
図1：テレビ販売台数



デジタルカメラ

2014年のデジタルカメラ販売台数は約600万台となり前年からの縮小幅がさらに拡大した。スマートフォンの内臓カメラの高画質化も進みコンパクトデジタルカメラの需要はスマホにほぼ奪われている。小型・高画質のミラーレスの人気は一定程度あり、大型の一眼レフも本格派への人気を保っているが、今後のスマホ高画質化により差別化が難しくなることが予想されるため動向が注目されている。なお、全体需要の減少にともないネット販売も縮小している。

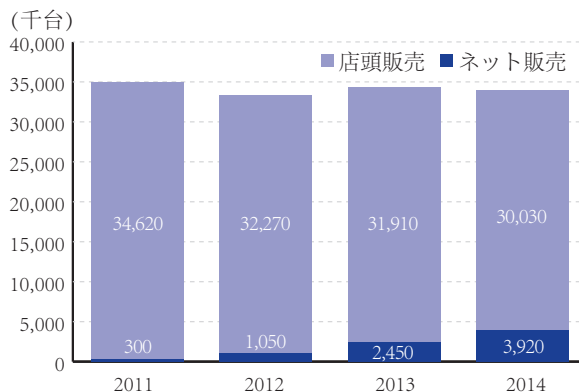
図2：デジタルカメラ販売台数



冷蔵庫

2014年の冷蔵庫の販売台数は約3,400万台となり、前年から若干ではあるが減少となった。この数年間、販売台数はほぼ横ばいが続いており、台数でみると需要は一巡している。ただし、商品カテゴリーでは、ローエンドの2ドアのニーズが減少を続ける一方、多ドアやサイドバイサイドなどのハイエンド商品の需要が引き続き拡大している。冷蔵庫の様な大型白物家電でもネット販売は着実に増加している。

図3：冷蔵庫販売台数



ネット販売のさらなる拡大

前述の通り、中国のネット販売は急速拡大しているが、特に今年度は11月11日独身の日(11.11)の販売が注目を集めた。1990年代に始まった独身の日(1が4つ並ぶため)に合わせたネットの販売は2010年以降に急速に拡大し、中国最大のネット商戦となった。アリババ(タオバオ+Tモール)では、1日で1兆円以上を販売したとして日本でも注目を集めた。ブランド別でみると、小米、華為、海尔などが上位に入り込んだ。特に小米は1日で携帯116万台、テレビは4.3万台を販売したとして大きく報道されている。広大な国土を持つ中国で、このネット販売の勢いは止まる様子を見せず、今後もさらなる拡大が期待されている。

スマート家電と業界を超えた提携の動き

15年3月に開催された全人代で「互聯網+（インターネットプラス）」という言葉が出て話題となったが、家電業界でも家電とネットの融合によるスマート家電は大きな潮流となっている。これまでのテレビのスマート化から白物家電のスマート化への動きへと拡大している。14年12月には中国大手家電メーカーの美的と小米が提携し、ネットと白物家電が融合された商品を出すと話題となっている。また、美的はネット販売の京東とも提携し、スマートホームの推進を狙っている。このように、中国の家電業界では、過当競争、価格競争からスマート化、ハイエンド化を巡る動きが鮮明となっている。

家電製造の日本回帰の動き

中国の人件費向上や元高・円安の動きを受けて、複数の家電メーカーで中国の製造を縮小し、日本の生産を増やす動きが出ており日中で大きなニュースとなるなど注目を集めている。しかしながら、15年春節で日本でも大きな話題となった「爆買い」という背景もあり、中国の所得が上がるにつれ日本製造の商品を求める声が大きくなってきたことに対応するという一面もある。実際に家電量販店では「日本製造」がセールスポイントとして打ち出されている。

<建議>

1. 廃棄電器電子製品回収処理管理条例関連

- ①「廃棄電器電子製品回収処理管理条例」（中国版WEEE）は、2009年2月25日に公布、2011年1月1日に施行され、「廃棄電器電子製品処理基金徴収使用管理弁法」も2012年5月21日に公布、2012年7月1日に施行された。メーカーの立場としては、公平性と透明性確保の観点から、処理基金の徴収・使用実績に関して製品別や中国生産品・輸入品別などの詳細を公開いただくとともに、生産者・輸入者の処理基金納付額の定期的な見直しをお願いしたい。
- ②中国WEEE対象製品第2回目録の公布が見込まれているが、正式な処理基金徴収時期確定時、メーカー対応可能性を配慮して一定の猶予期間の設定をお願いしたい。

2. 省エネ関連（エネルギー効率ラベル制度）

- ①エネルギー効率ラベル制度の対象製品となった場合、メーカーにとって、能率限度値および能率等級の認証、試験、マーク添付等が煩雑でコストアップの要因となる。関連法規・基準の整理と効率的運用をお願いしたい。国家基準制定

時には、外資企業、メーカー団体の参画を含めた公開性の向上と検査等の運用面での企業間の平等性の確保を検討いただきたい。

- ②省エネ製品の発展を促すためのトップランナー制度実施案が公布された。その中で、「ライフサイクル全過程でエネルギー消費が低い」は判断指標の一つになるが、具体的な評価基準の公布をお願いしたい。

3. 製品標識標注規定の廃止後の対応

- ①国家品質監督検査検疫総局2014年の第70号公文書で「製品標識標注規定」を廃止すると公告された。以前、その規定に基づき表示していた内容について、今後の表示根拠、表示内容の正確さが把握できない状況にある。以下の三点に関する表示項目の要求を明確にしていきたい。

- 1) 輸入品および委託生産（ODM/OEM）製品の生産者名称の表示

以前の「製品標識標注規定」に基づき表示した場合の問題の有無。

- 2) 輸入製品の品質合格証の表示

以前と同様に、品質合格証を表示なしでよいのか。

- 3) 輸入品の適合規格の番号表示の必要性

輸入品は企業規格を中国で登録できず、表示ができない現状にある。

4. その他

- ①早期に中国に進出した外資家電メーカーの生産拠点は商品ごとに分散しているが、連結納税制度が認められていないため、実効税率の高い積極的な投資ができない。グループ一体経営による競争力強化とさらなる発展に向けた連結納税制度の検討をお願いしたい。
- ②現在、保税取引については、保税区の販売会社もしくは、製造会社が行う保税加工取引のみが認められている。一方、顧客が免税輸入枠で輸入品を購入するなど取引先のニーズにより、外商投資性会社においても保税取引の必要性が出てきており、外商投資性会社への保税取引の許可のご検討をお願いしたい。

9. 事務機器

中国の事務機器市場概況

中国の事務機器（OA機器）市場は経済成長に伴い、需要が年々拡大してきていたが、2008年のリーマンショック時に一時的に落ち込み、中国政府の積極的な投資による経済回復で再度順調な伸びを示すも、2012年以降の中国経済の減速の影響を受け、現在の市場成長は鈍化傾向にある。但し、成長が鈍化したとは言え、中期的にはまだ緩やかな成長が期待できるため、単独国での販売台数規模・プラス成長が続く地域として中国市場の存在感は大きく、メーカー各社の新興国戦略上、最重要国との位置づけが続くと予測される。

巨大市場である中国の事務機器（OA機器）市場であるが、商品セグメントとしては低価格機が主力であり、カラー機販売もまだ発展途上と言える。2014年もモノクロ機、カラー機共に、中国市場ユーザー向けを意識した仕様、価格帯の商品が数多く投入され、低セグメント市場は予想を超える成長を示したが、高セグメント市場では景気後退や政府購買の減少影響もあり、成長鈍化がみられる。巨大な市場に対する期待は高いものの、トナー、インク、パーツ等の消耗品は模倣品によるアフターサービス市場浸食で、純正消耗品販売が伸びない、という特徴を持つ中国市場では、グローバルでのビジネスモデルが通用しにくく、OA機器メーカー各社は苦労している。

A4製品とA3複合機の棲み分け・競合

中国のA4製品（プリンタ・複合機）市場は販売台数においてその殆どが白黒の低価格機種となっている。巨大かつ低価格市場という構図はA3複合機市場と変わらない。A3複合機については日系メーカーが上位を独占しているのに対し、A4複合機・プリンタでは日系以外のメーカーがシェア上位を占め、日系メーカー全体の市場占有率は30%以下と推定される。台数規模ではA4製品市場はA3複合機市場の約10倍であり、A3複合機とA4製品が競合するケースが増えているため、日系のA3複合機メーカーにとってA4機市場に如何に取り組むかは、非常に重要なテーマとなっている。

多様な販売ルート

OA機器の販売ルートとしては、メーカーによる直接販売もあれば、代理店を通じた販売もある。中国は国土が広く、直接販売は概ね沿岸部の大都市が中心であり、地方は代理店を通じて販売することが多い。代理店もユーザーに直接販売サービスする場合とさらに小さな販売店に卸す場合に分けられる。そして、代理店に対してはメーカーからさまざまな支援がなされている。直接販売型代理店や販売店には営業担当やサービス担当がいて、直接的な顧客対応をしている。売価の安いA4低速機製品（複合機やプリンタ）は、電脳城のような電気街で売ら

れるほか、オンラインモールでの販売も近年増加傾向にある。

PP印刷分野への拡大

また、近年、多くのOA機器メーカーはProduction Printing、又はProfessional Printing（以下PP）と呼ばれる、高速・高品質・小ロット/多品種印刷の分野に進出している。かつてオフセット印刷が担っていたこの分野では、デジタル化技術の進展に伴いOA機器メーカーが得意とする電子写真方式が浸透しつつある。従来型のオフィス分野の印刷だけでは成長が見込めなくなっているため、このPP市場、特に企業内印刷、グラフィックアーツなどの分野に各社が積極的に市場進出、ビジネス拡大をしており、OA機器業界の一つのビジネス領域となっている。

中国事務機器市場の特徴と問題点

純正品以外の消耗品の存在

事務機器事業において、機器の設置とそれに伴うアフターサービスがビジネスモデルの中心となるが、中国ではトナーやパーツなどの消耗品は互換品の台頭や模倣品の影響で、日本や欧米と比較すると、アフターサービスで収益を上げることがなかなか難しい。OA機器（A3複合機）メーカーの純正品トナーの流通率（本数ベース）は50%を下回っていると推定される。各メーカーは模倣品摘発などで多額の資金を使って対策を講じているものの、未だに大きな改善は見られていない。日本や欧米では一般的に採用されるOA機器のメーカーチャージ契約は、特に中国系企業において獲得が難しいこと、中国政府が互換品使用を推奨し、入札時の条件として互換品使用時の品質保証をメーカー側に求める動き等もあり、中国におけるアフターサービスビジネスの困難さを助長している。

製品に対する純正消耗品比率は各社により多少異なると思われるが、人件費が年々上昇する中、商品ライフサイクルの中での顧客満足維持、中長期での企業収益・事業基盤の安定のためには、この純正消耗品比率の改善によるアフターサービス収益の増大がカギとなることは間違いない。

顧客ニーズの多様化

また、中国でも顧客の業務効率改善につながるような提案（ソリューション提案）をいかにに行い、成果に結び付けられるかが大事なカギとなりつつある。単なる複合機やプリンタの導入だけでなく、顧客の印刷環境分析による総合的なコストダウン、ICカード認証と連動したセキュリティ管理、PCやサーバーなども含めた総合的なIT環境を提供するワンストップサービスなど、多様な価値提供が求められるようになってきている。

例えば、日系顧客の傾向としては、拠点集約化による固定経費削減、本社方針による中国国内統一購買の実施や、企業内システムとの連携によるさらなる効率化などが見

られる。欧米系顧客の関心は、コピー業務の集中管理によるコスト削減、アフターサービスのワンストップ化（特定ベンダーに管理を一任）、グローバル契約によるソリューション世界標準対応などが中心と考えられる。アウトソーシングのニーズも今後一層高まるであろう。

中国系顧客では、コスト削減以上に生産性効率の改善やノンコア事業の切り出しなどへの関心が強く見られるほか、大手顧客では全国事業展開に伴い全国統括購買を志向する企業が徐々に増えつつある。中国系といっても政府機関においては、入札条件としてMade in China製品であることが強く求められ、環境認証においても高いレベルの認証取得が求められる傾向が強くなっている。また、政府系も同様に中央購買が増えてきており、価格面での競争が激化しつつある。

煩雑な認証取得

事務機器を中国で販売するためには多くの認証、認可が必要となる。代表的なもので、通関・販売時に必要な強制標準であるCCC（安全規格）とEE（能效標識）、FAX等公衆回線に接続する機能がある場合に必要となるNAL認可、強制ではないものの政府調達リスト掲載要件となるES（節能標識）とEL（環境標示）があげられる。デジタル化が進み、新製品投入のサイクルも年々短くなってきていることもあり、年間を通して数多くの試験や工場監査を受けることとなるが、同一内容の試験が要求されているにも関わらず、異なる認証で二度同じ試験が行われ、試験費用の企業負担が二重となっているものもある。低炭素認証標準や中国EPEATなど新たな標準の検討が始まっているが、従来からある認証とオーバーラップする部分も多々あるため、従来規格との整理を含めた慎重な検討が期待される。

中国事務機器市場の将来

今後の成長と転換点

上述の通り、OA機器の需要は近年成長が鈍化しつつある。ただし、モノクロ機とカラー機の比率を鑑みると、カラー化という観点でまだ成長の余地が十分にある。日本や欧米などの先進地域ではカラー比率が50%を超えているが、中国でのカラー比率は未だに10%程度であり、今後は各社がカラー化を進めることが予想される。スピードセグメントでも、景気が好転すれば中高速化が進むことも期待されるが、カラー化、中高速化という収益向上の機会はあるものの、一方では価格競争が年々激化しており、アフターサービス獲得の難しさとも相俟って、利益面では非常に厳しい状況にある。

また、iPadに代表されるスマートデバイスの普及に伴い、オフィス内における印刷ボリュームの減少が予想され、長い目で見た場合には既存のビジネスモデルが縮小するリスクも十分にあるため、新たなビジネス領域をどれだけ広げられるか、という点で、今後OA業界は転換点に立たされることになるだろう。

新たな成長が期待できる分野

既存のオフィス内OA機器ビジネスは、高付加価値提案とアフターサービスの確保に力を入れ、着実かつ安定的な収益源を確保しつつ、新たなビジネスを加えて成長を目指すことになる。

その一つとして、PP分野への拡大は、オフィス内で減少した印刷ボリュームを補い、新たなアフターサービス収益源となっている。しかしながら、オフセット印刷全体の印刷量はこれまでの様な増加方向には向かっておらず、デジタル印刷をはじめとする高付加価値印刷物の躍進が今後の印刷業界の担い手となっていくと考えられる。小ロット&多品種印刷、短納期など、電子写真方式の強みを十分に生かしたオンデマンドプリンティングを訴求することで、オフセット印刷からデジタル印刷へ転換を容易にし、業界の成長を促す。

また、従来のオフィス顧客に対しては、複合機を核としつつ周辺領域であるIT分野、企業内コンテンツ管理分野にまでサービスを拡大することが重要である。単なる機器販売だけでなく、ソリューションを組み合わせた販売ニーズは既に顕在化しているが、さらに一歩進めてプリンティング以外の周辺領域に拡大し、OA機器も使用されるオフィス全体で業務効率を如何に改善するか、またコストを如何に低減するかという視点でオフィス全体を捉え、顧客への提供価値を高めることでさらなる成長を狙うことができる。

日系企業は以上のような産業・市場認識の下、日々ビジネスに取り組んでいるが、その中で直面している問題点・建議として、以下の内容を中国政府に改善要望したい。

<建議>

①製品標識標注規定

- ・同規定の廃止に伴い、外国製品についても国内生産品と同様に「企業標準番号」などの表示が必要となっているが、外国製品については企業標準の登録先が無く対応が不可能であるといった問題が生じている。本規定の廃止に対する代替措置の導入を要望する。

②情報セキュリティ関連制度

- ・情報セキュリティ関連の標準や制度が導入され、さらなる導入が検討されている。これらの標準や制度の導入について、中国国産技術や独自規格を用いることが情報セキュリティの確保につながるの考え方が示されているが、情報ネットワークは世界中と接続されており、むしろ世界において広く用いられ安全性が確認された機器や技術を中国の標準や制度においても認めることが中国の情報セキュリティの向上に資するものとする。

③拡大生産者責任（EPR）制度

- ・使用済み事務機器の回収責任に関する議論が始

まっているが、生産者、ユーザー、販売店、中古品回収業者、処理業者等多くの利害関係者が存在しており、政府による強制力のある関与がなければ成立しえない。中国の社会状況にふさわしい回収システムを慎重に検討することをお願いしたい。

④省エネ・環境関連ラベル制度

- ・能效標識のように国際的なEnergy Star基準に合わせるように動いていただいております、企業の負荷も減る方向なので非常にありがたいが、特に強制標準については通関に影響するため公布日から施行日まで十分な猶予期間を取っていただきたい。
- ・異なる認証で同一内容の試験が要求されている。例えばCCC認証とNAL認可を両方取得する場合、EMC試験とサージ試験が双方で要求されており二度同じ試験が行われている。試験費用も二重にかかっており企業に不要な負荷がかかっているため、試験結果を共有で使えるなどの改善をお願いしたい。
- ・低炭素認証標準や中国EPEATなど新たな標準の検討が始まっているが、従来からある能效標識・節能認証・環境標示でもオーバーラップする部分が多々あるため、従来規格との整理を含めて慎重な検討をお願いしたい。

⑤政府調達事業者登録

- ・外資系企業による事業者登録の手続が中資企業と比べて非常に煩雑となっている。半年に一度の更新時に毎回膨大な証明書類を提出する必要があるため、申請資料の準備に十分な期間を設定いただきたい。また少しでも企業負荷を減らすために証明書関係の提出は年に1回にするなどの改善をお願いしたい。

⑥模倣品取り締まり

- ・中国市場では依然として模倣品（消耗品）が多く存在しているが、近年では模倣品製造の組織化・分業化が進んでいる。模倣品は複数の部品を組み立て完成させるが、トナーやインクのボトルのプラスチック成型専門工場や、そのボトルにトナーやインクを充填するだけの工場があったりする。プラスチック成型専門工場は、ボトル自体は大変低額であるため、これらが押収されても、経営に影響がなく、かつ、すぐに製造を再開でき、懲罰的効果が低く再犯がおきやすい。一方で、プラスチック成型の金型は高価であり、かつ、金型の製造自体に時間がかかる。懲罰的効果を高め、再犯を防止するためにも、トナーボトルやインクボトルのプラスチック成型用の金型を押収するようにしていただきたい。また、中国で生産される模倣品が海外へ輸出される

ことにより、海外市場での模倣品流通を助長する恐れもあるため、税関による模倣品輸出取り締まりも引き続き強化願いたい。

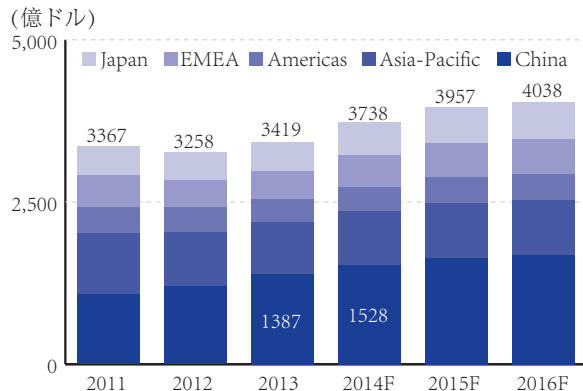
10. 電子部品・デバイス

中国の経済成長はかつてのような2ケタの成長から新常态と言われる7%程度の中高速成長に移行した。本章で扱う電子部品・デバイスの中で、例えば半導体デバイスについてみると、世界消費は2011年からの5年間で平均4%程度の成長が見込まれるが、特に中国に於いては同9%程度の伸長が見込まれている。その中心はスマホなどワイヤレス通信およびPCなどデータ処理用途であるが、中国市場の半導体製品の約8割は輸入に頼っているのが現状である。これを受け中国政府は2014年に国内半導体集積回路産業の振興を目的に「綱要」を発表、「基金」の設立を表明した。日本企業を含む外資系企業においても中国半導体産業の発展に貢献すべく、これら政策に公平に参入できる機会となる事を望む。

世界と中国の半導体デバイス市場の状況

2012年に前年比で一旦減速した半導体デバイス市場は2013年に反転し、2014年は前年比9%増の約3,738億ドル程度の消費が見込まれている（図1）。地域別では、中国市場が世界市場の約40%を占め、13年は約1,387億ドルと前年比で16%増、14年は約1,528億ドル前年比約10%増で世界の半導体デバイス市場の伸びを上回る成長となる見込みである。

図1：世界の地域別半導体デバイス消費規模



出所：IHS Q4-2014

次に中国市場の半導体デバイス消費についてデバイス別にみると、メモリと専用ロジックがほぼ同額で合わせて約半分を占め、続いてMPU、専用アナログ、オプティカルとなっている。また半導体デバイスの製品用途別構成でみると、2014年はスマホなどワイヤレス通信が43%、PC関係が34%、民生家電用途が11%を占める見込みである。特にスマホなどワイヤレス通信用途は海外メーカーに中国メーカーも加わり2012年の消費は前年比49%と急激に伸びPC用途を初めて超え、2013年は31%増、2014年は減速するものの11%増となる見込みであり今後もこの用途別構成比率は継続すると予測される。

重要市場となっている。

中国半導体産業の状況

中国半導体デバイス市場の急速な消費拡大に対して、中国内の半導体産業の状況として半導体デバイス製品の設計・製造という切り口で見ると、従来から設計は外資系が強くおよそ8割を占めるとされる。また製造は台湾系、韓国系、欧米系、日系、中国系と分散している。

まず設計に関しては、携帯化、高速・ローパワー化、大容量およびネットワーク化の世界において中国の設計力は急激に改善している。特にワイヤレスデバイス、IOTおよびクラウドコンピューティングなどの一部領域ではすでに世界電子情報市場の発展をリードし始めている。しかしMCU、メモリおよびデジタルシグナルプロセッサ等の製品の実力は依然として低く産業集中度も低い。また多くの企業はプロセス、EDAツールと設計サービスにより製品技術は進歩してきているが基盤の研究開発能力と創造革新能力はまだ弱い状況である。

次に製造に関して、CCIDの統計を元に2013年のシェアを大雑把に推計すると、最終デバイス製品となるパッケージングは約170億ドル、ファブレス約130億ドルを加えて消費に直結する中国内デバイス製造は約300億ドル程度とみられる。一方、ウエハ製造であるファンダリは97億ドルであり、この大部分はパッケージングされ、またパッケージング済み完成品やファンダリ製造のウエハの一部は輸出にも向けられる事を考慮すると、中国半導体デバイス消費全体に直結する中国系製造のシェアは設計と同じくおよそ2割程度と推定され、残りの半導体デバイスは現状輸入に頼っている状況である。なお参考ではあるが2013年の中国の半導体デバイス輸入額は約2,300億ドルとされており原油輸入金額約2,200億ドルに匹敵する規模となっている。

このアンバランスな状況を改善し、設計から製造までをすべて中国のローカルチェーンでカバーすべく、2014年には国内振興のための下記のような各種政策が打ち出された。

- ・北京市政府が集積回路産業の新たな支援政策を発表（2月8日）
- ・国家集積回路産業発展推進綱要を発表（6月24日）
- ・国家集積回路産業投資基金（200億ドル）の設立を発表（10月14日）

これらを受け統合や買収によりさっそくファブレス会社が設立されたり、国家集積回路産業基金の内、50%を2015年に自国工場へ投資、その内70%をウエハ工程へ投資するなどの情報も伝えられており、政府のてこ入れが活発化される状況である。中国半導体産業の発展に貢献すべく、これら振興策に対しても日本企業を含む外資企業が公平に参入できる体系構築を望む。

電子部品・デバイスに関する 具体的な課題

過去に建議した項目のうち改善が見られた点

- ①通関リードタイム短縮、一部ペーパーレス化など輸出入手続簡素化の動きがあり通関スピードがある程度改善された。
- ②過剰な政府規制の緩和については、年検制度取消しからインターネット申告への変更、企業組織機構コード証の年検制度から年度報告制度への変更、営業免許証年検制度から年度報告公示制度への変更などの簡素化の動きが見られた。
- ③外貨管理局への届出が必要な送金限度金額の緩和や、免税/控除仕入増値税の計算方法が購進法から実耗法へと変更され事務作業が軽減された。

引続き改善が求められる点

市場経済ルールの整備と適正運用

税関業務の運用では、これまでの改善をさらに推し進め、運用・解釈の統一化、通関トラブル時の弾力的運用に加え、ペーパーレス通関の「全面適用」などの制度改善を引き続き望む。また税務行政の運用改善については地域間格差の解消のため国家税務総局からの明確な運用ガイドラインの発行と地方税務局への指導により税務行政の統一的運用をお願いしたい。

過剰な政府規制の緩和

輸入検査制度の改善として商品検査検疫と税関による検査の統一化や、中古設備・暗号製品の輸入規制の緩和を希望する。また労務規制の緩和として労働派遣についての代行職位に対する雇用比率制限の緩和または比率上限の撤廃を望む。

内外無差別とグローバルスタンダードの採用

移転価格調査・課税の改善としてOECD国際基準による調査、良識ある分析と公正な判断を望む。また知的財産の保護では電子部品市場の特性に合った模倣品対策（認定・行政指導）を望む。さらに中国の半導体集積回路産業発展への貢献のため、前述の優遇政策への外資参入機会の公平性確保など、集積回路産業の新たな支援策に対する具体的な政策の開示と外資企業の参入が公平にできるような体系の構築をお願いしたい。

<建議>

①市場経済ルールの整備と適正運用

(1) 税関業務の運用改善

免税手続の時間が長い、通関システムのトラブルで延滞金を課金、休日通関で実際の引き取りが不能、税関審査でHSコードや輸入審査の解釈が担当者により異なり混乱、等の事例が依然見受けられるため、引き続き、税関業務運用・解釈の統一化、トラブル時の弾力的運用に加え、ペーパーレス通関の全面適用な

どの制度改善を望む。なおHSコードの解釈変更が税率アップのためと思われる事例も散見され適正で統一的な運営を望む。

(2) 税務行政の運用改善

税務行政では法律の解釈が複数あったり窓口裁量権のため地域間格差が大きい、また制度変更時の周知期間が短いなどの問題があり、国家税務総局からの明確な運用ガイドラインの発行と地方税務局への指導により税務行政の統一的運用をお願いしたい。また外国本社から中国子会社への出向者が中国内でPE認定を受けるケースが発生しておりPE課税判断の適正化を望む。これらに対応するため、納税者が税法、通達の解釈を確認できる中央窓口の設定と共に、納税者救済手続の円滑化や不服申立制度の改善をお願いしたい。

(3) 税負担の軽減・企業発展への助成

企業所得税、都市維持建設税、教育付加価値税、河道管理費などの税率の軽減または納付基数の引き下げ、また固定資産の前倒し廃却など将来に備えた企業努力に対する税前控除など、企業の発展を助成する制度を希望する。

②過剰な政府規制の緩和

(1) 輸入検査制度の改善、輸入規制の緩和

輸入時の検査で、商品検査検疫と税関による検査が各々行われているが両者の申請・検査の統一化を行ってほしい。また中古生産設備の輸入審査（CCC）制度の簡素化や、暗号管理条例による海外製暗号製品の輸入・販売の規制緩和、並びに規制該非区分の明確化を要望する。加工貿易にかかわる手冊制度では企業側の責に依らない未消込リスクを解消するための新制度の検討を希望する。

(2) 労務規制の緩和

労働派遣については代行職位に対する雇用比率制限（10%）があるが、業界ごとに事情を勘考した緩和または比率上限の撤廃を望む。また請負労働業務の内容を明確化し、あわせて規制緩和を望む。現行労働契約法では3回目の更新で無固定契約へ移行する規定となっているが見直しを希望する。さらに最低賃金については地域経済や企業業績を勘案した、現状よりも柔軟な最低賃金決定方式の検討をお願いしたい。

③内外無差別とグローバルスタンダードの採用

(1) 移転価格調査・課税の改善

移転価格の調査強化に伴い、中国内複数のグループ法人に対して一斉に移転価格調査がなされ、各税務局が夫々に独自の調査を行ない、国外関連者への所得移転の蓋然性を確認

することなく調査、課税が展開されている。OECD国際基準による調査、良識ある分析と公正な判断を望む。

(2) 二国間相互協議の推進

2014年に入り二国間協議の開催回数が減少した。中国課税案件が増加する一方、相互協議の回数が十分に確保できないことから、課税案件が長期に放置される状態となっている。二国間相互協議の積極的な開催をお願いしたい。

(3) 知的財産の保護

電子部品市場においてはメーカー名や商標を付さない模倣品が横行している。事実認定を即座におこない、模倣メーカーの営業停止、企業名公開、関連物品の処分など行政指導を強化し模倣品排除の徹底を要望する。また先使用権を証明できた実施製品と共に、そのバリエーション製品や改良製品への先使用権の拡大も認めてほしい。さらに、侵害品の排除に関しては行政ルートで差し止めを求めても侵害者による無効宣告で審議停止となると侵害が継続され、売り上げやビジネス機会を失うため、行政ルートに加え民事ルートを併用し侵害品の排除をしやすくしてほしい。

(4) 優遇政策への外資参入機会の公平性確保

北京市政府から集積回路産業の新たな支援策が発表され、また中国政府からも国家集積回路産業発展推進要綱の発表や国家集積回路産業基金の設立が報道されたが、具体的内容の公表がない現段階で既に、中国大手はファブレス設計会社を設立、また基金の内半分を2015年で自国ファブへ投資する計画が進められているなどの動きがあり情報開示の公平性が懸念される。綱要の目的である、2015、2020年、2030年の三段階の発展目標に対し、製造・設計に対する具体的な政策の開示と外資企業の参入が公平にできるような体系の構築をお願いする。

11. 自動車

2014年1～12月自動車工業経済 運行状況について

2015年1月23日、工業情報化部装備工業司の発表によると、2014年の中国自動車市場は、2013年の発展の勢いに続き穏やかな成長を維持し、自動車の生産販売は安定した状況で伸長した。新エネ車は重要な進展を遂げ、大企業集団の生産販売規模は全体として向上し、自動車産業の構造がさらに最適化された、としている。

自動車の生産・販売台数はともに 2,300万台を上回り、世界一を維持した

2014年の中国自動車市場は穏やかな成長を見せ、月平均の生産・販売台数は190万台を突破し、年間生産・販売台数は累計でともに2,300万台を上回った。

中国汽车工业协会（CAAM）の統計によると、2014年の中国自動車累計生産台数は2,372.29万台になり、同期比で7.3%増加した。販売台数は2,349.19万台に達し、同期比で6.9%増となった。そのうち、乗用車生産・販売台数はそれぞれ1,991.98万台と1,970.06万台にのぼり、同期比はそれぞれ10.2%増、9.9%増となった。商用車の生産・販売台数はそれぞれ380.31万台と379.13万台となり、同期比はそれぞれ5.7%減、6.5%減となった。

新エネ車の発展は大きな進展を遂げた

新エネ車普及における組織・指導・総括・調整機構を設立し、新エネ車支援体制を整備した。工業情報化部を筆頭部署とし、18部署が参加し省エネ・新エネ車産業発展に関する部署間合同会議制度を構築した。国务院弁公庁が「新エネ車普及応用に関する指導意見」を公布したことを受け、関連部門は取得税免除、充電施設配置の奨励、普及状況の公表、党政機関の調達等一連の政策措置を打ち出すとともに、新エネ車産業技術創新プロジェクトを実施し、78項目の電気自動車基準の発表などにより新エネ車の発展は確実なものとなった。

2014年に300モデル以上の新型車が市場投入され、年間生産台数は8.39万台になり、同期比で4倍弱増加した。そのうち、12月の生産台数は2.72万台に達し、新エネ車の月間生産台数の世界新記録を達成した。2014年、中国の新エネ車産業発展は、導入期から成長初期に入った。

排気量1.6L以下の乗用車市場は安定し、 省エネ乗用車の市場は急成長した

2014年の排気量1.6L以下の乗用車の市場シェアは基本的に変わらず、排気量の小さい乗用車の市場シェアは穏やかに回復した。2014年の1.6L以下の乗用車年間販売台数は1,314.60万台に達し、前年比は10.25%増となった。乗用車市場の66.73%を占め、2013年より0.22%増加した。自動車市場の55.96%を占め、2013年より1.75%増加した。

2014年9月、国家発展改革委員会・工業情報化部・財政

部は「省エネ製品惠民工程・省エネ環境自動車（1.6L以下の乗用車）普及目録」（第1弾）、計163モデルを發布した。機動車完成車出荷合格証の統計によれば、9～12月の生産台数は合計で56.7万台に達した。

自主ブランド乗用車の市場シェアは下落

2014年の自主ブランド乗用車の販売台数は、前年比4.1%増の757.33万台となり、乗用車販売市場の38.4%を占め、市場シェアは前年比で2.1%減となった。このうち、自主ブランドの普通乗用車（セダン）の販売台数は277.44万台に上り、前年比17.4%減で、普通乗用車に占めるシェアは22.4%となり、市場シェアは前年比で5.6%下落した。

企業の経済的利益は好調を維持

2014年1～11月、17社の重点企業（グループ）の工業総生産は累計で2.50兆元に達し、前年同期比で10.6%増加した。主要営業収入は累計で2.81兆元を実現し、前年同期比で10.0%増加した。利益総額は累計で4,905.15億元に達し、前年同期比で8.6%増加した。

大手企業・グループの産業の集中度はさらに向上

2014年6社の自動車メーカー（グループ）の生産販売規模は100万台を超えた。そのうち、上汽集団の自動車販売台数は500万台を突破し、558.37万台を達成。東風が380.25万台、一汽が308.61万台、長安が254.78万台、北汽が240.09万台、広汽が117.23万台に達した。トップ6社の2014年の自動車販売台数は1,859.33万台になり、自動車販売総量の79.2%を占め、自動車産業の集中度は同時期に比べ2.6%増加した。

中国の自動車販売トップ10の企業グループは合計で2,107.65万台を販売し、自動車販売総量の89.7%を占め、自動車産業の集中度は前年比で1.7%増加した。

自動車完成車輸出は下落し、輸入市場は拡大を維持

2014年1～11月の中国の自動車完成車の累計輸出台数は85.59万に上り、前年同期比で1.9%減となった。自動車完成車の累計輸入台数は129.54万台に達し、前年同期比で20.7%増加した。全国の自動車製品の輸出入総額は累計で1,660.37億ドルに達し、前年同期比で13.8%増加した。そのうち、輸入金額は896.81億ドルで、前年同期比で20.3%増加した。輸出金額は763.56億ドルで、前年同期比で6.6%増加した。

出所：工業情報化部装備工業司（訳責：中国日本商会）

CAAMによる2014年モーターサイクルの 市場運行分析について

CAAMが発表した2014年の中国のモーターサイクル業界の発展状況は下記の通り。

2014年中国のモーターサイクル業界の発展状況

2014年の中国のモーターサイクルの生産販売台数は、それぞれ2,126.78万台と2,129.44万台になり、前年比で7.08%減と7.59%減となった。

モーターサイクルエンジンは、2,522.62万基を生産し、前年比で3.61%減となった。

数年来、モーターサイクル市場は徐々に変化してきた。農民生活水準の向上によって、自動車は主要な移動手段と運送ツールとなり、モーターサイクルが占めた農村市場シェアが縮小してしまった。都市歩行者の移動手段を主な用途とするスクーターの生産台数が増えているほか、娯楽・レジャーに使われている250cc以上のモーターサイクルの成長が速く、市場シェアも拡大しつつあり、車種も毎年増加する。

モーターサイクルの娯楽性・個性化が顕著になり、消費者の外観設計、性能、安全性に対する要求が高まってきた。

国内販売について、2014年は1,271.06万台になり、前年比で8.48%減である。そのうち、農村市場の低迷により、基本型（跨る式）とアンダーボーンの減少幅が大きくなった。小型四輪車に代替され、三輪バイクの国内販売台数は205.56万台になり、前年比で8.52%減である。スクーターの国内販売市場は穏やかに拡大した。また400cc以上の大型車の国内販売台数が1.46万台に上り、前年比で231.82%増である。

輸出について、税関統計によれば1～11月中国の輸出台数は853.17万になり、前年同期比で6.53%減であり、輸出金額は45.85億ドルに達し、前年同期比で5.73%減である。中国のモーターサイクルの輸出は、相変わらず中小排気量に集中している。1～11月の50cc＜排気量≤150ccの輸出台数は、788.82万台に達し、輸出総台数の92.46%を占めた。

輸入について、国内のモーターサイクルのレジャー・娯楽市場の発展を受け、大きい排気量の輸入台数が急成長してきた。2014年1～11月のモーターサイクルの輸入台数が1万527台に上り、前年同期比で182.38%増となった。そのうち、500cc以上のモーターサイクルは6,621台になり、輸入総台数の62.90%を占め、前年同期比で134.37%増であった。2014年輸入台数が1万1,000台を超えることを見込んでいる。500cc以上の輸入国は、米国・ドイツ・イタリア・オーストリアに絞られて、輸入総量の半分以上になった。

業界の利益について、生産販売台数も輸出台数も下落しているのに、中国のモーターサイクル業界の全体利益は増加している。1～11月の営業収入は1,098.77億元になり前年同期比で1.98%減、営業コストは953.53億元に上り前年同期比で2.3%減、営業利益は31.48億元に達し前年同期比で8.20%増、利益総額は36.53億元に上り前年同期比で10.96%増になった。2014年の利益総額は約42億元を実現できると予測する。

2014年、モーターサイクル業界に於ける重要な意義のある事項

2014年10月21日よりポリスパイクの国賓整備車列が復活したことは、1980年から実施されている都市部のナンバープレート発行規制にて人為的に都市市場を排斥したモーターサイクルの役割とイメージを肯定するものと思う。使われている車種は、自主研究開発した春風650Gである。

CAAM二輪車分会の数年来の努力で、250cc未満のモ-

ーターサイクルの消費税免除を実現し、現在のモーターサイクルの市場需要を拡大することができると思われる。

二輪車分会は、モーターサイクル業界が直面している海外市場の厳しさと国内のモデル転換と高度化による圧力を商務部に説明しながら、モーターサイクル輸出時の増値税等の還付率を17%に戻すことを求めた。努力が実った結果として、2014年末、財政（2014）150号で増値税等の還付率は17%に戻すことを明確に定めた。

2015年市場予測について

自動車産業の展望

2015年1月12日CAAMは記者会見で、2015年自動車市場予測を発表した。①マクロ経済が、構造調整、効率向上、ニューノーマルに適應する段階にある。②GDP成長率の安定によって、影響力の大きい刺激策がないかぎり、中国の自動車市場は穏やかな伸び率を維持していくと見込んでいる。③2015年中国の自動車販売台数は、2,513万台（そのうち、国内販売は2,427万台であり、輸出台数は86万台）で7%増と予測する。

乗用車市場について、以下の通り予測している。①潜在需要が相変わらずある。②政策が新エネ車の発展をより一層促進する。③ブランド管理弁法の改訂と実施は、自動車メーカー、ディーラーなどの関連企業に対して、販売、販売チャンネルの構築、サービス提供において大小の影響を与え、営業モデルの変化と市場の不確定を招く。④公用車改革は、一部の政府や団体機構の個人購入を促させる。⑤黄標車の淘汰政策の遂行によって自動車消費の高度化を促進する役割がある。⑥購入規制は、自動車消費市場の健全で秩序のある発展を妨げる。

商用車市場について、①マクロ経済の増加率の鈍化によって、微成長段階に入る、②軽型トラックが排ガス規制の厳格化から受ける影響は、2014年より小さくなる、③都市化の進展が商用車を促進していく、と見込む。

輸出入市場について、①米国などの発達経済体に牽引され、2015年新興市場の経済も好転することおよび、中東地域・東欧州の政治変動やアフリカ・南米市場政策の変化など輸出に有利と不利な要素が並存するため、輸出台数が約86万台で5%減との見通しである、②2015年のマクロ経済成長の低下によって、輸入車市場の伸び率も下落し、輸入台数は156万台で10%増、と予測する。

モーターサイクル産業の展望

今後数年間、ナンバー規制と市場調整からの二重の圧力に直面してきたにもかかわらず、市場経済で成長してきた中国のモーターサイクル業界は、比較的強い自己調整能力を備え、また、市場競争も、台数の拡大と価格から、品質と差別化に転換し、国4排ガス基準の導入に伴い、適者生存による企業や製品の構造調整が実現できるため、健全に発展を図る新時代を迎えると思う。

モーターサイクル産業のモデル転換とグレードアップの進化によって農村市場が縮小し、一方都市市場で特に大

排気量車のレジャー娯楽市場が急成長する。今後、中国のモーターサイクルの販売台数は相変わらず下落し、国内市場の減少は年間8%程度で続くと見込んでいる。国内市場の底打ちは約800万台と予測、輸出は800～1,000万台を維持すると予測する。輸出は相対的に安定し、現有の200数社のモーターサイクルメーカーの中、一部が撤退する見込みである。

＜建議＞

- ①厳しくなる排気規制に対応するためには、新しい排気技術を導入する必要がある。しかしこれらの技術導入には、同時にクリーンな燃料が要求される。中国では、市場における燃料が粗悪なケースが多く、排気規制のレベルと適合していない。排気規制のレベルと市場での燃料性状を整合していただきたい。
- ②燃費規制未達メーカーに対する管理強化に関する通達、CCC認証実施規則が発行され、未達時のペナルティなどが明らかになり、これは改善点である。しかし、早急に第三段階燃費規制の管理弁法を発行し、プーリング、クレジットトレード、罰金等に関するルールを明確化してもらいたい。第四段階においても第三段階の管理弁法が踏襲され、実施時点で混乱が無いことを望む。また、第三段階燃費規制への企業平均値算出の際に輸入車と現地生産車のプーリングが認められず、輸入車のみ扱っている会社の規制値達成が難しい状況となっている。輸入車と現地生産車のプーリングを認めていただきたい。また、燃費規制においてEVは企業平均燃費計算の対象外となっている。EVを燃費計算の対象とし、市場導入に対するインセンティブとなるよう考慮していただきたい。
- ③国産車と輸入車の認証や環境保護部の環境目録など、認可として自動車管理する部門が多岐に渡り、対応が非常に煩雑化している。国家として自動車の認可を管理する部門の一本化を要望したい。
- ④環境保護の観点で、排気部品に対するマーキングの要求や、触媒測定要求、排気目録のためのVIN登録要求など相次いでいる。このような要求を出す前に、きちんと各国のメーカー等とも十分な議論を行い、リードタイムを確保した上での導入を要望したい。
- ⑤部品パッケージ記載内容等の法規改定にかかわる執行部門および窓口の一本化を要望したい。
- ⑥本来、業界の推薦規格であるQC/Tなどを認証時に強制法規として課すケースが存在する。規格はあくまでも強制的なものではなく、技術の方向性を示すものとして、国際的な場でも議論されている。未だ欧米の技術規格（ISO, SAE等）をベースとした自主基準（QC/T, GB/T等）が認証ルールに引

用され、強制法規同等に扱われている。強制法規はあくまでも国家標準「GB」のみとし、QC/Tなどの規格を認証時に強制として適用するのは止めていただきたい。

- ⑦研究開発成果・ブランドの適切な保護に関し、審査基準の国際的な統一、早期審査制度の導入、部分意匠および意匠の実体審査の導入、商標法改正による馳名商標の適切な保護、商標許諾契約届出義務の緩和などを要望したい。中国におけるデザイン模倣は年々巧妙化しており、現在の意匠制度ではオリジナルデザインを十分に保護しきれない現状がある。早急な制度化を要望したい。
- ⑧模倣行為の排除を要望したい。刑事移送、厳罰化、製造設備と金型の押収等による再犯者に対する効果的な抑止、国务院レベルの模倣対策特別行動の継続実施を要望したい。また無審査登録の実用新案権・意匠権の濫用防止、パテントロールの対応策強化の検討を要望したい。
- ⑨公路安全保護条例の緩和を要望したい。トレーラーの全長規制16.5mと短く設定されているが、運送コスト上厳しい状況に直面している。トレーラー全長規制の緩和を要望したい。
- ⑩危険物等の輸入、危険物等の国内物流の新法規の事前告知の徹底と、窓口部署の一本化による正確な情報伝達を要望したい。地域・時期により法規適用が異なり、オペレーションへの悪影響が過去発生している。
- ⑪自動車生産企業において、50%を超える出資ができない。また、50%以内の出資率でも、出資率変化に対し国家発展改革委員会、工業情報化部、商務部など関係諸官庁の許可を得ることが必要である。これにより、合併企業の実質的支配権を掌握することができず、50%内での出資比率の変更に ついても、関係各当局から条件（法・規則に則ったものではない）を付けられることが多く、会社事業の方向性に国が影響力を行使できる形となっている。50%超の出資も認めていただきたい。また、現制度下でも、出資持分の変動に関して複雑な許認可を不要としていただきたい。
- ⑫新工場建設や拡張、新モデル導入の認可取得に自主ブランド車と新エネルギー車の導入が義務化されている。工場建設認可と引き換えに、関連の無い自主ブランド車と新エネルギー車を通じた新技術の中国への移転を強要する形となっている。工場や新モデル導入認可と自主ブランド・新エネ車導入を切り離していただきたい。
- ⑬地方税関、地方税務局業務のルール化について、以下を要望したい。
 - ・通関ルールが地方毎に異なるケースがあり、認証車両の一時通関時にトラブルが生じている。一部の港では、認証車両であるにも関わらず、ある一

定距離を走行しているために中古車扱いとなり通関できないケースがある。税関には、認証車は一時通関であり転売を目的としたものではないことを理解していただき、全土で共通の認識を持って対応いただきたい。

- ・通関手続、増値税還付手続のWEB化によるペーパーレス化が図られたが、一方で当局の効率化ばかりが目立ち申請者のメリットが乏しい。通関手続のさらなる簡素化、増値税還付のリードタイム短縮をお願いしたい。
- ・国税より税制上の規定があるにもかかわらず、各地方税務局の実務上、異なる実行基準や規定を追加してしまい、矛盾してしまうケースがある。例えば、輸出上、VAT発票適用では発票リストに対して適用されるところとされないところがあり、企業間の対応に支障がでている。国税局は地方をまたがる税務上の規定を決める場合に実行可能性を加味した上、関連する地税局の規定を矛盾がないように管理していただきたい。
- ・輸入部品価格について、全般的にはなく特定の部品価格が他社と比べて安いという指摘を受け、輸入元の価格設定方法についての説明を求められるなど、地方税関からの質問に対し回答準備に多大な労力を費やしている。価格の妥当性については商品の原価のみならず企業のポリシーなどが少なからず影響するため、一輸入者としてはコントロールし難く、且つ「適切」と思われる価格レベルが何なのか不明確につき、対応に苦慮している。極力地方税関の調査には協力はするものの、税関における明確な基準を明示した上で調査を実施して欲しい。
- ・通関時のルールが地方毎に異なり、通関ルールの当局解釈が事前通知も無く変更され通関が止まるケースがある。全国でのルール一本化、ルール変更時の事前通知等徹底してもらいたい。また、通関手続において時折遅延が発生する。遅延の理由、見直しについての説明をお願いしたい。
- ・原産地証明の発行規定はあるが、地方政府の解釈により、必要な書類（または書類のレベル）が異なることがある。申請後の承認プロセスとリードタイムが明確となっていない。原産地証明発行に必要な手続について、明確な解釈と承認プロセス・リードタイムを明示していただきたい。
- ・地方税関におけるHSコードの解釈が税関（または個人）によって異なり、同じ商品でも一方では正しいHSコードと認識されるが、他方では誤っていると指摘を受けるケースがあり、対応に苦慮している。地方税関間でのHSコードに対する共通認識を是非強化していただきたい。
- ・税関への輸出通関申告上、HSコード別に申告単位の管理をしている。但し、当局が自動車部品の輸

出税関申告上でも増値税還付申告上でも重量を単位としているのに対し、企業の実態では部品集計上、個数を単位として管理しており、その都度、マニュアル作業で個数単位を重量単位に変換せざるを得ないという不効率な作業が発生している。企業業務上の実態に合わせてHSコード別にいくつかの申告単位の選択肢を設定してほしい。例えば、重量単位か個数単位かなど、申告者が自社の業務実態に基づいて自由に選択できるようなシステム上の設定にしていなければならない。

- ⑭二輪車の都市への乗り入れ規制について、多くの都市で交通安全、または環境のためという理由で二輪車の登録や乗り入れの制限を行っているが、二輪車は、省エネ、省スペースの都市に適したコンピューターであり、不合理な規制であるため、撤廃もしくは少なくとも緩和をしていただきたい。
- ⑮大型二輪車の取り扱いについて、中国の経済発展に伴い、今後大型二輪車の需要も増えると考えますが、30%を超える関税や高速道路の通行禁止など、諸外国に比べ大型二輪車普及への障害が存在する。このような大型二輪車に対する不合理な関税や不公平な取り扱いを改善していただきたい。
- ⑯工業情報化部、公安部合同2014年10月23日発布「軽自動車キャブオーバーバンおよびオートバイの生産、登録管理に関する通知」の中、オートバイについて、工場からの出荷時に、国家標準に見合うヘルメットを必ず付けなければならない、との記載が有る。違反した場合、オートバイの出荷および販売禁止となっている（発効は2014年11月1日から）。オートバイユーザーの安全を守る目的でヘルメットを準備、提供する事自体には賛同するが、ヘルメットには大中小のサイズがあり、オートバイ購入者が確定した後、ヘルメットのサイズも確定する。工場出荷時、オートバイ1台にヘルメット一個付けて出荷する、という規制は現実的ではない。また、国内で年間1,000万台を超える販売のオートバイに、1,000万個のヘルメットを準備するには、適切なリードタイムが必要。本通知は、発布から8日後に発効で、事実上運用不可能。守れない事が明らかな通知については、廃案をお願いしたい。

第5章 情報通信業

1. 情報通信

工業情報化部（MIIT）報告によると、2014年、全国の電話利用者は15億3,552万（前年比2.6%増）である。固定電話利用者は減少し2億4,900万戸（前年比9.34%減）、一方で移動（携帯）電話は6,000万近く増加し12億8,600万ユーザ（前年比4.6%増）となり利用者全体の84%を占めた。インターネット利用者は6億4,900万人（前年比2.1%増）に達し、こうした携帯電話とインターネット利用者の増大はあるものの、通信料金の低価格化も相まって、同期間の電信主営業収入は昨年度とほぼ同等の1兆1,541億元（前年比1.3%減）となった。また光ファイバによるFTTHが進められ、新規インフラ投資が続く。インターネットを利用した電子購買に加えてインターネット理財商品も加わり、産業の牽引役としての情報通信の存在が大きくなってきている。

固定通信、インターネット、新サービス

電話ユーザ数

中国の携帯電話ユーザ数は前年同期から6,000万ユーザ近く増加した（詳細は後述）。一方で固定電話は減少の一途をたどっている。

表1：固定電話、携帯電話のユーザ数と普及率

	中国 ユーザ数	中国 普及率	日本ユーザ数 (2014年9月 時点)	日本普及率 (2014年9月 時点)
固定電話	2億4,946万	18.3%	5,629万	43.9%
携帯電話	12億8,609 万	94.5%	1億4,754万	115.2%

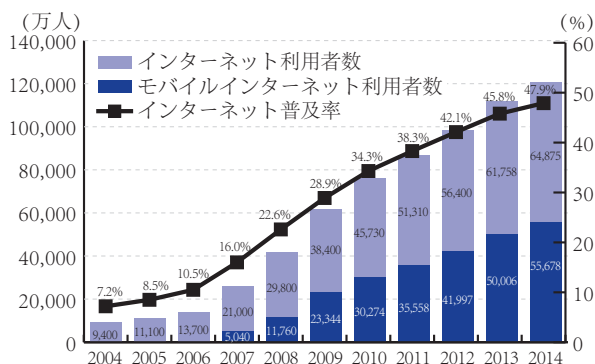
出所：工業情報化部資料「2014年通信運営業統計公報」、
「2014年12月通信業主要指標完成状況」、総務省報道
資料「情報通信主要データ」

インターネット利用者数

インターネット利用者総数は、2014年12月末で6億4,900万人となり、全人口に対する普及率は47.9%（注1）となった。利用者数は世界最大である。モバイルインターネット利用者数は5億5,700万人で、2013年末から5,672万人増となり全利用者の85.8%と、スマートフォン拡大に伴い大きな伸びをみせた。

注1：出所：CNNIC資料「中国インターネット発展状況統計報告(2015.2)」

図1：インターネット利用者数



2014年電気通信産業界の主な動き

光ファイバ、WiFi等のインフラ整備

中国电信など通信各社は光ファイバの敷設に注力している。2014年末で中国全土の光ファイバ総延長は2万460kmとなり、インターネットに向けて広帯域接続終端数も1億8,900万個と増加した。しかしながら光ファイバによるFTTH価格は諸物価に比較し高価なためインターネットはモバイルからのアクセスが8割を占めるなど一般的であり、北京、上海市内などではWiFiによるアクセス拠点整備が進められている。

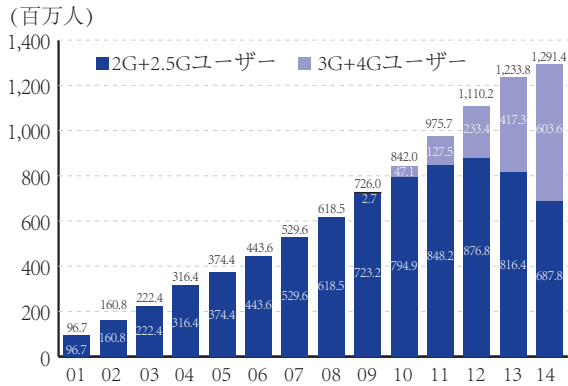
微博、微信、インターネット購買

微博（中国版ツイッター）利用者が昨年の2億8,000万人から2億4,000万人に減少した。一方、微信（チャット/音声メッセージアプリ）は月間アクティブユーザ数が5億人を突破、インターネット購買等の新サービスは2014年も大きく伸びた。インターネット購買はB2B、B2C、C2Cともに伸び、一般ユーザでインターネット購買を利用した人は3億6,000万人を超えている（CNNIC）。余额宝などインターネットでの理財サービスも活況を呈している。動画配信やゲーム配信も含めこうしたコンテンツビジネスに必要な許可証は残念ながら外資系企業には与えられていない。データセンタ、コールセンタなどのライセンスについても同様に外資には開放されていなかったが、コールセンタや国内VPN等一部サービスについては上海の自由貿易試験区において外資企業に開放される動きがあり、今後のさらなる展開を期待したい。

移動体通信（携帯電話）

中国移動体通信の現状

図2：中国の携帯電話ユーザー数推移

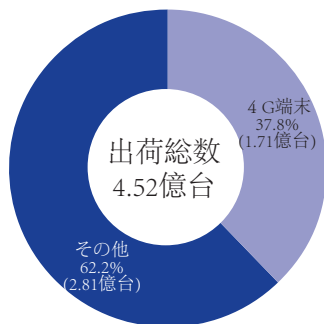


出所：中国移动有限公司、中国电信股份有限公司、中国聯合網絡通信（香港）股份有限公司
各社の報道発表資料

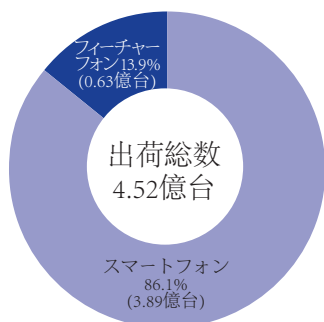
2014年、中国の携帯電話総ユーザー数は、12億9,100万人と13億人まであと一歩というところまで増加した。また、2013年12月にスタートした4Gサービスが好調という影響もあって、ユーザーのモバイル・ブロードバンドサービス（3Gサービス+4Gサービス）への移行率は、2014年末で46.7%と、前年同期比で12.9ポイント向上した。

図3：国内携帯端末出荷台数

4G端末とその他端末



スマートフォンとフィーチャーフォン

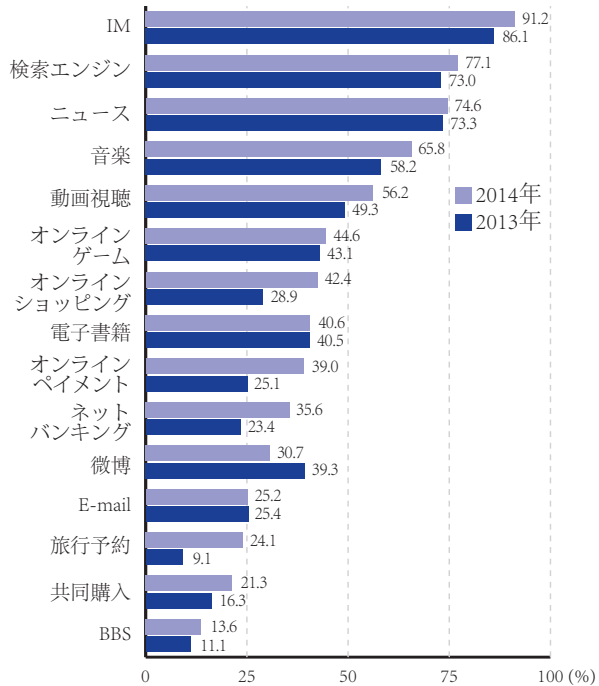


出所：中国工業情報化部「2014年携帯端末業発展の回顧と展望」

2014年1年間の携帯端末の出荷総数は、4億5,200万台と2013年に比較して22%減少したものの、その内訳を見ると4G端末が全体の37.8%を占め、4Gサービスへの

移行が拡大したことを示している。また、スマートフォンの出荷数は3億8,900万台で、前年比で数量は8.2%減少したものの、その構成比は13ポイント増加し、スマートフォン化がさらに進んでいることを示している。

図4：モバイルインターネットにおけるサービス別利用率



出所：中国インターネット情報センター「第35期 中国インターネット発展状況統計報告」

中国全体のインターネットユーザー数は6億5,000万人を超えたが、そのうち5億7,000万人がモバイルを利用してインターネットにアクセスしている状況であり、その利用率は85.8%に上る。

モバイルインターネットユーザーのサービス別利用状況としては、We Chat（微信）に代表されるインスタント・メッセンジャーを利用している人が最も多く、全体の91.2%を占め2013年の利用率より5.1ポイント増加した。また、2014年はオンラインショッピング、オンラインペイメント、ネットバンキング、旅行予約といったサービスの利用が前年と比較して10ポイント以上増加しており、モバイルインターネットを利用したモノやサービスの購入・決済が拡大していることを示している。

表2：中国通信キャリアの契約数および決算状況

ユーザー数	携帯	中国移動	中国電信	中国聯通
		8億663万 ユーザー [5.1%増]	1億8,562万 ユーザー [0.02%増]	2億9,910万 ユーザー [6.5%増]
	(再) 3G+4G	3億3,581万 ユーザー [75.3%増]	1億1,863万 ユーザー [15.1%増]	1億4,911万 ユーザー [21.6%増]
	固定	—	1億4,356万 ユーザー [7.9%減]	8,206万 ユーザー [6.4%減]
	ブロード バンド	—	1億695万 ユーザー [6.8%増]	6,879万 ユーザー [6.4%増]
	売上高	6,414億元 [1.8%増]	3,244億元 [0.9%増]	2,847億元 [3.5%減]
	純利益	1,093億元 [10.2%減]	177億元 [0.8%増]	121億元 [15.8%増]

[]内は前年同期比

出所：中国移動有限公司、中国電信股份有限公司、中国聯合網絡通信（香港）股份有限公司
各社の公開数値ならびに報道発表資料

モバイル最大手の中国移動グループは、2014年10月にユーザー数が8億人を超えた。特に4Gサービスのユーザー数は、2014年の1年間で9,000万人増やしている。一方で、同グループの香港上場会社が発表した2014年決算によると、売上高は6,414億元と前年比1.8%増加したものの、純利益は前年比10.2%減少して1,093億元だった。これについて、同社は決算発表の中で、通信サービスに対する税制改革（後述）の影響に言及しているものの、減益傾向自体は2013年度の第3四半期から見られているものであることから、ユーザーの端末購入時における支援策等によるコスト増加を指摘する声もある。

中国電信グループならびに中国聯通グループは、2014年決算においてそれぞれ増益を確保したものの、その規模において中国移動グループと比して大きな開きがある傾向に変化は見られない。

2014年中国移動体通信の主な動きと2015年の展望 4Gサービスの進展

2014年の中国移動通信業界は、4Gサービスの進展を中心として推移した。

4Gサービスについては、2013年12月4日に工業情報化部より、中国移動、中国電信、中国聯通3社に対して中国が開発に注力してきたTD-LTE（Time Division Duplex Long Term Evolution）方式による4Gサービスのライセンスが発給されたところであるが、まずは同方式のサービス開発において主導的な役割を担っていた中国移動が商用サービスをスタート、その後、中国電信と中国聯通についても、2014年3月から6月にかけてそれぞれサービス戦略や対応端末を発表してサービスを開始している。これらの動きに呼応して、4G対応端末も多数発売され、また、アプリ等を通じたモバイルインターネットサービスが多様化することで、関連業界の相互に相乗効果を発揮し、中国の4Gサービスは順調にユーザー数を伸ばしてきた。

2015年については、4G技術をベースとした高品質の音声サービスである「VoLTE（Voice over LTE）」のスタートも計画されており、また、2015年2月27日に、日本や欧米で先行導入されているFDD LTE（Frequency Division Duplex Long Term Evolution）方式による4Gサービスの商用ライセンスが中国電信と中国聯通に対して交付されたことで、さらなるサービスの充実やユーザーにとっての選択肢多様化を通じて、ユーザーの増加とビジネスチャンスの拡大が期待される。

MVNO（仮想移動体通信事業者）試行プランの実行フェーズ

MVNO試行プランに基づくライセンスは、2014年末の締め切り時点で42社に対して交付された。

先行企業のサービス開始当初は、MVNOに対して4Gサービスが開放されていなかったり、MVNO用に割り当てられた電話番号帯でネットバンキングなど一部のサービスが利用できない等の問題が発生したこともあり、ユーザーの立ち上がりが予想より遅れている印象だった。しかしながら、その後、アリババ系の万網や京東等、顧客基盤を有する企業がサービスを開始すると、ユーザーは徐々に増加し始め、2015年3月末時点でライセンスを取得した42社中20社がサービス提供状態にあり、累計ユーザー数は410万となっている。

なお、MVNOに対する4Gサービス開放については、2014年12月に中国移動がすでに提供意思を明確にしているところであり、2015年4月には最初のMVNOによる4Gサービスがスタートする予定である。

当初の計画によると、本試行プランは2015年末までとなっていることから、当局としては、各社のサービス提供状況を注視しながら、本格的実施に向けてさらなる効果的な運用方法の確立を目指して準備が進められるものと思われる。

その他

2014年におけるその他の大きな動きとして、まずはタワーカンパニーの設立がある。これは、国有資産監督管理委員会（SASAC）が主導し、工業情報化部を中心に中国通信キャリア3社（中国移動・中国電信・中国聯通）が協力して設立準備をしてきたものだ。その目的は、通信基地局の鉄塔やそれに付帯する機械室等の共同建設・共有の促進にあり、国有企業である通信キャリア3社の設備投資の効率化、重複投資の回避等を狙ったものである。すでに2014年7月15日に、通信キャリア3社の共同出資（中国移動40.0%、中国電信29.9%、中国聯通30.1%）により「中国鉄塔股份有限公司」を設立。今後、まずは新規の鉄塔について、同社が建設・保守を担うことになるが、その後は対象を既存の鉄塔に拡大すると言われている。

また、もう一つの大きな変化として、通信サービスに対する税制改革がある。2014年4月30日、財政部と国家税務局は「通信業において試行的に営業税に代わり増値税徴収を導入することに関する通知」を発表、これにより、一律3%の営業税が課されていた通信サービスにつ

いて、同年6月1日より基礎通信サービス11%、付加価値サービス6%の差異税率による増値税が課税されることとなった。現地報道の試算によると、この税制改革により通信キャリア3社は、短期的に10~20%の利益が減少する可能性があるとしている。

＜建議＞

①通信関連の法整備の推進

情報通信、特に移動体通信は技術の進展、市場の発展速度が著しいことから電信法をはじめとする関連法制の整備が喫緊の課題であり、政府の積極的な取り組みと実効性のある成果を期待したい。

②事業ライセンス取得要件の緩和と外資への非開放項目の改善

基礎通信の事業については、2013年5月17日に発表された工信部通[2013]191号「移動通信転売業務試行プランに関する通告」により、基礎通信サービスに民間が参入できる道が開かれた訳だが、外資に対する扱いは、「参入事業者が海外で上場している場合に外資の出資比率が10%未満」と低い状況である。民間に開放する意義は、競争を導入することにより経営効率を上げると共に、サービスの品質を向上することであり、そのためには、外資のノウハウ・経験も入れることで、価格競争に拠らない健全な業界発展にも資するものと考ええる。試行プランが完了して正式展開する際には、中国の顧客に対し、広範囲な選択肢の中から、より顧客ニーズ（品質など）に合致した選択を実施いただけるよう、外資に対する緩和を是非進めていただきたい。

付加価値通信サービスにおいては、2014年1月6日に工業・情報化部より中国（上海）自由貿易試験区における対外開放に関する意見が表明されているところであるが、その具体的な推進ならびに自由貿易試験区に留まらない外資参入要件の緩和ならびに対外開放の拡大を希望したい。

2. ソフトウェア

中国のソフトウェア産業は、日本を始めとする海外からのオフショア開発拠点として発展してきた。近年の中国の経済発展に伴い、廉価な生産拠点という位置付けから、重要なマーケットとして捉えた企業進出が増加している。ソフトウェア業界においてもこの傾向が増加しており、オフショアとしての生産拠点を有する企業に加えて、中国をソフトウェアビジネスの市場と捉える企業の動きが増大している。ソフトウェアビジネス市場として特に有望な領域は、中国社会が抱える社会問題の解決手段を提供する分野である。環境、高齢化、労働人口の減少等の諸問題を解決するための重要な役割として、ソフトウェアを活用したICTが期待されている。

ソフトウェア産業にとって、現地人材の育成が鍵であることは言うまでもないが、それに加えて、中国に適合したビジネスモデルの構築が重要である。特に最近、世界的なトレンドとなっているクラウド、インダストリー4.0は、地場資本の企業も含めた在華企業にとって有益なものになると想定される。

中国ソフトウェア産業の沿線

日本企業にとって中国のソフトウェア産業は、長きに渡り日本向けのソフトウェアを廉価に開発する拠点としての位置付けであった。日本のソフトウェア開発企業やシステムインテグレータは、廉価で優秀な人材を求めて開発子会社を設立してきた。自動車、産業機器、家電など組込ソフト等を必要とする企業や、自社向けのソフトウェアを自前で開発する企業などは、中国国内のソフトウェア会社と開発ラボラトリ契約を締結するなどして、長期に渡るローコスト開発拠点として育成・活用を図ってきた。これらの動きは、中国当局の外資誘致、外貨獲得および雇用増加といった基本政策にも合致するものであり、沿岸部だけでなく内陸部までもソフトウェアパークなどのインフラが整備され、ソフトウェア産業の誘致、助成の政策となって表れている。

一方、日本企業においては自前で開発していた業務アプリケーション分野にまでグローバルなソリューションの適用が促進されており、ソフトウェア開発投資の一巡といったサイクルの重なりもあって、新規ソフトウェアの開発量が減少している。こうした開発量の減少傾向に加え、昨今の急激な円安により、中国におけるオフショア開発拠点の優位性が低下しつつある。さらに、中国における労働者コストの高騰は、タイ・インドネシア・ベトナムなどのASEAN地域におけるオフショア拠点の優位性を招く結果となってきた背景もある。

このような環境の大きな変化は、単なるオフショアとしての機能しか有さない会社を窮地に追い込む結果となっているが、中国国内向けのソフトウェアビジネスは確実に増大しており、これらのマーケットに対応できているソフト

ウェア会社は急速に成長している。そのため、多くのソフトウェア会社はオフショア主体のビジネスから在華企業・組織をターゲットとしたビジネスへとビジネスモデルの転換を図っている。

中国のソフトウェアマーケット

中国のコンシューマも含むICTマーケット（Gartner、2014年6月）によれば、マーケット規模は1,290億ドルである。この内、エンタープライズ市場は410億ドルあり、プロダクト、ソリューションとサービスではほぼ均等に分け合っている。しかし、ソフトウェアやサービスの伸び率は、プロダクトの伸び率を大きく上回っており、今後も成長が期待できる。このマーケット状況には、以下の様な顕著な傾向が見て取れる。

投資分野の変化

日系を含む外資企業が、中国を世界の工場から世界の市場へと位置付けを変え、生産中心のIT投資から販売領域へのIT投資（製販一体の仕組みや販売チャネルの確立など）が増加している。また、人件費高騰を背景にした一層の効率化の追求、情報セキュリティおよび環境対策といった新規分野への投資の変化が顕著となっている。

中国政府の保護政策

急速な近代化を目指す中国政府のインフラ整備を海外技術依存から脱却して、中国独自技術を優先させる政策（IOE問題）も進行している。

オープンソースの活用

商用ソフトウェアのライセンス料の高騰もあり、オープンソースの活用も活発化している。

ソフトウェア産業の方向性

このような状況変化の中で、中国マーケットにおけるビジネスの成長を目指す日系のソフトウェア開発会社やシステムインテグレータは、以下のような顧客の特性を理解し、これに対応しなければならない。

実績のあるソリューションの提供

中国では外資企業も地場企業（組織）も例外なく、できるだけ迅速かつ安全にICT化を進めたいと考えている。そのため、一部の例外を除いて、実績のあるソリューションの活用を強く望んでいる。お客様が実際に、「目で見て」「操作して」導入時のイメージが体感できるパッケージソフトウェアの提供が強く望まれている。

ソフトウェアビジネスの現地化強化

中国におけるソフトウェア人材のコストは上昇を続けているが、日本人駐在員あるいは、日本からの出張者による開発・実施に比すれば、コスト面の優位性を持っている。新たなソリューションの企画・開発に置いては日本にその優位性があるが、導入後の維持や改善のコストダウンと迅速な対応については、顧客側も中国人技術者

を求めている。

社会問題に対するICTでの取り組み

環境汚染、交通渋滞、医療、高齢化等の問題解決は、中央政府・地方政府が最も力を入れている政策である。センサー技術、画像解析技術、ビッグデータ技術等の日本が有する先進的な技術を活用して、社会問題を解決する実証実験が活発に行われており、今後は実証実験から得られてノウハウをベースとした早急なビジネス展開が考えられる。

SaaSをはじめとするサービスビジネスへの取組み

ICTにかかわるハードウェアやソフトウェアを自前で購入して資産化するのではなく、費用として処理することのできるSaaSや、現在世界中でトレンドとなっているクラウドの提供など、ソフトウェアに基づいたサービスビジネスへの取組が必要となっている。

具体的な問題点と改善要望

ソフトウェア人材育成・確保のための優遇措置

ソフトウェア人材への優遇措置として、都市戸籍の獲得や個人所得税の還付などがあるが、地方によって政策が異なっており、同じ企業に所属していても勤務する都市によって待遇が異なる状況となってしまう。在華の日系ソフトウェア企業は、複数のグループ会社に分散した人材の流動性を高めるために、給与体系や福利厚生などの統一を図る必要性を感じているが、このような地域個別の優遇措置の違いが足枷となり苦慮している。そういった面でも全国統一の政策を期待する声は多い。

ソフトウェア人材育成

日系のオフショア開発企業においては、大量に採用した大学新卒者に対して、高度のIT専門知識と日本語のカリキュラムを用意するとともに、実プロジェクト内でのOJTとの両輪で、オフショア開発に適した高スキル技術者の育成を図ってきた。さらに、企業がインターシップで多くの学生を受け入れ、IT企業への興味を喚起することで、自社企業への就職誘導を活発化している企業もある。

ビジネスモデルが転換し、在華企業や組織を市場とするソフトウェア企業においても、日本語教育は別として基本的には同様の育成方法を行うと予想される。しかしながら、中国の労働市場における流動性の高まりが、企業における新卒者の採用やインターシップの受入の阻害要因になっている。

企業による人材教育投資は、企業のさまざまな思惑は別として結果的には、教育を受けた中国人技術者のレベルアップに繋がり、中国のIT産業発展に寄与するものとなるはずである。企業のソフトウェア人材育成に向けた教育投資を行い易くするための補助金制度等、恒常的な支援措置が望まれる。

知的財産権保護、ライセンス支払いの土壌

Gartnerの調査によると、ハードウェア（特にPCなど）の売上額は日本を大きく超えているにも関わらず、ミドルウェアやアプリケーションソフトウェアなどの売上額は、日本に比して3分の1以下という状況にある。これは、ソフトウェアにおける違法コピーが氾濫していると言われている中国国内のソフトウェア環境を、売上額といった側面から類推させてしまう調査結果と言える。

ソフトウェア企業にとって、その知的財産権を侵害する模倣や許諾していない複製の出回りは死活問題であり、中国でのソフトウェア産業への投資を躊躇させている主要因の1つとなっている。このような状況は、結果的に中国国内のユーザーが最新のソフトウェアサービスを活用できないことに繋がり、長期的な損失は計り知れないものとなる。不適切なコピー製品を活用している企業・個人に是正を促し、知的財産権保護に対して、先進国並みの断固たる処置を下す諸政策が期待される。

日本への中国社員の出向・研修時の課税問題

ソフトウェア人材の技術レベル向上や日本人技術者との合同プロジェクトを目的に、中国人技術者を日本で研修させたり、出向させたりする事例が定常的に発生している。特に合同プロジェクト遂行のためには、派遣期間が長期に及ぶケースもしばしば発生する。しかしながら、両国における二重課税問題は、企業において日本派遣がコスト高となってしまう、両国間の技術者の人材交流を阻害する要因となっている。

社会問題解決に取り組む優遇措置

環境汚染、交通渋滞、医療、高齢化等の問題は、中国社会に置いて早急に対応すべき課題である。この分野は日本が過去に直面し乗り越えて来ている分野であり、日本には行政および企業ともにノウハウ蓄積が十分あると考えられる。これらの諸問題は、一企業での対応は難しく、関連する複数企業の強みを連携してこそ早期解決が図れると考えられる。例えば、環境問題に置いては、センサー技術・分析技術・シミュレーション技術、交通問題に置いては、動的な位置情報の把握技術・画像解析技術・シミュレーション技術といった具合に、全ての技術に秀でた一社はほとんど存在せず、個々の技術を有する企業や組織の連携が必要となる。しかしながら、現状は中国の各企業が地方政府や大学の研究機関と個別に連携はしているものの、問題解決へのスピード感に欠ける。問題分野毎に、行政主導で課題解決のスキームを作り、積極的に先行する技術を保有する日本企業を活用することが、中国に置いて有益と考えられる。

クラウドサービスにおけるソフトウェア事業と通信事業の分離

アプリケーションをソフトウェアサービスとして提供し、稼働するハードウェア資源と併せて利用させるクラウドサービス（いわゆる「SaaS」）は、利用者に対し利便性を向上させ、TCOを削減できるものとしてICT利用の世界的トレンドとなっている。アプリケーションを含

むソフトウェアや、サーバ・ストレージなどのインフラを自己資産化することなく、ICT周りの運用・維持・保守も必要としないサービスの享受は、中規模・小規模企業の多い中国にとって、限りある資金を本業に集中できる。TCO削減と資本の本業集中によってもたらされる経済効果は、非常に大きいものと期待される。しかしながら、中国では、当該サービス自身が、いわゆる「第一種付加価値電信業務（中华人民共和国电信条例：增值电信业务）」に該当するのではないかという解釈があり、外資企業の事業参入を妨げている。クラウドサービス事業に置いて一日の長がある外資企業の参入を阻害することは、在華企業にとって経営上有効なサービスを利用する機会損失となっていることは間違いない。業務上のICT活用に至るクラウドサービスについては、経済効果の観点から外資企業の参入を含め、奨励されるべきものとする。

<建議>

①ソフトウェア人材育成

ソフトウェア開発においては大学卒業後、すぐには即戦力とはならないことが多い。そのため、新入社員への人材育成教育・OJTに対する企業側の投資が大きい。近年では企業のインターンシップとしての学生受け入れが積極的に行われ、企業・学生双方の状況理解を深めるために利益のある制度と思われる。人材育成に対する企業への支援およびインターンシップ制度を加速する学生支援策の実施をお願いしたい。

②日本への中国人社員の出向・研修時の課税問題

ソフトウェア人材レベル向上のために、日本の本社に1年以上出向し、日中双方で給与を支払う場合、法制度上は中国の個人所得税は還付できることが、実際には運用されないケースが多い。この二重課税問題は、日本へ人材を派遣する際の阻害要因である。日中間の租税条約の確実な実行をお願いしたい。

③模倣品対策・知的財産権の保護

ソフトウェア産業における知的財産の保護があることで、企業から中国への革新技術の開発移転や研究開発が進む。中国から見ても、ノウハウの蓄積や最先端技術の人材育成に影響を与えることになるので、必要な措置および具体的な対応を要望する。

④ソフトウェア事業環境変化に伴う優遇策

人件費、オフィス賃料の高騰、急激な円安等、中国における日系のソフトウェア産業の経営環境の厳しさは年々増してきている。特にソフトウェアの対日オフショア開発会社の経営環境は非常に厳しい状況に置かれている。東

部沿海地域から西部内陸部への移転、会社間の買収・合併が予測され、また業務革新への取り組みが必須となっている。これらに対する、労働契約の最適化、税制優遇等による事業変革への支援をお願いしたい。

⑤中国社会における問題解決分野への参入促進

中国社会での環境汚染、交通渋滞、医療・高齢化等の問題は、中央政府、地方政府が最も力を入れている政策である。環境関連ビジネスの市場は、環境サービスで5,000億元を上回り、環境建設関連では1兆6,000億元を上回る予想がある。例えば、センサー技術とビッグデータ技術を用いて、大気、水質などの重点汚染領域に対して監視および警戒情報などのソリューションを提供できる。交通渋滞においても、映像、車両データを利用する事で交通渋滞を緩和できる先進的なテクノロジーを有している。この分野の関連政策策定での情報公開、参入機会の拡大をお願いしたい。また、先進的な製品を提供できる企業への優遇施策の検討をお願いしたい。

⑥クラウド等ソフトウェアサービス事業と通信・インターネット関連事業の明確な分離

アプリケーション等ソフトウェアをサービスとして提供（いわゆる「SaaS」）し、稼働するハードウェア資源と併せて利用させる「クラウド」サービスは、利用者の利便性を向上させるだけでなく、TCO削減を実現するものとしてICT利用の世界的トレンドである。中国においては、当該「クラウド」サービスが通信・インターネットサービスに該当するのではないかという解釈がある（通信・インターネットサービスは外資規制）。外資企業のソフトウェアビジネス実施上の障害、さらには在華企業が経営上有効なサービスを利用する機会を損失させている。「クラウド」サービスのB2Bサービスは、一般向け通信・インターネットサービスとは異なるものであることを明確にしていきたい。

3. コンテンツ

中国には日本のコンテンツに対する高い市場ニーズがあるものの、過度な規制により普及度は低く、そのため海賊版や違法配信が蔓延する状況が続いている。国内産業の保護よりも健全な競争市場と適正な著作権保護体制の構築こそが、中国コンテンツ産業のさらなる発展に効果的であり、外国企業や海外コンテンツに対する規制の緩和や参入障壁の撤廃が必要である。

成長を続ける中国のコンテンツ市場

中国のコンテンツ市場は年々拡大しており世界有数の市場規模を有する。2014年の市場概況は以下のとおり。

映画

2014年の中国映画年間興行収入は、前年比36.2%増の約296億元であった。そのうち輸入映画の興行収入は134億元を占めた。2014年には1,015の映画館と5,397のスクリーンが新設されるなど、中国映画産業は既に世界第2位の規模を有するが、今なお急成長している。なお、日本の同年の興行収入は前年比6.6%増の2,070億円である。

テレビ番組・ネット動画配信（アニメ含む）

2013年のテレビ放送は総人口の98.2%をカバーし、有線のラジオ・テレビは2億2,893万世帯、そのうちデジタルは1億7,159万世帯に普及している。テレビ産業の市場規模は着実に拡大している一方で、若年層を中心にテレビ離れが加速し、ネット映像配信市場が拡大している。2014年のネット映像視聴市場は前年比76.4%増の239.7億元を記録した。

出版

2013年の出版、印刷、発行サービス業全体の売上は前年比9.7%増の1兆8,246億元であった。2013年の出版図書は44万タイトル（前年比3万増）、図書出版部数は83.1億冊（前年比3.8億冊増）。デジタル出版の売上は前年比31.3%増の2,540億元。

音楽

2013年の中国音楽産業は596億元。内訳は、CD/DVDのパッケージ市場が6.5億元、デジタル音楽市場が440億元、音楽演出産業が140億元、図書出版産業が7億元、音楽著作権運営管理産業が2.5億元。2013年のデジタル音楽ユーザーは4.5億人以上、関連事業者は695社に及ぶ。この2年間で世界の大手・独立系レコード会社が中国の8大オンライン音楽配信企業とのライセンス契約を締結するなど、かつて違法配信していた市場に正規品が流通してきている。

ゲーム

2013年の中国インターネットゲーム市場の規模は前年比24.3%増の1,108億元で、PC用オンラインゲームが全体の65.7%、ブラウザゲームが17.7%、モバイルゲームが16.6%。また、外国製ゲーム機の販売が2014年に解禁され、今後コンソールゲーム市場の拡大が見込まれる。

外国企業や海外コンテンツに対する過度な規制が存在

従前より以下のような規制や参入障壁があり、日本企業の投資機会の損失に繋がっている。

映画

映画館設立への外資規制

2004年より施行された「外商投資電影院暫定規定」により、外資が独資で映画館を設立すること、および院線（映画館チェーン管理組織）を設立することを禁止。また、合資・合併会社設立の場合は、登記資本金において中方の投資割合が51%以上であることが要件となっており、期限も30年以内と定められている。

輸入・放映に関する規制

広電総局が上映を許可する海外映画は年間最大64作品であるが、日本映画は2012年7月以降2015年4月まで劇場公開されていなかった。日本映画については、2011年までは年間3〜4本程度上映されていたが、上映期間は約2〜4週間であり人気のハリウッド映画作品に比べると短い。国家広電・電影局における「公序良俗」や「政治的配慮」に関する検閲・審査が厳しく、日本映画に対しては不公平な市場参入障壁が存在する。

厳しい契約慣行

多くの米国映画は、配給元と海外映画輸入会社（中国電影集团公司、華夏電影發行有限責任公司の2社のみが認可されている）の間で「分率」契約（利益分配方式）が締結され、共同配給の扱いを受ける。一方、日本を含む他国の映画は「フラット」契約（版権買いきり方式）が適用され、50%と極めて高い関税率が課されるほか、中国語字幕制作費として一律70万元のコストが掛かるため、中国側は確固たる興業収入が見込めない限り輸入に慎重となる。

テレビ番組（アニメ含む）

テレビ制作会社の外資参入禁止

2004年に公布された「中外合資・合作廣播電視節目制作經營企業管理暫定規定」により、外資との合資によるテレビ制作会社の設立が認められた。しかし、2009年に公布された「一部の廣播影視に関する規定と規範的文書の廃止に関する決定」により、テレビ制作会社の外資参入が再び禁止された。

海外映画・ドラマの放送時間に関する規制

海外映画・ドラマはゴールデンタイム（19時から22時の間）に放送することが禁止されている。22時以降の海外枠もアメリカの大型映画が中心で、日本コンテンツの放送

は極めて少ない。また、各チャンネルが放送する輸入ドラマは、1日内で放送するドラマの25%を超えてはならないという規制もあり、海外ドラマが普及しにくい。

近年は海外番組（ドラマ・バラエティ番組）を中国企業がフォーマット購入して中国版を製作するケースも多くあるが、広発〔2013〕68号「關於做好2014年電視上星綜合頻道節目編排和備案工作的通知」（強化版限娛令）により、このような海外フォーマット番組もゴールデンタイムに放送してはならず、新規番組の放送は1年間で1番組を超えないことと規定された。また、同通知の全文は当局のホームページ上で公開されていない。

海外映画・ドラマのインターネット上での配信に関する規制

近時、海外の正規版コンテンツを海外における公開と同時に又は直後に中国国内のネットで公開することによって、非正規コンテンツのネット流通を防ぐ対策に一定の効果が認められているが、2014年9月に公布された「ネット上の海外映画・ドラマの管理について改めて審査審理することに関する規定」に基づく事前審査等の新規規制により正規版コンテンツの迅速な公開が妨げられることによって、非正規コンテンツの流通が再び増加に転じることが大いに懸念される。また、コンテンツの流通に対する当該規制は、中国国内企業が近年来構築してきた海外企業との商流に水を差すものである。

海外アニメに対する輸入規制・国産アニメ産業の過度な保護

海外アニメに関しても、17時から21時までのテレビ放送は禁止されている。国産アニメの放送枠は、アニメ放送枠全体の7割を下回ってはならないという規制（「2004年「わが国のアニメ産業発展に関する若干意見」）や、国産アニメを制作した機関はその制作時間と同じ分まで海外アニメを輸入できる（2008年「テレビアニメ放送管理強化に関する通知」）等の国内産業優遇制度が存在する。また、輸入済みアニメの放送認可が益々厳しくなっている上に、新規に輸入を申請してもなかなか許可がおりない状況が続いている。実際に、日本アニメのテレビ放送は2007年以降許可されておらず、既に許可されたアニメのみが再放送される状況が続いている。一方、日本アニメへの視聴ニーズは高いため、CCTVでは劇場版アニメをアニメ枠ではなく映画枠で放送したり、独自審査権により放送したりすることで対応しているが、他のテレビ局では同様の対応は取り難い。

出版

出版事業への外資参入は禁止されており、小売りへの参入は資本金49%までと規制されている。外国書籍の輸入は許可を得た国有企業のみ可能であるが、中国図書進出口（集団）総会社が輸出図書市場の60%を取り扱っている状況である。原版の輸入ではなく、中国版を出版する場合は、書籍、漫画は書号（書籍コード）を取得すれば出版できるが、近年は海外の漫画作品の出版許可に対する審査・批准が厳しくなっている。雑誌の出版には刊号（雑誌コード）の取得が必要だが、海外雑誌コンテン

ツへの単独での新規刊号の認可はおりない。そのため、既に刊号を取得している中国国内の雑誌と提携し、コンテンツを提供する形での市場参入しか出来ない。

音楽

海外の音楽ソフトを輸入するためには新聞出版総署審査・批准が必要である。さらに輸入音像製品をインターネットで流通させる場合には、文化部の審査・批准の後に、新聞出版総署の内容審査・批准を受ける必要がある。また、外資企業による音楽作品の制作・放送への参入は禁止されており、音楽ソフトや映像等の流通販売は合弁での出資に限られ、且つ外資の出資比率は49%までとされている。

ゲーム

ネットゲームの場合、文化部の網絡文化経営許可証を取得し、インターネット文化関連の運営会社の資格を有する輸入機関を通じる必要があり、外資系企業のみでの配信、課金活動は実質的に不可能である。また、ゲームの内容は文化部進口遊戲製品内容審査委員会、ゲームの出版（発行）は新聞出版総署の審査・批准を受ける必要がある。

メディアミックス・各種イベントの開催

外資企業や海外コンテンツへの各方面の規制・参入障壁が原因で、有力コンテンツを核とした、（例えばコミック出版×テレビ放送など）メディアミックスやマーチャンダイジング、イベント、プロモーション等の実施に大きな制約がある。本来コンテンツビジネス発展のためのプースターには、こうした施策の連動が不可欠であるが、現状では各分野の規制などを背景にして、それぞれが個々の展開に終止してしまっているケースが目立ち、結果としてコンテンツビジネスの大きな成功事例へと育ちにくい状況になっている。こうした分野で経験を有する海外コンテンツの成功事例は、国内コンテンツ企業発展のためにも寄与していくはずである。

著作権保護体制や行政手続における懸念事項

今次の著作権法改正案では、関連法規の整理のほか、創作の奨励・取引ルールの整備・権利保護の強化に関する規定が設けられた。特に権利保護に関しては、司法救済において賠償や証拠収集の面で強化が図られたほか、行政救済手続についても一定の強化が図られた点は評価する。但し、著作権法改正案や行政手続に関しては、依然として以下のような懸念がある。

従業員への奨励を法定することについての懸念

著作権は専利権等と異なり、多くの従業員が日常的に創作し、登録を要せず発生する権利でもあることから、数量が膨大になるおそれがある。これにかかわる奨励、従業員の権利の拡充が認められると、企業の負担が過大になり、多くの企業の正常な経営に支障が生じるおそれがある。

法定許諾の範囲についての懸念

テレビ局等による放送、新聞・雑誌掲載記事の転載など、一定の要件で無許諾利用（法定許諾）を認める条文が少なくない。事実上著作権者の許諾がなく著作物を利用できることに繋がるおそれがある。著作物の利用は、著作権者との利用にかかわる協議を前提として、無許諾利用は原則排除すべきである。ベルヌ条約第9条との整合性も検証が必要かと思われる。

著作権登記制度についての懸念

改正案は著作権登記制度を強化し、登記を「基礎的な証拠」と位置付けている。ただし、著作権は登記が無くとも発生するものであり、登記を強調することで本来の権利者を侵害することにならないよう留意が必要である。特に現状では登録権利の取消し手続が未整備であり、著作権を冒認登記された場合に権利が守れない懸念がある。中国での登録が困難な海外コンテンツについては特にこの危険性が高く、現行制度でも日本の多くの著作権が冒認登記されている。

著作権集団管理組織に関する懸念

著作権集団管理組織については、組織の存在や実態、権限等が不明瞭である。著作権集団管理組織制度は今後強化されると思うが、より多くの権利者に対して情報公開を進めることが必要である。また、著作権集団管理組織に属さない権利者がそのことによる不利益が生じないように、著作権者の権利が十分に尊重されるよう配慮が必要である。

その他の懸念

- ・プログラムの互換性に関する複製解析等を認めることで、不正利用を助長する懸念がある。
- ・技術的保護手段回避が可能な要件が法定されることで、海賊版を助長する懸念がある。回避禁止規制は積極的な回避や改変行為を禁止するのにとどまるべきもの。

行政手続の簡素化・迅速化

- ・映画・アニメ・ドラマ・出版物への事前内容審査・検閲が存在し、規制基準も不透明である。
- ・中国では、コンテンツソフトの制作から流通まで全てのプロセスに規制が存在し、さまざまな官庁が二重三重に規制を行っていることから手続に時間を要する。

非正規コンテンツの市場からの排除

中国では、あらゆる分野に非正規版が存在している。映画・アニメなどの映像についてはネットへの無許可・違法配信および無許可テレビ放送、漫画など書籍については海賊版およびネット海賊版、音楽については海賊版CDおよび無許可・違法配信、ゲームについては海賊版およびネットへの無許可・違法配信、キャラクター商品については模倣品および非正規ルートの販売などがある。

インターネットでの無許可・違法動画配信問題

中国には6億人超のインターネットユーザーが存在し、そのうち8割のユーザーがモバイルWebを利用している。版權元にとって、インターネットでの無許可・違法動画配信問題の改善・解決は急務となっている。近年主力動画サイトが日本の人気作品の正規版の配信を始めるなど、版權に関する意識が少しずつ高まってきたことは、市場の健全な発展のためにも好ましい。ただし、まだ多くの作品が無許可で配信され、違法にビジネス展開されている。

産業発展や人材の創造性育成への障害

模倣品・海賊版の横行により、版權元が本来得べき利益を享受できていない。事業者の利益の保護や健全な市場競争こそが、事業者の創造性の育成や産業の発展に繋がる。また、非正規コンテンツへの対応・対策は、事業者に負担を課すのみでなく、行政機関や国民に対しても社会的費用となる。著作権改正案では、再犯者に対する罰則強化等、権利保護強化に関する規定が導入されている点は評価したい。また、さらなる運用の強化を期待したい。

<建議>

2014年白書にて建議した事項につき、制度・運用上の改善を実務上実感することが出来ない。また、ネット上の映像コンテンツに対してはさらなる管理強化が図られるなど、我々の建議に逆行する動きもみられる。よって、以下のとおり建議する。

①外国企業・海外コンテンツに対する規制の緩和・参入障壁の撤廃

中国コンテンツ産業の発展は国内企業の保護ではなく、健全な競争による国内企業・人材の育成が鍵である。また、市場ニーズがあるにも関わらず正規版の市場参入が制限されれば、政府の事前審査や検閲を通過していない模倣品や海賊版のコンテンツが市場に蔓延する結果に繋がる。2014年9月に公布された「ネット上の海外映画・ドラマの管理について改めて審査審理することに関する規定」は、非正規コンテンツの流通に繋がり、且つ中国国内企業が近年来構築してきた海外企業との商流に水を差すものである。そこで、以下を建議する。

- ・外国企業や海外コンテンツの輸入・制作・流通・販売等に対する各種規制や参入障壁を取り除くこと。

②著作権保護体制の整備・促進、行政手続の簡素化・迅速化

中国コンテンツ産業の発展には、規制緩和とともに、著作権者の権利のさらなる強化が必要

である。そこで、著作権法や行政手続に関して、以下を建議する。

- ・権利者の許諾を得ずに使用できる「法的許諾」は例外的な場合に限るように規定する。
- ・著作権の冒認登録が行われた場合に、登録を抹消する手続を整備する。
- ・著作権集団管理組織の実態、権限等に関して情報公開を進める。また、著作権集団管理組織制度においては、著作権者の権利が十分に尊重されるよう配慮する。
- ・コンテンツに関する事前内容審査・検閲の規制基準を明確化する。
- ・コンテンツ分野における行政手続の簡素化や迅速化を進める。
- ・職務著作・実演において従業員に奨励を与えることは重要だが、奨励・報酬の方法や金額等については個社の経営判断に委ねるべきであるため、それを法定しない。

③非正規コンテンツの市場からの排除

正規事業者の利益を保護し、中国のコンテンツ産業のさらなる発展を促進するためにも、以下を建議する。

- ・積極的な行政取り締まりの継続と、再犯等悪質な権利侵害者に対する処罰を強化する。
- ・インターネットを介した海賊版や無許可コンテンツの配信・ダウンロードサイトの管理監督を強化する。
- ・著作権に関する紛争が多く、当事者、行政、司法、社会にとって負担となっている状況を改善するため、著作権保護に関する普及啓発等を推進する。

4. 広告

中国広告市場の現状

中国の大手調査会社、央視市場研究股份有限公司(CTR)によると、2014年の中国広告市場は8,200億元となった。これにより、中国は世界第2位の広告市場となるが、広告市場の減速も観測される中でGDPに占める広告市場は、2013年の1.4%に対して2014年は1.2%にとどまった。

2014年は改正商標法の発効、改正広告法のパブリックコメントの実施など、広告市場にかかわる環境が大きく変化する途上であった。

中国広告費の内訳

2014年、メディア（テレビ、新聞、雑誌、ラジオ）の広告費は7825億元と前年と同じ規模ながらマイナス成長を記録した。新聞・雑誌などの紙媒体での広告費減少が顕著となっている。デジタル領域の広告費は359億元を記録した。

業種別の広告出稿量では、上位5業種は、①化粧品・トイレタリー、②飲料、③食品、④サービス業、⑤医薬品であった。2013年との比較では、酒類広告が前年比12%減、不動産が8%減と大きく出稿量を減らし、中国経済の先行きの不透明感および政府の腐敗防止活動が上記2業種に大きな影響をもたらしたと考えられる。

一方で、通信関連のサービスは前年比11%増と大きく伸張、スマートフォンのゲームやアプリケーションの出稿量増加が大きく寄与した。2013年に規制強化を受けて大きく広告出稿を控えた医薬品分野は、サプリメントなど医薬品周辺分野の積極的な広告出稿もあり前年比11%増と規制前の市場規模に戻った状況にある。

表1：業種別出稿量

業種	2013 (千億元)	2014 (千億元)	前年比
日用雑貨・化粧品	1.20	1.10	-8%
飲料	0.97	0.99	2%
サービス業	0.80	0.77	-3%
食品	0.80	0.84	4%
医薬品	0.51	0.57	11%
種類	0.48	0.39	-19%
不動産	0.46	0.42	-8%
娯楽・旅行	0.47	0.47	1%
交通	0.42	0.42	0%
通信	0.26	0.29	14%

出所：CTR, Adexpower

主なメディア

テレビ

テレビ広告は引き続き2～3%の成長を記録するものの、広告市場に占めるシェアが50%を初めて下回った。各媒体社はデジタル・モバイル媒体への移行による収入減少を止めるべくデジタル化や付加価値化を進めるが、

CCTVの収益が前年比10%減を示すなど、大きな市場環境変化に直面している。

新聞・雑誌

新聞・雑誌広告は引き続き年率5～8%のマーケット減少に直面している。デジタル化による浸透度の回復、読者層拡大に向けたフリーペーパーの導入など各社の施策は進むものの、広告媒体としての価値は年々減り続けているが、年率10%の減少を記録した2010～2013年に比して減速のスピードは落ちている。

デジタル

広告市場におけるデジタル領域の拡大は年々進んでおり、2013年には市場の30%を占めるまでに成長した。デバイスの変化などによるデジタル広告領域内での変化も激しく、モバイル広告とビデオ広告が今後の主流として大きな成長を見せる環境となっている。

iResearch社によると、モバイル広告市場は広告市場においてすでに3%の市場を占め、今後も80%程度の継続的な成長を続けると予測されている。モバイル広告領域においては、モバイルAppが主たる広告になる、パーソナルコンピューターで使われていた消費者特定技術が利用できないなど、これまでのデジタル領域とは違う広告手法が必要となっている。

ビデオ広告は、インターネット動画サイトの発展とともに定期的にオンラインビデオを視聴する消費者の数は4億5,000万人を超えて拡大を続けており、2013年に広告出稿料の伸びが200%を示した（フォレスト社）。今後も50%程度の成長が見込まれると同時に、iQiyi, LeTV, Alibabaなどネット各社がテレビ一体型のスマートテレビを発売しており安価な価格設定にともなってビデオ広告のプラットフォームの大幅な拡大も予想されている。

表2：媒体別広告費(2014年末確定 単位：RMB'M)

媒体種別	2014出稿額	2014シェア
テレビ	388,165	46.8%
ラジオ	22,573	2.7%
新聞	66,633	8.0%
雑誌	15,967	1.9%
屋外広告	76,390	9.2%
デジタル	260,272	31.4%
合計	830,000	100.0%

出所：CTR, Adexpower

広告会社の動向

2012年時点で、中国内には約29万社の広告代理店が登録されており、毎年20%前後の伸びで増え続けている。広告会社の平均成長率は10%前後にとどまる中で、これまで外資系がローカル広告会社を買収して行われてきたM&Aが、ローカル同士での合従連衡、もしくはローカル広告会社のグローバル化が進んでいる。

表3：中国関連M&A実績（2014年）

買収社	被買収社	事業内容
WPP (UK)	Polestar (PRC)	e-Commerce
	AppNexus (PRC)	Mobile
	Teein (PRC)	Social
	XMKT (PRC)	Digital
Bluefocus (PRC)	Admaster (PRC)	Data/Optimizer
	Metta (HK)	Creative
	Cossette (Canada)	Creative
	Fuse project (US)	Digital
	Citizen Relation (US)	PR
	北京北聯偉業電子商務有限公司	e-Commerce
	上海凱詰電子商務有限公司	e-Commerce
Leo Group (PRC)	杭州網營科技有限公司	e-Commerce
	Arkr Digital (PRC)	Social
	Amber Communication (PRC)	Digital
New Culture (PRC)	Media V (PRC)	Data/Optimizer
	Tulip (PRC)	Digital
	Dakesi (PRC)	Digital
SPEARHEAD (PRC)	D&S (PRC)	PR
	Allyes (PRC)	PR, Event
ACTIVATION GROUP (PRC)	NODEPLUS (PRC)	Social

広告業務を取り巻く環境変化

2014年、商標法の修正が発効し、先使用商標の導入、音声商標の導入、著名商標の保護が明確化されるなど不当競争防止と権利主の保護が進んだ年となった。運用上の課題は引き続きあるものの、日本企業にとっては、先使用商標や著名商標が導入されたことは広告および中国内でのブランド構築にあたって必要な環境整備が進んでいる。

2015年、1995年2月1日に発効した広告法は発効後15年を迎えることとなり、立法府による修正作業が行われている。修正作業は2014年2月に第1回のパブリックコメントの募集、7月の委員会のレビューと承認、2014年12月に第2回のパブリックコメント募集の草稿が公開された段階にある。

第2回パブリックコメント案に提示された修正案では、煙草広告の販売所以外での禁止、酒類広告における自動車運転表現の禁止などの煙草・酒類に関する規制強化、10歳以下の未成年の保護などが盛り込まれている。

修正は規制業種にとどまらず広範に及んでおり、中国市場の広告で一般的な有名人・著名人による商品推奨広告について、商品の使用経験がない著名人が推奨をした場合に、消費者の誤解を招く表現や商品の品質が著しく劣ることを知りつつ推奨を行った場合には広告主と同じ責任を負う（修正第60条案）、消費者の承認（オプトイン）なしでの広告送信、電話などが禁止される（修正第45条案）など、これまでの慣行を大きく変える規制導入が提案されている。

また、上記規制強化にあわせて、罰則の強化（修正第56条案）、国家工商行政管理総局の広告業管理の権限強

化（修正第7条案）も提案され、WTO合意条項との齟齬も解消に向かう予定である。

広告法の修正にあわせて、2015年にはインターネット広告に関する規制、広告営業ライセンス管理規制および広告事業監査規制の関連規制の修正も予定されており、2015年から2016年にかけて広告業務の中国におけるビジネス慣行が大きく変化する転機となる可能性が高い。

広告主、広告会社、媒体社に限らず、広告に従事する者は広く上記変更を理解する必要があり、広告表現の可否、利用可能なコミュニケーションの手法や媒体、個人情報活用の活用方法などが大きく変化することに留意する必要がある。

同時に、広告法修正に関して市民社会からの注目度は非常に高く、新浪微博上の広告法修正に関するトピックは300万人以上がフォローするなど、プライバシーや消費者権利に関する意識が高くなっていることがうかがえる。法規規制に限らず、市民感情の変化に留意することも重要となる。

参考資料: 国家工商行政管理総局、國務院、中国互連網信息中心
現代広告(Modern Advertising)、AdexPower、CTR、iResearch

<建議>

① 広告業務への外資参入規制

中国のWTO加盟時の合意では、加盟後4年以内に外資独資子会社の設立を許可すると定められ、現在 100%外資の広告会社設立を認めている。しかし、その条件として、外国投資者が広告業務を主要業務として3年以上行っている企業でなければならず、実際の外資参入には制限をかけられている。同時に、ゲームや映像を含むコンテンツを営む企業、アグリケーションサービスなど複数企業にまたがる情報提供を行う企業など広告を主たる業務でない企業が広告事業を行うケースが増える中、一定の条件を満たせば主要業務でない企業も広告業務を展開できるよう規制緩和を要望する。直接参入により多段階におよぶ取引が単純化されることは、国家の目指す健全なクリエイティブ・広告産業の発展に資することと考える。

第6章 運輸業

1. 海運

2014年の中国の貿易総額は前年比3.4%増の4兆3,030億ドルとなった。その成長率は近年に比べて減速したが、商務部によれば貿易総額世界一の座は維持した模様だ。その世界経済を牽引する影響力の大きさは依然として変わらない。これとともに貨物輸送を支える外航海運の果たす役割も従来と変わらず大きい。

ここに、中国政府の交通運輸政策、バルク輸送の動向、コンテナ船輸送の動向を概観する。

中国政府の交通運輸政策 (2014年の実績と2015年の重点目標)

2014年12月28日、交通運輸部の全国交通運輸工作会议で行われた報告のうち、主なものは以下の通り。

2014年の交通運輸業における達成実績(海運関連)

- ①船舶輸送能力の構造調整展開
- ②南京から長江下流水深12.5メートル航路一期工事の竣工(2014年7月)。
- ③中国(上海)自由貿易試験区において六つの海運関連開放政策を実施
- ④コンテナの「海上から鉄道への一貫輸送」というモデルケースの推進
- ⑤極地水域における船舶航行規則の制定に積極的に参加

2015年の交通運輸行政の重点目標(海運関連)

- ①<全国の沿海港 配置計画>と<全国の内航航路配置計画>の実施
- ②長江基幹航路等に関する管理体制の改革推進
- ③南京から長江下流水深12.5メートル航路二期工事等の重点プロジェクト推進
- ④省エネと排出減少に関する新技術と新プロセスの応用強化
- ⑤海上シルクロード沿海諸国との実務協力と海運分野での相互協力と相互往来の拡大

バルク輸送の動向

2014年回顧

ドライバルク市況は、各船型の主要水域平均が通年値で、ケープ/パナマックス/ハンディマックス/ハンディで各々1万3,798ドル/7,733ドル/9,825ドル/7,683ドルであった(前年度は1万4,446ドル/9,461ドル/1万385ドル/8,220ドル)。通常、盛り上がり期待される10~12月についても比較的低調で、ケープで1万4,355ドル(前年同期比48%減)、パナマックスで8,493ドル(前年同期比40%減)、ハンディマックスで9,782ドル(前年同期比31%減)、ハンディで7,111ドル(前年同期比30%減)に留まった。

同市況が総じて低調に終わった主な要因は以下の通り。

- ・バルク輸送全般としては、輸送需要の伸び(前年比8.9%)が船腹供給の伸び(前年比5.0%)を上回ったものの、絶対数としての需給関係は依然、逼迫と呼べる状態には至らなかったこと。
- ・積揚地のインフラ整備や荷役オペレーションの向上による滞船減少。
- ・水域間の情報精度も上がり、荷主も計画的に輸送手配をすることが可能となり、乱高下要因が減ったこと。
- ・ブラジル鉄鉱石大手シッパーによる大型専用船運航の拡大。
- ・中国経済減速による輸送需要の下方修正と先行き不透明感。
- ・中国による石炭輸入減(2013年比11.2%減(褐炭含む・海上輸送分のみ))。
- ・インドネシアにおける未加工天然資源の輸出禁止。
- ・大手シッパーの生産能力増強による鉄鉱石供給増。主たる消費地である中国においては、価格が下落し続ける中、港頭在庫も含め十分な供給量が確保されているため、買い手側が焦って手配する必要は生じなかった。
- ・主として中国からの大西洋向け鋼材輸出伸長がFH市況を押し下げた可能性。

タンカーのVLCC市況は春頃より低迷期に入り5月末にはWS32にまで下落。その後しばらく低調が続き、8月より世界的な原油安が顕著となり始めるが、WSが上昇したのは冬季需要も重なった11月頃からであった。中国においては景気減速を背景にディーゼル油を中心とした石油製品の消費が鈍化し、輸出の増加にもつながっていたが、原油については積極的な国家戦略備蓄・民間備蓄を目的として国内需要以上の輸入が行われていたと言われ

ている。原油安効果もあり、12月には月間過去最高となる3,040万トン輸入量を記録する等、年間で前年比4%増の3.1億トンに達した。タンカー市況もこれに呼応するかのように12月に2014年の最高値WS81を記録している。

2015年展望

ドライバルク市況に大きな影響力を持つ中国発着主要貨物の荷動きについては、鉄鉱石輸入が国内産鉄鉱石の競争力低下により続伸、鋼材輸出は前年並み、石炭輸入は前年比減、穀物輸入は横ばいから微増と予想する向きが多い。

2014年のドライバルク市況低迷の一要因になったファンダメンタルの弱さが今後短期間の内に解消する可能性は低いと思われるが、以下要因については今後の市況好転材料として注視が必要。

- ・市況低迷の継続による船社経営破綻の進展と、それに伴い信用不安のない船社への需要が高まること。
- ・中国で本年発効した新環境保護法による過剰生産能力の解消・淘汰動向（解消淘汰が進展し、かつ労働力の円滑なシフトや不適切な補助政策の是正がなされれば、産業構造の改善、鉄鋼会社等の競争力と収益性の回復が期待される）。
- ・インドの石炭輸入拡大の可能性。
- ・バラスト水管理条約等、環境規制強化による船腹需給の引き締め（規制強化が老齢船やサブスタンダード船の市場からの退出を促し、需給引き締めに貢献することが期待される）。

タンカー市況に関しては、引き続き原油安による輸送量増が期待できる他、洋上備蓄用途のVLCC需要も増しており、当面は需給が引き締まる方向にある。年間を通じて見ても季節需要等に応じた浮き沈みはあるものの、全体的に前年より明るい材料が多いと言える。また、中国市場においても原油安を背景に2014年10月頃よりディーゼル油等の消費量が増え始めている。

但し、船腹供給側面においては、新造船流入のピークは過ぎたものの依然老齢船のスクラップが進まない等船腹過剰感が残っており、また、急速な大量在庫の反動による荷動き鈍化の可能性も考えられる。

コンテナ船輸送の動向

2014年回顧

主要航路毎に2014年を2013年と比較して振り返ってみたい。

北米貨物輸送量

東航（アジア→北米）の1～12月累計ベースでは前年比5.9%増となった。このうち中国(含む香港)積みは前年比5.6%増。西航(北米→アジア)の中国(含む香港)揚貨物は前年比5.6%減と落ち込んだ。

(出所：PIERS社の統計を「日本海事センター」が纏めたデータ)

欧州貨物輸送量

西航(アジア発)は前年比8.6%増、東航(アジア着)は前年比2.1%増となった。

(出所：CTS(Container Trade Statistics)社の統計を「日本海事センター」が纏めたデータ)

日中間貨物輸送量

日本→中国向けが前年比7.3%減、中国→日本向けが前年比1.1%増となった。

(出所：財務省貿易統計に基づく日本海事センターの推計)

アジア域内貨物輸送量

アジア域内貨物輸送量は海運同盟事務局(SCAGA)の統計によると、2014年は、2013年比1.9%増の1,443万TEUであった。うち中国からの輸出は488万TEU(2013年比5.5%増)、中国への輸入は296万TEU(2013年比1.8%減)であった。

中国貿易のアジア域内貨物輸送量に占める割合は54.3%となっている。

(出所：海運同盟事務局(SCAGA)統計に基づく日本海事センターの推計)

2015年の展望

米国は個人消費の好調が続き荷動きは堅調に推移すると期待される。一方欧州も地政学上の問題が懸念材料として挙げられるが、経済自体は安定に向かい、荷動きの大きな落ち込みは無いと思われる。

<建議>

①船社がレート・アグリーメント（運賃に関する取り決め）を締結できる相手は、BCO(Beneficial Cargo Owner、自社貨物を動かす顧客) または交通運輸部に認可を受けた NVOCC に限定される旨、中華人民共和国国際海運条例第二十一条にて規定されている。船社としては、交通運輸部に認可を受けていない NVOCC からアプローチあった場合には、その旨説明しているが、中国国外の NVOCC の中には上記法令を理解していない会社も多く、一部混乱が生じているのが実態である。中国国外の NVOCC に上記法令が周知されるよう、交通運輸部からも働きかけていただきたい。

②人民元建てのサーチャージ（運賃とは別に徴収される料金）に関して、その基となるコストが上昇した場合には、船社から交通運輸部に対して料金引き上げの申請を行うこととなるが、最近では認可を受けられないケースが多くなっている。実際に中国国内において諸コストは上昇しており、船社からこういった資料を提出すれば認可を受けることができるのか、明確なガイドラインを示していただきたい。

2. 空運

国際航空運送協会（IATA）は2030年までに中国が世界最大の航空市場に成長するとの見通しを示している（2014年10月発表）。世界の年間航空旅客数は今後20年で倍増、なかでも中国関係路線では現在の8,560万人から13億人へ膨らむとみている。また、年平均成長率は5.5%を確保し、世界全体と米国の平均（それぞれ1.4%、2.3%）を上回る見込みとしている。

また、中国では年間旅客数1,000万人を超える空港が24港（日本は7港）に達している。北京首都空港の年間旅客数は5年連続で世界2位、上海浦東空港の貨物取扱量は7年連続で世界3位（出典：2014年12月26日 新華社）。こうした諸データから、中国が航空輸送大国の地位を確立していることは既成の事実といえよう。

2014年の概況および2015年の予測

航空旅客

2014年、中国全空港の旅客取扱い実績（出発・到着の総計）は約8億3,153万人、前年比約10.2%増であった。内訳は国内線（香港、澳門、台北路線含む）が約7億6,064万人で約10.1%増、国際線が約7,089万人で約11.7%増となっており、国内線・国際線ともに中国の航空旅客数は持続的に増加している（出典：中国民用航空局。特に記載ない限り以下も同様）。

2012年9月からの日中関係冷え込みにより、双方の訪問者数は大幅に減少した。2014年においても日本人の中国への渡航は271.76万人、前年比5.56%減となり、減少に歯止めがかからなかった。

しかしながら、日本への中国人渡航者数については2013年夏以降回復に転じた。2014年においては240.92万人で前年比83.3%増となり、国別増加率で1位となった（国土交通省観光庁統計）。2015年1月に上海総領事館で発行された日本行き観光ビザの内訳においては、個人が初めて団体を上回っており（個人：団体＝53：47）、都市部を中心に旅行の個人化が急速に進展していることがうかがえる。

「爆買い」が流行語となったことが象徴的であるが、訪日の目的の多くは買い物である。日本で販売されている商品への信頼感に加えて円安や2014年10月からの免税制度拡充が後押ししたといわれている。また、2015年初より日本を訪問する中国人へのビザ発給要件が緩和されたこともあり、当面は旺盛な訪日需要が続くであろう。しかしながら、LCC（ローコスト・キャリア）を中心とした中国系航空会社の積極的な増便により総需要の一層の喚起が期待できるが、一方で航空会社間の競争はむしろ拍車が掛かっており、2015年も同様の状況が続く見込みである。

航空貨物

2014年、中国全空港の貨物取扱い実績（出発・到着の総計）は約1,356万トン、前年比約7.8%増。内訳は国内貨物（香港、澳門、台北路線含む）が885万トンで前年比6.7%増、国際貨物は471万トンで前年比9.8%増であった。

景気回復基調にともない、米国向けや生産分業の進むイントラアジア向けの輸出は今後とも好調に推移することが想定される。一方で欧州向けは、景気拡大テンポの弱さが懸念され伸びは鈍化傾向にある。2015年についても、日本向け輸出は伸び悩み、好景気持続が予想される北米向けを中心とした3国間流動が貨物総量を牽引する傾向が続くであろう。

また、中国と北米を結ぶ直行便も増加傾向にあるが、長距離輸送できる重量に制限があるため、軽量貨物は直行・重量貨物は日本経由といったすみ分けができている状況である。

今後の展望・課題

経済成長と旅客・物流の活況が持続しているなか、中国各地で積極的な空港開発が続いている。2015年初には上海浦東空港の第4滑走路が完成、また今後数年間で北京や広州など多くの新空港建設案件があり、航空運送サービスの供給量は飛躍的に増加することが期待される。しかし、施設拡大の一方で空域・スロット不足を解消しなければ、本来のパフォーマンスが有効に発揮できないという声もある。そして、国内路線に関しては運航の定時性・料金面で高速鉄道との厳しい競合にさらされているケースもある。また、他国と同様にパイロット不足も盛んに指摘されている。拡大し続ける需要に対してハード・ソフトが歩調を合わせて成長できるかが鍵といえよう。

また、中国キャリアの新規路線開設と増便の勢いは凄まじいが、日系航空会社は中国側スロットの取得が困難な空港が多く、今後の早期環境改善に期待したい。

<建議>

①羽田路線増便の実現

2012年8月に日中間で合意し、発表された「日中航空関係の拡大について」について、合意内容に従って実現されるようお願いしたい。

【合意内容】

1) 2013年3月末から

- ・羽田＝上海（浦東）※路線で日中双方が2便/日ずつ
- ・羽田＝広州路線で日中双方が2便/日ずつ

※将来的に上海（虹橋）の国際枠が増加する場合には、上海（浦東）から（虹橋）への振替

可能。

2) 2014年3月末から

- ・羽田＝北京路線で日中双方が2便/日ずつ

②混雑空港におけるスロット配分

中国内の主要な空港は全て混雑している状況にあるが、その空港のスロット配分において、徐々に改善はされているものの、スロット前年使用実績の通知やスロットの交換、回答期限などに関するIATAルール of 正確な適用をお願いしたい。

③各種空港料金の見直し

2008年から導入された新空港料金体系について、国際標準を踏まえて見直しが必要だが、未だ実施されていない。以下の如き料金の是正をお願いしたい。

- ・PSC (Passenger Service Charge) の航空会社負担から直接旅客負担への変更。
- ・TNC (Terminal Navaid Charge) を発着毎1回の請求にすること。
- ・着陸料に附加されるサーチャージ (着陸料の10%上限) の廃止。

④中国人社員の雇用形態変更

外国航空会社は現地法人化できず、「駐在員事務所」として登記しているために、中国人社員を直接雇用はできず、国家認定の人材派遣会社経由にしなければならない。この状況では実質的な雇用責任を企業が負う一方で、社員のロイヤリティ確保が難しく、人材力を最大限に活かした事業運営ができない。結果として中国人社員の育成やマネジメント登用等において障害となるため、中長期的に見て当該企業のみならず社員本人、そして中国社会としてもマイナス面が大きい。外国航空会社が直接社員を雇用できるよう変更をお願いしたい。

⑤中国発着便の管制事由による出発遅れの改善

航空路混雑や天候事由が重なるケースが多いが、各空港の管制事由による航空便の遅れが増加し、常態化している空港も多い。2013年8月から8大空港の出発便についてフローコントロールの影響を受けない管制運用が発表され、一部その効果が表れている空港があるものの、現状では多客期間などを中心に出発、到着便が混雑する時間においては、抜本的な解決には至っていない。引き続き抜本的な航空路混雑解消に向けた取り組みをお願いしたい。

⑥空港建設計画に関する情報提供

北京第二空港、厦門新空港など新規開港やターミナルビルの増改築、滑走路の増設などの情

報に関して、現在まで外国航空会社に具体的な説明がなされておらず、建設計画、運用方法がわからない状況である。外国航空会社への早期の情報開示と要望ヒアリング等の実施をお願いしたい。

⑦中国国内不定期便運航認可手続の改善について

就航便座席数の制約や用機者のニーズによって、不定期便運航の必要性が生じることが少なからずある。しかしながら、不定期便を申請しても運航直前まで認可をいただけない状況となっており、万が一認可が下りなかった場合には利用客に多大な迷惑をおかけするリスクを抱えている。遅くとも運航月前月には認可可否を通知いただけるようお願いしたい。

⑧空港安全検査時間の短縮

空港や時期にもよるが、旅客安全検査に時間を要する状況が発生している。利用客のストレス・定時運航の観点から検査ブースを増設するなどの適切な対応をお願いしたい。

第7章 流通・小売業

1. 卸売業

中国の2014年の名目GDPは、63兆6,463億元で実質前年比7.4%増、また2015年の実質GDP成長率目標は7%前後と設定されており、世界における存在感、影響力の高さを示す高い経済成長を続けている。2014年の消費のGDPに対する寄与度は51.4%と、投資・輸出合計を上回っており、今後も内需・消費主導型経済へ移行するトレンドに変化は無い。

中国の卸売業は、戦後の地域・商品別の専業会社と卸会社の時代から始まり、1978年以降の改革開放による新規参入増、卸市場の創設等市場化段階、2001年WTO加盟以降の外資参入と競争激化などを経て、取り巻く環境は劇的に変化してきている。現在は、地域格差、中小企業の乱立・分散などの特徴がみられる(表1)。卸売業の代表的な機能は、①調達機能、②(川上・川下業者に対する)金融機能、③情報(市場分析・予測、販路開拓)機能、④物流(在庫・配送)機能などがある。

表1：中国の商品別卸売業者の数と資産状況
(2013年末時点)

商品別卸売業者	法人数(万社)	資産規模(億元)	資産平均(億元)
農林畜産	11.0	11,204.10	0.1
食品、 ドリンク、タバコ	18.1	24,301.60	0.134
紡績、服装、 家庭用品	22.5	25,537.30	0.113
文化、 スポーツ用品	6.1	6,402.20	0.105
医薬、医療機器	5.0	10,452.60	0.21
鉱山品、建材、 化学製品	51.6	129,720.40	0.25
機械、金属、 デジタル製品	42.8	43,418.90	0.101
一般貿易と代理	6.6	9,332.80	0.14
その他	11.0	96,501.00	0.08

出所：第三回経済センサスの公開数値を整理

表2：消費財販売総額の過去5年の推移(単位：億元)

年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
総額	156,998	183,919	210,307	237,810	262,394
前年比	18.3%	17.1%	14.3%	13.1%	10.3%

出所：中国統計年鑑

2014年の動向、おもな政策・行政措置、2015年の展望・重点施策

国務院は2012年に、「流通業体制改革の深化による流通産業発展加速に関する意見」(国務院2012年39号文件)を発表、長期的な定性目標として、2020年までに、①卸売業の流動資産回転率向上、②GDP対比での物流コスト低減、の2つを掲げた。

流動資産回転率向上に関しては、売掛金の回転率向上のほか、在庫商品、売掛金を抵当化し融資を得る等、流動資産の有効活用という観点から卸売業全体の資産効率の向上を目指すもので、2014年12月、商務部と中国銀行業監督管理委員会は共同で、「融資環境の改善による中小零細商品貿易流通企業の融資サービス強化に関する指導意見」を発表、特に中小零細商品貿易流通企業の在庫商品、売掛金の抵当化による融資を推進、拡大することを提唱している。

物流コスト低減に向けては、2014年2月に、統制価格であった鉄道貨物運賃の、一層の市場開放と需給による取り決めを推進。2014年9月には、制限していた国内宅配事業への外資参入を開放、先進国の宅配事業のノウハウを取り込み、国内宅配産業の効率向上を図った。

2014年11月には、商務部より「中小商品貿易流通企業の健康発展に関する指導意見」を公布し、物流専門企業、低温物流や物流情報センター向けの支援を強化するとともに、中小商品貿易流通企業による共同配送実施に向けての試験都市建設を加速する意向を示した。

この結果、元来商品調達面で卸売業者に頼っていた小売業、中でも小型店舗は、調達機能に強みのあった大型店舗より商品価格は平均して高くなりがちだったが、この価格差は縮まり、消費者は、自分の居住地付近の小型小売店舗に買い物に行くようになった。大型店舗の小売業者は、シェア縮小に対する対抗手段として、地域密着型の管轄小型店舗の展開を試みている。

2015年の展望としては、まず2014年の11月に商務部が公布した意見により、物流専門業者が台頭、さらに従来大手卸売業者、小売業者等が自社商品のために保有していた物流機能・資産を分離し、自社商品以外の商品の取り扱いや共同配送を梃子に、グループ全体の物流機能の有効活用と業容拡大を目的とした、「3PL(サードパーティ・ロジスティクス)」が本格的に市場化するだろう。もう1つは、ビッグデータの活用である。ビッグデータを活用した国内初のネット銀行の設立、民間企業や個人の信用評価への動きは、ビッグデータ産業の今後

の成長を期待させるものだが、それにより、卸売業の代表的な機能の一つである「情報機能」のアウトソーシング化が進むものと考えられる。

卸売業の問題点および改善要望

日系企業が直面している問題点に就いて以下触れたい。

許認可

全国統一の許認可ルールが欠如、或いは不足しており、経営範囲や通行証等の許認可に於いて、地域や監督署、窓口担当者に拠って対応が異なる問題が発生している。また、タイムリーな規範・ルールの更新、商品特性や信用度に応じた許認可の簡素化や優遇措置などの柔軟な制度運用に欠けている。

政策支援

日本に於ける「卸売市場法」のような、業界秩序やルールを規範化したものが欠如、或いは不足しており、既存の関連規定の実効性を損ねている。また、業界指導・調整が無い場合、例えば施設の重複建設などの資源浪費につながっているケースが多い。さらに、業界状況をより詳細に可視化するための統計指標やそれらを公開するシステム等、ソフト面での支援が欠けている。

業界管理

経済のグローバル化が進むに連れ、開かれた公正・公平な市場を内外にアピールすると共に、安心・安全な取引を守ることが肝要であり、川上業者、卸売業者、小売業者は単なる競争・取引関係でなく、相互に協力し合い、サプライチェーン全体の適格性と公平性を担保する機能を発揮することが不可欠であるが、未だ不公平な対立関係の下に取引が行われているケースが目立つ。このことが取引条件の公平性やコンプライアンス順守を妨げる要因となっている。

<建議>

①経営範囲拡大手続の改善

取り扱いアイテムの増加は、卸売業者にとって商量を増やすために不可欠であり、且つ小売業、製造業も含めた業界、バリューチェーンの活性化に繋がるものであるが、当局に対する経営範囲の拡大申請において、手続に想定以上の時間を要している。また窓口職員によって要求する書類の数・内容が異なることがあるので改善を要望する。

②違法行為者に対する取り締まり強化

卸売業者の一部はコンプライアンスの意識が低く、コンプライアンスを遵守している企業の競争力の低下を招いている。例えば、(1)過積載を前提とした料金を提示する業者が存在する。また、(2)発票を発行しない前提で税金分のコス

トを割引いた配送見積を提示する業者が存在する。特に、遠隔地から商品を調達する場合、売上原価に占める配送費用の割合は大きくなるため、一部の企業はこれらの不当に安い見積を提示する運送業者を優先的に利用して売上原価の低減を図っていることが散見されている。健全な業界発展のために、違法行為者の取り締まり強化をお願いしたい。

③小売業者との公平かつ健全な取引へのさらなる支援

優越的地位を乱用した小売業者による不透明な費用請求や支払遅延、一方的な返品等の問題が後を絶たない。返品については、瑕疵のない商品の一方的な返品という問題に加え、小売業者の対応が遅いために返品伝票（赤伝）の発行が遅れ増値税の還付が遅れたり、返品伝票が小売業者から発行されずに増値税の還付が受けられないケースさえある。

不透明な費用請求については、2006年11月に「小売業者と供給業者の公平なる取引に関する管理弁法」が施行され、小売業者の優越的地位を乱用した不公平取引を禁止することが法制化されている。また2011年12月には「大型小売店の供給業者に対する違法徴収の是正措置」が商務部等5部門の連名で発表され、小売業者が卸売業者から徴収可能な費用、徴収してはならない費用を明確化の上、取り締まりも行われている。但し、取り締まりの対象となっているのは氷山の一角であり、不平等な商行為は続いている。

については、さらなる公平かつ健全な取引の浸透と業界の発展に向け、下記のような改善を関係当局・協会により行っていただきたい。

- ・諸外国の公正取引監督管理部門のように、統一的に管理する政府機関の設置等により、日常的に相談できる窓口を設けてほしい。
- ・小売業者から卸売業者に対する支払遅延や一方的な返品などの不正取引行為も法律、法規化していただきたい。

④立替金の計上方法および営業税賦課の見直し

小売業者が製造メーカーの販促活動を行う際、製造メーカーに代わって卸売業者が販促費用の立替えをするケースがある。立替金は現状売上計上対象となるうえに、営業税の賦課対象となるため、製造メーカーが当該営業税額を認めない場合、この営業税は卸売業者の負担になってしまう。については立替金の計上方法の見直し並びに営業税賦課対象からの除去を検討していただきたい。

⑤公平かつ透明な通行証発行基準の制定・運用、および共同配送に対する支援

都市部における小売店舗の増加に伴い、よりスムーズな配送が求められるが、当局より通行証を取得する際に、当局担当者によっては会社の規模、或いは交通渋滞、環境問題などを理由に通行証の発行を認めないなどのケースがある。通行証発行に関する公平かつ透明な基準を制定し運用してほしい。

また、昨今の都市部での交通渋滞、それに起因する環境問題も考慮すれば、共同配送を推進すべきであり、共同配送を推進する企業に対する通行証の発行、交通制限時間短縮などの優遇策も検討いただきたい。

⑥低温物流発展のための人的支援

低温商品市場の拡大に伴い、低温物流にかかわる低温倉庫、配送車両などハード面は整備されつつあるが、製造から販売までの各流通段階で低温が途切れるなど、管理レベルが低い等の課題がある。ついては、卸売業者に求められている、低温商品の流通面における安全性確保、サービス高度化に応え得る、専門知識・技術を有した人材育成、人材の認定制度などに尽力いただきたい。

⑦税関による事後調査の体系化、高格付企業への優遇策

事後調査に関しては、通関毎の管理から企業毎の管理に軸足を移す方針であると理解するも、未だ体系だった事後調査が実施されていないので、体系化に尽力願いたい。また、最高位にあたる高級認証企業(旧AA)への優遇政策が不十分ゆえ、改善をお願いしたい。

⑧渉外調査管理弁法の見直し

第三者を起用した市場調査を実施する場合、渉外調査を行う資格をもった業者を起用すべしとの規定があることにより、適切な市場調査ができない場合がある。渉外調査管理弁法の当該規定の見直し、緩和をお願いしたい。

2. 小売業

競争の激化している小売業の動向

ニケタ成長が続く中国の小売総額は2007年に日本の小売業販売額を抜き、2014年には26.2兆元（約450兆円）と、日本の3倍強の規模まで拡大している。足元では儉約令等の影響で成長がやや鈍化しているものの、人口増や国民の所得向上、内陸部への地域の広がり等、中長期的には引き続き堅調な成長が見込まれる。また、生活の繁忙化や一段上のライフスタイルを志向する消費者の増加に伴い、利便性の高いコンビニエンスストア（以下、コンビニ）や、特定のカテゴリーで豊富な品揃えを有する専門店等、新たな業態に対するニーズも高まっている。小売企業の動向をみれば、前述の消費伸び悩みに加え、競争の激化や賃料水準の上昇が進んでいる中、上位企業でも売上高や店舗網の縮小を余儀なくされる事例が散見され、高度化しつつある消費者ニーズに対応した商品・サービスの提供力等の違いにより、各社の優勝劣敗が鮮明となりつつある。

儉約令を主因とした消費の伸び悩み

中国の小売総額は近年伸び悩みを示しており、年成長率は2011年の17%増から2014年の12%増へと鈍化した。市場規模の拡大に伴う減速の面はあるものの、主には「儉約令」が要因として挙げられる。2012年12月に始まり、その後徐々に厳格化されつつ対象が広がっている儉約令は、建国以来最も厳しい腐敗撲滅キャンペーンであり、この影響を受け高級レストランや高級酒・タバコなど主に接待・贈答需要等に関連する高額消費が低迷している。ただし、所得の増加や消費の多様化を背景に、一般消費は引き続き堅調とみられる。実際、2015年の春節休暇中における中国人観光客による日本での「爆買い」のニュースは一般大衆の消費力向上の証左と言えよう。

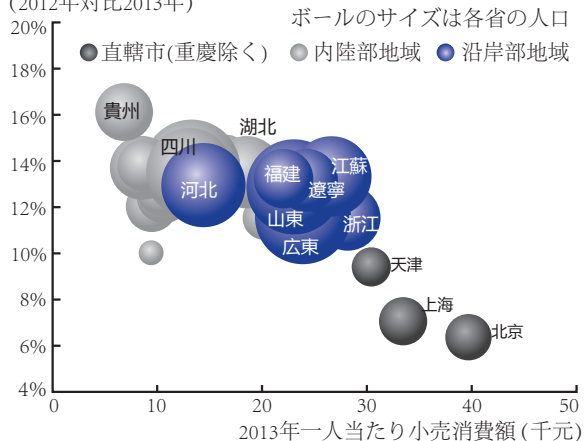
注目される内陸部の消費市場

地域別でみれば、経済発展が先行している上海・北京など沿岸部大都市における一人当たり小売消費額は相応の規模に達しており、これに伴い成長率は総じて一ケタの水準に止まっている（図1参照）。一方、近年では、「西部大開発」、「東北振興」「中部崛起」といった地域振興策の下、内陸部ではインフラ投資が盛んで製造業の工場移転も進んでいることから、住民の所得水準は着実に上昇しており、一人当たり小売消費額の伸び率も高い。

こうした中、近年では小売チェーン各社による内陸部への出店が加速しており、中でも小売市場の存在感が急速に高まっている成都、武漢、長沙、重慶といった都市は、現在日系を含む小売企業の重要な出店候補地となっている。

図1：地域別一人当たり小売消費額の分布

一人当たり小売消費額伸び率
(2012年対比2013年)



出所：中国国家统计局

業態別小売市場規模の日中比較

業態別の市場規模をみれば、中国の百貨店および総合スーパー業態は既に日本を上回っているものの、普及が遅れているコンビニ業態は未だ日本の1割弱に止まっている（表1参照）。また、1店舗当たり売上をみれば、何れの業態も日本との懸隔は大きく、中でも百貨店業態は、3～4級都市を中心に小型店が多いことから、日本の6%弱に止まっている。

表1：業態別日中小売業の状況比較

業態	日本（2012年）			中国（注1）（2013年）		
	小売市場規模	店舗数	1店舗当たり売上	小売市場規模	店舗数	1店舗当たり売上
百貨店	5.5兆円	228	240.7億円	5.9兆円	4,514	13.0億円
総合スーパー（注2）	5.3兆円	1,122	47.4億円	7.5兆円	9,380	8.0億円
スーパー（注3）	16.8兆円	16,290	10.3億円	4.6兆円	33,835	1.4億円
コンビニ	5.5兆円	30,598	1.8億円	0.5兆円	14,680	0.3億円

出所：日本は平成24年経済センサス（総務省統計局）、中国は中国国家统计局

注1：中国は一定規模以上（従業員60名以上かつ売上高500万元以上）の企業。1元＝15.9円で計算

注2：中国の総合スーパーは大型スーパーの値を記載

注3：日本のスーパーは食品スーパーの値を記載

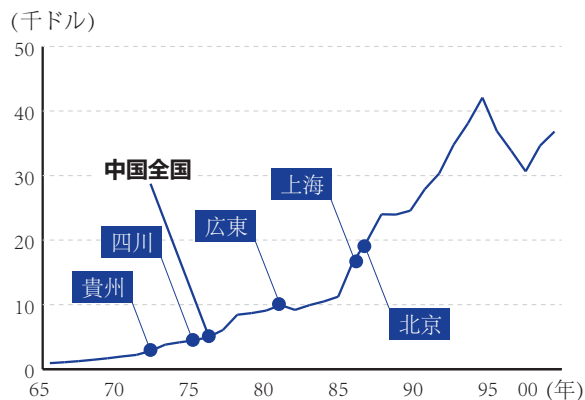
日本における小売業態の発展経緯を振り返れば、百貨店およびスーパー業態は70年代初期から急成長し、80年代には競争が激化、90年代に既にピークに達した。また、ドラッグストア等の専門店やコンビニが成長加速期に入ったのは80年代後半であった（図2参照）。

1人当たりGDPが日本の80年代後半に相当する北京・上海では、日本の同時期と同様に百貨店やスーパーといったワンストップ型業態の競合が激化している一方、生活の繁忙化や一段上のライフスタイルを志向する消費者の増加に伴い、利便性が高いコンビニや、特定のカテ

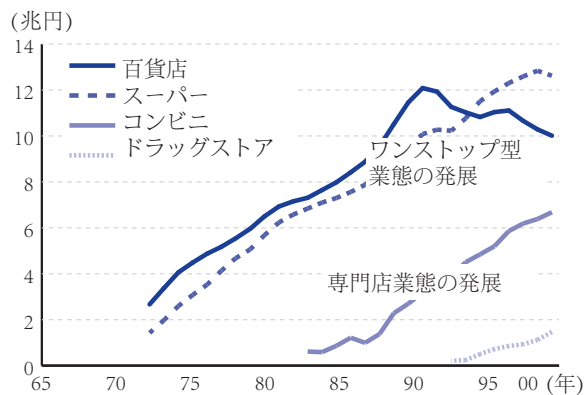
グリーンで豊富な品揃えを有する専門店等、新たな業態に対するニーズも高まっている。これらの業態で豊富なノウハウを有する日系企業にとっては、今後の事業展開の広がりが期待できよう。

図2：日本の発展経緯からうかがえる 中国小売業界の見通し

・日本の1人当たりGDPの推移と中国各地域の位置づけ



・日本国内における業態別市場規模の推移



出所：中国国家统计局、IMF、内閣府、総務省、経済産業省、日本フランチャイズ協会

有力小売企業の動向

これまで小売各社は店舗網を拡大することで比較的順調に売上を伸ばしてきたものの、近年では消費の伸び悩みや競争の激化、賃料水準の上昇等を受け、上位企業でも売上高や店舗数の伸び鈍化、ないしは規模縮小を余儀なくされる事例は少なくない（表2参照）。

こうした状況下、各社は店舗当たりの売上拡大や採算改善を優先した「質的な成長」を重視するようになりつつある。また、最近の消費者は多少割高であっても、「安全・安心」、「鮮度」、「機能性」、「目新しさ」といった要素を求める傾向が高まっている等、従来とは異なる消費行動がみられ、これらの要素を含めた取り組みの巧拙による小売各社の優勝劣敗が鮮明となりつつある。

表2：中国チェーンオペレーターランキング
(2013年)

順位	企業名	地域	本社所在地	売上高		店舗数	
				(億元)	伸び率	(店舗)	伸び率
1	蘇寧雲商	中国	上海	1,380	11.3%	1,626	▲4.6%
2	国美電器	中国	北京	1,333	13.5%	1,585	▲5.9%
3	華潤万家	香港		1,004	6.7%	4,637	4.8%
4	大潤発	台湾		807	11.4%	264	20.5%
5	ウォルマート	米国		722	24.5%	407	3.0%
6	聯華超市	中国	上海	688	0.2%	4,600	▲3.4%
7	山東省商業集団	中国	山東	611	24.2%	575	10.8%
8	友誼集団	中国	上海	608	6.7%	45	▲8.2%
9	重慶商社	中国	重慶	603	10.6%	326	▲0.3%
10	ヤム・ブランズ	米国		502	▲3.8%	6,000	15.4%
11	カルフル	フランス		467	3.2%	236	8.3%
12	大商股份	中国	大連	395	6.1%	200	0.0%
13	永輝超市	中国	福建	351	25.5%	292	17.3%
14	物美集団	中国	北京	325	10.3%	696	6.6%
15	武商集団	中国	湖北	307	14.5%	100	2.0%
16	北国人百集団	中国	河北	302	18.7%	239	20.7%
17	農工商超市	中国	上海	300	▲1.0%	2,644	▲3.3%
18	中百集団	中国	湖北	293	11.8%	1,016	7.2%
19	欧亜集団	中国	吉林	283	17.1%	75	29.3%
20	宏图三胞	中国	江蘇	276	4.2%	510	5.8%

出所：中国連鎖経営協会

中国小売業の問題点・改善点

品揃えの同質化

中国の小売企業は、「入場料」をはじめさまざまな名目でメーカーや卸売企業から徴収する手数料等を主な収益源とすることが一般的であり、魅力的な品揃えや店舗オペレーションにより集客力や客単価を高め、商品の仕入・販売の利鞘で稼ぐ日本の小売企業とは収益モデルが異なる。このため、中国の小売企業各社では、消費者ニーズではなく、高い「入場料」等を徴収できる商品・ブランドを優先して取り扱うことが多くなることから、各社の店舗では品揃えの同質化が進んでいる。加えて、価格のみが差別化要素となるため値下げ競争を余儀なくされているほか、買い物をする楽しみが薄れることで顧客離れも招くなど、悪循環に陥っているケースが散見される。

同業他社との差別化を図りつつ顧客を囲い込むためには、消費者ニーズを的確に把握し売れ筋商品の発掘・仕入を強化するほか、採算の改善にも繋がるPB商品・弁当・惣菜の開発・取り扱い等にも注力する必要があるとみられる。また、足元では消費が「モノ」から「サービス」に移行しつつあることもあり、買い物だけではなく、食事やエンターテインメントを目的に商業施設に来店する消費者が増加しているだけに、飲食店や遊戯施設

等のサービステナントの整備や各種イベントの開催を通じて集客力を高めることも重要となっている。

低い流通効率

中国では、リアルチャネルを中心に、メーカーから小売企業までの流通段階において、複数の階層からなる代理商を介することが多く、流通コストがかさむことで小売価格が割高となっている。このため、価格が割安で品揃えも豊富なネット通販市場への消費者の流出が進み、ネット通販市場の規模は年率約50%増のペースで急拡大しており、小売総額に占める割合は7.8%と既に日本や米国など先進国を上回っている。中でも、家電、アパレル、化粧品など一部のカテゴリーでは同2割強の水準に達している。

従って、リアルチャネルを中心に事業展開する小売各社にとって、上述のとおり消費者ニーズに対応した品揃えを実現することはもとより、メーカーからの直接仕入を進めるなど、流通効率の向上を図ることも喫緊の課題となっている。

<建議>

- ①中国経済全体の発展が、新たな段階に移行している。これまでの高度成長から、中高度成長に移行し、量的拡大から質的向上へ産業構造の重点が変化しつつある。小売業としては、数量や価格の競争から、徐々に品質・安全の重視、技術革新による需要の喚起に変化している。このような産業構造の変化に対応した、透明で統一的、ルール化された市場の確立が望まれる。
- ②小売業にとって商標は極めて重要であり、特にブランドマークや看板に拠る統一イメージは、消費者から見ても店舗の真偽にかかわるため、景観を理由とする看板の規制は極力抑制していただきたい。
- ③1店舗開店するにあたり必要な諸手続きが多く、許可までの期間も長いことが、結果的にコスト負担増となっている。店舗建設に関連する諸手続きだけでも、看板、消防、衛生、環境（排煙）と多岐に渡り、「看板設置申請」「消防設計申請」「消防工事完了検収」「環境保護現場確認」「環境保護批准」「環境保護検査」等の申請許認可が必要で、これらの諸手続きだけでも1～3ヵ月程度を要する物件もある。多店舗を展開するチェーン店であれば上記諸手続きを簡略化するなどの緩和措置を求める。営業・消防ともに「仮許可証」が出ることで、迅速な計画進捗が可能となる。テナント業者とのスケジュール調整にも大いに助けになるもので、改善が求められる。
- ④外資企業は新規出店にあたり、投資金額に応じた増資が必要と、法的根拠のない指導を受け

るケースがある。出店計画の迅速化と1つの会社で多くの業態を展開する上での問題になっており、改善が求められる。

- ⑤消費者の利便性を高めるため、タバコ、薬、書籍等の取り扱い制限を緩和して、内資企業と同等の扱いをしていただきたい。
- ⑥日本からの輸入に関して東日本大震災後、通関、衛生許可の取得に時間を要する（1ヵ月半から2ヵ月）。以前の1.5～2倍の時間がかかる。時間の短縮をお願いする。
- ⑦配送センターから店舗への配送は、小売業の配送システムの根幹となっている。北京市内の渋滞緩和、空気汚染の予防を目的とした北京自動車番号限定規則により、現在北京ナンバーの輸送用車輛は6～23時五環路内進入に通行許可書が必要であるが、交通局は新規発行枚数を増やさない方針とのことで事業拡大に支障が発生している。また、市外ナンバーの輸送用車輛は通行許可書取得が困難ではないものの、0～6時のみ六環路内進入可能となっており、物流コストアップの要因となっている。社会インフラとしてのコンビニエンスストアシステムの発展のためにコンビニエンスストア用通行許可書取得の緩和と五環～六環内侵入可能時間帯の拡大（0～12時）をお願いする。
- ⑧公平平等という原則に基づき、内資系や外資系等企業の資本関係、企業の規模の大きさ（大型企業なり、個人営業なり）によって、政府は異なる基準で管理するのではなく、同一基準で管理いただくよう要望する。
- ⑨企業グループ内の出向社員（日本籍）の人事異動について、赴任する会社の所在地で就業許可書、就業証を新たに申請する必要がある。申請するには、無犯罪証明書が必要だが、地方によっては必ず日本での無犯罪証明書が必要であり、わざわざ帰国しかなりの時間をかけて無犯罪証明書を申請する必要があり、効率が非常に悪い規定となっている。これを合理化し、改善していただきたい。
- ⑩QS認定の審査対象が、従来から中国にある食品が対象の中心となっており、審査項目外の物については審査対象とも成り難い。例えば、共稼ぎが多く今後中食文化が拡大する可能性がある中、惣菜、サラダのような形態、海外の食文化に根ざした物についてもQS審査対象としていただきたい。
- ⑪例えばコンビニエンスストアは近代的な小売業の形態として、安心安全なファーストフードの提供、公共料金支払いなどの社会インフラ、身近なお店での日常品の購入など中国の国策である都市化、都市の現代化を進める上での重要な

インフラとなりえるのでは是非奨励していただきたい。

⑫コンビニエンスストアは、日本型が世界をリードしているが、その特色であるファーストフードは、中央厨房で半製品化したものを店舗で最終調理して販売するものも多い。例えば、おでんなどがそれに当たるが、店への納品時にQSが付与されたものであれば、店では過熱調理だけの対応として販売を許可するような検討をしていただきたい。

⑬都市近代化の中で中国の伝統的なFF店が衛生・安全面から減少している中で、コンビニエンスストアはFF料理、おでん、包子などを安心・安全に提供し、近代的な社会インフラとして民生の向上に貢献している。これらの商品は加工された商品を加温して提供するものだが、コンビニエンスストアでの食品加温販売を可能にするには、これを飲食サービス業として規制するのではなくて、食品流通業として認める必要がある。「北京市食品流通許可管理弁法（試行）」や「北京市食品現場製售衛生規範（試行）」などが出されたが、未だ運用レベルになく、これらの実効が求められる。また、この制度が北京以外の中国各地で同様に適用される必要がある。

⑭食品生産許可管理弁法（質検総局令第129号）によると食品の生産に必要な食品生産許可証は定められた品目分類に従って申請・認可されることになっているが、この分類は消費期限の長い工業製品を想定したもので、現在コンビニエンスストアで商品化し、チルドケース等で販売されているような消費期限が2日から2週間の包装済食品に馴染まない。例えば肉類、野菜類を用いた惣菜の単体商品については何れの品目分類にも当てはまらず、申請さえ困難な状況である。また、コンビニエンスストアで扱っている上述商品は商品改廃の期間が短く、一般の工業製品のように想定販売取扱期間の長い商品とは異なるので、生産許可証取得に掛かる所要期間等制度上も馴染まないものとなっている。民生向上、食の安全推進の観点から今後開発される新商品も含めて全ての食品が対象となりうる品目分類方法に改める、または個別品目単位ではなく工場単位で衛生基準を定めるなどの対応を検討いただきたい。

⑮食品生産許可管理弁法（質検総局令第129号）によると食品生産許可に掛かる検査に合格した品目範囲は食品生産許可証の付随ページに記載されることとなっているが、地域によっては付随ページの発行が徹底されず、認可品目が確認できない事例がある。食品安全法に

より食品流通販売業者が食品を仕入れる際は食品生産許可が取得されている品目か確認する義務があるので、付随ページの発行を徹底いただきたい。

⑯近代的なコンビニエンスストアシステムではオリジナル商品において提携工場、配送センター、店舗を包含したスキームで成り立っている。個々の商品のバーコードには配送タイミングなどの情報も必要であり、スキーム内ではインストアバーコードの使用が必要である。20～29番のインストアバーコードの運用緩和をいただきたい。

⑰加盟店増値税の本部一括納付に関する政策がない状況である。加盟店増値税の本部での一括納付という、企業にとっても税務機関にとっても効率がよい事項を許可いただきたく、法令を改善していただきたい。

⑱小売業はチェーン展開を目指した際、区毎、市毎の会社設立を求められる場合が多く、統括会社への傘下化、一本化について、制度化できるように求めたい。

⑲一層の税制改革を進めていただきたく、分税制度から早期に全国统一の集中納税制度に転換することを望み、地域間での格差を是正していただきたい（上海での税制改革試点内容の小売業での早期適用望む）。

⑳インターネット販売（以下Eコマース）は、市場規模が急拡大している。しかし、正規商品ではない商品が多く販売されている。商標権を違法に侵害し、模倣商品を製造する業者、それを知りながら販売をする業者の取り締まりを強化していただきたい。また、それら業者に対して正しい税金の徴収も行い公平な競争環境を確立していただきたい。

第8章 金融・保険業

1. 銀行

2014年の銀行業は、経済減速等により成長ペースが鈍化したものの、純利益ベースで前年比9.7%増の1兆5,500億元と総じて安定的な増益を維持した。他方、不良債権残高が増加傾向を示し、2014年末時点、年初より2,506億元増加の8,426億元となった。中国政府は、2015年も穏健な金融政策を維持するとしているも、内外経済の先行きが依然として不安定な中、安定成長の維持に重点を置き、緩和基調に動くと思われる。金融の自由化については、中国（上海）自由貿易試験区での取り組みのさらなる強化やパイロット成果のほかの地域への展開等を通じて、規制緩和の進展が期待される。

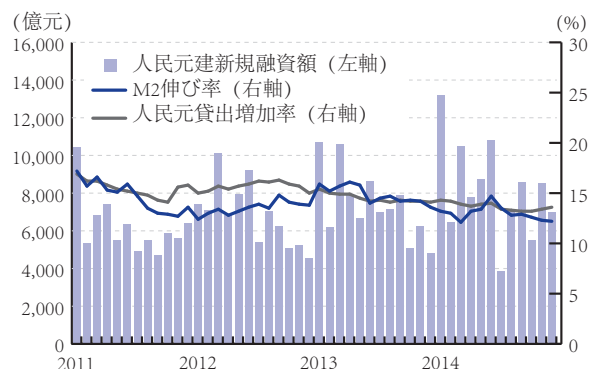
銀行業の経営状況

中国商業銀行全体の2014年の純利益は1兆5,500億元と、2013年対比で9.7%の増益となったが、伸び率は2013年の14.5%から大きく鈍化した。このうち、純利息収入が前年比16.9%増の3兆3,000億元で、利息以外の収入が同19.2%増の9,000億元といずれも堅調な伸びを維持した。その一方、中国経済の成長鈍化等を背景に商業銀行の不良債権比率は1.25%と、2013年末の1.0%から上昇し、不良債権残高も2,506億元増加の8,426億元に達した（表1）。貸倒損失処理の大幅な増加は、商業銀行の純利益の伸びに影響するマイナス要因となった。

2014年のマネーサプライM2の伸び率は、前年比12.2%と政府目標である13.0%を下回った。オフバランス融資の減少、外貨ポジションの縮小などがM2の伸び

鈍化につながった。一方、新規人民元貸出純増額は9兆7,800億元と過去最高となった（図1）。

図1：金融機関の人民元建て貸出



資料：中国人民銀行

この結果、2014年末の人民元貸出残高は、前年比13.6%増の81.7兆元に達した。その一方、2014年末の人民元および外貨預金の合計額は117.4兆元と前年比9.6%増加したが、伸び率は2013年より3.9ポイント減速した。このうち、人民元預金は113.9兆元、同9.1%の増加となったが、伸び率は2013年より4.7ポイント低下した（表2）。理財商品や昨年後半以降の株価の上昇に伴い、銀行からの預金流出が顕著となった。

表1：商業銀行不良債権の推移

	2013年末		2014年							
	残高 (億元)	不良債権比率	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期	
	残高 (億元)	不良債権比率	残高 (億元)	不良債権比率	残高 (億元)	不良債権比率	残高 (億元)	不良債権比率	残高 (億元)	不良債権比率
債権分類別内訳	5,921	1.00%	6,461	1.04%	6,943	1.08%	7,669	1.16%	8,426	1.25%
次級類(破綻懸念先)	2,538	0.43%	2,832	0.46%	3,310	0.51%	3,649	0.40%	4,031	0.60%
可疑類 (実質破綻先)	2,574	0.43%	2,788	0.45%	2,768	0.43%	3,053	0.40%	3,403	0.50%
損失類(破綻先)	809	0.14%	840	0.14%	865	0.13%	967	0.20%	992	0.15%
金融機関分類別内訳	5,921	1.00%	6,461	1.04%	6,943	1.08%	7,669	1.16%	8,426	1.25%
大型商業銀行	3,500	1.00%	3,100	1.03%	3,957	1.05%	4,272	1.12%	4,765	1.23%
株式制商業銀行	1,091	0.86%	552	0.92%	1,366	1.00%	1,527	1.09%	1,619	1.12%
都市商業銀行	548	0.88%	333	0.94%	680	0.99%	786	1.11%	855	1.16%
農村商業銀行	726	1.67%	299	1.68%	872	1.72%	1,002	1.86%	1,019	1.87%
外資商業銀行	56	0.51%	49	0.52%	68	0.59%	81	0.69%	96	0.81%

資料：中国銀行業監督管理委員会

表2：金融機関貸出・預金統計

	単位	2014年末残高	前年末比(%)	
貸出残高	兆元	86.8	13.3	
	人民元	兆元	81.7	13.6
	外貨	億ドル	8,351	7.5
預金残高	兆元	117.4	9.6	
	人民元	兆元	113.9	9.1
	外貨	億ドル	5,735	30.8

資料：中国人民銀行「中国通貨執行報告」2014年第四季度

銀行業をめぐる動き

金融当局が新しい流動性調節手法の創出など、「新常态」に適應

「新常态」に入りつつある中国経済において、中央銀行の金融政策としてもよりの確できめ細かな政策運営が求められている。2014年4月以降、人民銀行（PBOC）は特定銀行に対する預金準備率の引き下げを実施したほか、短期流動性オペ（SLO）、短期流動性ファシリティー（SLF）、中期流動性ファシリティー（MLF）、担保付き補完貸出（PSL）などを通じ、資金を供給し、市場金利の低下を促すと同時に過剰流動性の回避を図った。

また、11月、人民銀行は2012年7月以来、2年4カ月振りに利下げを実施し、今回の利下げで貸出金利の引き下げ幅が預金金利の引き下げ幅を上回る「非対称」な状態となった。金利市場化改革の観点から、期間分類を従来の5 期間から3 期間まで減らし、預金上限金利を基準金利の1.1倍から1.2倍に、2015年2月28日よりさらに1.3倍に拡大した。

このほか、中国銀行業監督管理委員会（銀監会）は、2014年7月1日より銀行の預貸率の算出ルールを緩和した。「商業銀行法」で定める預貸率（75%以下）の規定は不変であるものの、預貸率算出の分子と分母の内容調整により、資金供給を効率的に増やし、実体経済を下支えすることを図った。

金融自由化が引き続き進展

民営銀行の設立を許可

2014年7月以降、銀監会は深圳前海微衆銀行、上海華瑞銀行などの民営銀行5行の設立をそれぞれ認可し、12月に深圳前海微衆銀行、2015年1月に上海華瑞銀行が正式に開業した。民営銀行の設立許可は1996年の中国民生銀行設立以来18年ぶりであり、今後も民間資本の銀行業への進出が期待される。

預金保険制度の確立が本格化

2014年11月、中国人民銀行策定の「預金保険条例（案）」が発表された。意見聴取や全人代の採択を経て、2015年5月1日より正式に実施する。中国では、預金保険制度の導入に向け1993年より準備作業を開始したが、20年の検討を経てようやく本格的に導入することにこぎつけた。預金保険制度の導入は預金金利の自由化に向けての制度整備の重要な一環であり、今後、金利自由化のペースは一段と速まると予想される。

人民元対ドル相場の日中変動幅が拡大

2014年3月、中国人民銀行（PBOC）は銀行間直物市場（インターバンク・スポット市場）における人民元の対ドル日中変動幅を、PBOCが公表する基準値の±1%から±2%へ拡大した。日中変動幅の拡大は、人民元為替レート決定において市場の役割のさらなる拡大および常態化した介入の減少を意味する。4月から10月までに、人民銀行の外貨ポジションが110億元減少したなど、人民銀行が介入を減らしたと見られる。

中国（上海）自由貿易試験区（FTZ）で金融改革開放が進展

中国（上海）自由貿易試験区（FTZ）での金融改革開放が着実に進められている。第1に、自由貿易口座の開設は投融资の便利化、資本取引自由化の媒介になるとして中国（上海）自由貿易試験区における金融改革で最も注目を浴びている。第2に、「クロスボーダー人民元双方向プーリング」が試行され、現在はすでに全国に広げられている。第3に、中国人民銀行上海総部は2015年2月に、中国（上海）自由貿易試験区に進出した企業などに対し、海外からの資金調達規制を大幅に緩和し、資本勘定の自由化や投融资のための為替便利化にむけて重要な一歩を歩み出した。

このほか、2014年12月に、国務院は中国（上海）自由貿易試験区に続く、広東省・天津市・福建省で新たな自由貿易試験区の設置を決定し、2015年1月に上海自由貿易試験区で施行されていた改革・開放の一部措置である、投資管理・貿易利便化・金融・サービス業開放・事中事後管理の29項目を全国へ拡大するなど、金融の自由化が進展している。

外国銀行の動き

2013年末時点で、外国銀行は100%出資の現地法人を42行設立し、285の支店を有しているほか、外国銀行が92の支店、187カ所の駐在員事務所を設置している。外資銀行の資産総額は2兆5,600億元と前年比で7.45%増加し、中国銀行業の資産総額の1.73%を占めている。

2014年12月に、国務院は改定後の「中華人民共和国外資銀行管理条例」を公表し、外国銀行の中国での支店設立条件や人民元業務の取扱い条件の緩和など外資銀行に対する規制を大幅に緩和した。

2015年の銀行業の展望

2014年12月の中央経済工作会议では、2015年も穏健な金融政策を堅持するとしているものの、内外経済の先行きが依然として不安定な中において、安定成長の維持に重点を置き、緩和基調に動くと予想する。2月4日、人民銀行は2012年5月以来、2年9カ月振りに預金準備率の引き下げを実施したほか、2月28日に今年2度目で利下げを実施し、今後も追加の利下げや預金準備率の引き下げなどの金融緩和が予想される。かかる中、貸出が引き続き増加することから、銀行の業績は安定的に推移することが見込まれる。しかし、経済の減速、不動産市場の

低迷、生産能力の過剰などを背景に中国銀行業は不良債権のさらなる拡大が懸念されているほか、ネット金融や金利の自由化に伴う競争激化などの課題に直面し、リスク管理の強化、経営革新などの対応が求められる。

2015年は全面的な改革深化を進めていく上で重要な一年であり、金融の自由化の面では預金保険制度の確立、銀行破産メカニズムの導入、金利・為替の自由化推進、民営銀行の設立、上海等の自由貿易試験区での資本勘定の自由化推進など、重要分野における改革が本格的に展開されることが期待される。

＜建議＞

①金融の自由化にかかわるロードマップ

- ・2013年の三中全会で打ち出された金融自由化については、これまで貸出金利の自由化や預金金利の上限緩和、また預金保険条例の施行などを通じ進捗していると認識している。一方で、資本取引の自由化についてはまだ明確な青写真が示されていない。
- ・これら金融の自由化は、中国の実体経済や企業活動、また金融業の営業環境に大きな影響を与えられることから、可能な限り今後の自由化のスケジュールやロードマップを明確にしていきたい。また、預金保険制度の実施にあたっては、預金保険料率算定につき合理的かつ透明性の高い基準の導入をお願いしたい。

②中国（上海）自由貿易試験区を利用したクロスボーダー取引の柔軟な取扱い

- ・中国（上海）自由貿易試験区の諸政策の他地域への展開を実効的なものとするため、中国（上海）自由貿易試験区と全国版で異なる規定の統一化を進め、運用ルールの明確化を目指していきたい。さらには人民元と外貨で異なる規定の統一化もご検討いただきたい。
- ・具体的なスキーム構築においては、関連当局からエビデンスにかかわる要件等で詳細な口頭指導を受けるケースがある。試行という原則に立ち返り、規定の範囲内である程度自由な運用をご検討いただきたい。スキーム導入後の事後モニタリングにおいても、利便性と管理負荷のバランスにできるだけ配慮いただきたい。

③国外投資家の国内証券投資枠（QFII・RQFII）の拡大について

- ・中国国内の効率的な資本市場の育成は三中全会でも政府方針として示されているが、日本をはじめとする豊富な投資資金を中国市場に呼び込み、国内資本市場を一層活性化させるためにも、QFII枠・RQFII枠の拡大を引き続きお願いしたい。

- ・このうちRQFII枠は人民元の国際化促進の一環として、2013年以降香港以外にも世界各国・地域に設定されているが、現状日本には設定されていない。同枠の日本への適用についてもご検討いただきたい。

④債券引受け資格の外資金融機関への開放

- ・債券市場を含む多層的な資本市場の育成は、上記の通り金融自由化や直接金融の比重を高めるとの政府方針にも適うものと認識される一方で外資金融機関に対する債券引受け資格の開放は参入基準の問題もあり進んでいない。
- ・海外の債券業務でも豊富な経験を持つ外資金融機関を参入させることにより、債券市場の効率化、市場の活性化、投資家層の裾野拡大につながるものと考えられることから、資格開放に向け弾力的な取扱いをお願いしたい。

⑤CD発行資格の外銀への開放

- ・金融機関によるCDの発行は2013年から解禁されているが、現状地場銀行を中心に開放されており、実質地場系と見られる銀行を除いては、外銀にはほとんど認められていない状況にある。
- ・邦銀は、日本や海外の市場で豊富なCDの発行実績があり、今後の金利自由化の進展、CD発行市場の拡大に貢献できると考えられることから、CDの発行資格の開放につき柔軟な運用をお願いしたい。

⑥バーゼルⅢ

- ・中国版バーゼルⅢが実施段階にあるが、バーゼルⅢそのものの内容と比較して、一部より厳格な数値目標が設定されている部分がある。特に、2.5%の貸出引当率（「貸放準備率」）の要請については、バーゼルⅢ（原案）では規定されていない項目であり、実際の運用方法、運用時期については柔軟な対応をご検討いただきたい。

⑦各地域・各行政機関における規定解釈の統一について

- ・規制緩和や新たな業務の開放を進める中で、実際の運用細則やその解釈が地域や関連する行政機関によって異なるケースが引続き散見される。
- ・結果として、規制緩和の大枠が示されても、実際に業務を行うまでに許認可権を持つ担当部局の確認や必要要件の確認などに多くの時間がかかり、その恩恵が実現されにくい状況が存在している。金融自由化の実効性を高めるためにも引き続き規定解釈の統一化や、運用細則の明確化を進めていただけるようお願いしたい。

2. 生命保険

2014年の中国生保市場は、保険料収入が前年比18.1%増と再び2ケタの成長率となった。大手4社のシェアが低下する一方、高キャッシュバリュー商品で規模を拡大する中小生保や銀行傘下の生保がシェアを拡大させた。外資系生保シェアは5.8%と前年比0.2ポイントの微増にとどまった。2014年末時点の生保会社数は71社（中資系43社、外資系28社）と前年末より中資系が1社増加した。2014年8月に「現代保険業の発展加速に関する国务院の若干の意見」（中国語名「国务院关于加强发展现代保险服务业的若干意见」（新国十条））が発表され、今後の保険業界の発展を加速する方針・対策および2020年までの数値目標などが示された。

市場概況

保険料業績

2014年の生保保険料は前年比18.1%増の1兆2,690億元となり、4年ぶりに2ケタ成長となった。上場大手4社（中国人寿・平安人寿・太平洋人寿・新华人寿）は増収となったものの、平安人寿以外は1ケタ台の成長にとどまり、保険料シェアは業界トップの中国人寿が前年の34%から27%と7ポイント下落、上場大手4社シェアも前年の69%から57%まで低下した。一方、銀行窓販やネット販売を通じた高キャッシュバリュー商品で規模を拡大する中小生保や銀行傘下の生保がシェアを拡大させた。外資系生保シェアは5.8%と前年比0.2ポイントの微増にとどまった。2014年末時点の生保会社数は71社（中資系43社、外資系28社）と前年末より中資系が1社増加した（表1、2）。

表1：生命保険料収入の成長率推移

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
生保保険料収入前年比	28.9%	6.8%	4.1%	7.9%	18.1%

出所：中国保監会HP

表2：中資系生保会社と外資系生保会社の市場シェアと会社数の推移

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
中資系	94.4% 33社	96.0% 36社	95.2% 42社	94.4% 42社	94.2% 43社
外資系	5.6% 28社	4.0% 25社	4.8% 26社	5.6% 28社	5.8% 28社

出所：中国保監会HP

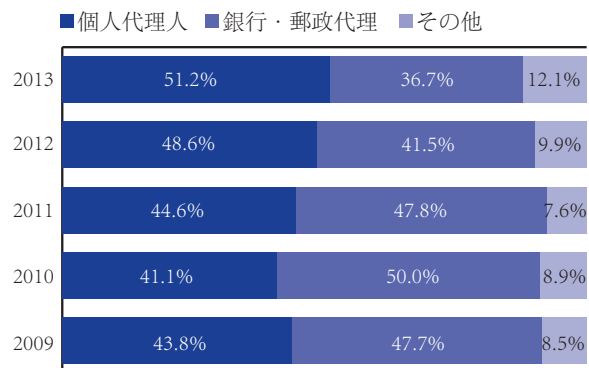
商品・販売チャネルの動向

生保の主要販売チャネルは個人代理人と銀行・郵政代理を通じたものであり、全保険料の9割近くを占めている。近年、銀行窓販に対する規制などから銀行・郵政代理の占率が徐々に低下傾向にある一方、個人代理人による販売占率が上昇している。また、その他の販売チャ

ネルとしては、インターネットの普及によりネット販売チャネルが規模を拡大してきている。

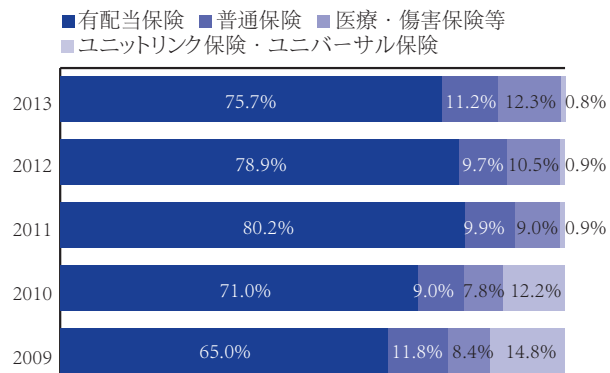
販売商品に関しては、有配当保険が7割以上を占めている。近年では有配当保険の占有率が徐々に低下する一方、2013年8月に普通保険（無配当死亡保険・生存保険・養老保険）の予定利率が一部自由化されたこと、医療保障ニーズが向上していることから、普通保険・医療保険の占率が徐々に上昇傾向にある（表3、4）。

表3：販売チャネル別保険料占率推移



出所：中国保険市場年報

表4：販売商品別保険料占率推移



出所：中国保険市場年報

保険業界を巡る動向

現代保険業の発展加速に関する国务院の若干の意見（新国十条）

2014年8月に「現代保険業の発展加速に関する国务院の若干の意見」が発表された。10条・32項目から構成されており、2006年に発表された「保険業の改革・発展に関する国务院の若干の意見（中国語名「国务院关于加强发展现代保险服务业的若干意见」、「国十条」）」に対して「新国十条」と呼ばれている。社会保障体系における商業保険の役割や今後の保険業界の発展を加速する方針・対策が示されるとともに、数値目標として2020年に保険密度（収入保険料の対GDP比率）を5%、保険深度（国民一人当たり収入保険料）を3,500元に引き上げることになっている。生保に関連する内容では、保険によるセーフティネット構築を通じた多層的な社会保障体系の形成

が目標とされ、商業保険を社会保障の重要な補作用的な作用として年金商品サービスの革新と多様な健康保険サービスを発展していくことなどが盛り込まれている。

銀行窓販に対する規制

中国保険監督管理委員会（以下、「中国保監会」）は銀行窓販において健全な発展を促進するため、保障性商品・長期貯蓄性商品の割合を全体保険料の20%以上とする、加入者年齢を65歳までとする、保険料は家計収入の一定割合までとする、保険手続書類の文字を一定の大きさにして銀行の書類と区別する、クーリングオフ期間を15日間に延長するなど要求する通知を発表し、2014年4月より実施された。

高キャッシュバリュー商品に対する規制

2013年に中小保険会社を中心として高利回りを謳い文句としたユニバーサル保険などの高キャッシュバリュー商品が相次いで発売され、保険料規模が全体保険料の2割を超える状況となった。こうした商品は保険収益を圧迫する可能性があり流動性リスクが高いため、中国保監会は保険会社に対してソルベンシーマージン比率が150%以上、保険料は資本金の2倍までなどとする制限の通知を発表し、2014年1月から適用された。

ネット保険販売に関する弁法

ここ数年インターネットの普及に伴い、ネット保険販売の規模はますます拡大しており、2014年の保険料は353億元と前年の7倍近くにまで成長した。こうしたネット保険販売の急速な発展に対応するため、2014年12月にネット保険業務に関する弁法の意見稿が出された。注目されるのは、ネット保険販売の経営区域に関して、相応の内部管理能力を有し、顧客サービスニーズを満足できる状況において傷害保険・定期保険・終身保険など簡易的な保険についてのみ販売区域を開放している点である。

資産運用に関する規定

2014年の資産運用に関する中国保監会の管理監督状況は、投資先の拡大をすすめるとともに、厳格な運用管理を実施するといったものであった。2014年に中国保監会から出された資産運用に関する部門規則・規範性文書は10余りにのぼった。2014年1月には資産運用配分に関する新規定が出され、資産区分を流動性・固定収益・権益・不動産・その他の5つに大分類されることとなり、従来に比べ、株式・証券投資ファンド・不動産投資に関する資産運用配分の比率が緩和された。こうした状況を受け、一部の生保会社では海外不動産購入など海外投資を加速させたところもみられた。

リバースモーゲージ

中国保監会は2014年6月にリバースモーゲージの試験展開に関する指導意見を出した。この指導意見では、2014年7月から2年間、北京・上海・広州・武漢の4都市をリバースモーゲージの試験実施都市として定めた。また参加可能な保険会社は、開業5年以上、登録資本20億

元以上、直近のソルベンシーマージン比率が120%以上などの条件を満たす必要がある。リバースモーゲージは一般に長期間で、不動産価格・利率などの不確定要素が多く、土地所有権の問題もあり、保険会社にとってリスクが高いとみられることから、現状、一部の生保会社は積極的に実施を進めているが、多くの生保会社は状況を静観している。

2015年の展望

2014年に「新国十条」が出され、商業保険の重要性は今後さらに向上することが予想される。保険販売面では、「新国十条」の中にも明記されている個人税収繰延型の年金商品に関して上海地区などを中心に2015年内実施に向けた準備が進められており、今後の動向が注目されている。また、2013年8月に普通生命保険の予定利率について一部自由化されたのに続き、現在ユニバーサル保険の予定利率についても自由化に向けた準備が進められており、生保商品販売の段階的な規制緩和が進展するものとみられる。さらに、各地域と民間保険会社との連携を軸とする「大病医療保険制度」も範囲が拡大されてきており、今後もさらなる範囲拡大が推進されるとみられる。一方監督管理面では、2009年以降6年ぶりとなる保険法改定について準備が進められている。今回は経営規則・監督管理・法律責任等に関して重点的に改定され、改定箇所は50カ所以上にのぼる見通し。また、中国保監会は保険会社の支払い能力に関する新しい管理監督体系であるいわゆる「ソルベンⅡ」の導入準備を進めている。こうしたことから、生保を取り巻く環境はさらに市場規模の拡大が図られるとともに、監督管理部門による適切な規制や各社の自律的改善を通じた健全化の進展が期待される。

<建議>

①中国生保業進出時の出資上限について

外資系生保が中国に参入する場合、合併企業の設立を義務付けられている。加えて、外資の出資比率は50%が上限になっている。同制限の緩和を要望したい。

②合併生保を設立した後の中国全土への展開時の支店開設について

外資合併生保は、中国保険監督管理委員会または進出先の中国保険監督管理委員会監督管理局より、複数の支店の設立申請を同時に行ってはならない旨を通達されている。仮に申請したとしても、同時に審査・承認されることはないと言われている。

新たな支店の設立許可証の申請過程において、外資合併生保が中国企業と同等の国民待遇を受けられるよう要望したい。

③資産運用面について

外資合弁生保に対して、合理的な範囲内で資産運用における投資の許可範囲を拡大してほしい。

④保険代理会社の設立について

外資系生保は、25%以上の保険代理会社への出資を認められていない。

先進的な保険コンサルティングノウハウを伝播する手段として、現状、明文化はされていないものの、実質的に制限されている保険代理会社の外資出資制限の撤廃、さらに、保険代理会社への外資系生保による100%出資を要望したい。

⑤その他

・面接試験の要件緩和について

中国内国生保・外資合弁生保に出資を行い、役員を派遣する際に、当該役員に対して要求される試験が中国語のみの面接形式で行われ、しかも試験の内容も高度化する傾向にある。中国人もしくは相当中国語能力に長けている人材以外を排除することにつながっている。人材確保が困難となるため、条件の緩和などの対応を検討いただきたい。

・中国保険年鑑等の整合性について

統計データに連続性がなく、データそのものも確実かどうか疑問が残る。中国保険年鑑は、省ごとに集計方法が異なっており統一性が取れていないケースも多く、データ収集が困難な状況にある。統計の仕様を統一するなどの対応を望む。

3. 損害保険

中国損害保険市場の現状

市場成長力の強さ

中国損害保険市場は、1979年から始まった改革開放以来、急速な経済発展や国民の生活水準の向上に伴い成長を続け、2014年は元受収入保険料ベースで7,544億元に達した。2014年の中国経済はGDP前年比7.4%増と安定成長期に入りつつあるが、損害保険は2010年の伸び率34.5%には及ばないものの、2014年度もGDP成長率を大幅に上回る成長を遂げ、保険料規模は5年前の約2.5倍、10年前の約7倍の規模に成長している。また、2013年資料となるが、損害保険市場規模はその前年の世界第5位から第3位に躍進した。2015年についても、引き続きGDP成長率を上回る2ケタ成長が見込まれる。

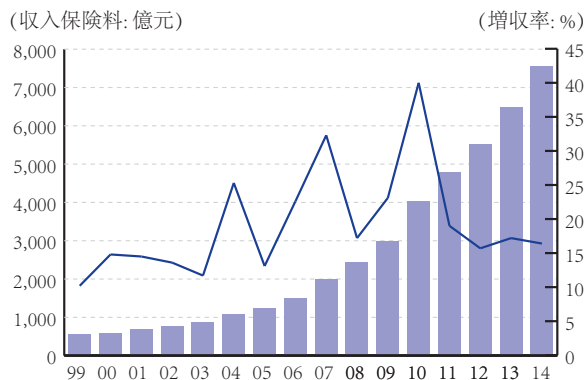
表1：2009年～2014年中国損害保険市場の発展状況

(単位：億元)

年度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
元受収入保険料	2,993	4,027	4,779	5,529	6,481	7,544
対前年比	22.40%	34.50%	18.70%	15.70%	17.20%	16.41%

出所：中国保険監督管理委員会（CIRC）HP

図1：中国損害保険収入保険料・増収率の推移



出所：中国保険監督管理委員会（CIRC）HP、中国保険年鑑より作成

政策動向からみる中国損害保険市場の展望

2014年8月13日に「現代保険業の発展加速に関する國務院の若干の意見」（中国名「国务院关于加强发展现代保险服务业的若干意见」）以下「新国十条」）が発表された。2006年発表のいわゆる「国十条」により、「保険深度」（収入保険料の対GDP率）並びに「保険密度」（国民一人あたり収入保険料）がそれぞれ大幅に上昇したものの、両指標とも、いまだ諸外国に比較し低い状況である。「新国十条」は、こうした「市場規模が小さい」、「サービスが行き届いていない」、「リスク分散機能が不十分」といった現状打破のために打ち出されたもので、2020年までに保険深度と保険密度をそれぞれ5%、

3,500元(生損保計)に引き上げることが目標とされた。

「新国十条」は、まず以下の6つの分野で保険業の発展を加速する方針を示している。

- ①各種ニーズに応じた保険商品の開発等を通じ保険市場を拡大
- ②環境汚染や食品安全に関する責任保険の普及を通じ、保険リスク管理機能を向上
- ③巨大災害保険制度の整備等を通じた損害補償機能の向上により、社会全体の災害・事故対応力を強化
- ④農業保険の多様化、農村年金保険等の充実で、「三農」関連商品の開発・普及を図る
- ⑤保険会社の資産運用に対する規制緩和や保険の普及を通じて経済効率性の向上を図る
- ⑥改革開放の一層の推進や再保険市場の整備を通じ、保険業のグレードを高める

また上記分野の発展を支える体制作りについても、以下の3つの対策を打ち出している。

- ①保険業に対する監督管理の強化による経済・社会リスクの防止・軽減
- ②保険業の発展環境の改善に必要なインフラの整備促進
- ③現代保険業に対する発展支援策の強化（保険業関連の税制・財政補償制度の見直し等）

以上のような政策により、さらなる保険業改革が推し進められると同時に、引き続き高い成長率の維持が期待できるであろう。

表2：2013年 世界損害保険市場規模比較

国・地域	収保総額 (百万ドル)	順位	世界分布	保険密度 (ドル)	保険深度
中国	125,844	3位	6.19%	91.1	1.36%
米国	726,397	1位	35.73%	2,295.50	4.32%
ドイツ	132,813	2位	6.53%	1,585.00	3.56%
日本	108,773	4位	5.35%	860.90	2.26%
英国	106,750	5位	5.25%	1,087.30	2.75%
フランス	94,598	6位	4.65%	1,345.20	3.23%
韓国	54,223	9位	2.67%	1,079.40	4.43%
全世界	2,032,850	-	100.00%	285.5	2.75%

出所：Sigma World insurance in 2013

表3：2013年 世界損害保険市場保険密度比較

順位	国・地域	損害保険料（ドル）
1	オランダ	4,466.40
2	スイス	3,490.40
3	米国	2,295.50
4	ルクセンブルク	2,253.80
5	カナダ	2,075.20
6	ニュージーランド	2,046.60
7	ノルウェー	1,695.70
8	デンマーク	1,686.50
9	オーストリア	1,588.70
10	ドイツ	1,585.00
22	日本	860.90
66	中国	91.10

出所：Sigma World insurance in 2013

損害保険業の具体的な問題点

外資系損害保険会社の現状

2014年末時点での中国の損害保険会社は65社。そのうち、中資系損害保険会社が43社、外資系損害保険会社は22社となっている。元受収入保険料総額を比較した場合、中資系損害保険会社が7,376億5,621万元に対し、外資系損害保険会社は167億8,390万元となっている。中国のWTO加盟後、既に10年以上が経過し、外資系損害保険会社に対する規制は徐々に撤廃され、拠点数等の速度も以前に比べ多少速まっていることから、当局の開放姿勢が窺えるが、原則拠点数設定地域に営業範囲が限られていることもあり、市場規模で比較すると、元受収入保険料ベースでの外資系損害保険会社のマーケットシェアは、拡大しているものの、僅か2.22%の低位に留まっている（2014年は、元々中資系の保険会社の出資マジョリティを外資が取得したため外資系となった保険会社があった。こうした特殊事情もあり、マーケットシェアは前年比0.94%増となっている）。

WTO加盟後13周年を迎えた今日、外資系損害保険会社へも内国民待遇が適用され、平等な環境下で消費者により良いサービスの提供が期待されている。そのためにも、行政手続の簡素化が実現され、外資系損害保険会社の拠点数設定認可がさらにスピードアップされることを期待する。

また、現在拠点数の無い地域でも、投資総額1.5億元以上かつ保険料総額が40万元超の大規模商業物件については、許認可取得地域以外（以降、「異地」と称す）の拠点数から引受が可能だが、顧客サービスの向上および経営効率化の観点から、大規模商業保険の異地引受の対象保険種目として、企業物件に必要な全種目を対象としていただけるよう、強く期待する。

表4：2014年中国系損害保険会社の収入保険料および市場シェア（単位：万元）

会社名	拠点数 (本支店)	2014年度 元受収入保険料	市場シェア
中国人民財産保険	39	25,241,924	33.46%
平安財産保険	40	14,285,734	18.94%
太平洋財産保険	42	9,283,733	12.31%
国寿財産保険	33	4,039,742	5.35%
中華聯合保険	24	3,486,517	4.62%
大地財産保険	37	2,235,805	2.96%
陽光財産保険	36	2,117,341	2.81%
輸出信用保険	26	1,811,836	2.40%
太平保険	28	1,326,979	1.76%
天安保険	32	1,115,256	1.48%
華安財産保険	30	761,614	1.01%
永安財産保険	23	699,368	0.93%
英大財産保険	24	651,181	0.86%
華泰財産保険	32	637,239	0.84%
永誠財産保険	31	584,367	0.77%
中銀保険	22	532,514	0.71%
安邦財産保険	37	513,541	0.68%
都邦財産保険	32	357,602	0.47%
信達財産保険	19	351,182	0.47%
紫金財産保険	22	336,698	0.45%
その他（23社計）	-	3,395,448	4.83%
中資系損害保険会社小計	-	73,765,621	97.78%
全損害保険会社合計	-	75,444,012	100.00%

出所：中国保険監督管理委員会（CIRC）HP、各社HP

表5：2014年外資系損害保険会社（合併含む）の収入保険料および市場シェア（単位：万元）

会社名	国・ 地域名	拠点数 (本支店)	2014年度 元受収入 保険料	市場 シェア
アクサ	フランス	23	661,676	0.88%
グルパマ	フランス	6	146,331	0.19%
チャーティス（AIU）	米国	4	117,295	0.16%
Starr Property & Casualty Insurance (China)	アメリカ	9	106,447	0.14%
アリアンツ	ドイツ	2	89,614	0.12%
リバティ	米国	4	81,814	0.11%
三星火災保険	韓国	7	80,718	0.11%
富邦産物保険	台湾	4	66,050	0.09%
国泰産物保険	台湾	11	54,748	0.07%
三井住友海上火災保険	日本	4	50,203	0.07%
東京海上日動火災保険	日本	5	49,599	0.07%
チューリッヒ	スイス	1	45,167	0.06%
損害保険ジャパン	日本	5	34,232	0.05%
ジェネラル	イタリア	6	25,564	0.03%
ロイヤルサン・アライアンス	英国	3	17,573	0.02%
現代海上火災保険	韓国	2	12,928	0.02%
チャブ	米国	2	12,856	0.02%
LIG	韓国	1	11,210	0.01%
日本興亜損害保険	日本	2	5,419	0.01%
あいおいニッセイ同和損害保険	日本	2	5,385	0.01%
XLインシュランス	米国	1	3,479	0.01%
ロイズ	英国	1	82	0.00%
外資系損害保険会社小計	-	-	1,678,390	2.22%
全損害保険会社合計	-	-	75,444,011	100.00%

出所：中国保険監督管理委員会（CIRC）HP、各社HP

自動車交通事故責任強制保険 (自動車交通事故責任強制保険)の現状

日本の自動車賠償責任保険(自賠責保険)に相当する自動車交通事故責任強制保険(机动车交通事故責任強制保険、以下「自賠責保険」と称す)が施行されて以降、8年以上経過した。

2013年の自動車保険料収入は、自賠責保険が前年比13.01%増の1,259億元、任意保険が前年比19.75%増の3,462億元、合計前年比17.88%増の4,721億元となり、全保険種目の72.84%を占めている。

2013年、自賠責保険引受車両は前年比13.95%増の1.47億台となり、過去最高を更新した。一方、2013年のEI損害率(発生損害額/既経過保険料)は、2012年公布の「道路交通事故損害賠償案件の審査処理に関する適用法律若干の解釈」(中国名「关于审理道路交通事故损害赔偿案件适用法律若干问题的解释」)で、保険会社の訴訟地位が有利となったこともあり、73%と前年に比べ若干改善はしているものの、なお高い損害率となっている。

引受成績の悪化は、主に損害率の悪化によるものであり、所得増による対人賠償額の拡大、修理代等の高騰、地域格差が大きい中国で統一料率を使用している問題、裁判所による判定基準が地域により差異があること等が、損害率悪化の主要因として挙げられる。また、一部の裁判所では、自賠責保険約款で定めた賠償限度額以上の保険金支払いを保険会社に命じる判決が出され、保険会社が支払わざるを得ないケースが続出している他、後遺障害の認定についても地域毎に差異が発生する事も多く、自賠責保険引受損益は5年連続慢性的な赤字である(税引後利益は投資収益があり2億元のプラス)。

日本では各保険会社が自賠責保険を引受後、保険料を共同プールにて管理し、業界全体でノーロス・ノープロフィットの実現を図っているが、中国では共同プールが無く、各社が独自に別会計で収支管理を行い、各社毎のノーロス・ノープロフィット方式を採用している。そのため一部の保険会社では法律上引受義務があるにもかかわらず、損害率の高いオートバイ、営業用自動車、トラック等の自賠責保険の引受を避けており、社会問題となっている。自賠責保険制度の健全な発展が社会の安定に寄与するためにも、日本同様の自賠責プールの早期設立を期待する。

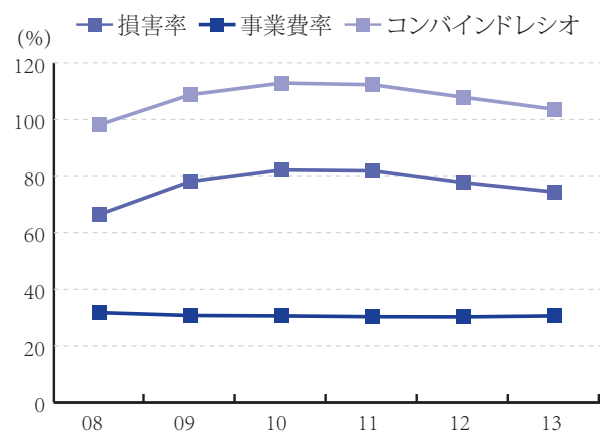
また、国務院は外資系損保会社に対し、自賠責保険を2012年5月に開放し一部日系損保にも2014年4月、ようやく自賠責保険を取扱うために必要な経営範囲変更(取扱業務拡大に伴う定款上の修正)に関する許認可があり、その後日系3社においては商品認可取得に至っている。自賠責保険の健全な発展のため、公平かつ持続可能な運営をお願いすると共に、今後当該制度の安定的運営に向けさらなる法律・制度の見直しが進むことを期待する。

表6：2008年～2013年(全社ベース) 自賠責保険
収支推移

項目	2008	2009	2010	2011	2012	2013
引受台数(万台)	6,969	8,502	10,100	11,400	12,900	14,700
収入保険料(億元)	553	668	841	983	1,114	1,259
引受損益(億元)	10.3	▲53	▲97	▲112	▲83	▲43
税引後利益(億元)	17.6	▲29	▲72	▲92	▲54	2.0
損害率	66.40%	78.02%	82.25%	81.95%	77.60%	73.00%
事業費率	31.75%	30.74%	30.60%	30.31%	30.25%	29.31%
コンバインドレシオ	98.15%	108.76%	112.85%	112.26%	107.85%	103.60%
引受会社数(社)	26	30	33	36	42	50
黒字会社数(社)	10	7	1	3	10	15

出所：2014年中国保険年鑑、毎日経済新聞

図2：自動車保険指標推移(全社ベース)



出所：金融時報より作成

保険法に定める保険関連業務をめぐる問題

「被保険者の保護」、「監督管理および危険防止の強化」、「保険サービス領域のさらなる拡大」を主な目的とし、2009年2月に中国保険法が7年ぶりに改訂され、同年10月1日に施行された。新保険法・第95条(3)には、保険会社の経営範囲として「国務院保険監督管理機構が批准する保険に関連するその他の業務」が認められ、保険会社の経営領域が広がり、顧客サービスの幅を拡大することができるようになった。しかしながら、外資保険会社は保険法以外に「外資保険公司管理条例」の制約も受けており、同管理条例第3章業務範囲で「その他の業務」が認められていないため、中資系保険会社と同様の保険関連業務が行えない状況にある。日系の各損害保険会社は他の諸外国の現地法人において、リスクマネジメントサービスの提供、日本本社の貨物保険ポリシーのクレームエージェンツを実施するケースが多く、顧客サービスの拡大と事業の多角化により、経営の安定を図っている。中国でも和諧社会実現のために保険会社の期待される社会的役割も増えており、「外資保険公司管理条例」の早期改訂により、事業範囲の拡大ができるよう要望する。

＜建議＞

- ①2014年末WTO加盟13周年を迎え、さらなる保険市場の開放と外資保険会社の内国民待遇の進展を期待しているが、行政手続の簡素化により、さまざまな申請に対する許認可のスピードを速めていただけるよう要望する。
- ②大手グローバル企業の中国への投資をさらに促進させるべく、同一企業グループの現地法人に対し、中国内で統一した保険サービスの提供を可能にしていきたい。また、顧客への総合的なリスクコントロールサービスを可能にするため、大規模商業保険異地引き受けの対象保険種目として、企業物件に必要な全種目を対象としていきたい。
- ③2012年4月に兼業代理店の新規登録について、暫定停止となっているが、その弊害として歪な登録形態による募集などかえって混乱をきたしている。消費者利便性、保険サービスの向上、保険普及の観点より、厳格な募集人制度や禁止行為の構築など明文化したうえで、兼業代理店の暫定停止措置の解除をお願いしたい。
- ④各地域の同業公会では、「自律公約」が制定されているが、地域で対応が異なり、形骸化している地域と従来通り実施している地域があるため、大陸全土に展開する顧客への統一した保険サービス提供が困難となっている。自律公約運営に対する政府部門間での調整を実施いただき、統一見解を示していきたい。
- ⑤自動車保険・自賠責保険のシステムが、各地により異なる仕様となっている。保険サービスの向上、保険普及、および各社が負担するシステム開発・メンテナンスコスト削減の観点から、今後自動車・自賠責保険システムの改定が予定される場合には、大陸全土のシステム統一化を視野に改定を行っていただきたい。

4. 証券

2014年末時点の世界の株式市場のうち、日中株式市場の時価総額は、日本取引所（現物は2013年7月16日以降東証に統一）が4兆3,780億ドルで世界第3位（前年と同ランク）、上海証券取引所が3兆9,325億ドルで第4位（前年第7位）、深圳証券取引所が2兆724億ドルで第8位（前年第11位）であった。中国全体では6兆49億ドルとなった。

2014年の世界の株式売買代金のうち日中の株式売買代金は、上海証券取引所が6兆852億ドルで世界第4位（前年第5位）、深圳証券取引所が5兆9,410億ドルで第5位（前年第4位）、日本取引所（東京）が5兆4,439億ドルで第6位（前年第3位）であった。中国全体では12兆261億ドルとなった。

中国の証券業界状況

対内証券投資と対外証券投資

2002年11月、外国人投資家による国内証券市場への投資を認めるQFII（適格外国機関投資家、Qualified Foreign Institutional Investorsの略称）制度が導入されている。2015年2月末時点で265社が合計697.23億ドルの運用枠を認められている。うち日本勢は19社、26.04億ドルとなっている。また、2011年12月、オフショア人民元を中国本土で運用するためのRQFII（人民元建て適格外国機関投資家）制度が導入された。2015年2月末時点で、103社が合計3,115億円の運用枠を認められている。

一方、中国国内の金融機関による対外証券投資として、2006年4月、QDII（適格国内機関投資家、Qualified Domestic Institutional Investorsの略称）制度が導入されている。2015年2月末時点で、131社が合計875.93億ドルの運用枠を認められている。

合併証券会社および合併運用会社の新設・再編

2014年、証券業では合併証券会社の設立はなかった。アセット・マネジメント業では、基金管理会社（運用会社）が計6社新設されたが、合併運用会社の設立はなかった。

具体的な問題点と改善状況

外資による中国証券業およびアセット・マネジメント業への参入規制緩和

外資による証券業への参入は、2001年のWTO（世界貿易機関）加盟以前は、個別の認可によって認められたケースもあったが、正式に認められたのはWTO加盟後である。外資の参入は、主に合併会社の設立による形式であり、WTO加盟時は33%が外資の出資上限となってい

た。また、合併会社には、国内系証券会社の主要業務の一つである国内投資家向け上場株式（A株）のブローカレッジ業務やトレーディング業務が認められておらず、認可取得時期も明示されていなかった。2014年末時点で登録証券会社は120社あり（中国証券業協会）、うちWTO加盟と前後して合計13社の証券会社が認可されているが（うち2社は既に合併を解消）、WTO加盟以前に認可された中国国際金融と中銀国際証券は、例外的にA株のブローカレッジ業務やトレーディング業務が認められている。また、破綻した証券会社の処理費用負担などを通じて、実質的にフルラインの国内証券業務への進出を実現しているケースもある。2012年10月には、①合併証券会社の外資出資上限の49%への引き上げと、②経営期間が満2年を経過すれば、ライセンスの拡大を申請できる内容の細則が公布されている。

中国で証券投資信託の設定・運用を行う基金管理会社は、2014年末時点で95社設立されており、うち47社が外資系基金管理会社となっている（うち日本勢は3社）。証券業と同様に、WTO加盟当初、外資33%出資の合併による基金管理会社の設立が認められ、その後、出資可能な比率が49%まで引き上げられている。

外資参入規制については、2014年1月の中国証券監督管理委員会（証監会）による全国証券期貨監管工作会議で、「証券・先物業の外資参入規制を段階的に開放し、外資金融機関の出資比率規制を撤廃し、外資証券・先物経営機関による独立子会社や支店の設立を容認し、合併証券会社のライセンス制限を撤廃する」との方向性が確認された。続いて2014年5月、国務院は「資本市場の健全な発展をさらに促進するための国務院の若干の意見」（新9条意見）を公表し、「外資が資本参加・支配する国内の証券・先物経営機関の経営範囲を適時に拡大する」との方向性を確認した。しかしながら、2015年3月13日に国家発展改革委員会および商務部が公表した「外商投資産業指導目録（2015年改正）」では、証券会社・基金管理会社ともに、現行規制が継続する内容となっており、外資参入規制の段階的開放の方向性との間で齟齬が認められる。加えて、中国本土－香港間のCEPA（経済貿易緊密化協定）補充協議十では、香港資本の証券会社による合併証券会社の設立について、進出地域を限定しながらもフルライセンス、外資出資比率51%以上、証券会社以外の中国側合併相手の容認といった優遇条件が設定されており（マカオ資本の証券会社も同様）、内外無差別の観点から課題である。

また、2013年10月から始まった「中国（上海）自由貿易試験区」（上海FTZ）では、ネガティブリストを採用したサービス業の対外開放の実験を行っている。証券分野も実験対象となつてはいるが、上海FTZでの証券業およびアセット・マネジメント業への外資参入は、2013年版ネガティブリストでも2014年版ネガティブリストでも、既存の中央レベルの参入規制が課され、実効性のある実験ができない状況となっている。2015年3月からは、天津市、福建省、広東省にもFTZが拡大されることとなっており、上海市と同様、証券業およびアセッ

ト・マネジメント業への外資参入規制は共通の課題である。

他に証券業では、証券投資顧問会社について、CEPA 補充協議六の下で、香港証券会社のみを対象に、①中国本土証券会社との合併形式（中国本土証券会社の子会社扱い）、②外資出資上限は33%、③ライセンスは投資顧問業務、④設立地は広東省、との条件での外資進出が容認されている。一方、中国証券業協会は、2015年1月19日、上記の新9条意見を受け、証券投資顧問会社のライセンスの範囲に、①全国中小企業株式譲渡システム（いわゆる新三板）での登録スポンサーおよびマーケットメイック業務、②私募業務を追加した。香港以外の外資の参入が制限された中での証券投資顧問会社のライセンスの拡大は、サービス業の対外開放における内外無差別の観点から課題である。

以上に対し、日本では法制上、外国金融機関の進出を内外無差別で取り扱っている。「戦略的互惠関係」の証券分野における進展のために、また中国の証券業およびアセット・マネジメント業の業界の発展への貢献や中国企業の資金調達への貢献の観点から、各種規制緩和と規制緩和日程の公表を期待する。

国内外投資規制の緩和

QFIIの運用枠は2013年7月、既存の800億ドルから1,500億ドルへと大きく引き上げられた。但し、QFIIにしてもQDIIにしても、依然としてライセンスと運用枠の制限がある。また、非公開市場でのPE（プライベート・エクイティ）投資や不動産投資に関する法令も整備されてきてはいるが、外国人投資家による申請手続や認可基準などが必ずしも明確になっていない。

国内投資規制の緩和による外国人投資家、特に機関投資家の参画は、（1）市場の流動性提供、（2）新たな投資手法や評価手法の導入、（3）企業のガバナンスの改善等の効果が期待され、市場の質的向上に繋がるものである。しかしながら、中国の株式市場では、外国人投資家の株式保有比率は1.49%に過ぎない（2014年12月末）。逆に日本は個人投資家が18.7%、外国人投資家が30.8%となっている（2014年3月末）。また、国外投資規制の緩和は、中国投資家に分散投資の機会を提供し、国内市場の過熱を抑える効果がある。こうした中で、2014年11月17日から、人民元建ての双方向の証券投資の活性化を目的として「上海・香港相互株式投資制度」が始まり、個人投資家も双方向で上海・香港の現物株を売買することができるようになった。今後、上海以外・香港以外の相互売買制度の整備も期待したい。なお、同制度の開始直前には、個人投資家に対するキャピタルゲインの免税措置が明確にされたが、既存のQFIIやRQFIIが同制度の開始前に取得したキャピタルゲインに対しては中国当局から遡及課税の方針が出された。外国人投資家からは対中証券投資の制度リスクとして懸念が高まっている。

中国国内での外資企業のファイナンス緩和

外資企業が中国国内で資本市場を使って資金調達を行うおうとする場合、制限的に運用されているか、そもそも関連制度が無い場合がある。先ず株式市場では、合併企業の国内上場に関する法令は整備され、日本企業（事業法人）の上場実績もあるが、非居住者については上海証券取引所の国際板の開設を待たなければならない。次に外国企業（事業法人）の中国国内での債券発行については、非居住者については関連法令もなく発行自体ができない。また、居住者については、自主規制機関（中国銀行間市場取引者協会、英文略称NAFMII）の会員資格を得ることを条件に容認されている（これまで2012年1月に日系商社が外国企業として初めてCPを発行、2013年10月には日系自動車金融会社が金融債を発行）。

2014年は、①ドイツ系自動車会社のパンダ債（非居住者人民元建て債券）発行、②日系自動車金融会社の資産証券化商品発行、③日系銀行現地法人の香港での点金債発行、④英国政府のオフショア人民元建て国債発行といった個別の規制緩和が行われた。一方、中国国内での株式発行にせよ債券発行にせよ、世界有数規模となった中国の発行市場を外資企業は活かしきれていない。中国国内での外資企業のファイナンス緩和は、発行体の多様化を通じた中国資本市場の発展を促し、投資環境の改善に繋がるものである。

中国企業の海外での株式上場規則改正・緩和

中国企業のグローバル化に伴って、柔軟な財務戦略を確保できることが益々重要になっている。以前は、中国企業が海外で上場する場合、海外でタックスヘイブンのSPV（Special Purpose Vehicle）を設立し、当該SPVが上場するスキームを組むことが出来た。

一方、2006年に制定・施行された「外国投資家による国内企業の合併・買収に関する規定」（いわゆる10号令）により、SPVの設立や海外上場に関し審査・認可が厳格に行われるようになった。また、資本取引の面からは、国家外為管理局が2005年10月の75号令により、SPVが海外上場によって調達した資金を国内に持ち込む方法が制約を受けることとなった。この結果、新規にSPVを設立して中国企業が海外で株式上場を行うことは事実上困難となった。2012年12月には、中国企業の海外上場の条件を緩和しているが（純資本4億元以上、過去一年の税引き後利益6,000万元以上、資金調達額5,000万ドル以上をそれぞれ廃止）、業種によっては証監会以外の部門の認可が残っている。その後2014年12月、証監会から中国企業の海外上場時の財務審査の取消し等の緩和策が、また国家外為管理局から海外上場時の調達資金の両替審査の取消し等の規制緩和がそれぞれ行われた。今後も中国企業の海外での全面的な株式上場規則改正・緩和を期待する。

外国指数ETF市場の早期開設

外国指数ETF（Exchange Trade Funds、上場投資信託）の中国国内上場は、中国投資家に分散投資の機会を

提供し、国内市場の過熱を押さえる効果がある。また、中国投資家に対外投資を解禁するにあたり、個別銘柄であると発行体情報、証券情報の提供の問題が生じるが、株価指数のETF経由の投資であれば、情報アクセスの問題が生じず、リスク分散効果もある。加えて、ETFは原指数との連動性が高いことが信頼性のキーとなるが、中国と同一時間帯で取引が行われており、指数との連動性が実感しやすい日本株はETFを使った投資の入り口として適している。

以上の背景に加え、外国指数ETFの中国国内上場は、中国証券取引所の国際化や中国投資家の対外投資を定着させていくことにも繋がるものである。既に上場している香港株、米国株、ドイツ株のETFに続き、今後は日本株ETFの早期認可を念頭に、外国指数ETFの上場申請手続の簡素化を期待する。

クロスボーダー人民元取引規制の緩和

人民元建ての対内証券投資制度としてのRQFIIの運用枠は、香港（2,700億元）以外では、2013年10月、ロンドンに800億元、シンガポールに500億元がそれぞれ設定された。2014年以降はさらに加速し、6月にはフランスに800億元、7月には韓国に800億元、ドイツに800億元、11月にはオーストラリアに500億元、カタールに300億元、カナダに500億元、2015年1月にはスイスに500億元がそれぞれ設定された。

また、人民元建て対内直接投資は2011年の907億元から2014年には8,620億元に大きく拡大した。2011年10月に公布・施行されたルールでは、出資金額が3億元以上の場合は中央の商務部が審査することとなっていたが、2013年12月の新たなルールでは当該審査が撤廃された。それでも外国企業は、ルールの運用に関する安定的運用や予見可能性の向上に引続き関心を有している。

対内証券投資にせよ、対内直接投資にせよ、オフショア人民元の中国本土への還流ルートの整備・拡充は、人民元の国際化にも資するものである。このため、東京市場も含めたRQFIIの運用枠の一層の拡大や外国金融機関へのライセンス付与、人民元建て対内直接投資に関する認可規制の緩和やルールの安定的運用を期待する。

中国国有企業の新規公開や株式売出しに関する日本の金融機関の主幹事獲得への協力

これまで中国国有企業の大型の新規公開案件では、欧米の金融機関を中心とした主幹事選定が行われている。一方、中国の隣国である日本には、約1,600兆円に上る個人金融資産があり、中国国有企業は日本から多額の資金を有利な条件で調達することが可能である。同時に、日本は中国国有企業の経営に理解を示す株主となり、長期的視野での安心できる企業経営の基礎を提供することができる。こうした日中の事情に通じた日本の金融機関は、円建てであれ人民元建てであれ、中国国有企業の資金調達において重要な役割を果たすことができる。

<建議>

①外資による中国証券業、アセット・マネジメント業への参入規制の緩和について、以下を要望したい。

- ・参入規制の緩和と業務範囲の拡大
- ・特に証券業では、投資銀行業務と関連するホールセール業務（機関投資家向けブローカレッジ業務、リサーチ業務、投資顧問業務等）の拡大やクロスボーダーM&A業務の展開支援
- ・特に証券業では、中国側合弁相手の業種の完全自由化、もしくは既存形態の中での親子証券会社間の競合禁止ルールの撤廃
- ・他に証券業では、証券投資顧問会社への外資参入規制の緩和と業務範囲（新三板業務、私募業務等）の拡大
- ・上海等自由貿易試験区のネガティブリストから証券業、アセット・マネジメント業を削除
- ・緩和日程の公表

②国内外投資規制の緩和について、以下を要望したい。

- ・QFII・PE・不動産投資の規制の緩和
- ・申請手続・報告方法の簡略化
- ・投資に関する税制の明確化
- ・QDII等の対外投資の規制緩和
- ・上海・香港相互株式投資制度（滬港通）の他地域（上海以外、香港以外）への拡大

③中国国内での外資企業のファイナンス緩和について、以下を要望したい。

- ・中国国内市場への株式上場、特に上海証券取引所への国際板（上海国際板）の開設
- ・中国国内での債券発行

④中国企業の海外での全面的な株式上場規制改正・緩和を要望したい。

⑤日本株を対象としたETFの早期認可を要望したい。

- ・外国指数ETFの上場申請手続の簡素化

⑥クロスボーダー人民元取引規制の緩和について、以下を要望したい。

- ・RQFIIの規制の緩和
- ・オフショアからの人民元建て直接投資の規制の緩和

⑦中国国有企業・金融機関の新規公開や株式売出しを通じた資金調達支援のため、日本の金融機関も貢献すべく、主幹事獲得への協力を依頼したい。

第9章 観光・レジャー

1. 旅行

JNTOの推計によると、2014年の訪日外国人旅行者数はこれまで過去最高だった前年を約305万人上回る1,341万4,000人（前年比29.4%増）となった。主用地域である韓国が275万5,000人、中国は240万9,000人、台湾は282万1,000人が過去最高数値となった。

JNTOの訪日中国人旅行者の2015年1月の最新状況としては「日本に寄港する中国発クルーズ船は前年同月比で減少したものの（2014年1月は6便、2015年1月は4便）、円安傾向の継続により、ショッピングを目的とする個人旅行者の増加が好調な伸びに繋がった。オンライン旅行会社（OTA）とタイアップした訪日旅行商品の販売促進支援や、主要都市の地下鉄などでの広告展開も、冬の訪日旅行の需要を喚起した」とコメントされており、特に2月は春節（旧正月）に伴う中国の大型連休があったため、日本国内での銀葉カードの利用額が前年同月の3.5倍となった。中日間の報道でも、いわゆるまとめ買い「爆買い」というキーワードもブームとなった。日本側の各自治体、企業は2020年の東京オリンピックまでの訪日市場における訪日中国人市場に対する経済効果を期待しており、急激にさまざまな取り組みに着手する動きが見られるようになって来た。

一方、2014年の日本人海外旅行数は1,690万3,000人（前年比3.3%減）、中国への日本人海外旅行者数は271万7,000人（前年比5.6%減）と減少した。主に日中政治問題・環境問題に関するメディア報道が主な原因となり、日本人の中国方面行き観光プロモーションが拡大して行く傾向はない状況であり、旅行業界としても深刻な状態が継続していると受け止めている。

日本からの訪中旅行

中国国家旅遊局によると中国への日本人海外旅行者数は2011年以降、昨今の日中関係・中国国内大気汚染問題の影響から、漸減傾向（2011年比で約100万人減少）にある。日本人観光旅行者を主用事業としている現地法人日系旅行各社にとっては危機的な経営状況を脱し切れていない状況が続いている。

訪日日本人は2007年の日中国交正常化35周年時の397万人が過去最高で、2010年の373万人以降落ち込みが続いており、2014年には272万人まで減少した。272

万人はビジネス客も含んだ数字であり、レジャー市場で見ると2010年の10%程度まで落ちこんでいる。中国大陸部へのパッケージツアーの造成を取りやめた大手ホールセラーもあり、パンフレット等紙媒体での造成をやめて、オンラインのみで販売するホールセラーも出てきている。また、パンフレット造成をしても、日本における販売店での露出もきわめて低く、低調な状況が以前続いている。

旅行業界の状況としては、現地法人日系旅行各社だけでなく、中国各地の日本人旅行者を受け入れる旅行社においても、日本人対応部門が廃止になったり、インバウンド部門として統合されたりするなど、規模の縮小化や弱体化が進んでいる。日本語ガイドについても深刻な状況が続いており、廃業し別業界に転職もしくは中国人訪日旅行添乗員業務に社内配置転換等日本語ガイドとしての業務継続が難しい状況となっている。また、ホテルの国籍別日本人市場シェアも低下しており、相対的な日本人市場の地位低下が続いている。

主な原因としては、日中政治問題・環境問題に起因するさまざまなメディア報道であると推察できる。現時点でできる事としては日本人観光客が懸念するPM2.5を中心とした環境問題解決を継続的に訴えて行くと同時に、政府主導の大気汚染策改善による環境好転状況も諸外国のメディアを通じて積極的にアピールをし、訪中外国人客増に努め、ネガティブな報道から脱却をする状況を作り出す必要もあると思われる。

具体的には北京オリンピックや上海万博前に盛んに行われていた、中国国家旅遊局や地方旅遊局等が主催する、日本側旅行会社、販売・営業担当者を対象とした招聘視察旅行の復活や、これら旅遊局等と合同での訪中商品開発・販売商品や大型団体誘致に対する助成金等の支援策について、早期に検討いただくよう要請したい。

中国からの訪日旅行

2011年に中国人訪日旅行数が約104万人であったが、外交問題による日本行のプロモーション自粛等の逆風があったにも関わらず、2014年には急速に拡大している。旅行形態別には、沿岸部大都市圏ではリピーターおよびマルチ査証緩和による訪日個人旅行者（FIT）層の拡大が見込まれ、ニーズは多様化する一方である。内陸部では海外旅行未経験者もまだまだ多く、周遊型（周遊型ツアー）を中心に増加して行く傾向にあるといえる。旅行者思考は「初めての訪日旅行は、所得や資産の水

準に関わらず、ゴールデンルート周遊行に参加」、「リピーターは、所得水準などの要件を満たせば、周遊行から自由行（フリープラン）又はオーダーメイド旅行に切り替える傾向が強く、コースや目的も多様化」、「リピーター率は、現状他のアジア諸国に比べて低いが、自由行又はオーダーメイド参加者が今後飛躍的に増加。一方で、引き続き東京大阪間を周遊するゴールデンルート周遊行も増加」に向かうと思われる。

また、旅行形態別に分析をすると、FITおよびオーダーメイド型ツアーでは1万～1万3,000元程度の高価格帯が中心、自由行パッケージでは、5,000～9,000元程度の一般価格帯が中心であり、これら価格帯の購買力を有するターゲットは中産層以上と推察できる。一方、周遊行の価格帯は、3,000～5,000元の低価格帯、6,000～9,000元程度の一般価格帯を中心に、一部では1万～1万8,000元程度の高価格帯商品まで、幅広い商品が流通している。なお、周遊行のうち7割程度はショッピングツアーとして催行されていると推察される。

マルチ観光査証については、これまで東北、沖縄への訪問を義務付けた3年査証しか存在しなかったが、2015年1月より5年間マルチ観光査証発給が開始されたことにより、富裕層リピーターが増加することが想定される。

そして、富裕層市場の特徴は2014年にInternational Luxury Travel Marketing Asia社（ITLMアジア社）の「2014年 中国人富裕層の旅行調査」によると「余暇志向で最も高いのが旅行（約56%）、読書、喫茶、家族との触れ合い、ドライブと続く」、「月平均8.3日を出張旅行に費やしており、また47%が年に1～2回、36%が3～5回海外旅行に出かけている」、「旅行目的は観光64%、ショッピング52%、商用48%である。また医療目的の渡航が12%存在する」、「日本の人気は7位（6.5%）、前年11位（4.7%）であり、その人気は増している」、「旅行志向としてはビーチアイランドリゾートが59%と最も高く、以下ドライブ（43%）、グルメとショッピング（42%）、自然探訪（37%）、芸術鑑賞（28%）と続く」、「旅行予約については旅行会社を通じたケースが50%と約半数であり、代表的な中国系大手旅行会社が占めている」等との報告があり、新たなスタイルの旅行市場成長の牽引役市場になって行く事が期待できる。

2015年度の展望

2014年11月にAPECにあわせて日中首脳会談が実現し、日中間の交流が拡大する可能性もある。

日本人の訪中に関しては、2015年5月には観光三団体（一般社団法人日本旅行業協会【JATA】、一般社団法人全国旅行業協会【ANTA】、公益社団法人日本観光振興協会）が、3,000名規模の訪中団を組織し、官民相互での日中観光交流促進をすすめる。JATA田川会長はその記者会見で、「海外旅行者数2,000万人達成のためにも、韓国同様中国も早期に300万人に戻すことが重要」であ

るといい、「双方向の交流を通じた相互理解の深化こそ、互いに持続的な成長をもたらすもの」であると強く訴えた。今回の大型訪中により民間から観光交流の復活の機運を盛り上げていく事を期待したい。また、さまざまな文化交流行事運営には中国政府にも優先的にご配慮をいただき、受入対応をお願いする事としたい。さらに、中国国内各地は有数の観光資源が存在しており、他のアジア各国比較でも優勢性は大いにあると思われるため、特に双方の政府レベルでの一般観光市場に対する継続的なプロモーションを日本側で実施する事が必要であると思われる。

中国人の訪日市場においては、ニーズが多様化する中で、供給されている旅行商品が不十分である事から旅行会社側は顧客対応に困難を極めている。オンライン旅行会社（OTA）も、対応商品がホテル宿泊と航空券に限定され、オーダーメイド旅行対応および、旅館、食事、入場、ゴルフ等のさまざまな多様化する顧客ニーズに十分対応できていない事が大きな障壁となっている。日系旅行会社が日本人市場で培って来たノウハウ、スキルが生かされる市場が形成されつつある事が期待できる。

ただし、残念な事に2011年北京の外資系合併旅行会社3社に中国公民の海外旅行取り扱いの認可が下りて以来、外資100%の旅行会社などに対し開放の動きが見られない状況である。また、中国（上海）自由貿易試験区、その他地域の自由貿易区では合併を前提に外資へのライセンスを設立し、2年目以降認められるような状況であるため外資企業への認可のスピードは遅滞状況であると言える。大きな市場拡大が期待できるが、多用化したニーズがさまざま存在する中で中国の旅行業界を発展・成長をさせていただくためには、海外旅行市場をこれまで多年取り扱って来た外資100%の旅行会社の力が必須と思われる。特に、訪中市場を一定の年月取り扱って来た経験のある日系旅行会社は多様化した中国人海外旅行市場に対応可能な組織、人材を保有している企業も存在し、優先的にライセンス認可を拡大して行く事により、スピード感を持った業界発展のシナジー効果を期待できる。また、外資旅行会社における現地中国人社員のスキルアップのために外資旅行会社所属の外国人社員の中国国内駐在による人的教育サポートが非常に重要になってくる。外国人駐在員に対する労働査証、税金面での優遇制度導入の検討をお願いしたい。

また、インターネット取引においても外資規制が存在し、外資マジョリティーおよび合資の旅行会社は自社商品（パッケージ旅行など）以外の商品（特にホテル単品など）の販売が出来ないとともに、WEBサイトでの広告事業も行えない状態であるため、旅行業界発展の阻害要因ともなっている。

総括すると、中国国内旅行会社の活性化、業界のシナジー効果を最大に発揮させるためには販売・営業面でのライセンスを独資企業に対しても認可を促進させ、両国間の人流拡大による業界発展と経済発展を目指して行く環境を生み出していくべきであると言える。特に、

2015～2020年は中日間の交流人口は飛躍的な拡大を見込まれる市場であり、両国間のメリットは非常に大きいと言える。

今年度の最重要課題として中国政府としても認可を加速化して事が必須である事を提言させていただく事としたい。

＜建議＞

- ①2011年に北京の外資系合弁旅行会社3社に中国公民の海外旅行取り扱いの認可が下りて以来、外資100%の旅行社などに対し開放の動きが見られない。一方、中国（上海）自由貿易試験区では合弁を前提に設立2年目以降認められるようになったが、今後の旅行業界の発展のためにも、合弁でなく外資100%の旅行社に対し出境ライセンスを早急に認可すべきである。
- ②日本人観光客が懸念するPM2.5を中心とした環境問題解決を継続的に訴えて行くと同時に、政府主導の大気汚染改善策による環境好転状況も諸外国のメディアを通じて積極的にアピールをし、訪中外国人客増に努めるべきである。
- ③インターネット取引（付加価値電信業務）における外資規制（「外商投資電信企業管理規定（國務院令第534号）」を改正すべきである。旅行業の場合、外資マジョリティーおよび合弁の旅行会社は自社商品（パッケージ旅行など）以外の商品（特にホテル単品など）の販売が出来ないとともに、WEBサイトでの広告事業も行えない状態にあり、旅行業界発展のためには自由化を進めるべきである。

2. ホテル

2014年外国人入境者数動向

2014年日本から中国への入境者数は271.8万人で前年より5.6%減少した。一昨年からは22.7%の減少となった。また北京市への入境者数は2014年が24.9万人で前年と横ばいであったが、一昨年からは43.0%の減少となっており、この2年間で比較すると中国全体より北京市の減少率が大きく、2012年以前における北京市への入境目的としては観光需要が高かったことが窺える。

2012年下期より観光需要が低下し始めてから2年以上が経過したが、いまだ回復の兆しは見えていないのが現状である。

当初は日中間の政治問題等の影響も受けて入境者が減少し始めたが、今最大の問題は大気汚染（PM2.5）であり、この問題が解決されない限り大きな観光の回復は難しいと考えられる。

今後も大気汚染の改善に取り組んでいただき、中国政府において関連情報を世界に発信することが望まれる。

北京市内ホテルの現状

2013年の三中全会で決議した五星ホテルでの政府系利用の禁止により、宴会利用においては大きな打撃となり、現在五星ホテルの宴会部門が大変苦戦を強いられている。

一昨年の贅沢禁止令によるレストラン、宴会場での高額利用者の激減に引き続き、さらなる締め付けにより、大規模ホテルの大半が二期連続して業績が大幅に悪化している。

また宿泊利用においてもインターネットの普及が加速し、C-TRIPを中心とした中国系のOTAが台頭し、中国国内でのガリバー企業にまで成長し、低価格に導くプライスリーダー的な存在となり、単価下落が一段と進み収入の減少に繋がっている。

中国経済の成長において今後も鈍化傾向が進むとさらに厳しい環境になることが予想される。

中国国内における日系ホテルとしては早期の日本人利用の回復が必要不可欠となっている。

中国への日本人の誘致活動に期待

日中首脳会談以降、経済交流においては活動が活発化し、ビジネス利用における需要は比較的早い時期に増加が見込めると予想されるが、観光においては踏み込んだ誘致活動が必要で、活発な経済交流による中国と日本の友好関係をアピールし、経済発展のための友好的な情報発信の頻度を高め日本人が中国に対し好印象を持つことが必要だと思われる。

それに合わせて観光需要を呼び起こすための日本での中国の観光イベント開催や観光番組での頻繁な中国観光地の紹介など、政府・マスコミ・旅行会社が一体となって誘致活動を積極的に実施することが望まれる。

＜建議＞

- ① 日本入就労ビザ取得に際し、北京市の場合は大学卒業以上であることが条件となっている。ホテル専門学校卒や観光専門学校卒にも優秀な実務経験者が多いので、ぜひ条件を緩和していただきたい。大学卒業証書原本と学位証明書の提出が必要であるが、この条件も緩めていただきたい。また北京市においては就労ビザを取得するまでの期間が長期に亘るため、期間の短縮をお願いしたい。
- ② 中国の観光業界活性化のためにも、日本人誘致に向けた広報宣伝活動を強化いただき、日本における観光イベントへの参加やメディアを活用した観光プロモーションなど積極的をお願いしたい。
- ③ 今日PM2.5で総称される大気汚染が日本の観光客を減少させている最も大きな要因の一つであるため、大気汚染対策を明確に公表し、改善に向けた取り組みを各国に向けてアピールしていただきたい。
- ④ ホテル周辺およびホテル内に進入し違法なチラシを配布する業者に対して、顧客の安全および中国のイメージアップのため取り締まりの強化をお願いしたい。
- ⑤ 自動車の交通マナーの悪さが要因で渋滞になるケースをよく見かけるが、交通ルールを強化して渋滞緩和に向けた対策の検討をお願いしたい。